熊本県文化財調査報告　第44集

# 玉泉寺

―古墳と中・近世寺院の調査―

1980

熊本県教育委員会

熊本県文化財調査報告　第44集

# 玉泉寺

## ―古墳と中・近世寺院の調査―

1980

熊本県教育委員会

（上）現玉泉寺伽藍

（下）玉泉寺本尊地蔵菩薩座像

（上）玉泉寺３号墳全景

（下）同 周溝部の遺物出土状況

# 序　　文

熊本県教育委員会では、九州縦貫自動車道建設に伴ない、日本道路公団の委託により、昭和50年度から昭和54年度にかけて松橋～八代間の埋蔵文化財発掘調査を実施しました。

本報告書は、この間に実施した八代市の「玉泉寺古塔碑群」に関するものであります。当初、古塔碑群の調査に着手し、歴代住職の墓地を確認し、さらに寺域を調査する段階で、庭園跡、さらには破壊された古墳二基を検出しました。

本書が、埋蔵文化財に対する認識と理解、さらに学術、研究上の一助になれば幸せです。

発掘調査の実施に当たりましては、日本道路公団の御理解と御協力をはじめとして、調査指導の先生、地元の方々から多大の御協力を賜りました。ここに心からお礼を申しあげます。

昭和55年３月31日

熊本県教育長　井　本　則　隆

# 例　言

本稿は、熊本県教育委員会が昭和52年の７月から10月にかけて実施した九州自動車道（松橋～八代間）に関する埋蔵文化財の発掘調査の報告である。

本報告書には、八代市岡町中行西所在の玉泉寺古塔碑群、および調査実施中に新たに発見された２基の消滅した古墳の周溝調査結果を主として収め、併行して実施した関連調査の成果等についても可能な限りこれを収載した。

また、これらの調査結果を踏まえて中世寺院の性格を考察し、本報告書の終章とした。

本書の「玉泉寺遺跡」の執筆は、主として桑原憲彰が行ない、第３章の３の玉泉寺３号墳出土の遺物の項については勢田廣行が分担した。また、「第５章の玉泉寺の関連調査」の項に収載した関連遺跡や寺院の調査結果については、各調査担当者がこれを行い、その報告文の末尾にそれぞれの文責名を記入した。

遺物処理、および本書に使用した図の作成は、熊本県文化財収蔵庫において行ったもので、桑原が補訂して掲載した。製図は、勢田廣行、広瀬賜代両氏の協力を受けた。

掲載写真は、白石巌によるものである。なお、本書の編集、構成は桑原憲彰が行った。

# 目　　次

序文、例言、調査の組織


序　章　調査の概要……2
　1．調査に到る経緯……2
　2．調査日誌抄……5
　3．調査区について……10
第1章　遺跡の概要……12
　1．位置と環境……12
　2．玉泉寺についての概略……15
第2章　玉泉寺境内古塔碑群の発掘調査……16
　1．歴代住職墓碑……16
　　1．各墳墓碑の遺構・遺物……16
　　2．考察……29
　2．洪福寺五輪塔……33
　　1．洪福寺について……33
　　2．調査の動機……33
　　3．遺構……35
　　4．供養墓誌銘……37
　　5．考察……39
　3．吉田家板碑・墓石……42
　4．新発見の庭園……44
　　1．遺構……44
　　2．遺物……47
　　3．庭園の復元……47
第3章　玉泉寺境内古墳跡地の発掘調査……48
　1．岡町古墳群について……48
　2．玉泉寺2号墳……51
　　1．遺構……51

2．遺物……52
3．考察……54
3．玉泉寺3号墳……55
1．発見の動機……55
2．遺構……55
イ、石室の残存石材……55
ロ、周溝……57
3．遺物（須恵器・土師器・弥生式土器）……61
4．まとめ……81
第4章　玉泉寺の什物調査……84
1．仏具類・その他……84
イ、玉泉寺所蔵軸物……84
ロ、その他（箱裏書等）……89
第5章　玉泉寺の関連調査……90
1．中世時における玉泉寺の伽藍配置……90
1．遺構と地名　2．中世玉泉寺の墓域
2．江戸期における玉泉寺の伽藍配置……93
1．文献より見た改築の歴史　2．仏殿と庫裡の間取り
3．玉泉寺の行事……97
4．境内出土の金銅仏について……98
5．常楽院の略歴……99
1．豊野村中間移転前　2．中間移転後
6．西大寺末寺の調査……104
1．浄光寺蓮華院由来　2．調査の対象として取扱ったもの
3．出土品の説明　4．調査を終って
第6章　ま　と　め……118
1．玉泉寺の歴史……118
2．玉泉寺を通して見た中世寺院の一性格……122
お　わ　り　に……128
付　録
玉泉寺関係金石文釈文……1
玉泉寺所蔵文書釈文……7
図版54枚

# 挿入図版目次


第1図　九州自動車道と埋蔵文化財……4
第2図　調査区域設定図……11
第3図　玉泉寺遺跡の位置……12
第4図　玉泉寺遺跡の立地地形図……（折込み）
第5図　玉泉寺の仏殿……15
第6図　逸堂俊墓……16
第7図　鐵雲祖崙和尚詣り墓……17
第8図　伝・開山月山禅誉塔……18
第9図(1)　塔下部出土蔵骨器（実測図）……19
第9図(2)　伝・開山塔下部出土瓦質蔵骨器……20
第10図　蓋石と蔵骨器……20
第11図　伝・開山塔及び歴代住職墓石…(1)・(2)…21
第12図　潮音和尚墓……23
第13図　乾外押和尚墓……24
第14図　乾山禅享墓……24
第15図　玉泉四世智剛月峯首座之廟……25
第16図　祖秀上座墓…(1)・(2)……26
第17図　不明墓（開山塔火輪破片利用）……27
第18図　径山允正墓……27
第19図　公人珊座元墓……28
第20図　玉泉寺歴代住職墓石基礎部平面図……
……（折込み）
第21図　歴代住職墓墓坑平面図……（折込み）
第22図　玉泉寺歴代住職墓所全景……29
第23図　鐵雲崙祖墓前に置かれた踏み石……31
第24図　甕の埋葬状態（No.11座元禅師墓）……31
第25図　甕を墓所へ運ぶための輿……32
第26図　洪福寺ケンポン堂裏板碑……33
第27図　洪福寺ケンポン堂裏の板碑……34
第28図　洪福寺廃寺に関する宝暦期の文書……35
第29図　洪福寺廃寺境内に残る石造遺物実測図…36
第30図　洪福寺開山塔の地下遺構と供養墓誌銘…38
第31図　菊池能運位牌……40
第32図　慶秀供養碑（柘本）……42
第33図　吉田家墓所古墓石類・その他実測図……43
第34図(1)　庭石の配置状況……45
第34図(2)　玉泉寺庭園残存庭石側面図……46
第35図　残存庭石と土留用列石……（折込み）
第36図　岡町古墳群分布図……49
第37図　玉泉寺二号墳遺構平面図（その1）……
……（折込み）
第38図　玉泉寺二号墳遺構平面図（その2）……
……（折込み）
第39図(1)　二号墳出土遺物（中・近世遺物）……53
第39図(2)　近世の花瓶……54
第40図　玉泉寺三号墳遺構平面図……56
第41図　三号墳の石材の残存状態……58
第42図　三号墳の基礎部と石材の抜かれた跡……59
第43図　三号墳残存石材所在位置断面図……60
第44図　三号墳周溝部上面の遺物の出土状況（東
側溝部）（D—区）……62
第45図　三号墳周溝部上面の遺物の出土状況（西
側周溝部）（D—6区）……63
第46図　三号墳遺物実測図……65
第47図　三号墳遺物実測図……67
第48図　三号墳遺物実測図……69
第49図　三号墳遺物実測図……70
第50図　三号墳遺物実測図……71
第51図　三号墳遺物実測図……73
第52図　三号墳遺物実測図……75
第53図　三号墳遺物実測図……77
第54図　三号墳遺物実測図……79
第55図　鐵雲崙上人写老僧之面影(玉泉寺所蔵)…85
第56図　五社宮棟札……86
第57図　釈迦院の山号の刻まれる華瓶と燭台……87
第58図　釈迦涅槃図入箱裏書……88
第59図　境内建物を記録した「賞」……91
第60図　玉泉寺の伽藍配置絵図（江戸時代）……94
第61図　金銅仏実測図……98
第62図　常楽院全景……99
第63図　浄光寺蓮華院の位置……104
第64図　浄光寺蓮華院出土遺物（鶴亀燭台）……105
第65図　浄光寺蓮華院出土遺物（鶴亀燭台）……107
第66図　浄光寺蓮華院出土遺物（小仏像2体と金
銅香炉1点）……109
第67図　浄光寺蓮華院出土遺物（文様瓦1）……111
第68図　浄光寺蓮華院出土遺物（文様瓦2）……113
第69図　浄光寺蓮華院出土遺物(文様瓦と瓦器)…115
第70図　浄光寺蓮華院出土遺物(金銅仏頭1躰)…116

第71図　玉泉寺の寺名が見える八代日記（天文10年4月2日の項）……120
第72図　天保五年銘仏殿棟札……1
第73図　常楽院の喚鐘……2
第74図　玉泉寺所蔵位牌の一部……3
第75図　玉泉寺所蔵頂相……4
第76図　五社宮厨子に残された墨書……5
第77図　供福寺開山塔墓誌銘……6
第78図　玉泉寺所蔵文書「覚」(1)・(2)……7
第79図　玉泉寺所蔵文書「泰勝寺支配ニ而」……9
第80図　年忌考年代略記……10
第81図　玉泉寺所蔵文書「當寺再興化縁簿」……18

# 表　目　次

表1.　歴代住職基調査結果一覧……80
表2.　玉泉寺三号墳出土遺物の位置づけ……82
表3.　玉泉寺境内散乱の五輪塔の各部……92
表4.　龍峰山玉泉寺常楽院歴代住職名表……100
表5.　西大寺末寺帳に見られる肥後の寺院名…119
表6.　玉泉寺関連年表……126

# 巻末図版目次

図版1　玉泉寺全景
（上）玉泉寺仏殿と旧庫理（南側より）
（下）同参道と山門所在跡
図版2　玉泉寺歴代住職墓所
（上）歴代住職墓遠景
（下）同近景（北側より）
図版3　玉泉寺歴代住職墓所
伝・開山塔
図版4　玉泉寺歴代住職墓所
（上）伝・開山塔火輪裏面の枘
（下）同地輪の枘穴
図版5　玉泉寺歴代住職墓所
（上）同水輪上部枘穴と報賽物収納穴
（下）同水輪下部枘
図版6　玉泉寺歴代住職墓所
玉泉寺再中興の祖・鉄雲嵩和尚詣り墓
図版7　玉泉寺歴代住職墓所
（上）伝・開山塔下部遺構（囲い石と納骨器石蓋）
（下）歴代住職墓基礎部遺構
図版8　玉泉寺歴代住職墓所
（上）墓所全景
（下）同（西側より）
図版9　玉泉寺歴代住職墓所
（上）No.1逸堂俊墓の方形墓坑
（下）No.10径山允正墓の甕葬
図版10　玉泉寺歴代住職墓所
（上）No.8墓坑とその埋葬状態
（下）同墓坑内人骨
図版11　玉泉寺関係古塔碑群
（上）玉泉寺境内西側所在五輪塔
（下）玉泉寺参道右手路傍古塔群
図版12　玉泉寺関連古塔碑群
（上）吉田家墓所内古墓碑群
（下）玉泉寺境内出土の五輪各部
図版13　玉泉寺関連古塔碑群
（上）伝・上村氏墓所全景
（下）同所五輪残欠
図版14　玉泉寺庭園
（上）玉泉寺庭園庭石残欠
（下）同庭園部土留め用列石
図図版15　玉泉寺所蔵什物
（上）玉泉寺山号扁額
（下）同寺号扁額
図版16　玉泉寺仏殿の本尊
地蔵菩薩座像（南北朝～室町時代）
図版17　玉泉寺所蔵秘仏と禅瑞手箱
（上）観音座像
（中）裏面の禅瑞の著名
（下）禅瑞銘入り手箱
図版18　玉泉寺開祖の頂相
開山月山禅誉木像か

図版19　玉泉寺所蔵什物
（上）釈迦院の山号入りの三具足
（下）同寺所蔵位牌
図版20　玉泉寺二号墳関係遺構
（上）二号墳北側一帯の礫群
（下）同円礫群（もと石室内床に敷かれていたもの）
図版21　玉泉寺二号墳遺構
（上）二号墳跡地周辺の礫群
（下）同礫群を取り除いたところ
図版22　玉泉寺二号墳遺構
（上）同二号墳旧石室所在場所
（下）二号墳跡地石材が抜き取られた跡
図版23　玉泉寺二号墳遺構
（上）玄室部分の石材抜き取り跡と根堅めの状態
（下）玄室右側壁の根石の状態
図版24　玉泉寺二号墳遺構
（上）羨道部右側壁石材の下部残欠
（下）同左側壁基礎部石組状況
図版25　玉泉寺三号墳遺構
（上）三号墳周辺の発掘区設定状況
（下）同墳周溝部上面の遺物の出土状況
図版26　玉泉寺三号墳関係遺構
（上）石室残欠石材と周溝（西側より）
（下）石室残欠石材と周溝（東側より）
図版27　玉泉寺三号墳関係遺構
（上）周溝を断ち切る土橋部分、前方の建物は玉泉寺仏殿と新築の庫裡
（下）同墳周溝部と遺物の出土状況（東側より）
図版28　玉泉寺三号墳関係遺構
（上）浮き上がった石材と礫群
（下）南側周溝部における遺物出土状況
図版29　玉泉寺三号墳関係遺構
（上）地元民の話にもとずき、石材を旧状に復した状況
（下）同状況を裏面から見たところ
図版30　玉泉寺三号墳関係遺構
（上）旧状に復したところ（南側より）
（下）石材基礎部の堀込みの状況
図版31　玉泉寺三号墳関係遺構
（上）石材抜去跡と根堅めの状況(西北方向よ
（下）同部拡大写真
図版32　玉泉寺三号墳関係遺構
（上）周溝部上面における大甕の破損状況
（下）周溝部上面の遺物の出土状況
図版33　玉泉寺三号墳関係遺構
（上）周溝部における遺物の出土状況
（下）同所拡大写真
図版34　玉泉寺三号墳関係遺構
（上）周溝部の遺物の出土状況
（下）同全景写真
図版35　玉泉寺三号墳関係遺構
（上）周溝部における遺物の出土状況
（下）同
図版36　洪福寺関係遺構
（上）洪福寺跡ケンポン堂
（下）同廃寺跡所在の中世墓所
図版37　洪福寺関係遺構
開山塔全景
図版38　洪福寺関係遺構
（上）同開山塔火輪納
（下）同開山塔水輪部納穴
図版39　洪福寺関係遺構
（上）開山塔地輪下墓誌板石
（下）同墓誌銘
図版40　洪福寺関係遺構
（上）墓誌板石下の基礎部の状況
（下）基礎部内の小石室
図版41　浄光寺蓮華院遺跡
（上）現在の蓮華院誕生寺本堂
（下）浄光寺蓮華院五輪塔（関白塔）
図版42　浄光寺蓮華院境内出土遺物
出土した仏具類
図版43　浄光寺蓮華院境内出土遺物
金銅仏頭１躰
図版44　浄光寺蓮華院境内出土遺物
（上）小仏像２躰
（下）滑石勾玉１点
図版45　浄光寺蓮華院境内出土遺物
（上）軒丸瓦と軒平瓦平
（下）丸瓦と平瓦片
図版46　浄光寺蓮華院境内出土遺物
（上）瓦質火鉢の口縁部と同底部
（下）瓦質盤
図版47　浄光寺蓮華院境内出土遺物
（上）土師質土器（燈明皿）
（下）青磁と白磁碗片

図版48　玉泉寺三号墳出土遺物
図版49　玉泉寺三号墳出土遺物
図版50　玉泉寺三号墳出土遺物
図版51　玉泉寺三号墳出土遺物
図版52　玉泉寺三号墳出土遺物
図版53　玉泉寺三号墳出土遺物
図版54　玉泉寺三号墳出土遺物

# 玉泉寺関係資料目次

1．玉泉寺関係金石文……1
(1) 天保銘の棟札……1
(2) 龍峰山玉泉寺常楽院喚鐘銘……2
(3) 常楽院安置位牌……3
(4) 位牌の一部と頂相（玉泉寺蔵）……3
(5) 玉泉寺境内五社大神宮・厨子扉裏の墨書……5
(6) 洪福寺開山塔墓誌銘……6
2．玉泉寺所蔵文書釈文……7
(1) 覚……7
(2) 泰勝寺支配ニ而……9
(3) 年忌考（年代略記）……10
(4) 当寺再興化縁簿……17
(5) 朝課回向……17
(6) その他……22

# 調査の組織（玉泉寺遺跡関係）

| | | |
|---|---|---|
| 調査責任者 | 文化課長 | 岩崎辰喜 |
| | 前文化課長 | 合志太助 |
| | 文化課長補佐 | 田辺宗弘 |
| | 前課長補佐 | 真弓袈裟勝 |
| | 前課長補佐 | 田中　繁 |
| 調査総括 | 文化課文化財調査係長 | 限　昭志 |
| 調査事務担当者 | 文化課管理係長 | 村上孝司 |
| | 前管理係長 | 望野正雄 |
| | 文化課主事 | 石原昭宏 |
| | 文化課主事 | 矢野みゆき |
| 調査指導助言者 | 熊本大学名誉教授 | 松本雅明 |
| 調査担当者(主) | 文化課技師 | 桑原憲彰 |
| | 文化課臨時職員 | 広瀬正照 |
| | 駒沢大学大学院学生 | 鶴嶋俊彦 |
| 調査協力者 | 玉泉寺住職 | 佐々木順誓 |
| 調査作業員 | 坂井一夫（主任） | 外地元有志9名 |

# 序　章　調査の概要

## 1.　調査に到る経緯

九州自動車道鹿児島、宮崎線（松橋・八代間）文化財分布調査を道路公団より依頼され、県教育庁社会教育課で国庫補助を受け調査団を組織し、調査に着手したのは昭和46年早々のことであった。

以来、人手不足と期間に追われながら、同年3月には松橋・八代間「文化財分布調査報告書」として調査結果がまとめられたが、これが以後の玉泉寺調査の出発点となるものであった。

この分布調査の踏査担当者は平岡勝昭氏（当時県社会教育課主事）であったが、当時の調査表を繰ってみると玉泉寺に関しては次のような記述がなされている。「玉泉寺古塔群（所在地・八代市岡町大字岡中）、現玉泉寺の南東にある古塔群で、10数基の墓石等が並んでいる。玉泉寺に関連する僧侶等の墓地であろう。江戸後期のものが多いが、寺院の歴史を知るうえで貴重な資料といえよう。」

また、工事に対する措置としては「現状保存が望ましいが、除外できない場合、調査後移転も止むをえないと思う。」一と記されている。

46年当時、この玉泉寺古塔碑群の内、明らかに中世時のものと思われる伝・開山塔は別として、江戸後期から明治にかけての近世・近代墓については、埋蔵文化財として取扱うか一般墓所として所有者の意志にまかせるか、その判断に苦しむ所であった。

しかし、当時最高潮となった圃場整備を始めとする各種産業開発の波のなかで次々と近世墓地が破壊改葬されていく状況を見るとき、近世墓も考古学の対象として考えるべきではなかろうかという意見が課内にも強く、発掘調査への第一歩を踏み出すことになった。

松橋・八代間の発掘調査は、昭和49年下益城郡松橋町竹崎の竹崎城跡を皮切りに着手されたが、当玉泉寺古塔碑群の発掘調査に着手するまで早3年が経過していた。

昭和52年5月早々調査に着手しようとしたが、他の古代・中世の遺跡と違い種々の困難な状況下におかれていることが、その直前になって解った。それは、踏査時にも問題になったように玉泉寺古塔碑群が我々からは埋蔵文化財と目されながら、実は寺院側にとっては、被葬者の氏名、没年等すべてが確実な、紛れもなく歴代住職の墓であるという事実に遭偶した時にはっきりした。つまり墓であるからには当然、関係者の手で移転改葬すべきとする寺総代の主張は当然であり、文化財調査者としてわけ入る隙間はないように思われた。

しかし、当寺住職の「折角の機会だから改葬を機に県に調査をお願したら」という総代会での発言により調査への糸口が見つかった。ただこの時点では、公団と寺院側との正式の土地の売買契約がなされていなかったためすぐに発掘調査には着手できず、この間、関連調査を実施しながらその期を待つことにした。また、これらの古塔碑群を移転復元する場所は仏殿裏ときまっていたが、この場所には旧庫理がまだ解体されないまま放置されており、早急な墓碑群の発掘移転は望むべくもなかった。

このため、7月初旬は玉泉寺を中心とする周辺地形図の作製や、周辺遺跡の踏査や当寺に関連する地名・伝承の聞き取り調査にあたった。

また、玉泉寺歴代住職墓所を除いた他の部分については、調査可能となったため調査を進め本来の墓所調査の時期を待った。

この間の調査で路線敷地内より、墳丘を失ない周溝のみ残る二基の古墳残欠を発見、新たにこれらの遺構についても調査を実施した。また同区域内より、玉泉寺の塔柱に付属したと思われる中世の庭園跡が確認できたことも収穫のひとつであった。

9月にはいると、寺と公団との間で土地売買契約が成立したため事情は好転し、同月中旬には本来の古塔碑調査に着手できることになった。このように踏査による遺跡としてのリストアップから発掘調査着手まで6年の歳月を経過したが、玉泉寺歴代住職墓所の調査開始にあたって、近世墓は埋蔵文化財か墓かといった問題が再燃し調査着手を若干遅らせることになった。

つまり、同墓所の管理者である寺および、その責任役員である寺総代から、「文化財と目される伝・開山五輪塔だけ発掘調査するのは可笑しい、全部の墓を調査し遺体を発掘して改葬して欲しい」といった要求がなされたからである。

このため、二基の明治年間の甕棺の住職墓も含めて墓全部の遺体を発掘し、その遺骨を寺院側に引渡すことにした。とくに明治時代の墓の遺体は生々しく取上げた後、同所で住職により荼毘に付されたが、恐らく、明治年間の甕棺墓の調査を実施したのは本県文化課をもってその嚆矢とするのではなかろうか。

なお、調査開始後の経過は2、調査日誌抄に述べるとおりである。

第1図　九州自動車道と埋蔵文化財

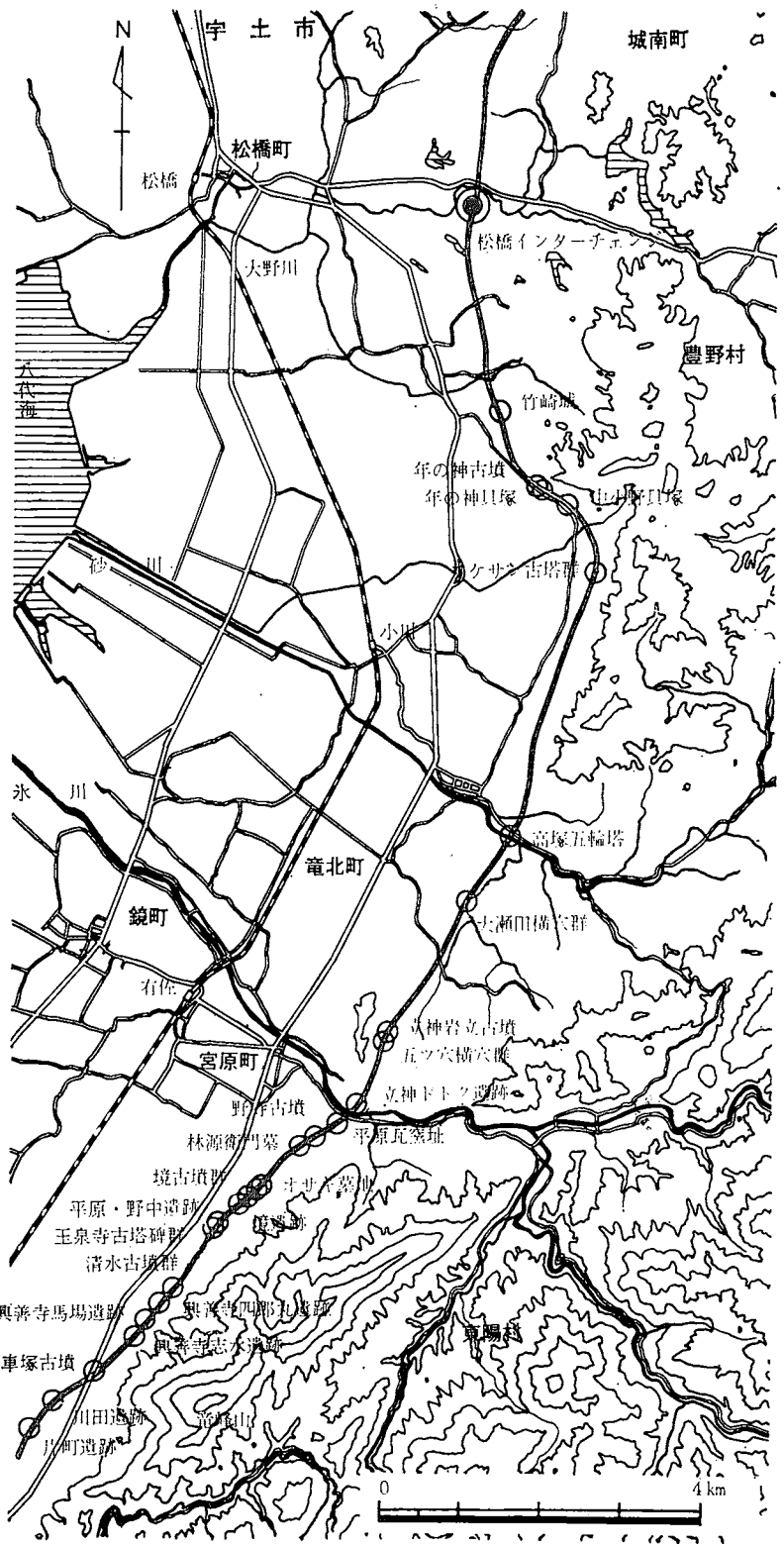

## 2、調査日誌抄

ここに掲げたものは、昭和52年7月1日から同10月31日まで実施した「玉泉寺遺跡」の発掘調査の経過を調査日誌より抄録したものである。

なお、九州自動車道敷地内にある玉泉寺歴代住職墓の文化財としての取扱いについて、公団、玉泉寺、同寺総代、文化課等4者の間で思惑が異なり、仲々調整が着かず本来の調査に着手できず、関連調査を先に実施し、時期を待つ状態が暫らく続いた。このため調査期日が4か月の永きに亘ったが、本来の古塔碑群の調査日数は約30日位であった。

**昭和52年7月1日～7月24日**　玉泉寺歴代住職墓の移転についての話合いが進展せず、発掘調査に着手できないため、取り敢えず縮尺500分の1で玉泉寺周辺の地形測量を開始した。

**7月25日**（月）晴　玉泉寺仏殿裏手の小堂宇横にプレハブの現場小屋を設置した。午後は玉泉寺庫裡で寺総代・区長等関係者に埋蔵文化財調査に関する説明会を行った。

**7月26日**（火）　玉泉寺裏手一帯の地形測量の補正を行った。外、八木運送と請書を交換しブルの搬入等を行った。また、現場小屋内の整理と物品の点検を実施した。

**7月27日**（水）　歴代住職墓所を除いて路線敷地部分の表土はぎを開始した。なお、地形測量中に路線敷地外で石材二個と残丘を持つ古墳一基を発見し（玉泉寺1号墳）地形図上に収めた。またD所一4区とD所一5区の境いの土手から古墳石室の天井石と思われる巨石を発見した。

**7月28日**（木）快晴　地形測量が終了、清水建設と発掘調査についての打合わせを行った。

**7月29日**（金）晴　B所の古塔碑群周辺の排土と、同所の孟宗竹の伐採等を実施した。

**8月1日**（月）晴　本日よりブルで排土したC・D所一帯の発掘作業を開始し4か所に落ち込みを発見、その精査を行った。また、現場に残る旧溝の排土等も実施した。

**8月2日**（火）晴　D所一4区、同一5区境いの古墳石材周辺の発掘を実施、古墳の石材や須恵器片が50片ほど出土した。

**8月4日**（木）晴　玉泉寺から北方へ1,000 mほど隔った平河氏の墓所（五輪塔残欠所在）の調査を熊本県自動車道事務所・道路公団・施工業者・県文化課の立合いで実施した。

**8月5日**（金）晴　A所一1区は、玉泉寺の法堂所在推定地で、二号墳跡地でもあるため10時から当所の発掘に着手した。

**8月8日**（月）晴　吉田家移転新設墓所内の墓碑、板碑4基の調査を実施し、その判読・書写を進めた。

**8月9日**（火）晴　A所一1区のNo.1・No.2・No.3のトレンチの掘り下げと精査を実施した。

**8月10日**（水）晴　A所一1区より鉤状に曲る落ち込みが発見された。古墳石室の石材が抜かれた跡と思われる。

**8月11日**（木）曇　D所三号墳の周溝の有無を調べるためトレンチを設定し掘削を開始した。この結果、従来地山と思われていた黄色土層下に須恵器片の含まれる薄い黒色土層が確認され、周溝の存在が濃厚となった。

**8月12日**（金）雨のち晴　B所古塔碑群及びA所一号墳の図面取りを20分の1縮尺で開始した。また、松本雅明氏（県文化財保護審議会委員）の来訪を得、指導・助言を受けた。

**8月17日**（水）晴　D所三号墳周辺の発掘を進めたが、多数の須恵甕片の出土を見た。

**8月18日**（木）晴　D所三号墳の発掘を進めると共にA所二号墳の遺構及び古塔碑群基礎部の実測を進めた。

**8月19日**（金）曇　二号墳及び古塔碑群の実測を進めると共に、三号墳周辺の周溝の実測を進めた。

**8月25日**（木）曇　二号墳の20分の一図面の実測及び三号墳周辺の発掘を続けた。また、玉泉寺住職立合いの元に、所蔵文書の調査を実施した。同時に、後日、文書のコピーをつくるための借用の約束を取り付けた。

**8月26日**（金）曇　二号墳、三号墳周辺の発掘を進める。なお、二号墳については実測・清掃が終了したので午前中に写真撮影を行った。

**8月29日**（月）晴　C所—2区に新しく5×5mの発掘区を設定し掘削を開始した。この部分からは40年ほど前、一寸五分ほどの金銅仏一体が出土しており、玉泉寺の一塔柱が存在したこが推定される場所である。

**8月30日**（火）晴　昨日設定のC所—2区に隣接して、C所—1区を設定し掘り下げたところ人頭大の石数個と、落ち込みが存在するのが確認された。現時点ではその性格等は不明である。

**9月1日**（木）晴　D所—三号墳石材周辺部の発掘を終了し清掃を行った。本日で古墳関係の発掘作業はすべて終了し、以後実測に着手することになる。

なお、本日は住職の手により今回新しく発見された文政年間の玉泉寺伽藍図面の調査を行った。

**9月2日**（金）晴　D所三号古墳残存石材及び周溝の実測に着手した。また、地形図については一部補充測量を開始した。

なお、9月1日、公団と玉泉寺との間に正式の売買契約がなされたため、玉泉寺では総代会が開催された。この席で、住職の要請により関係者に遺跡の概略の説明を行った。

**9月5日**（月）晴　本日でD所三号墳の残存石材の実測を終了した。地形測量の方は1m間隔のコンター記入を始めた。その他、遺物の水洗と収納を行った。

**9月6日**（火）晴　D所三号墳の周溝部の実測を開始した。また、地形図の方はコンター記入を進めた。

**9月7日**（水）晴　三号墳の実測・地形図のコンター記入を進め、本日3時までにはすべて終了した。なお、今日から地区民・寺総代の手で庫裡の解体作業が始まったので、記録写真の撮影を行った。高木石材が古塔碑群の移転復元を請負うことになったため、業者とその期日・調査時点・移転復元の配列等について打合わせを行った。

**9月8日**（木）晴後曇る　D所一三号墳の層序断面の実測を行なった。範囲は長さ14m、深さ70cmで東西の層序図のみ本日中に完成した。玉泉寺の庫裡解体は本日で終了した。

**9月9日**（金）曇り時々小雨　D所一三号墳の南北層序断面図の実測を行い、午前中に終了した。午後はA所一二号墳跡地層序断面図を作成した。

**9月12日**（月）曇り時々小雨　午前中D所三号墳の残欠石材を中心とした写真撮影を行った。終了後、収蔵庫係員三名による周溝部の遺物の取上げ収納が行なわれた。なお、庫裡解体跡から五輪の各輪が出土したが、これらも同時に収納した。取上げた遺物については、本日のうちに収蔵庫へ搬入した。

**9月13日**（火）晴たり曇ったり　再びD所一三号墳の周溝部の掘り下げおよび精密発掘を始めた。また、住職が天保年間の棟札を持参されたので、その略測と趣意の書写を行った。なお、この棟札がどの建物に揚げられていたのかは不明である。

**9月14日**（水）快晴　D所三号墳南側周溝部より、大甕・須恵高坏8個・土師高坏8個・瑞2個・小壺3個・高台付碗・大甕破片・壺破片など多数出土した。なお、本日は八代市役所龍峰支所へ出向き、佐々木住職と古塔碑群の移転について打合わせを行った。

**9月16日**（金）晴　玉泉寺の末流である豊野村の仲間所在の常楽院を訪れ所蔵古文書類および什物の調査を実施した。また、玉泉寺住僧玉井院が参戦した響が原合戦跡地や戦死者を埋葬した相良塚を踏査した。

**9月19日**（月）晴　寺院主催の墓前供養が行なわれ、後高木石材の手によりB所の古塔碑解体作業が始まった。11時30分、伝・開山塔の地輪を取り除いた所、その下から、石の蓋に覆われた火舎の転用と思われる瓦質甕と、塔を取り囲む3m×2.5mの長方形をなす列石が発見された。

**9月20日**（火）晴　B所一2の玉泉寺中興の祖、鐵雲祖崙和尚墓（No.2墓）一帯の表土はぎと伝・開山塔（No.3墓）下より出土した瓦質甕内の精査を行った。埋納遺物は、火葬された少量の頭骨片と銅製環状金具2個のみであった。

**9月21日**（水）曇　B所一6の表土はぎと、中断していたD所三号墳周溝の遺物取上げを行った。午後2時より公団詰所で開かれた九州自動車道関係の埋蔵文化財調査の打合わせ会議に出席した。

**9月22日**（木）曇時々小雨　昨日に引き続き、B所一6の排土とD所一三号墳周溝の遺物の収納を続行した。また、周辺踏査、聞き取り調査も行った。

**9月26日**（月）曇　B所の鐵雲祖崙和尚墓（No.2墓）の発掘に着手した。D所では、二号墳

前庭部推定地周辺の排土を進めた。

**9月27日**（火）晴　B所の乾外押和尚禅師墓（No.5墓）及び座元禅師墓（No.11墓）の発掘に着手した。併行して、上記前庭部推定地の出土土器の精密発掘を行なう。

**9月28日**（水）曇　B所の乾山禅享墓（No.6墓）、玉泉四世の廟（No.7墓）の発掘に着手した。しかし、途中で降雨があったため以後は遺物類の水洗を実施した。

**9月29日**（木）曇　B所の祖秀上座墓（No.8墓）と径山允正墓（No.10墓）の墓坑確認と発掘を行った。また、午後から逸堂後墓（No.1墓）の発掘に着手した。

**9月30日**（金）　昨日に引続いて逸堂俊墓（No.1墓）の墓坑の排土を続けた。また、伝・開山塔（No.3墓）出土の瓦質納骨器の清掃、写真撮影を行ない収納した。

なお、地輪下に、三つの土坑が存在するのが確認された。

**10月4日**（火）快晴　8月30日に設定し、C所—1区と命名した5m×3mの発掘区の発掘を進めた。この結果、黄色土の地山に掘り込まれた大規模な落込みのなかから、列状に組まれた九個の石が出土した。石は奇岩の類いで、見立てがなされ配置されていることなどから、当寺の一塔柱に付属する小規模の庭園遺構と推定した。

**10月5日**（水）快晴　昨日に引続いて同庭園遺構推定部分の発掘を続行した。この結果、表土下20cmの所から長さ280cmの人頭大の石からなる二条の列石が発見された。建物基礎部の土留めかと思われる。他に古塔碑群の各墓坑の清掃とその実測、また、五社大神宮の厨子内墨書の書写も行った。

**10月6日**（木）晴　C所庭園遺構推定部分を更に北側へ横2m、縦6.5m範囲に拡張した。この結果、北東へ走る幅1m、深さ50cmのU字断面をなす素掘りの溝が確定された。また、B所古塔碑群については、昨日で実測を終えたので午前中はその整理と補正を、午後は同所の写真撮影を実施した。

**10月7日**（金）晴　最終段階の実測にかかるため、D所三号墳周溝の最下層遺物の精密発掘に着手した。また、洪福寺・光明寺跡等に所在する板碑・五輪等の関連遺跡の踏査を行った。

**10月11日**（火）快晴　前日に引続きD所三号墳周溝の精密発掘を行なった。また、洪福寺跡地所在の石造物の調査に着手するため、周辺の雑草の処理に当った。

**10月12日**（水）晴　洪福寺跡地所在の五輪塔の解体を行ない、地下遺構の調査を行った。地輪部は表土下に15cmほど埋没しており、その下から蓮弁に縁どられた正方形の花崗岩製の墓誌板石が発見された。

**10月13日**（木）晴　D所三号墳周溝の底部確認のため発掘を進めた。洪福寺廃寺五輪塔については、水洗作業後、写真撮影を行ない供養墓誌の解読に努めた。

**10月14日**（金）快晴　D所三号墳の周溝底部の発掘を進め同遺溝の全貌の把握に努めた。なお、周溝内の遺物はすべて溝底より4～50cmも浮いた状態で出土しており、底部に密着した状

態での出土遺物は見られなかった。併行して、同所の遺物実測と写真撮影を行った。

**10月18日**（火）晴　前日と同様D所三号墳の排土と遺物の実測を進め、午後2時頃には両方共に完了した。

**10月19日**（水）晴　D所三号墳周溝部の遺物の取上げを行った。

**10月20日**（木）晴　D所三号墳周溝部の最後の残土処理、清掃を行ない写真撮影までこぎつけた。特に、周溝外縁の線が明確でなく、一部小試掘溝を設け、横断面から追っかけ把握に努めた。洪福寺関係では、供養墓誌板石下に更に方形の切り石からなる基礎部の存在が確認されたためこの遺構の露出に努めた。午後は八代の公団詰所へ出向き、自動車道関係埋文調査の連絡会に出席した。

**10月21日**（金）晴　D所三号墳遺構全体の100分の1縮尺による平板測量を行い、20分の1図面に入っていないピット、落ち込み類もこの図に収めた。なお、現時点での三号墳に関するすべての処理を終了した後、ブルを使用して古墳石材類をすべて撤去、その跡地の掘り込み等の調査を行った。

**10月24日**（月）晴　午前中は、長崎大学医学部による興善寺馬場遺跡の中世墳墓の人骨取上げに立合い、午後はC所庭園部の20分の1縮尺の図面作成に着手した。外、寺総代から往時の玉泉寺にまつわる行事についての聞き取り調査を行った。

**10月25日**（火）晴　昨日に引き続きC所庭園部の実測作業を進め、夕方までに平面図のみ一応完成した。また一昨日に引きC所三号墳石材直下の発掘を進めた結果、石材ぬきとり部分の痕跡が発見され、散在する古墳石材は現位置からあまり移動していないことが判った。

**10月26日**（水）晴　C所庭園部の縦断面、横断面等三か所の断面図を作成した。D所三号墳については石室基底部遺構の実測を進めた。

**10月27日**（木）晴　C所三号墳基礎掘込み部の清掃と写真撮影を行ない、本日で二回目のD所三号墳についての発掘調査は全て終了した。洪福寺開山五輪塔については、供養墓誌の刻名文字の再確認を行ない、文字部分の拓本採りと写真撮影を行った。

なお、写真撮影のため潰された年号部分についての水洗・清掃を丹念に行ったところ、年号の文字のはねた部分等の墨色が僅かに残存するのが確認され、刻銘年号の推定手懸りが得られたのは収穫であった。

**10月28日**（金）晴　午前中五輪塔基礎部内側石室の精査を行った。午後は五輪塔の実測を10分の1縮尺で行った。作業員が居ないため巨大な塔の各輪を元通り復元するのに苦労した。

最後に地輪部周辺に掘った穴を埋め戻し、開山塔の調査を終了した。

**10月31日**（月）　本日で7月から着手した九州自動車道新設に伴う玉泉寺関係の各調査をすべて終了した。

## 3. 調査区について

昭和46年3月に県教委より発行された「九州縦貫自動車道文化財分布調査報告書」によると、当遺跡の調査個所は、玉泉寺仏殿裏手に位置する五輪の塔を中心とする10数基の古塔碑群がその調査予定個所であった。

52年度をむかえ、調査のため現地入りをしたものの当事者同志の話合いがつかず発掘調査に着手できず、関連調査を実施し時期を待った。その間に玉泉寺裏手の新設道路の敷設個所を丹念に踏査し埋蔵文化財の有無を再度調査した。その結果、敷地内の2か所に亘って須恵器片の濃密に散布する個所を確認した。双方共に1か所は以前古墳の存在したと伝えられる場所である。そこで新発見の2か所の遺物散布地については、今回の発掘調査区域に加え、調査を実施することとした。

遺跡内における調査区域設定個所は第2図のとおりである。北東から南西部へ走る道路敷地に沿って北からA所、B所、C所、D所と命名し、その各々に発掘区域を設定し調査を進めた。

この結果、A所から2号墳の石室跡地、B所から玉泉寺古塔碑群の墓坑類が、C所から玉泉寺に付属したと思われる、中世の庭園跡、D所から3号墳の周溝および石室の石材等の各遺構がそれぞれ確認された。また、隣接するE所（洪福寺境内）に所在する五輪塔も、関連調査の一環として解体、実測調査を行った。

これら各所内の発掘部分については再に細分し発掘区を設定した。本報告書ではD所—1区といった表記方法をとったが、区を更に細分し方眼を組んで番号を付したところもある。

新発見の玉泉寺古墳群については名称がないので、東から順に1号墳、2号墳、3号墳、4号墳と番号を付した。なお、道路敷地内で発見されたのは、2号と3号墳で、A所およびD所に所在するのでA—2号墳、D—3号墳もしくは単に2号墳、3号墳と略記した。

なお、調査区の概略は、第2図調査区域設定図に掲げたとおりである。

第2図 調 査 区 域 設 定 図

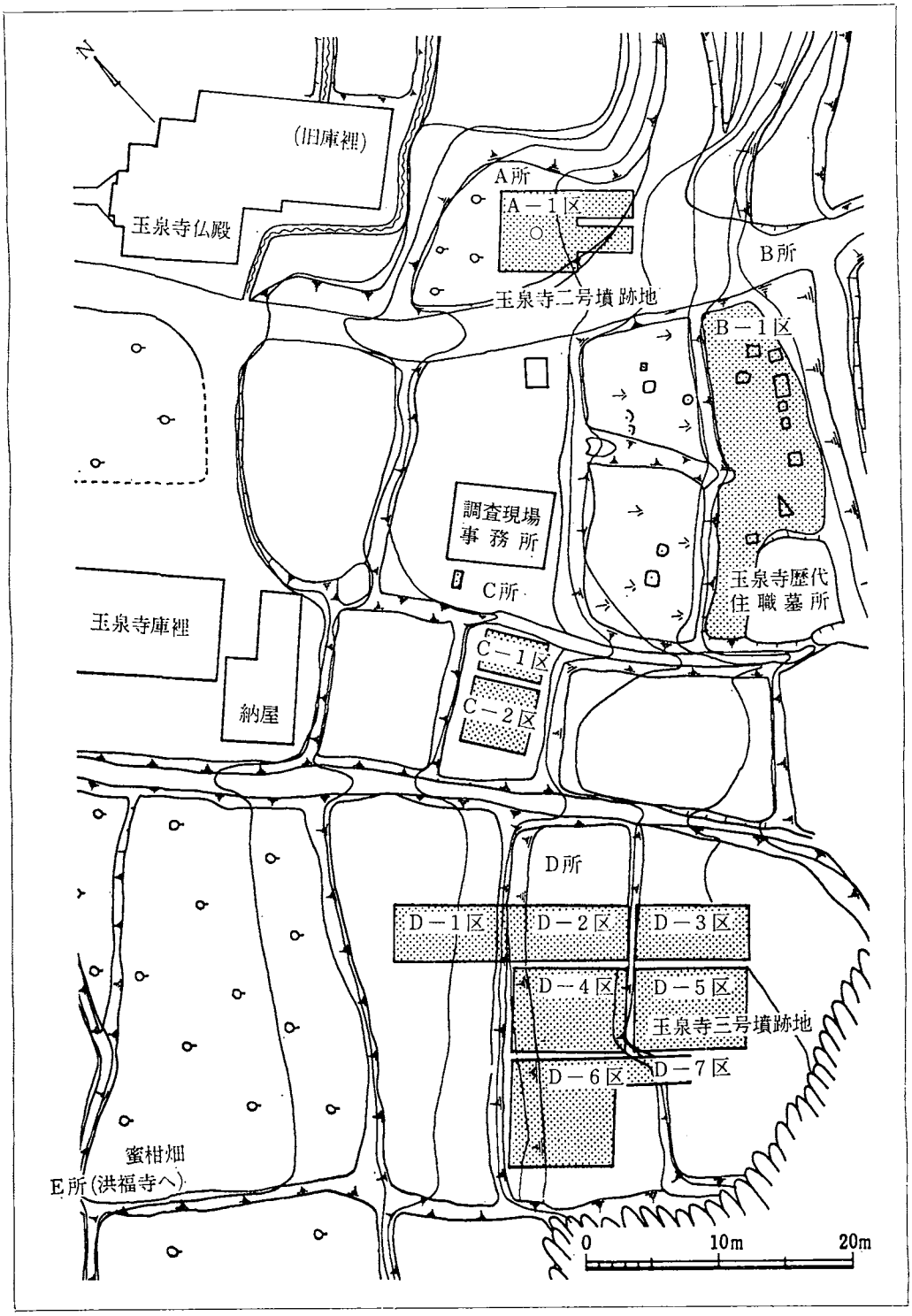
N
(旧庫裡)
玉泉寺仏殿
A所
A－1区
玉泉寺二号墳跡地
B所
B－1区
調査現場
事務所
C所
玉泉寺歴代
住職墓所
玉泉寺庫裡
納屋
C－1区
C－2区
D所
D－1区
D－2区
D－3区
D－4区
D－5区
玉泉寺三号墳跡地
D－6区
D－7区
蜜柑畑
E所(洪福寺へ)
0
10m
20m

# 第1章　遺跡の概要

## 1. 位置と環境

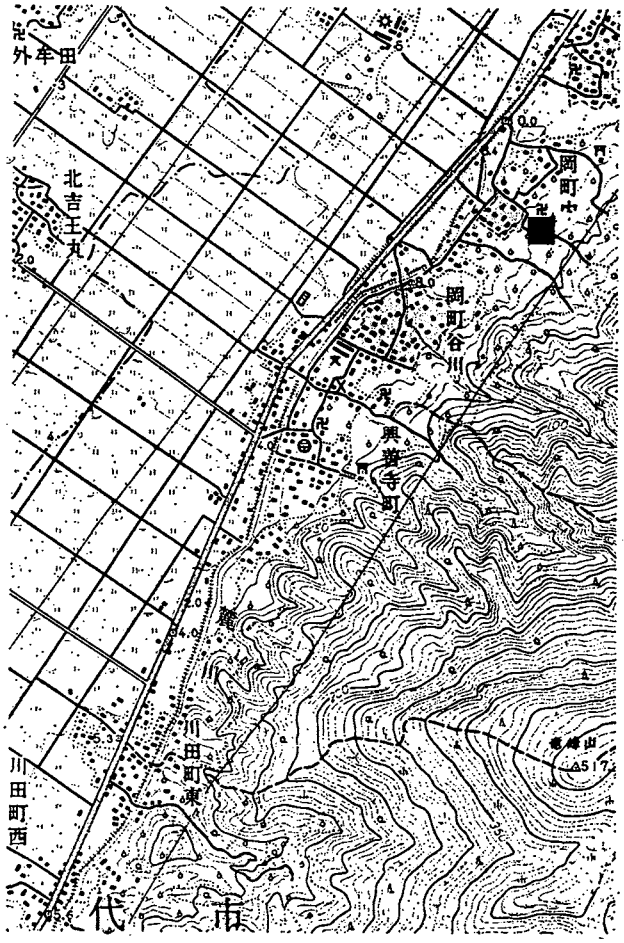


第3図　　玉泉寺遺跡の位置（■印が遺跡、1：25,000）

玉泉寺古塔碑群および新発見の玉泉寺1～4号墳は八代市岡町中に位置する。岡町中（中村）は、旧藩時代興善寺村、岡谷川村、岡小路村と共に種山手永に属し、また、付近の西川田村は野津手永、東川田村は高田手永に属していた。

明治7年（1874）の大小区制のもとでは、これらの地域はすべて第12大区、第10小区に属し、12年郡区町村編制法の施行に伴なう同一行政区域改正の際もこの6か村はそのままであった。明治22年町村制施行に伴ない、6か村が合併して龍峰村の誕生を見たが、昭和36年に八代市に編入され、現在に到っている。当遺跡の位置は、国土地理院発行の5万分の1地形図八代5号によれば、東縁線から22.4cm南縁線より6.8cmの地点である。

この地点は、全国一を誇る藺草栽培の中心地として知られる拡大な八代平野の東端部に当る。同平野は、松橋町の南から始まり日奈久温泉町の北端まで続く日奈久断層崖を不知火海に挟まれた面積23,850haを占める県下最大の平野である。

遺跡はこの八代平野の東限部と標高517mの龍峰山系の北裾面部が接する山麓線部分に当

り、周辺は近年に墾かれ、蜜柑畑として利用されている所である。地元民の話によると、昭和40年代の蜜柑畑造成の波により、山麓線に沿って多数存在した後期群集墳である岡町古墳群を構成する小円墳が相当数破壊された模様で、内数基は当時宇土高校教諭であった富樫宇三郎氏及び同校考古学部により、この破壊に前後して発掘調査がなされたという。

さて当八代平野は、現在全国一を誇る藺草栽培の中心地として知られる半面、永年に亘る人々の努力によって出現した干拓平野であるという一面を持つ。干拓によって増加した耕地面積は8,500町歩は下らないと見積られる。

このため、遺跡の所在個所の中世時の地形を復元する場合この点を考慮すべきであろうと思われる。

一帯は龍峰山麓が急崖をなして海岸にいどむ断層崖をなしているが、その急崖を切断する谷部分の前面には各河川が運び出した堆積物によって形成された扇状地や、砂川、永川、球磨川等の堆積した扇状地式三角州が存在する。それらの地形の末端部つまり山麓線から数キロ離れた現平野内には湧水が見られ一大湿田地帯を形成している所が多い。地形図上で拾われる、大牟田・新牟田等の地名がその所在をよく物語っている。

また往時は遠浅の海が断層崖近くまでせまっていたらしく水はけの悪い一大湿地帯を形成していたことも考えられる。

江戸時代の干拓は、これら自然陸地化した三角州等を拠点に進められたらしく、一番古い干拓地は当玉泉寺西面に拡がる新牟田新地で慶長年間、加藤清正により築造されたと伝えられる。その後江戸時代を通じて干拓事業は進められ現在の八代平野が形成された訳で、平野内に走る道路等に沿って残る大牟田塘、塘などの小字名にかつての干拓の名残りを見ることができる。

干拓前の中世時におけるこの一帯は、決して現在のような平坦な地形でなく、各河川の堆積した扇状地の凸凹と共にその末端の湧水が牟田地を形成、複雑な地貌を呈していたであろうことが推定される。

今度の自動車道新設に伴なう埋蔵文化財調査により、これら牟田地内の泥土内に流木等が埋没しているのが発見されたが、これらは、豪雨時の山津波等により山間の谷より押し出されたものであろうか。文化課で調査した川田遺跡からはこの外「川太」と箆書きされた土師器皿片も出土している。

この川太が当遺跡の所在地名の川田(かわた)に由来するものか、もっと広い意味での高田(こうだ)郡を表わすものか明らかでないが、いずれにせよ自然陸化したこれらの微高地がすでに平安時代頃には、人々の生活の場として利用されていたことを窺い知ることができる。在銘土器の出土からこの個所にかつて郡の公的建物の所在したことも考えられて興味深い。

古代・中世時には、未だ現在のような八代平野は出現しておらず、八代海の汀線が龍峰山系の断層崖にせまっており、平野部が少なかったため、海に面した龍峰山裾斜面や山麓崖下は古

来より人々の生活の舞台となって来た。そして、この宮原、八代といった山麓線に沿って薩摩街道が南北に走りその沿線には小川、宮原等の塊村の形態をとる集落が早くから形成された。

このように古くから交通の要所でもあり、人々の生活の舞台でもあったこの山麓線には、各時代が残した多数の遺跡が帯状に密集しながら八代まで続いている。特に古代、中世の牡蠣殻を中心とする小貝塚が山麓線に沿って点在するのもこれを裏付けるものであろう。

今春開通した松橋・八代間の九州自動車道は、この遺跡帯に平行したり重ったりして建設されたため、幾多の遺跡が路線にかかり、県文化課で10数か所に亘って発掘調査を実施した。

そのなかには、松橋町竹崎所在の竹崎城、小川町北小野の小野庄館跡や、同町中小野の寺院跡や八代市所在の興善寺志水遺跡や興善寺馬場遺跡など、この薩摩街道という幹線によって位置づけられたと思われる、古代中世の遺跡も少なくない。

今回の調査対象となった古塔碑群を擁する玉泉寺も薩摩街道に位置づけられ建立された寺院であったことは明らかである。また新発見の玉泉寺古墳群も逆のぼってこれら道路沿いに形成された集落の人々によって造営された古墳群であったことは想像に難くない。勿論古代における道路が、中・近世時に見られる街道の形状をなすものでなかったことは当然であろうが、断層崖と海岸線に挟まれたこの一帯では他に熊本—八代地域を結ぶ手軽なルートは考えられないからである。

さて、この一帯で当薩摩街道の八代における起点となるのは、当玉泉寺より約4.5㎞の距離に所在した妙見宮一帯であったと思われる。この一帯には妙見宮を核とする門前町[註1]が形成され中世の中頃まで賑ったが、その後中心地は若干移動し名和、相良両氏の在城した古麓城[註2]及びその麓集落に移る。戦国期相良氏は、この地の河港である徳の渕港を拠点として東南アジアとの交易等を行ったことなどが史料によって知られる。徳の渕港は当時肥後南部最大の港であった。

この港と八代における本拠地である古麓城を拠点に相良氏は街道沿いに名和氏に対する防備体勢を形成する。

古麓城をはじめとして街道沿いに立地する城の一群がそれである。また玉泉寺と同様の性格を持つ中世寺院もこれら薩摩街道沿いに点在しており注目されるが、道路と寺院そして中世城跡との関連およびその性格については、本文中で詳述することにしたい。

なお、八代の繁栄は古墳時代の岡町古墳群一帯に始まり、妙見宮の所在する宮地町へ移り、中世中頃までは妙見宮を中心とする門前町が大いに賑合う。しかしその後古麓城（新城）の所在する古麓町へ移動し、近世に到って自然陸化した球磨川の分流前川の北岸一帯へ定着し、現在に到っていることは周知のとおりである。これら繁栄地の中心の移動は、牟田地の自然陸化や八代海の干拓と無縁ではなかろう。このことは中世時の遺跡の所在位置と現集落の立地個所を比較して見ると明白である。街道沿いの標高40m前後の山裾部に営なまれた古代・中世の村落が、時代の経過と共に低地の山麓変換線近くへ移動している事実がこれを物語っている。

第４図　玉泉寺遺跡の立地地形図

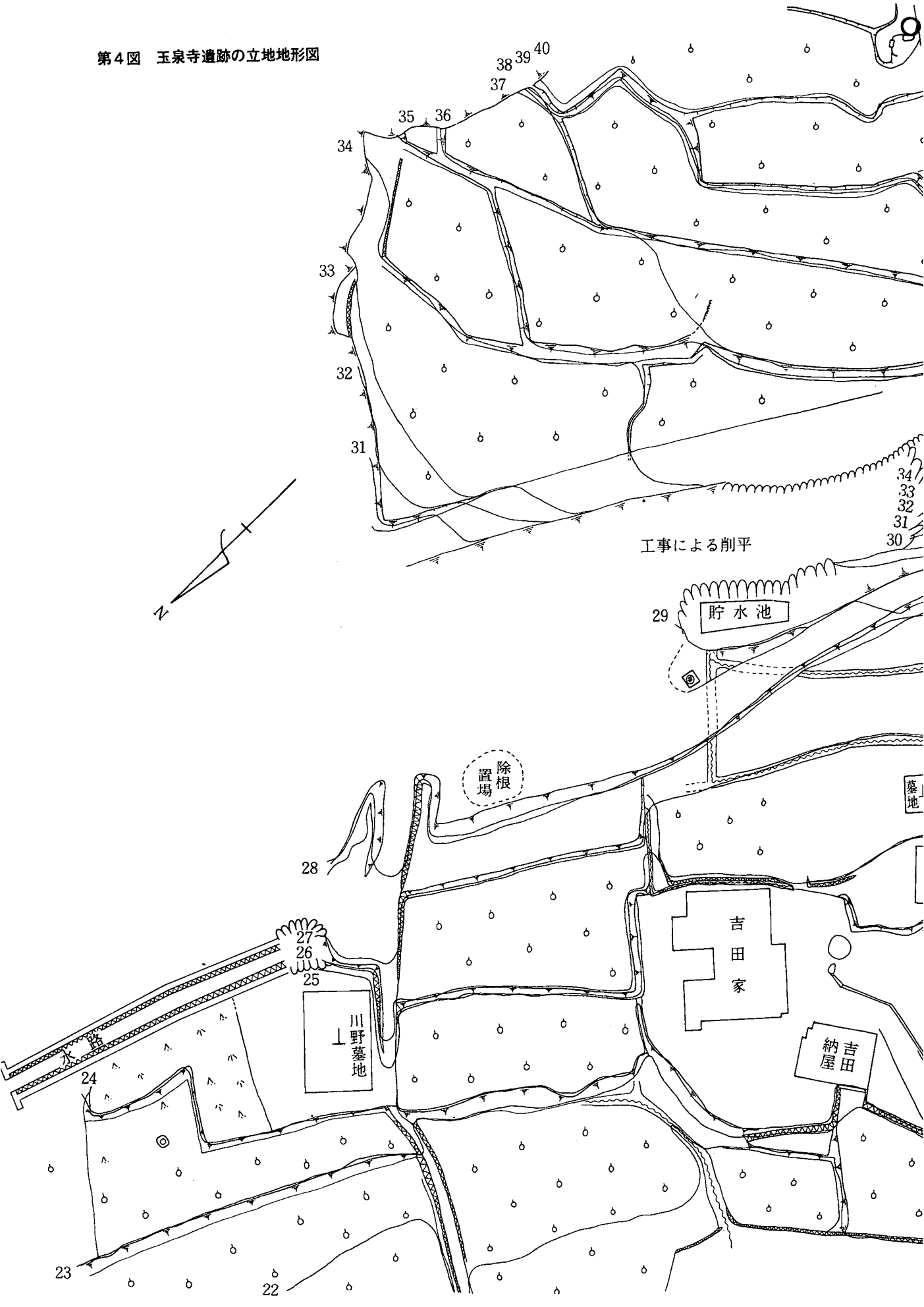

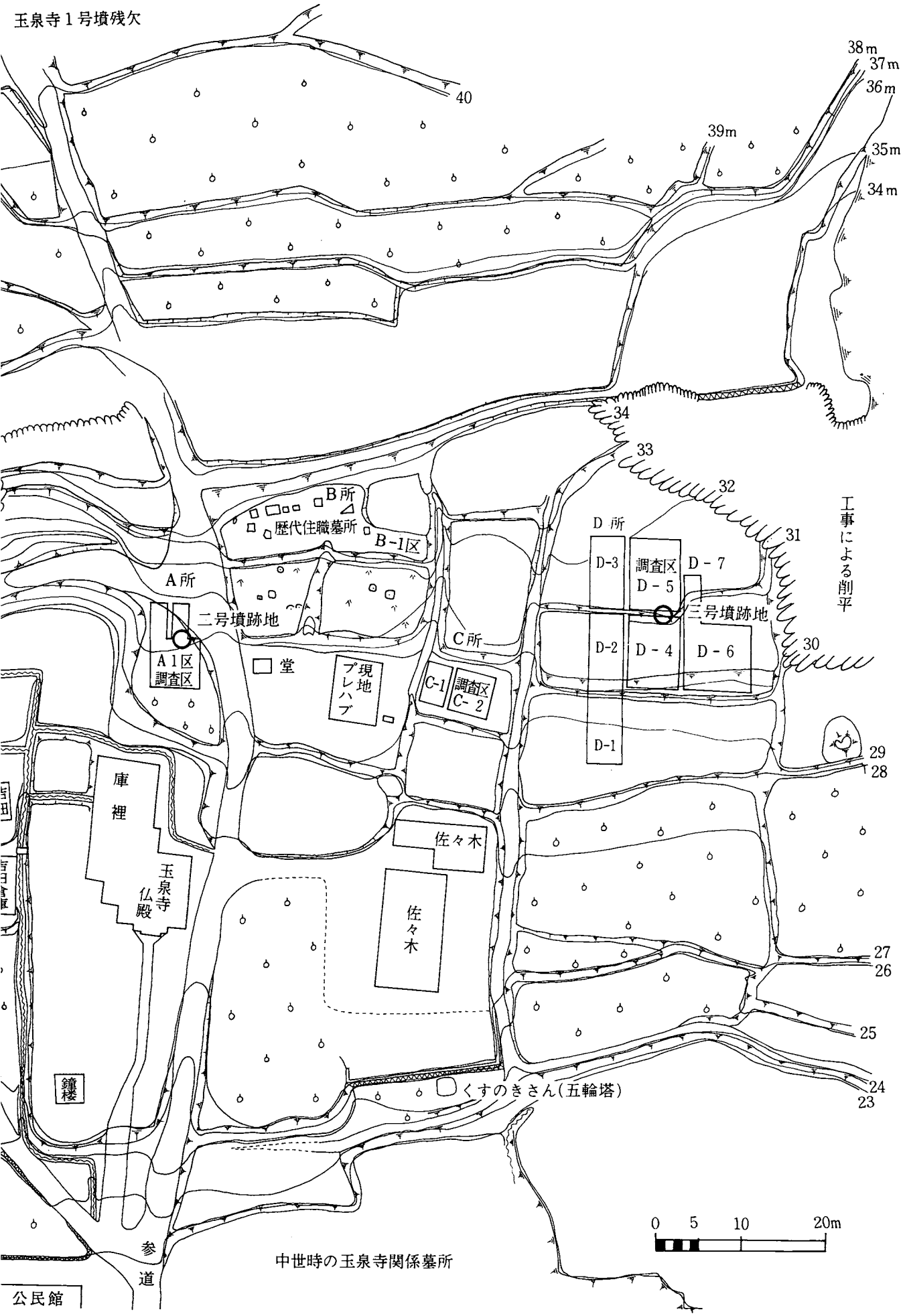


中世時の玉泉寺関係墓所

## 2. 玉泉寺についての概略

玉泉寺は、寺記その他の記録によると、承応、承仁（1171～74年）の頃平重盛が祈願所として建立した寺院で、元奈良西大寺の末寺で律宗の寺院であったという。

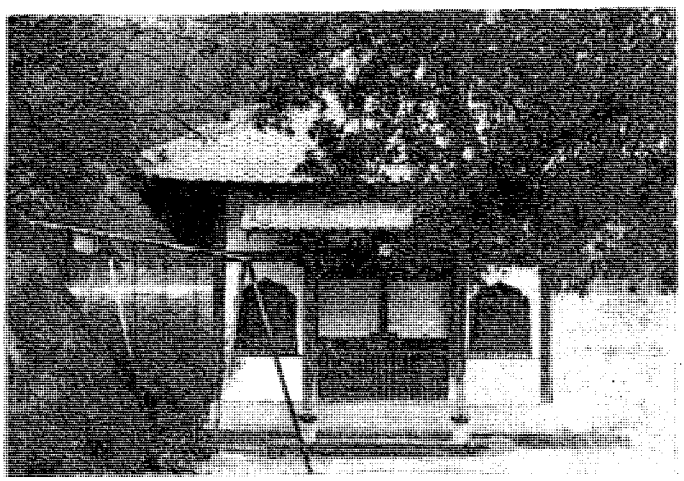

**第5図　玉泉寺の仏殿**

当初、寺院の創建があまり古いため、その年代に疑義を持ったが、「西大寺関係資料（一）諸縁起、衆首交名、末寺帳」によると、一番古い時期として慈空房の名称がこれらの文書に現われていることが判った。この時期の西大寺長老代の在職年代から推定すると西暦1379年前後となり、玉泉寺の創建を相当古い年代まで逆のぼらせることが可能である。前掲末寺帳によると慈空房に始まり、乗房（1450年）頃までその存続を確認することができる。

降りて、戦国期に到ると八代日記の（1541）4月2日の条に「一御光義玉泉寺ニ一夜留候一」とあり、玉泉寺の寺名が散見される。その後玉泉寺は、天正年間に致り相良義陽が荘田数町を寄進し相良氏の祈願所として俄にクローズアップされて来る。境内にも天正15年（1587）の記銘のある「二世真在院慶秀和尚」の板碑等が現われ、この時期の寺院の存続を裏付ける。この後小西の時代を経て、玉泉寺の本流は現豊野村の仲間に移転し、その跡地は退廃する。この時期に釈迦院の僧であった禅瑞和尚が玉泉寺を復興すべく仏殿の造営に尽力する。現在残る玉泉寺の什物に大恩寺の記銘が見られるのはこのためである。

元禄11年（1698）京都妙心寺の末寺となり、その後若干の宇余曲折もあったが、臨済宗の寺院として現在に到っている。

註1　平安の末期八代荘が平氏の領有となったころ、妙見中宮が創建され、文治二年（1186）源氏によって荘園の中心に妙見下宮が勧請された。いまの八代神社である下宮創建以来、妙見を中心として門前町が起り八代に初めて商工業の諸座ができ、中世を通じて大いに栄えた。

註2　建武の中興（1334）の論功行賞により菊池氏が肥後の守護となり名和義高が八代荘の地頭職となり古麓に八代城を築き、150年余の領主となった。

# 第２章　玉泉寺境内古塔碑群の発掘調査

## 1.　歴代住職墓碑

### 1.各墳墓碑の遺構・遺物

#### 1　逸堂俊墓（No.1）

この墓は、切石を三段に重ね基礎とし、上に円筒形に整形された塔身がのる高さ118㎝の卵塔形の石塔である。基礎部の高さが59㎝、塔身部が59㎝を数え、基礎塔と身部の高さが等しく構築される。塔身正面に「当山九世逸堂俊長老和尚禅師、明治十二巳卯年二月八日寂」の刻銘が見られる。

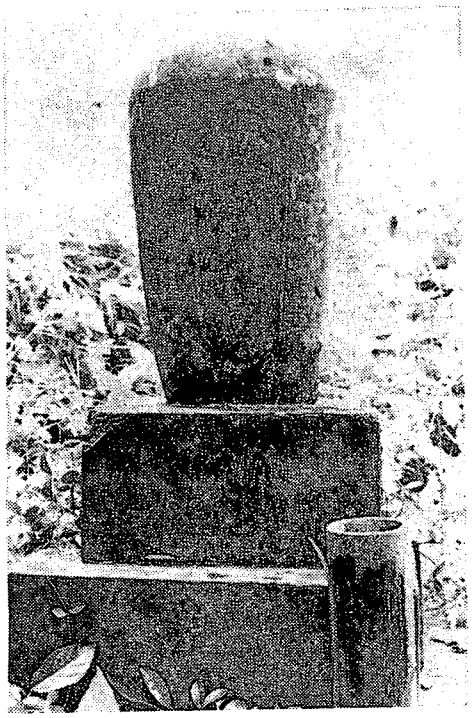

第6図　逸堂俊墓

９月29日木曜から発掘に着手したが、土坑が発見され土葬墓であることが確認された。土坑は石塔の真下より発見されたが、その一辺の長さは120㎝でほぼ正方形をなす。深さは表土より170㎝を数え、今回調査した11基の住職墓の土坑のなかでは最大の規模を持つ。

木製の座棺であったらしく、土坑の四隅から長さ３㎝の鉄釘60本（86片）の出土を見た。また、土坑底部からは長さ11㎝の大釘が四隅より各一本づつ出土したが、棺の底部を留めたものと思われる。この鉄釘の間隔は、53㎝あるので53㎝四方の座棺だったのであろう。

なお、四本の内の一本は打ち損じており、頭部が打ち曲げられていた。

明治12年の埋葬で約100年前の墓であるが、全般的に人骨の腐蝕は激しく、僅かに大臼歯６本・小臼歯１本・犬歯３本の計10本と約40片の骨片が検出されたに過ぎなかった。

なお、この外に副葬されたと思われる真黒になった中啓の柄部二片が棺内より出土した。

また、土坑上面から瓦片２片・染付片・須恵器片・土坑内からやはり土坑掘削時混入したと思われる須恵片４片・陶磁器片２片が出土した。

## 2　鐵雲祖崙和尚墓（No. 2）

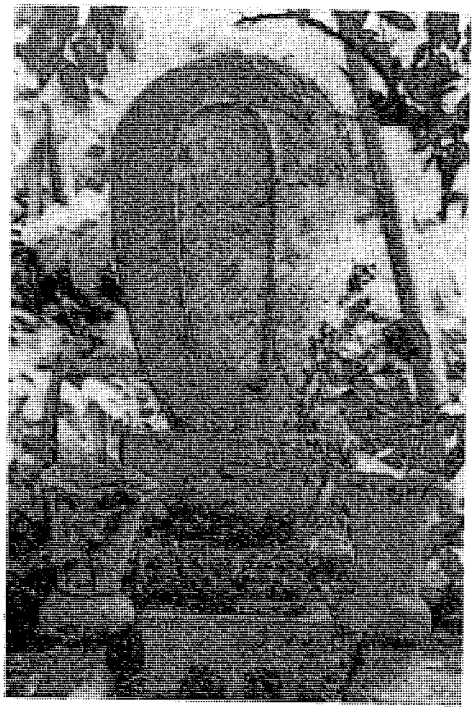

第7図　鐵雲祖崙詣り墓

鐵雲祖崙墓は墓所の南側から二番目の所に位する。古墳の石室の石材と思われる長軸176 cm・短軸128 cmの三角をなす石を基礎として塔基礎部が置かれ、その上に卵形の石塔が乗る。石塔基礎部は、やや台形をなす厚さ23cmの切石の上に、厚さ20cmの蓮台状の切石をのせ形成される。この上に卵塔身が据えられる訳であるが、塔身の底部径が23cm、上部の最大部径が48cmを計り、上部に近づくにつれ、鉢が急激に開く、所謂卵塔の名称にふさわしい塔である。

塔身部の高さも66cmあり、他の住職の卵塔に比べると、まさに圧巻であり、数々の奇跡を行った、当寺再中興の祖としての墓にふさわしい形状を呈している。

また、この墓には他のものと異なり、一対の花瓶と小形の水盤が付属していた。花瓶は、高さ37cm、口径20cmの素朴な石製で、上部に花を差す穴が摺鉢状にほられていたが、それも浅く、実際に差せるものではないので、水盤と共に墓の荘厳用として造られたものであろう。両方共、縁部に欠けが見られ、右手の花瓶は胴部にひびが走っている。塔身正面に「当寺再中興妙心第一座鐵雲崙和尚禅師」とあり、その裏面に「宝永七庚寅歳九月十七日示寂」と刻銘される。

石塔を取り除いた後、その跡地の発掘調査を行ったが、卵塔下30cm程は明らかに後世の堆積土層で、この層内から長さ30cm、幅14cmの凝灰岩の切り石が出土したが、その下は黄色土の地山で土坑の存在は認められなかった。なお、石塔と土坑のずれも考えられるため、この墓石を中心に四平方米ほどのグリッドを設定し土坑を捜したが、発見できなかった。

この石塔の正面1 mのところには、63cm×71cm、厚さ17cmのほぼ方形をなす板石が置かれていたが、これは墓に参拝するときの向拝石（踏み石）であろう。この墓は、石塔下に土坑がないことや、向拝石が据えられ石製の花瓶・水盤が付属していることなどから、埋め墓でなく詣り墓であったことが確認された。年忌考には「従来在所八塩、涌屋より恭岩寺従」とある。意味がはっきりしないが、鐵雲崙は、この玉泉寺で死去したのではなく、何かの事情で他へ移ってから死亡したことが推定される。鐵雲祖崙の墓が墓坑をもたない単なる詣り墓であることも、これを裏付けるものであろう。

### 3　伝・開山塔（No.3）

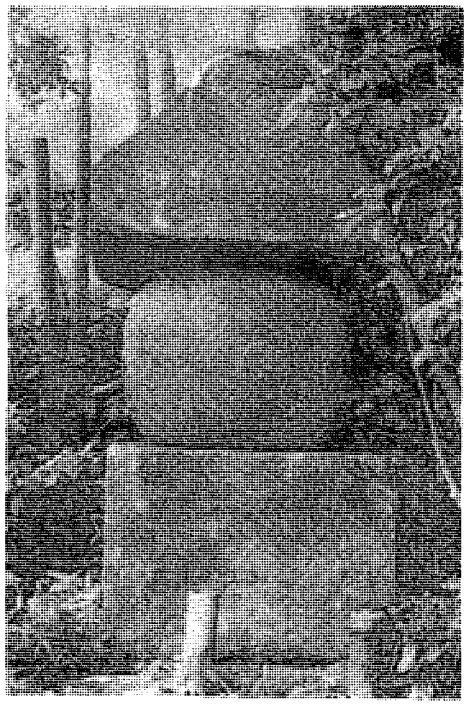

第8図　伝・開山月山禅誉塔

玉泉寺開山の月山禅誉の供養塔と伝えられるこの五輪塔は、当寺歴代住職墓所の中央部に位置する。地輪の一辺の長さは下端が91cm、上端が83cm、高さが58cmで、僅かに台形状をなす。水輪は、円の上端、下端を均等に切載したという観があるが、上下共に直径61cmで水輪中央部の最大径は81cm、高さ60cmで安定した形状を呈する。

火輪は、軒部分の最大幅が104cm、高さが63cmを計る。軒線には反りが見られるが、屋根部分の稜線には殆んど見られない。火輪の左裏手の稜線部分には、欠損が見られる。空風輪は失なわれており、現在他の五輪の水輪部が代用されている。また、これら各輪には、それぞれ上部と下部に枘穴と枘が認められる。火輪頂端部には、空風輪の枘を受ける径19cm、深さ9cmの枘穴が、同輪下部中央には枘が設けられている。水輪上端にも同様火輪枘を受ける円孔が、同輪下端には円形の枘が造り出されている。そして、地輪上面には水輪の枘を受ける円孔が刻み込まれている。このように各輪の上、下部に設けられた枘穴と枘がしっかりと各輪を個定させ、各輪のずれを防いでいる。これらの枘穴のなかで、水輪上面の円形の枘穴には、内にもうひとつの小円孔が刻まれていた。報賽物を納める穴であろう。塔の総高は現存部分で181cm、失われた空風輪部を復元すれば220cmほどとなり恐らく大きさでは県下随一と思われる。

この手の開山塔と伝えられる酷似した巨大な五輪塔は、中世時の玉泉寺と同様西大寺末寺の真言律宗系の寺院である玉名市の蓮華院浄光寺にも2基存在する。ただ、玉泉寺開山塔の方が地輪が厚くやや大き目である。

五輪塔は、無種子、無銘であるため、いかなる趣意の元に建立されたものか明らかでないが、地元では開山塔と呼んでいる。

移転に際しては、クレーンを使用して各輪の解体を行った。その時、火輪下部に水輪の枘穴の用をなす、くり込みが認められたが、奉納遺物等は存在はしなかった。

なお、五輪塔を取除きその跡地の表土を15cmほど排土したところ、この五輪塔を取り囲む、一辺が280cmのコの字型の列石群の存在が認められた。塔の正面部には、この列石群が存在し

第9図(1)　　伝・開山塔下部出土蔵骨器

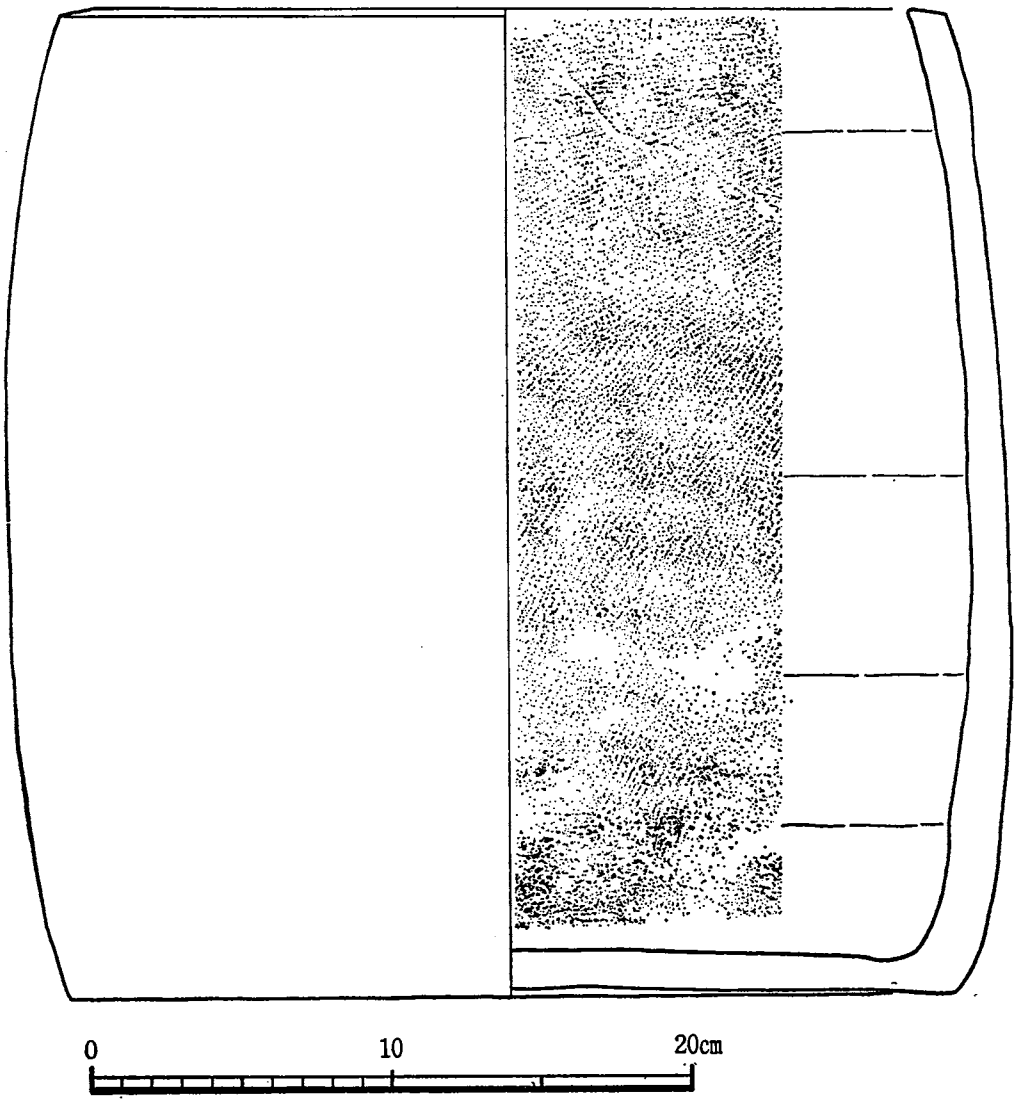

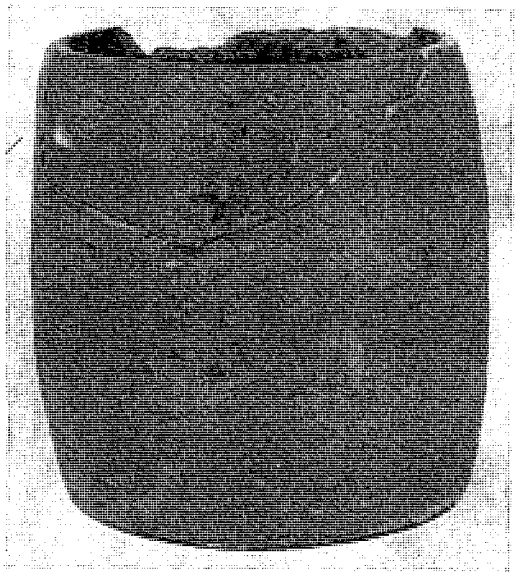

第9図(2)　伝・開山塔下部出土瓦質蔵骨器

ないので、性格としては、単なる墓域を画する囲い石ではなく、開山塔を覆う小堂の基礎部となる遺構ではと思われる。かつてこの塔に覆屋が存在し、開山堂としての性格を保持していたのではなかろうか。

この列石に囲まれた塔の直下から、三つの円形土坑の存在するのが発見された。1号土坑は直径90cm、深さ35cmで、内に胴部にふくらみを持つ瓦質の蔵骨器が納められていた。2号土坑は直径75cm、深さが20cmの穴であるが、樹根跡とも考えられる。3号土坑は直径65cm、深さが15cmの穴であるが、性格は不明である。

1号土坑はその一部が塔地輪下にかかっており、なかに長さ65cm、幅40cmの扁平な粘板石の蓋石で覆われた瓦質蔵骨器が納められていた。蓋石は、箱式石棺の棺材の転用と思われる。

この蔵骨器は、口径29cm、高さ33cmの樽状をなす瓦質の焼物で、本来は火舎として製作されたものを蔵骨器に転用したものであろう。内には若干の土砂の流入が見られ、入り込んだ竹根がその空間を埋め尽していた。竹根を除去し、蔵骨器内を精査した結果、若干の火葬された頭骨片と環状の受け金具2個が検出された。

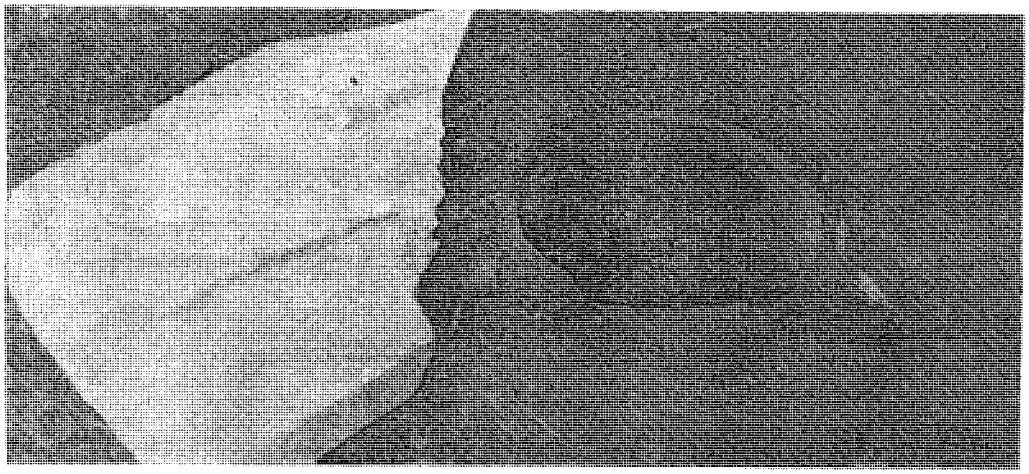

第10図　塔下部遺構と出土蔵骨器

火葬骨は記録もなく、また塔に記銘もないので、誰のものか判らない。2個の環状の受け金具は出土状況その他から、巻子本の軸に打たれた金具と思われる。火葬骨と一緒に経巻が納め

第11図　(1)　伝・開山塔および歴代住職墓石実測図

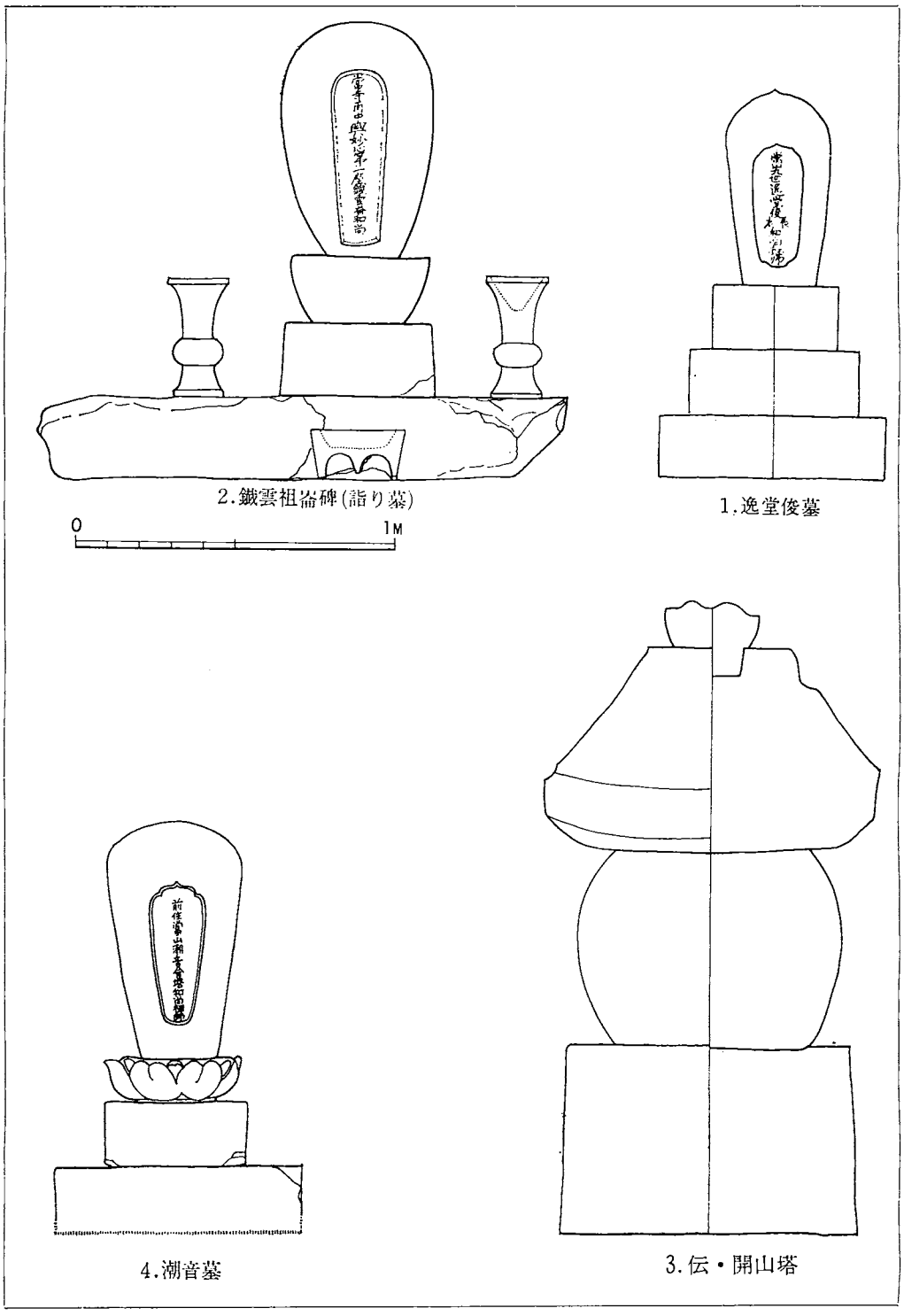

第11図　(2)　歴代住職墓石実測図

6.乾山禅享碑

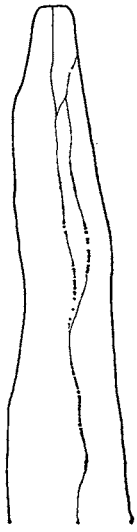

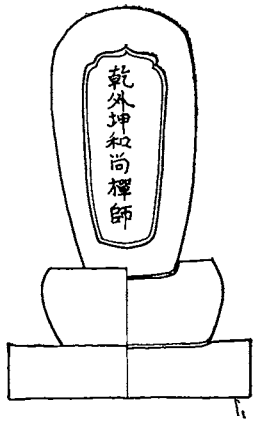


5.乾外坤墓(詣り墓)

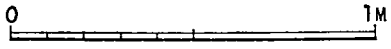


10.経山允正墓

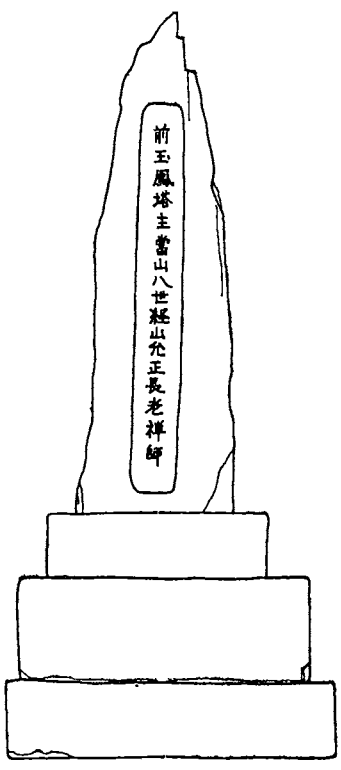

7.智剛月峯碑(詣り墓)

11.公人珊墓

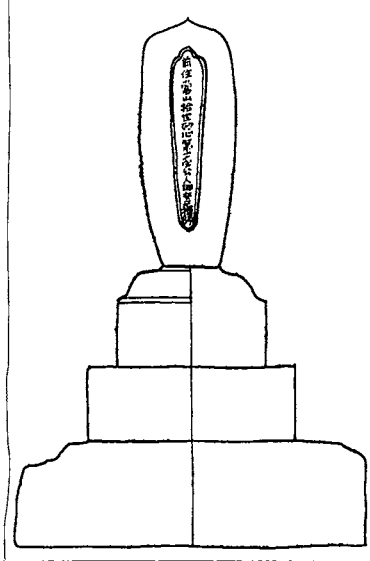

8.祖秀墓

られていたのであろう。

この開山塔と伝えられる五輪塔の造立時期は明らかでない。しかし、九州における西大寺末寺系統の寺院に規模の上からもまったく類似する五輪塔が存在することや、塔直下の蔵骨器内の遺物の出土状況から、同系統寺院の九州における勢力の伸展とあいまって、これら開山塔と称されている五輪塔が同一規格の元に各寺に造立されたものという推論も成り立つのではなかろうか。この視点に立つと納骨器内に納められた小量の火葬骨片および経巻の意図も理解できるような気がする。

**4　潮音和尚禅師墓（No. 4）**

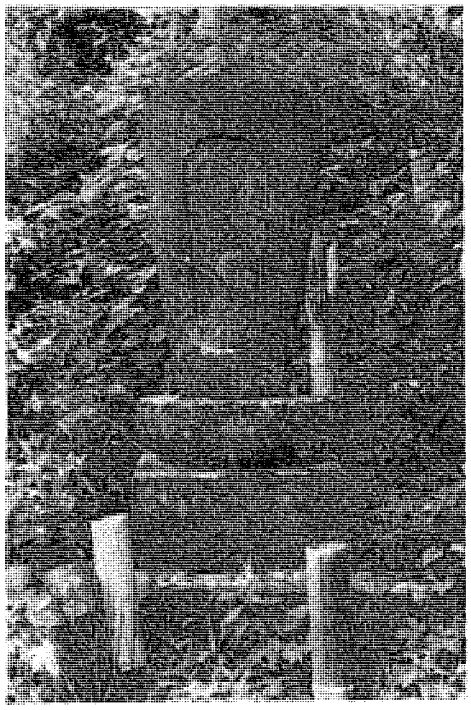

**第12図　潮音和尚墓**

伝・開山五輪塔北側に隣接して所在する墓で卵塔の型式をとる。砂岩質の切石を二段に重ね、上に蓮台を置き基礎部も含め総高127*cm*を計る。塔身に「前住当山潮音曾塔和尚禅師　天明七丁未五月二十九日」の刻銘が見られる。塔下部には深さ160*cm*、一辺が110*cm*の方形の土坑が掘られ、この内に木製の座棺が納められる土葬墓である。棺および遺体は完全に腐蝕してしまっていたが、出土鉄釘その他から木棺の規模をほぼ復元することができた。

棺は一辺が60*cm*、深さが87*cm*の木製座棺で、4分板を使用し、鉄釘で留められていたことが判った。なお、底部は大形で扁平な特殊な釘が使用されていたが、特別に作らせたものであろう。

遺物は鉄釘125片（約100本）が土坑の隅の部分から、また、袈裟を吊る直径5.1*cm*の銅環が土坑底から出土した。

以上の遺物から潮音和尚は木製の座棺に、衣に袈裟の正装で埋葬されていたことが推定される。恐らく数珠も持たせてあったのであろうが、木製のため腐蝕したものと思われる。水気の多い竹林に存在したためか、約190年前の埋葬というのに人骨は完全に土に還っており発見できなかった。

## 5　乾外押和尚禅師墓（No.5）

第13図　　乾外押和尚墓

No.4の潮音和尚墓と同様の卵塔で、塔身正面に乾外押和尚禅師・塔身の左右に分けて、享保六辛丑年、九月二十九日の刻銘が見られる。塔は二段の切石をもって基礎部とし、上に卵形の塔身をのせる。基礎部上端には、塔身のずれを防ぐための枘穴が設けられる。塔の総高は105cmである。石塔基礎部を移動させ石塔所在場所を中心に下部遺構を探査したが、土坑の存在は確認されなかった。後世詣り墓として建立されたものと思われる。年忌考によれば、小川の幻住庵で死去とある。

第14図　　乾山禅享墓

## 6　乾山禅享墓（No.6）

高さ137cm、幅100cm、厚さ25cmの三角形の板石を使用した板碑状の墓石で、乾山禅享・文政九年と刻銘されている。墓石の周辺は、一辺が150cmの凝灰岩の切り石による囲いが設けられ他と画される。

土坑は、板碑が立っていた個所より北寄りに掘られていることが判った。土坑は一辺が90cm程の正方形の穴で、表土下185cmとかなり深く掘られている。

調査の結果この土坑に納められた棺は、一辺が50cmの正方形の木製座棺であることが判った。先のNo.4墓と同様、鉄角釘を使用した板の組合せによる木棺で桶棺ではない。排土中土坑の四隅より、長さ5.7cmの鉄製角釘が80片（実数60本位）程出土しているが、棺底部も含め各隅

部分に12本宛使用されていたことが判る。底板を留める釘はNo. 4 墓と同様特殊な釘（扁平なもの）を使用している。

棺材用の板の厚さは1.7 cmで天明期のNo. 4 墓に比べると若干厚い板が使用されている。

なお、墓石として使用されている石材は、A所1号墳等の石材の転用と思われる。

### 7　玉泉四世之廟（No. 7）

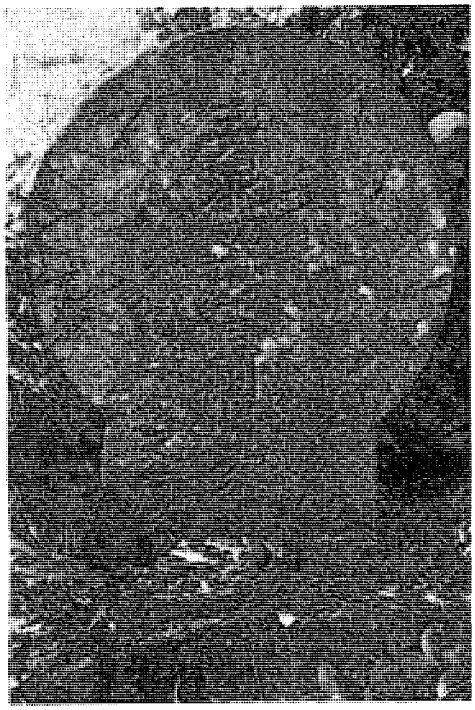

第15図　　玉泉四世智剛月峯首座之廟

玉泉四世廟は、均文字形に加工された板碑状の墓石を立て、周囲を人頭大の礫で方形に囲った一風変った形状をなす墓である。高さは、地上露出部で77cm、円状をなす塔身部最大径は69cmを計り、柄部は地下に埋め込まれている。この墓石も、周辺古墳使用の石材を素材とし加工されたものではなかろうか。

碑面には、頂上部に卍（まんじともえ）を刻み、以下玉泉四世智剛月峯首座之廟の刻銘が見られるが、歿年月日等の刻銘はなく、いつの頃のものか不明である。墓石および囲い石を取除き碑の直下を調査したが、方形状の浅い落ち込みが認められただけで、土坑は存在しなかった。方形状の落ち込みは、墓石と囲い石を設置した際の掘り込みであろう。

この墓も、No. 2 の鐵雲祖崙和尚墓と同様後世の住職によって建立された詣り墓と思われる。

## 8　祖秀上座墓（No. 8）

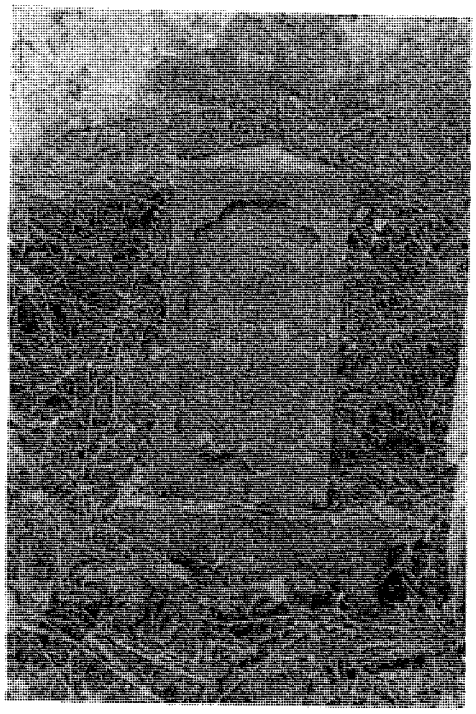

第16図の1　祖秀上座墓

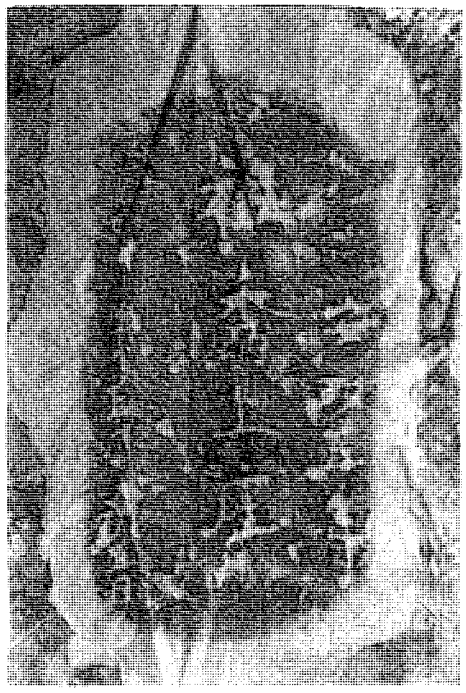

第16図の2　同上の拓本

祖秀墓は、一辺の長さが40cm、厚さが16cmの基礎石の上に高さ59cmの角石柱をのせた江戸時代によく見られる石塔である。正面に祖秀上座・安政五年午正月初五日の刻銘がある。

石塔の真下に土坑の存在を確認し排土を進めた。表土より30cm位のところから棺の蓋をとめたと思われる鉄釘3個が発見された。続いて比較的浅い個所より頭骨が出土した。腐蝕が激しく、僅か頭蓋骨の一部のみで他は見られなかった。

一般の土坑では棺に納められた頭骨等は、棺底部に落ち土坑底の10cm位の厚さの土層から発見される場合が多いが、このように棺の上部から出土するのは珍しい。恐らく木棺に埋葬された遺体が崩れ落ちる前に、何かが原因して棺蓋が破れ土が流れ込み、棺内の間隙を埋めつくしたため、頭骨が下へ落ちなかったものであろう。

遺体の納められた棺は、一辺が55cmの方形をなす比較的小型の木製座棺であったことが釘の出土位置等から判った。

発掘後遺体は火葬に付したが、122年程前の埋葬というのに腐蝕が激しく、殆んど見るべき遺骨は残っていなかった。残った骨自体も細く脆いことなどから推定すると、被葬者祖秀は、小柄で骨細い人だったようである。

他に土坑内より、埋葬時に混入したと思われる須恵甕片一片が出土した。

## 9 不 明 墓（No.9）

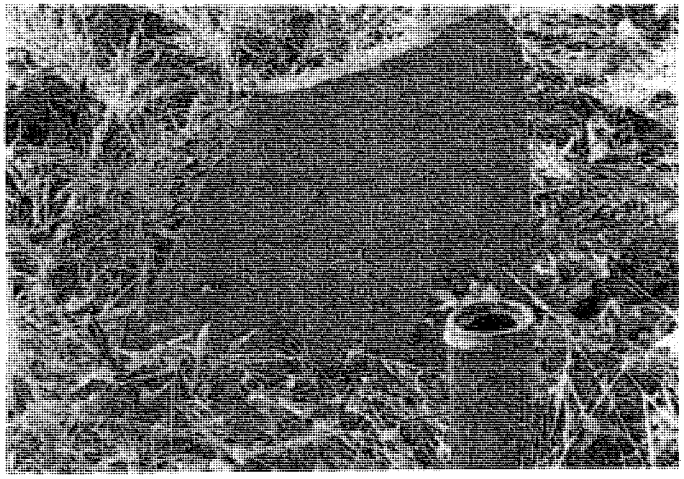

第17図　　不　明　墓（伝・開山塔火輪破片利用）

調査前この部分には、表土に僅かな盛り上りが見られ、墓標としたと思われる凝灰岩製の石が立てられていた。このため土坑の有無を確かめる目的で、石を取り除いた跡地の発掘を行ったが土坑は存在しなかった。

なお、墓石として使用されていた凝灰岩製の石は、No.3伝開山塔の火輪の隅の破損部と一致し、これを転用したものと判った。

## 10 径山允正墓（No.10）

第18図　　径 山 允 正 墓

墓は先の尖った三角形の割石を自然石風にあつらえた板碑状をなす石塔である。基礎部および塔身部合わせて194cmと当墓所内では一番丈の高い石塔である。三段の基礎部の上に立てられた塔身には、正面に前玉鳳塔主當山八世径山允正長老禅師と刻まれ、裏面に明治十六年癸未年養子八月廿四日径山教栄建立の刻銘が見られる。

石塔の真下に円型の土坑を確認し、排土を進めた。表土下1m程排土したが遺物の出土が見られず不審に思い、更に掘り下げたところ、表土下1.15mで大甕にかぶせられた摺鉢状の蓋を発見した。

土坑内を清掃し写真撮影を済した後開棺したが、棺内には雨水が甕の縁部まで溜っていたため、排水を行った後調査に着手した。

遺体は完全に白骨化していたが、埋葬時の姿勢は崩れておらず、座臥屈葬であったことが明らかとなった。

副葬品から、埋葬時の遺体の状況を復元すれば以下のとおりである。

遺体は、黒衣が着せられており、首には太い麻の繊維であんだ頭陀袋が、手には数珠（略式のものか）がかけられていた。

また、遺体と甕の間隙には、遺体が安定するように鉋の削り屑が詰められていた。

遺物としては、遺体に着けられていた黒衣布片、麻製の頭陀袋、ガラス製数珠玉22個、他に板片等が認められた。

被葬者の径山允正は、No.8の祖秀上座の遺体と比較すると骨太で、頭蓋骨も大きく、頬骨の張った大柄の人だったようである。左腕骨の一部に骨の盛り上りとねじれが見られたが、骨折の治癒の跡と思われる。なお、遺骨は発掘後火葬に付した。

### 11　公人珊座之墓（No.11）

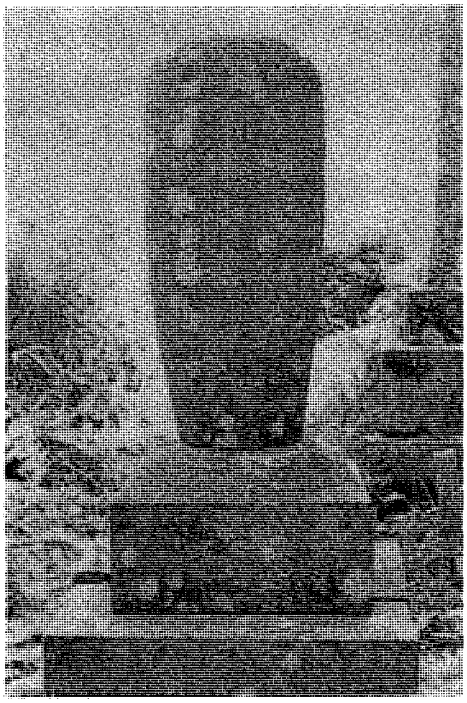

第19図　　公人珊座元墓

当墓は、扁平な自然石を置きその上に切石による二段の基礎部を構築し、卵塔状の塔身を置く石塔である。

土坑は方形をなし、墓石の直下に設けられていたが、表土下1.30m程掘り下げた所で、甕の口縁が現われた。

甕の埋納位置は表土下130cmで、表土から甕底まで200cmあり、土坑としては深い方である。甕も口径が53cmもある大甕で、一般に蓋として摺鉢をかぶせるが、口径が大きいのでこの場合板の蓋がなされていたようで、甕内より落ち込んだ板の破片が発見された。

なお、No.10墓と同様、甕の内部に雨水が湛っていたため、排水の後調査に着手した。

棺内の遺体は座臥屈葬の状況で納められていたが、首が前へ落ちた状況で、頸椎と頭骨とがつながる穴が甕の縁から望まれた。

甕と遺体との間隙には、蕎殻麦を入れた袋が詰められていた。遺体を安定させるためであろう。副葬品としては、死者に握らせたと思われる中啓の骨と要の断片が出土した。

被葬者は、頭骨から見た限りでは華奢で小柄な人だったようである。上下顎骨からは全て歯が抜け落ち、歯の抜けた跡も見られないので、相当の老齢だったのであろう。幕末、天保頃の生れの人ではなかろうか。

地元古老の話によると、京都の公家さんの落胤ということなので、京都方面の人だったので

第20図　玉泉寺歴代住職墓石基礎部平面図

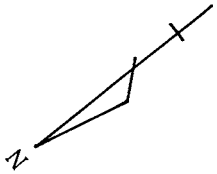


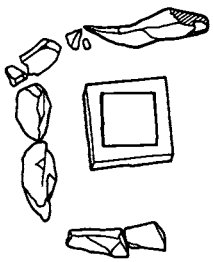

祖秀上座墓（No.８）

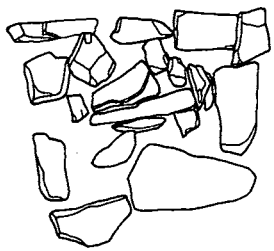

玉泉四世之廟（No.７）

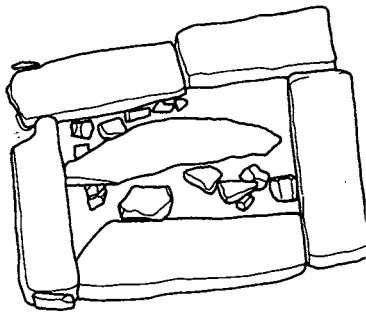

乾山禅享墓（No.６）

不明墓（No.９）

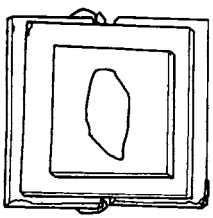

径山允正墓（No.10）

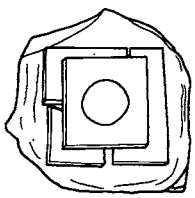

公人珊座元墓（No.11）

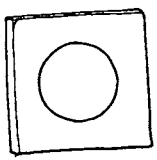

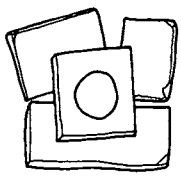

乾外押和尚禅師墓（No.5）　潮音和尚禅師墓（No.4）

伝・開山塔（No.3）

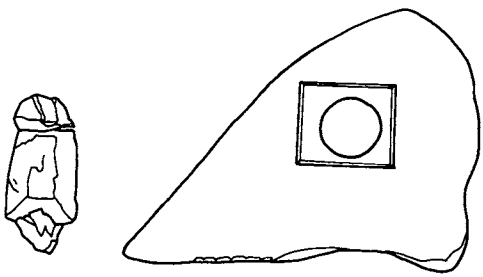

鐵雲祖崙詣り墓（No.２）

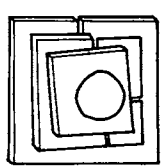

逸堂俊墓（No.１）

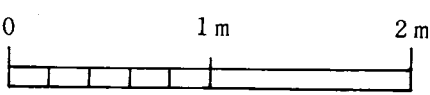

第21図　玉泉寺歴代住職墓墓坑平面図

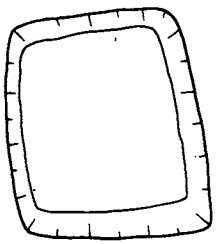

祖秀上座墓（No.8）

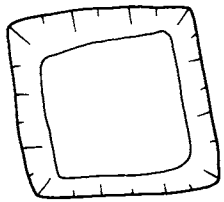

乾山禅享墓（No.6）

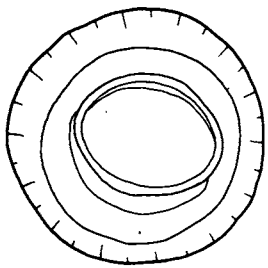

径山允正墓（No.10）

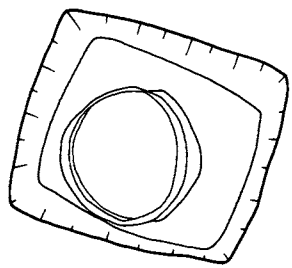

公人珊座元墓（No.11）

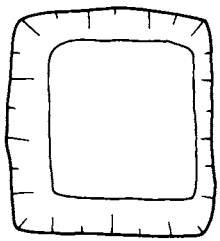

潮音和尚禅師墓（No.4）

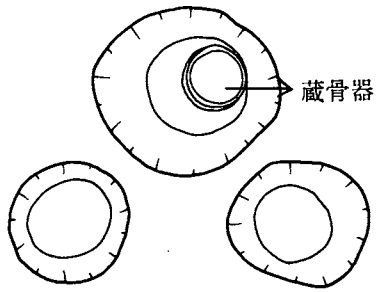


伝・開山塔（No.3）
（中世五輪塔下墓坑）

■（平測原点）

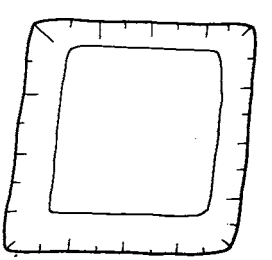

逸堂俊墓（No. 1）

あろう。

遺骨は全て甕底よりすくい上げ、日光に晒し水気を切った後、火葬に付した。

## 2. 考　察

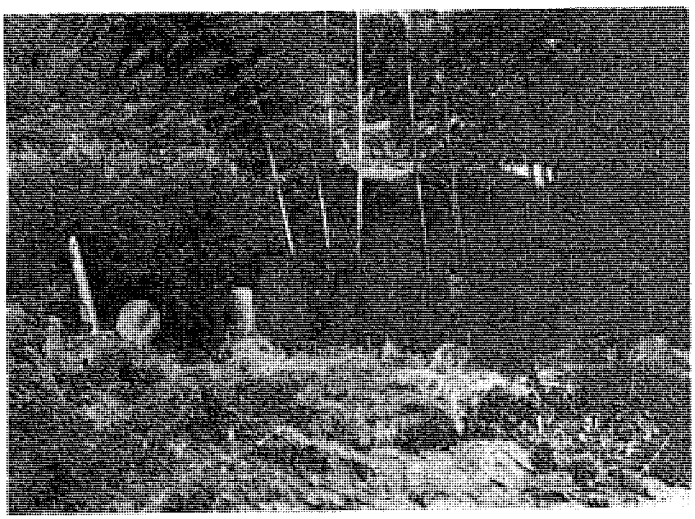

第22図　　玉泉寺歴代住職墓所全景

歴代玉泉寺住職を葬る墓所は、仏殿裏右手の龍峰山北裾部のやや緩斜面をなす一角に、狭隘な平担部を形成し立地している。

地元古老の話によると、昔この墓所は雑木に覆われ、昼なお暗く、墓所の目印である大きな槇の木が天高く聳え、昼でも近寄るのが恐しい程であったという。

この墓所に、11基の歴代住職墓が土手に沿い一列に並んで設けられている。これら歴代住職の内、中央の伝・開山塔を除く10基が、江戸時代中期以降に設けられたもので、延寶六年釈迦院先住の禅端が、廃寺となった玉泉寺を再興して以後の歴代住職の墓である。

当寺所蔵の延享に近い頃にしたためられた「覚」によると、仏殿裏手の五輪塔を開山塔として古塔と呼んでいるので、中世時のものであることは明らかである。このことは、開山塔下出土の中世の瓦質火舎等からも裏付けることができる。

この五輪塔が、中世時から玉泉寺仏殿裏手山腹の、覆屋等の建物のなかに納められ、開山堂としての性格をもって存在していたであろうことは他の例からも当然考えられるところである。

延寶六年、禅瑞により玉泉寺が再興された後は、この覆屋を失った伝・開山塔が核となって、以後の歴代住職墓が形成されていったものではなかろうか。

この伝・開山堂が中世時に墓所でなかったことは、この一帯を大規模に排土した際、ただ2個の小水輪しか出土しなかったことからも窺い知ることができる。

中世時の玉泉寺墓所は、玉泉寺山門右手一帯の山中を中心として存在しており、今も多くの五輪の各部が散乱している。現在の玉泉寺の新庫裡の西側に残る〝くすのきさん〟と呼ばれる五輪の塔もその残存である。また戦国末期頃の墓所は現吉田家裏手に五輪塔の各輪が散乱する竹林があるので、恐らくこの場所だったのであろう。先頃、吉田家墓所に移転された墓石類

表 1　　歴代住職墓調査結果一覧

| 事項 | 被葬者名 | 歿年代 | 墓石の形式 | 埋葬方法 | 棺のかたち | 遺物・副葬品 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 逸堂俊 | 明治十二己卯年(1879) | 石塔 | 土葬・方形土壙 | 53cm四方の木製座棺 | 中啓骨片 鉄角釘60本 | |
| 2 | 鐵雲祖崙和尚 | 宝永七庚寅歳(1710) | 卵塔 | 土壙なし | | なし | 中興の祖・詣り墓 |
| 3 | 伝・開山塔 | | 五輪塔 | 火葬 | 納骨器 | 瓦質火鉢を納骨器に転用 | |
| 4 | 潮音和尚禅師 | 天明七未五月二十九日(1787) | 卵塔 | 土壙・方強土壙 | 木製座棺 | 角釘約100本袈裟に使用された銅鏡 | |
| 5 | 乾外押和尚禅師 | 享保六辛丑(1721) | 卵塔 | 土壙なし | | | 詣り墓 |
| 6 | 乾山禅享 | 文政九年(1826) | 板碑 | 土葬・方形土壙 | 木製座棺 | 鉄角釘 | |
| 7 | 玉泉四世の廟 | ? | 板碑 | 土壙なし | | なし | 杓文字状に加工した碑 |
| 8 | 祖秀上座 | 安政五年午正月(1858) | 石碑 | 土葬・方形土壙 | 木製座棺 | 鉄角釘若干 | 発掘後火葬 |
| 9 | 不明 | | 五輪火輪部分利用 | 土壙なし | | | |
| 10 | 径山允正 | 明治十六年八月十四日(1883) | 石塔 | 甕葬・方形土壙 | 甕 | 墨衣・珠数・頭陀袋・ | 発掘後火葬 |
| 11 | 座元禅師 | 明治三十六年四月二十二日(1903) | 石塔 | 甕葬・方形土壙 | 甕 | 中啓の骨(竹製) | 〃 |

五基の内、天正十五天の二世真在院慶秀和尚の板碑等は、ここから移転したものという。

また、庫裡跡地からも解体した際、礎石として利用されていた地輪・五輪等が若干発見されている。

さて、現在の歴代住職墓が歿年順に年代を追って形成されていったものでないことも、今回の発掘調査で明らかとなった点である。つまり、ある時点で墓の歴史的編年がなされているのである。

本来禅宗寺院においては、住職に配偶者が居ないから、歿すれば本山の任命で他寺から住職が着任するし、また他寺院に転出し、そこで死去する場合もあり得る。そうなると、歴代住職墓が年代順に揃わない場合も出てくることになる。

歴代住職墓11基のなかで、No. 2 鐵雲祖崙和尚、No. 5 乾外押和尚禅師、No. 7 玉泉四世之廟、No. 9 名称不明の墓等、4基までが遺体の埋葬されない詣り墓であった事実は、これを裏付けるものであろう。

これら歴代住職墓の不足墓の補充が行なわれ系統づけがなされた時期は、明確ではないが、土坑を持たないのが4基とも古い時期のものであること、そして享保以後の墓には実際に遺体が埋葬されていたことなどから、少くとも享保以後であることは明らかである。つまり、古い時期の名前だけしか知られない住職の墓が後世つくりあげられたことになる。

今、遺構上からそれを辿ってみると以下のとおりである。

第23図　　鐵雲祖崙詣り墓前の踏み石

後世の住職から、玉泉寺中興の祖とあがめられた鐵雲祖崙和尚の墓石銘には、当寺再興妙心第一座鐵雲崙和尚禅師、裏面に宝永七庚寅歳九月十七日示寂とあり、当寺再中興等の文句から、この墓石が鐵雲の歿後相当の時期を経て建立されたことがわかる。

また、墓石面に石製の花瓶や水盤が置かれ、墓石前面150cmの所に方形の向拝石（踏み石）まで設けられて、詣りと墓しての体裁を保っている。

鐵雲にまつわる伝承は多い。当地方の旱魃の際、関係ある土地だけに雨を降らした奇跡や、その死する時、自分自身の身を切りきざんで死んだという伝承は、高徳の僧としての鐵雲の面目を浮び上らせるし、これらの伝承が後世玉泉寺再中興の祖としての詣り墓の建立を促したものと思われる。

以後の建立No.5乾外押和尚禅師墓も僧侶の墓としての卵塔の型式をとるが、土坑を持たない詣り墓である。先の鐵雲祖崙墓と11年の隔りしかない古い時期のものであり、同様の趣旨の元に後世建立されたものであろう。

次に、土坑・棺・埋葬方法・地下遺構の特色は以下のとおりである。

伝・開山塔下出土の火舎に納められた火葬骨を除いて他は、すべて土葬であった。土坑のプランは、一辺が1m前後の方形をなすものが、土坑を持つ6基中5基を占めており No.11の明治36年の座元の土坑のみが円形であった。土坑の深さは表土下1.50m前後のものが多かった。

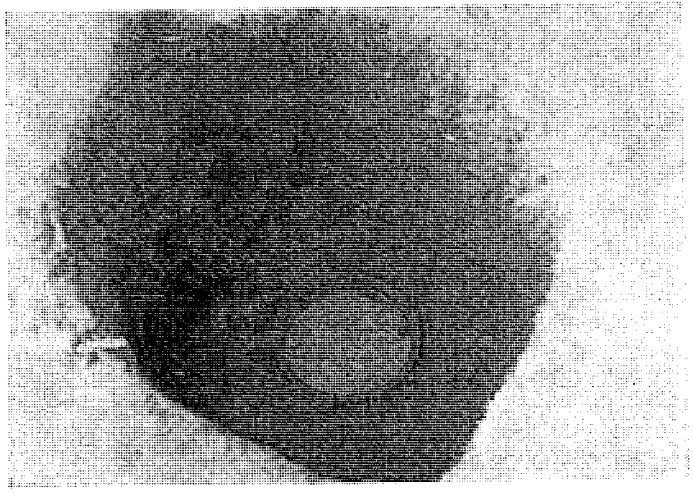

第24図　　甕の埋葬状態（No.10径山充正墓）

土坑に納められた棺は、4分板を素材とした木製の方形座棺で、鉄釘を持って組立てられたものである。棺底部には、底が抜けない

よう特殊な釘が使用されていた。

棺の大きさは、一辺の長さが55cm、高さ90cm前後と比較的小さなもので、江戸期の一般的座棺の傾向を示している。

No.10の径山允正とNo.11の座元の墓は、共に明治時代の墓で、甕葬となっており土坑内に口径53cm、高さ70cmの半斗甕が埋納され、内に座臥屈葬の姿勢で遺体が納められていた。

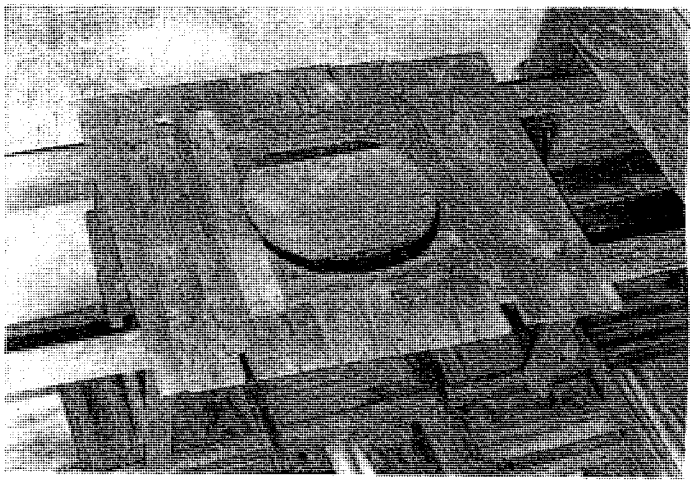

**第25図　　甕を墓所へ運ぶための輿**（菊水町・光教寺蔵）

甕葬用の土坑は、木棺墓のそれと比較すると異常に深く、表土より甕蓋部まで1.30m、土坑底まで2mを数えた。半斗甕には摺鉢や板が蓋としてかぶせられるが、ここの例ではNo.10が特別の蓋用甕を、No.11では厚板が蓋として使用されていた。

甕の口縁は正円でなく楕円をなすが、遺体を納める際の便宜を考えてのことであろう。

甕と遺体との間隙には、遺体を安定させるため、鉋の削り屑や、籾殻入りの袋等が詰められてあった。甕を運ぶ場合を考えてのことと思われる。

甕葬は、当墓所では明治16年（1883）から見られるが、明治12年（1879）の逸堂後墓までは、まだ木製座棺であるので、恐らく、明治10年代前半から甕葬へと変化したのであろう。その後、大正の初め頃までこの甕葬も続いたようであるが、火葬の普及と共に姿を消していく。甕葬の起源を知る上からも、No.10墓の調査例は好資料と考えられる。

なお、江戸時代の天明7年に始った当玉泉寺の歴代住職の埋葬も、明治36年（1903）の座元禅師の埋葬をもって、その終りを告げる。

この墓所が、江戸期より使用され始めたにもかかわらず、僅か11基の住職墓しか存在しない理由は、当墓所に埋葬するのは歴代住職のみとし、他は一切埋葬を許さなかったからだと地元ではいう。しかし、それを規制した者が、本山だったのか、寺総代または地元有力者だったのかは不明である。

**註1.**　明治時代の甕を使用した埋葬墓が、考古学上の調査対象として取り上げられたことは、かつてなかったことである。No.10、No.11墓は埋葬法上から見た場合は将に甕棺葬であるが、そうすると弥生の甕棺葬と混同をきたすため、ここでは敢えて甕葬（仮称）という言葉を使用した。

**註2.**　地元古老の話しによると当地方では、この外遺体の損むのを防ぎ、死臭を消すため棺の青葉を間隙に詰めていたという。

**註3.**　遺体を納めた甕を運ぶ用具としては、当時2本の杉の丸太（長柄）を三尺ほど離して厚板を張り、板部分の中央に甕の最大胴回りよりやや小さ目の穴を穿った輿があった。輿のこの穴に甕の尻がうまくはいるようになっていたが、甕の尻を浮かせるため輿には四本の足が付いていた。埋葬の際、この長柄の部分を4人で担いで墓所へ行った。

# 2. 洪福寺五輪塔

## 1. 洪福寺について

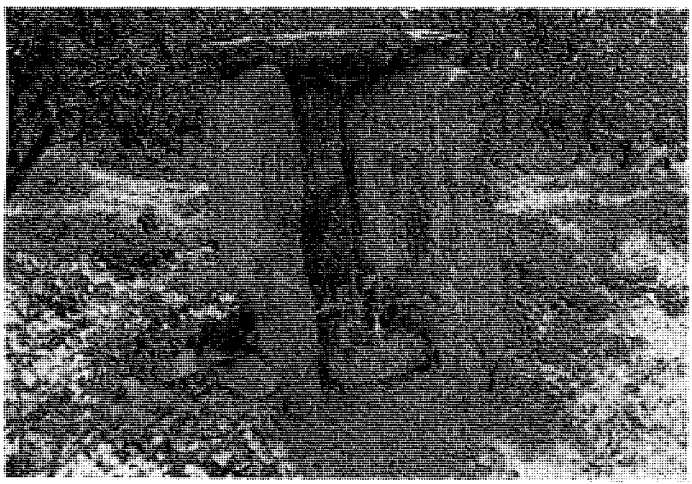

第26図　　洪福寺廃寺所在板碑

玉泉寺境内から南へ約150 m離れた所に、如意輪観音を安置する一堂宇がある。地元で洪福寺跡[註1]と呼ばれる所である。

約二反ほどの広さを持つ平担地で、この堂宇を中心に建翁斉と呼ばれる板碑や五輪塔等、中世時の石造遺物が散乱している。

ここには、江戸末期、山鹿地方において灌漑土木事業に功のあった総庄屋遠山弥次郎を葬る遠山家合葬の碑もあり、元来当地区の墓所として使用されて来た。また、近年自動車道新設に伴なう移転等で新しく加入して来た墓も少なくない。

洪福寺は、元、鎌倉建長寺の末寺で禅刹であったと伝えられる。禅宗であったことは境内に残る天正四年造立の二世住職の板碑の庵主禅師の記銘からも明らかである。

天正頃はすでに庵と呼ばれる程度の建物しか持たなかったようであるが、現在、堂を中心に二反程の平担地を有するので、開山当時は相当の伽藍を持つ禅宗寺院だったのであろう。

## 2. 調査の動機

旧洪福寺境内に所在する如意輪堂の右手裏に、菊池能運墓と伝えられる一基の五輪がある。

この一帯は現在、地元の墓所となっており新しい墓が建立されているが、それらの墓の間に混って五輪塔残欠や板碑、中世墳墓の墳丘らしき盛土等が残る古い墓所である。

地元古老の話しによれば、40年程前、郷土史の好きな村の駐在さんが、村人と共にこの五輪を分解して下部遺跡を調査したそうである。その時、基礎部の花岡岩一面に文字が刻まれているのが発見された。しかし、当時誰も漢文が読めなかったので、小学校の先生に解読を願ったが解らず、昔唐人が書いたものだろうということになり埋め戻したという。

これが事実とすれば、当時の金石文として、至近距離にある中世、玉泉寺の解明にも役立つ

第27図　　洪福寺ケンポン堂裏の板碑

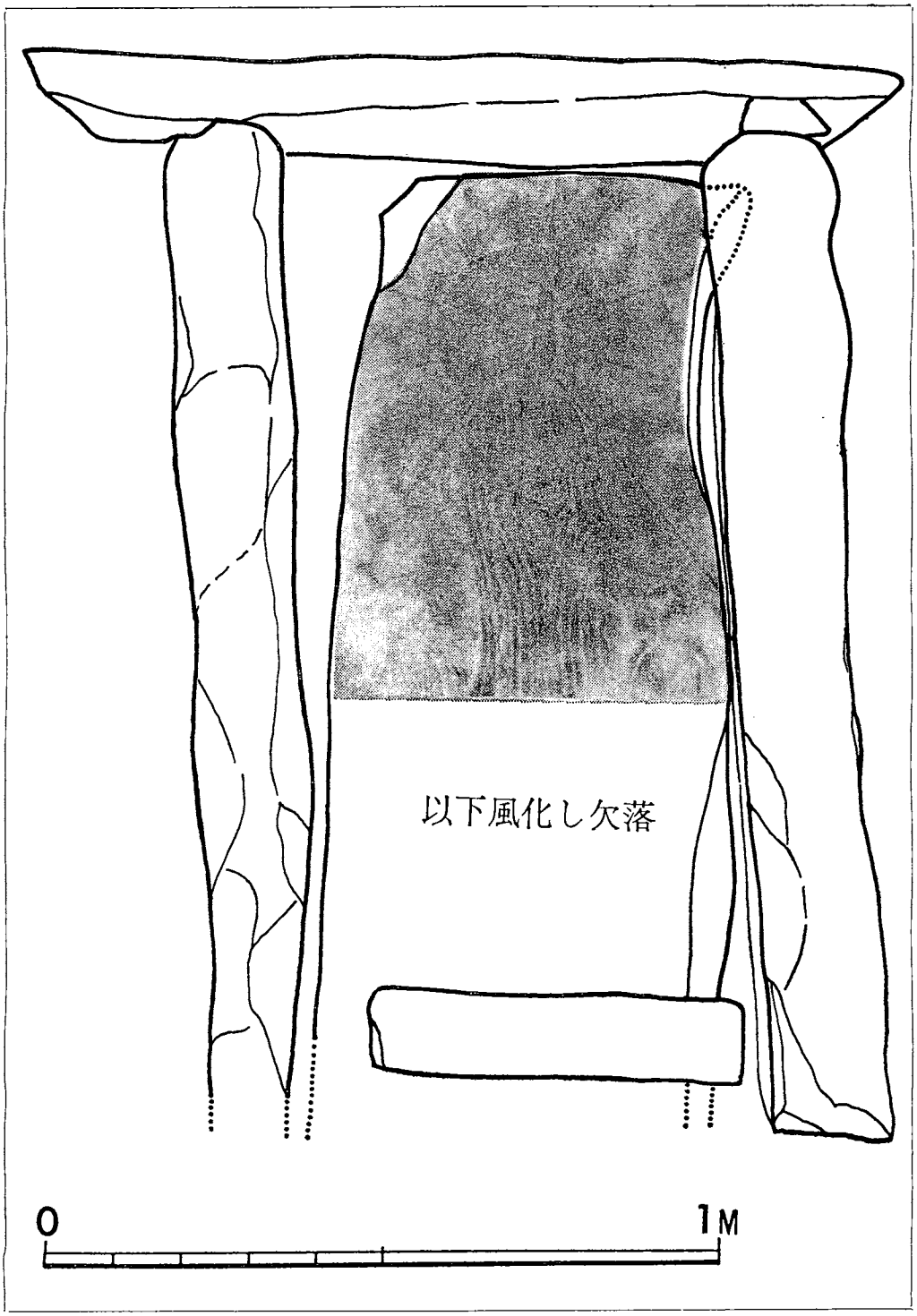

第28図　　洪福寺廃寺に関する宝暦期の文書

貴重な資料と成り得るため玉泉寺の関連調査の一環として、この五輪塔の再調査を実施することにした。

なお、玉泉寺所蔵文書調査時にこの洪福寺廃寺についての前半の欠落した宝暦期の文書の所在することが判った。第28図写真がそれであるが、当時洪福寺廃寺の堂宇は、玉泉寺の管理下にあったことが知られる。

## 3. 遺　構

菊池能運墓と伝えられる当五輪塔は、地上で162 cm、地下で55cmの規模を有する比較的大型の塔である。塔上部が地下遺構と連なっており造立時の原位置を保っていることは明らかである。また上部は地輪を表土上に据え、上に水・火・風空輪を置くが、これらも、後世の寄せ集めでなく、造立当時の姿を保っている五輪塔である。

地輪は、高さ45cm一辺が55cmの正方形をなす切石で、上面中央部に直径15cm、深さ3 cmの水輪の枘を受ける枘穴が施されている。

水輪は高さ41cmで、上・下の切截面の径は上で38cm、下面で30cmを数える。このように上・下で径の数値が異なるため、この水輪は肩部に張りを持つ形状を呈する。地輪同様上面に、火輪の枘を受ける直径18cm、深さ3 cmの枘穴が施される。

火輪は、高さが37cm、最大横幅が62cm、四隅に走る稜線や軒の線に著しい反りが見られる。上面中央部には、直径13cm、深さ0.7 cmの枘穴が設けられている。

空風輪は、枘部分を除いて高さ38cm、最大径は32cm、中央部を横に空風を画する切り込みが施されている。空輪の頂上部には指でつまみあげたような小尖端が見られ、全体的な形状は宝珠形を呈している。

各輪共に相合間は釣合いよく造作されており、全体的に見て安定感がある。肥後国誌には、「石碑五輪塔石ニ彌陀三尊ノ像ヲ彫テ文字不分明」とあるが、それらしき彫刻は見られない。

下部構造は、地山の黄色土まで掘り下げて構築される。まず、断面の一辺が30cm四方の石柱4個を横たえ、正方形を形造り基礎部とする。これら凝灰岩製の石柱は全面綺麗に面取りされ整形されている。一部の石柱の角部分には長い枘や枘穴が施されているので、他の石造物の転

第29図　　洪福寺境内に残る石造遺物実測図

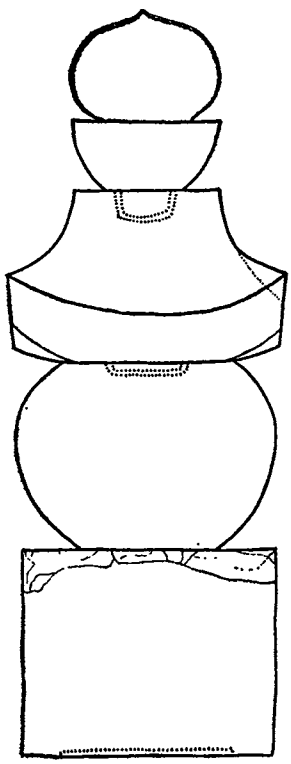

1.開山塔

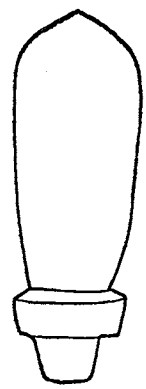

2.五輪残欠部

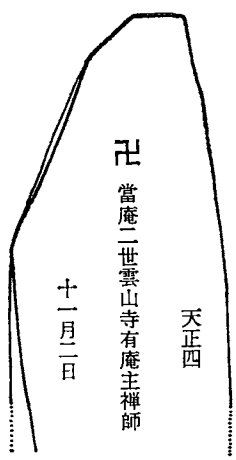


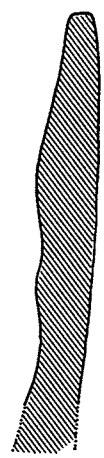

3.天正銘庵主板碑

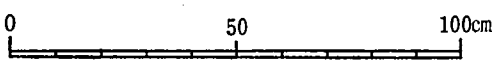

用であることが判る。

なお、これらの基礎部の石柱を安定させるため、地山と石との間隙に、ぐり石を詰め安定させている。この基礎部上には、特別に誂えた花岡岩製の正方形をなす墓誌が載せられ、これを地輪部下面に施された枘穴が覆って、地上部遺構の五輪塔が構築されている。

この墓誌板石は、一辺が80cmの正方形をなす厚さ14.5cmの極めて端正に加工された板石で、周辺には、約10cmの蓮弁をモチーフとする反花の帯が縁飾りとして刻まれる。この縁飾りの内側には、一辺が61cm四方の浅い枘穴が幅 8.5 cmで帯状に巡り、その中心部に一辺が37cmの墓誌銘の刻まれる凸部分が設けられている。これら墓誌銘の刻まれる凸部分は、地輪下面に彫りこまれた枘穴によって覆われ保護されている。

この墓誌板石の縁飾として施された反花をはじめ、地輪とのかみ合せ装置等、その造りの精緻さは驚嘆に値する。

なお、調査時点では、地輪裾部は表土下15cm程埋没していたが、墓誌板石の縁飾りの反花が地輪裾部より 8.5 cmはみ出し、地輪裾部周辺を巡るので、元来はこの墓誌板反花は地上に露出していたのであろう。

この墓誌板石下の中央部には、基礎石によって形成された2.9×cm3.9cmの長方形の小石室が設けられていたが、なかには小礫が多量に詰っていただけで、蔵骨器、その他の遺物の存在は見られなかった。過去に盗掘を受けた可能性も考えられる。

## 4. 供養墓誌銘

地輪下の墓誌板石に刻み込まれた墓誌銘は、以下のとおりである。

なお、□□の部分は判読不明の個所である。

今過□□乙丑七月廿一日戌死 剋去

當寺開山大姉尼海珠理本房

同年十一月廿六日 小比丘比丘尼 則須房勝善房

文字は花岡岩に刻り込まれ、内には墨が流し込まれている。

これらの文字は、ほぼ判読できたが、どうした訳か肝心の年号の部分が潰されており、いつの時代のものか不明である。因に、中世時の可能性のある乙丑の年号を拾って見ると、以下のとおりである。

第30図　洪福寺開山塔の地下遺構と供養墓誌銘

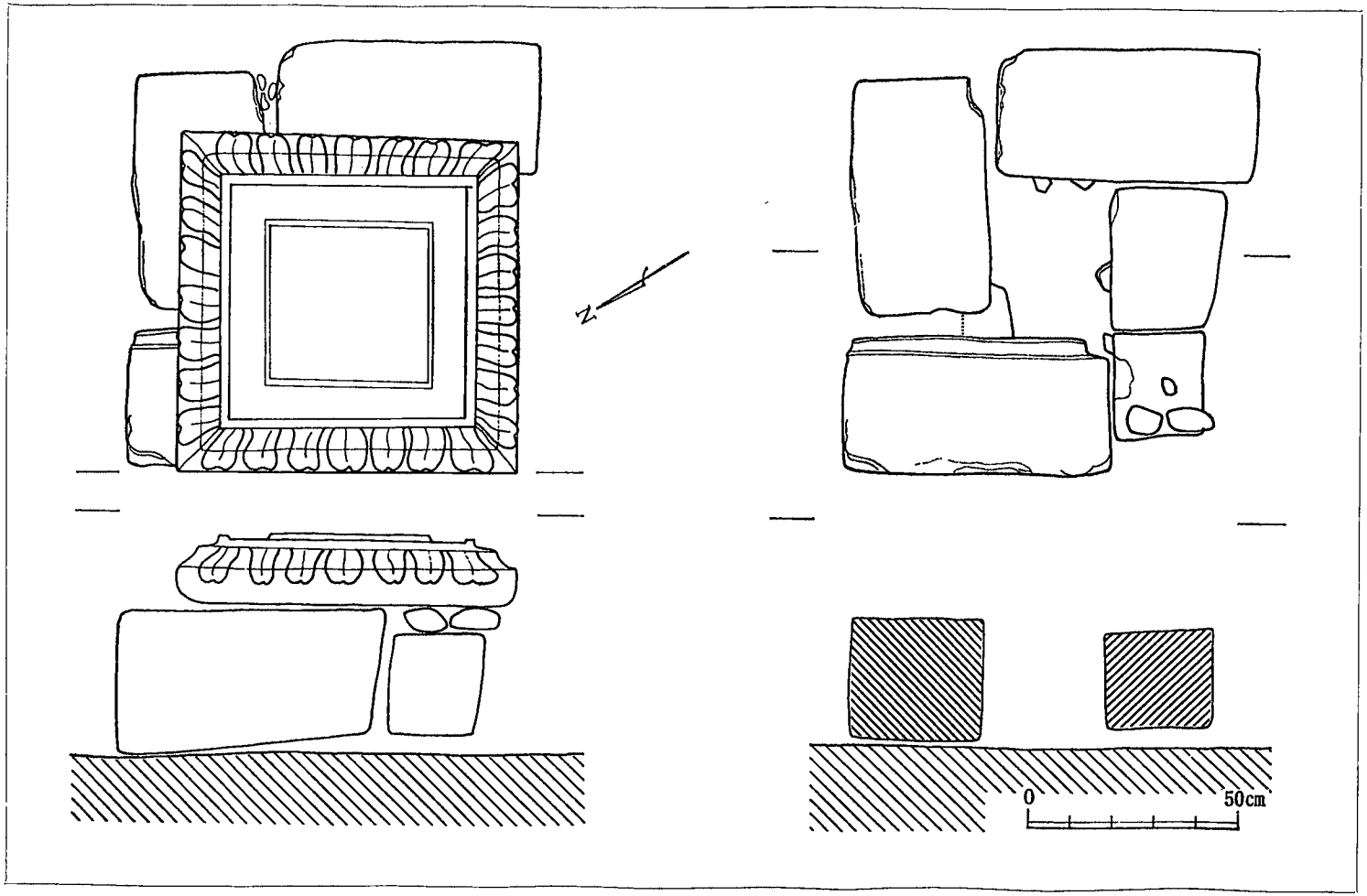

元久２（1205）乙丑　文永２（1265）乙丑　正中２（1325）乙丑　元中／至徳２（1385）乙丑
文安２（1445）乙丑　永正２（1505）乙丑

五輪塔の形式や、塔が大型であること等から見ると、室町、江戸のものとは思えないので、残るは鎌倉、南北朝の年号にそれを求めることが可能となろう。

潰された年号の中に僅かに残る文字のハネの部分の墨痕から考えると、更に元久２年(1205)乙丑と、元中２（1385）乙丑の二つの年号が最も可能性が強い。

特に、1385年の乙丑は南北朝期にあたり、南朝年号が元中、北朝年号が至徳であるが、この時期当地方は、南朝の忠臣名和氏の根拠地であり、南朝年号を使用していることは、他に残る同年代の金石文を見ても明らかである。特に、墓誌銘中に見られる「戌剋死去」の剋の字は古くは「刻」に代って使われ南北朝頃の文書等に屢々使用例が見られる所である。したがって、この二つの年号の中で最も可能性が大なのは、元中２（1385）であろう。特に二字名の墨痕が複雑であるから、「久」と考えるより「中」と考えた方がより妥当なような気がする。

## 5. 考　察

肥後国誌や地元の伝承によると洪福寺は菊池能運の建立と伝える。

堂の棟札に天文16年前肥筑大守建立とあったこと、堂内に能運の位牌が残ることなどからこの伝承を生んだものと思われる。またこの事実を元に「洞然長状」に見られるような相良長毎と菊池能運の関係から能運の夭折をいたんだ長毎によって寺が創建され、この供養塔が建てられたという伝承も残っている。

しかし、今回の調査の結果、この寺の開山は巽に伝えられるように能運でもなければ長毎でもなかったことが明らかとなった。

今回調査した五輪塔下に残された墓誌によって海珠理本房という法名を持つ尼の開山であることが確認されたからである。

しかし、開山したこの尼の歿年の年号が潰されているため、当時の開山の年代を明らかにできないが、残された干支の乙丑から鎌倉初期の元久二年（1205）か、南北朝期の南朝年号である元中二年(1385)のいずれかで、かつ後者の可能性が強いであろうことは先述のとおりである。

海珠理本房の俗名が何で、いかなる人物であったかは明らかでないが、相当の身分を持つ土豪の妻女もしくは子女等であったろうことは当時の多くの中世寺院の門跡がそのような系累の人によって占められていることなどからも推測される。当寺開山大姉尼海珠理本房とあるので、信心深い優婆夷だった人であろう。

墓誌に刻まれた乙丑が元中２年とすれば、当時、懐良親王を擁して活躍した名和長年の子孫である名和氏の子女であることも考えられるし、仮にそれより時代が降った時期のものであれば、名和氏と豊福城（現松橋町所在）の争奪戦を演じた相良氏一族の関係者であった可能性も

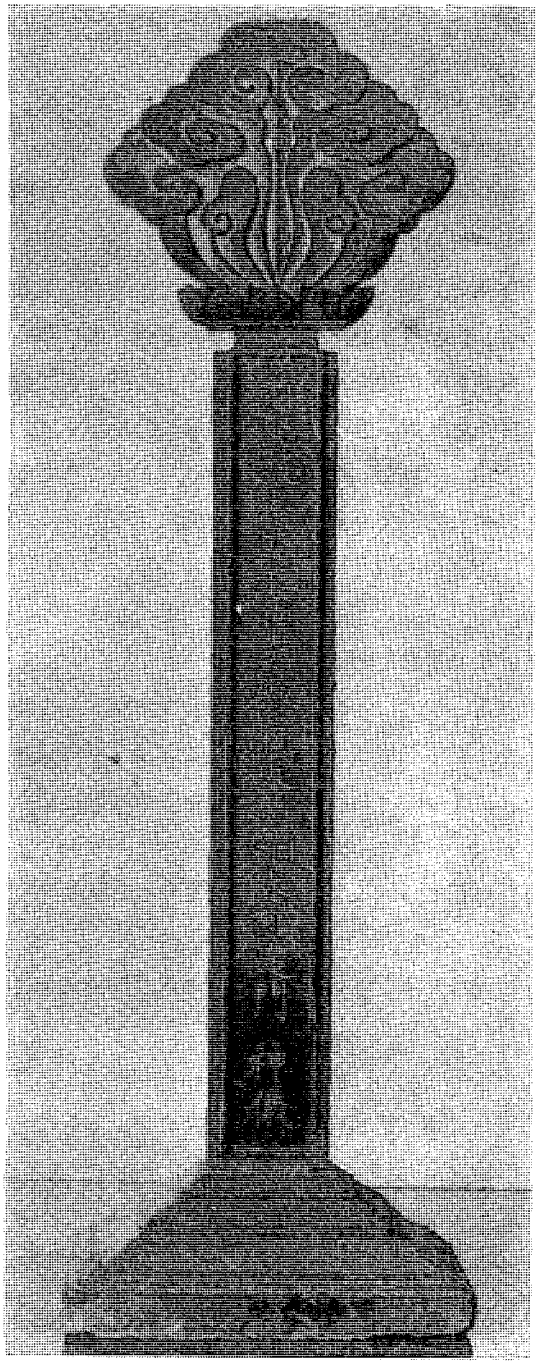

第31図　　菊池能運位牌

十分残る。いずれにせよ、当地域が相良氏の支配下にあった戦国末期頃には旧薩摩街道沿いに残る中世の小寺院は、その殆どが相良氏の庇護を受け、その庶子が門跡として入山している点、注目すべきと思われる。

なお、供養墓誌によると、この五輪塔は七月廿一日の戊剋に死去した当寺の開山の尼海珠理本房のため、その百数拾日後の十一月廿六日、小比丘則須房と比丘尼勝善房によって造立されたものであることが判る。比丘は仏門に帰依し具足戒を受けた者で、小比丘とあるから則須房は子供であり、勝善房は比丘尼とあるので女性だったのであろう。2人共死亡した尼海珠理本房の血縁のものだったのかも知れない。

なお、この五輪塔のすぐ横に東西3m、南北170cm、高さ30cmの礫のマウンドの上に立つ一基の板碑がある。（第29図・3）この板碑は最大幅50cm、現在地上部分は85cmの高さを有するが、碑陽上部に卍字が見られ以下三行に亘って文字が刻まれるが、風化が激しく読み取れない。

数日を費いやし、拓本をとったり、光の工夫をしたりして判読した結果は下記のとおりである。

中央に卍　當庵二世雲山寺有庵主禅師、とあり右に天正四、左に十一月二日と造立年号が刻まれる。

マウンドをなす礫内には中世陶器片が混り、周辺には37cm×30cmの地輪部や長さ26cmの空風輪部が散乱している。

この板碑から推測されることは、開山当時一応、寺としての伽藍を保有していたのが、幾多[註2]

の転変を得て廃絶し、そして1500年代頃に到って再び小庵として再興され、その庵の二代目庵主がこの板碑に刻記された雲山寺有庵主禅師であったと解釈できそうである。

これらの興廃は、1500年前後の相良氏と名和氏の古麓城や豊福城の争奪戦に伴なう勢力交代に原因すると考えられる。

以上の理由により、開山である尼海珠理本房の次に続くのがこの板碑の当庵二世でないことは、寺と庵の違い以外に開山供養五輪塔の型式上に見られる特色から考えても明らかである。

このように1500年前後頃再興された庵が天正期に一庵として細々とその命脈を保っていたことが、この天正の板碑から窺えるのである。

恐らく、現在も残る能運建立説や長毎建立説は、この洪福寺再興時に起因する伝承とも考えられる。

しかし、その後、庇護者としての中世士豪を失った中世寺院は、近世に到ると荒廃の一途を辿ることになる。玉泉寺所蔵文書[註3]によれば、元禄13年までは堂の横2間×3間の屋をつくり、道可という僧が居住していたが、その死後は、この庵も例に洩れずついに無住となり乞食が住み、火災の恐れが生じたため、以後この庵を玉泉寺の支配下に置き僧侶一人を居住させる事にしたとある。庇護者を失った中世寺院の末路をこの所蔵文書はよく物語っている。

註 1　当洪福寺廃寺について竜峰村史の資料集には「ケンポン堂」として以下のような記載がある。『ケンポン堂（岡中字行西）本尊如意輪観音坐像。身高40cm、蓮華座高さ10cm。六手で、室町後期の作。ケンポン堂は、洪福寺（光福寺）の伽藍のあとにたてたといい、棟札に「天文16年（1547）前肥州大守建立」とある。「洪福寺殿前肥筑大守義天明綱大禅定門神儀、永正甲子（元年、1504）2月15日」に記す位牌がある。菊池能運の法号で、堂の南に能運の墓と伝える五輪塔がある。また堂の後方に板碑がある。』

註 2　洪福寺境内には、この外、第29図の2に見られるような空風輪の残存が見られる。この空風輪は枘も含めて長さが80cmあり、空輪部が異常に長く造られている。従来の空風輪部の退化現象と思われる。他別の記銘のある五輪から、安土桃山から江戸初期にかけてのものと推定される。

註 3　第79図「泰勝寺支配ニ而」

## 3. 吉田家板碑・墓石

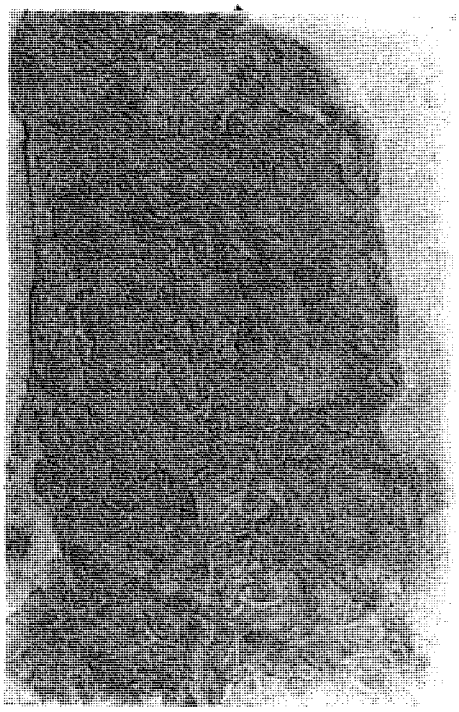

第32図　　慶秀供養碑

吉田家は、中世時には玉泉寺の境内であった現玉泉寺仏殿の向って左手に所在する。

肥後国誌の玉泉寺龍峯山の項に、「—延寶五年夏釈迦院禅瑞和尚此ニ来リ間医吉田宗庵寺地ニ寓ス共ニ語リテ古刹ノ廃壊ヲ歎キ—云々」とあり、吉田家が延寶の頃にはすでに医者として現在地に居住しており、以後代々続いて来たことが判る。当主は、吉田時生氏である。

今回、九州自動車道の新設に伴い、同家では玉泉寺仏殿横に一族の寄せ墓を新設されたが、その時、散在する同家に関連のある墓碑・墓石類の身部を同所に集めて建立された。

現在、5基の板碑形の墓石と1基の石塔が存在するが、玉泉寺の関連資料としてこれらを記録して置くことにした。

なお、碑面の風化が激しく、かつ下部がコンクリートにより固められているため、一部判読不能の個所もある。

### 1　二世真在院慶秀和尚墓

この墓石は、碑高79cm、基礎部の幅48cm、厚さ9cmの自然石を利用している。元、吉田家裏の竹林の内に所在しており、地元では「シンジャインサン」と呼ばれていたという。

この碑が慶秀のものであることを発見したのは、下益城郡豊野村所在の常楽院36代住職相良慶範氏である。

碑面の風化が激しく、文字の判読に苦労したが、碑の中央上部に、仏の種子を表わすと思われる円が刻まれ、その下に二世真在院慶秀和尚、右下部に天正十五天、左下部に正月七日造（建）立者（吉）と判読できる。造立の下の文字は、「者」なのか「吉」なのか判読に苦しむ。いずれにせよ、下に建立者名が続くのは確かであるが、コンクリートに埋め込まれ読解不能である。

肥後国誌によれば、慶秀という人は、天正九年（1581）相良義陽に従い、響野原の合戦で戦死した中世玉泉寺最後の住職とある。（第33図の1）

第33図　　吉田家墓所墓石類と境内内外散乱石造遺物実測図

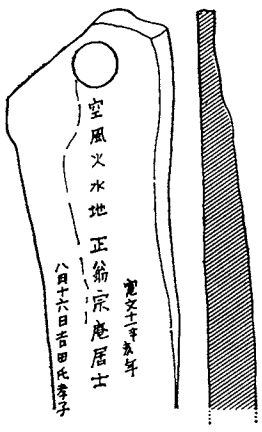


3.正翁宗庵居士

2.果山妙善信女塔

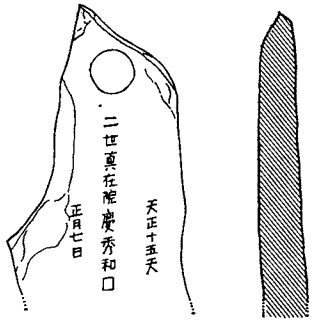


1.二世真在院慶秀和尚

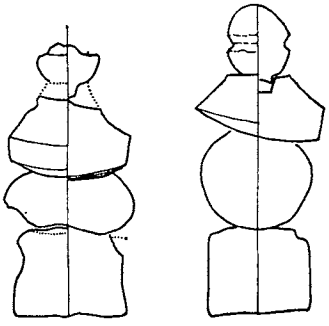

6.境内出土五輪塔(一部)

5.江岸寿泉禅之塔

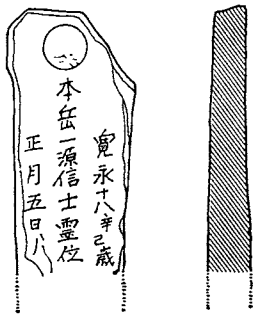


4.本岳一源信士霊位碑

7.中世墓所散乱五輪

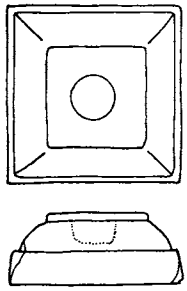

10.山門礎石の一部

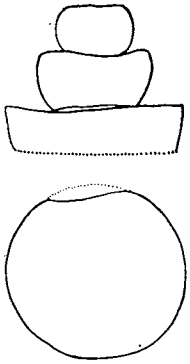

9.参道横散乱水輪

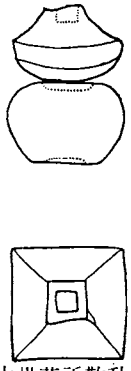

8.中世墓所散乱火輪

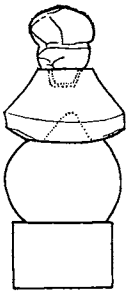

0　1M

**2　果山妙善信女塔石碑**

塔の高さは109㎝、幅65㎝、厚さ19.5㎝の石灰岩質で、石英を含む鎌状の反りを持つ自然石を墓石として利用している。

墓石中央上部に種子を表わす円が刻まれ、その下に果山妙善信女塔とあり、右に寛文三[天]□年、と年号が、左に十一月廿八日と月日が刻まれる。（第33図の2）

**3　正翁宗庵居士石碑**

石の高さは110㎝、最大部の幅44㎝、厚さ10㎝の板状の自然石を使用している。中央上部に種子を表わす円が刻まれ、その下に空・風・火・水・地の文字があり、続いて正（心）翁宗庵居士と刻銘されている。右下部には、寛文十一辛亥年、左下部には、八月十六日吉田氏孝子□とあり以下文字が続くが、コンクリートで埋め込まれているため解読不能である。

この碑は、延寶六年釈迦院の禅瑞と共に近世の玉泉寺を再興した医者の吉田宗庵の碑で、宗庵の子が建立したものである。

寛文頃は、板石状の背の高い自然石が墓石として使用される事が多いが、宗庵の碑はこの時期の墓石の特色を良く表している。（第33図の3）

**4　本岳一源信士靈位石碑**

この碑は、やや長方形をなす背の低い自然石を利用した墓石である。中央上部に他と同様刻円が見られ、以下に本岳一源信士霊位、右下部に寛永十八辛巳歳、左下部に正月五日と年号・月日が刻まれている。（第33図の4）

**5　江岸寿泉[禅]（祖）[之]尼塔**

凝灰岩を整形し造り出した墓碑で、塔身の高さが70㎝、塔下部の幅は31.5㎝、厚さ10.5㎝を計る。上記4基の板碑状のものと異なり、現在の墓石に近い形状に整形された石塔である。

しかし、上部に種字を表わす刻円が小さく残り、所謂、将棋の駒状を呈しており、石塔としては古い型式を留めるものである。

縁どりされた墓石正面には、江岸壽泉[禅]（祖）[文]（尼)塔、これを挟んで右に享保三[戊]戌、左に九月十七日と年号月日が刻まれる。（第33図の5）

# 4.　新発見の庭園

## 1.　遺　　構

玉泉寺の仏殿右手後方の平坦部分から庭園跡が発見された。この地点は山の傾斜面を開削して造成された平坦面で、現玉泉寺の境内面から数えると三段目の鎮守堂の所在する畑地である。

ここから40年程前、1寸5分若の金銅仏が出土している。これらの遺物出土から、この部分に寺の一塔柱が存在したことも考えられるので、調査区を設定し発掘に着手したのが発端とな

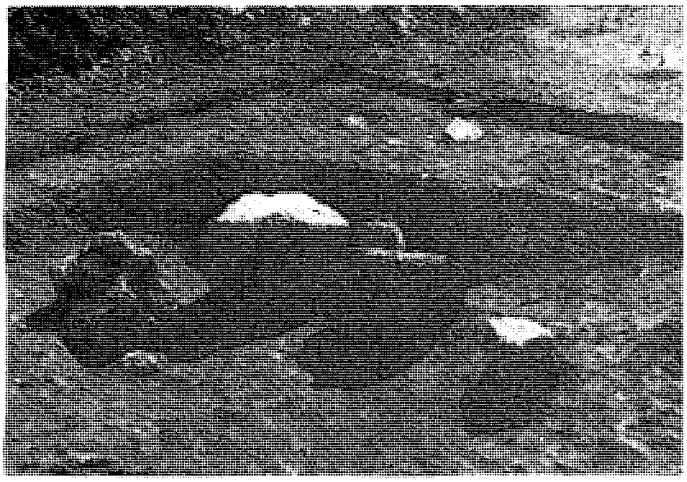

第34図の1　　庭石の配置状況

り、遺構の発見に及んだものである。

確認された遺構としては、二条の土留めのための列石や素掘りの溝、そして庭石や、その抜かれた穴や柱穴等が掲げられる。この庭園が山の斜面を利用して構築された庭園であることは明らかであるが、後世階段状に畑地を開削した際、大型の庭石は殆ど除去されたらしく7個ほどの背の低い小型の庭石が残存しているだけであった。

庭石には、水の侵蝕をうけ、石の堅い部分が縞状に残った見ばえのする凸凹の激しい奇岩名石といった類いのものが使用されていた。

これらの石が、単なる自然の石塊の状態で所在したものでないことは、一つ一つの石に見立てがなされ配置されていることからも明らかである。特にNo.4の石は、基礎部が斜めに削がれた形状をなし座りが悪いため、斜めに穴を穿ち間隙に栗石をかませ安定させている点など、この石が庭石としての見立てがなされていることを示唆している。また、No.3の庭石は、No.2とNo.4の庭石により両端をかしめられた石組がなされている。

これら庭石群の北東方向に、5m程距離を保って平行する二条の列石群が発見された。表土下20cmの所に人頭大の石を並べたもので、その方向はN42°Wである。現存するのは約3m程であるが、石の抜かれた跡が残るので元来は長く続いていたのであろう。この二条の列石の間隔は約30cm程で、一見排水溝を思わせるが、列石が内側面でなく外側を揃えてあることなどから溝とは思われない。これら列石は、庭石の配置される庭園部が地山部に掘り込まれているため、その東端を画する土留の役目を持つものと思われる。または、建物の基壇かも知れない。二条施されているのは、後で少しばかり拡張された分であろう。

なお、この土留め用列石の内側にはこれと平行して、山腹から裾野に走る水路が現在も残っているが、これは、昔は水田に水を引くための水路として使用されていたという。自動車道敷地を横切って走るこの素掘りの溝の設置年代は明らかでないが、玉泉寺下手の堤に水を溜めるため上手の谷川から水を引くための溝であったと地元の古老はいう。この事実を証明するかのように溝の段差のある部分には、直径2cmの小砂の堆積が見られた。

今回の調査で、この水路を基点にして東行する幅1m、深さ50cmの溝が東方に向ってラッパ状に開きながら走るのが発見された。新発見の溝がこの用水路と直交し、この地点から始って

第34図の2　　玉泉寺庭園残存庭石側面図

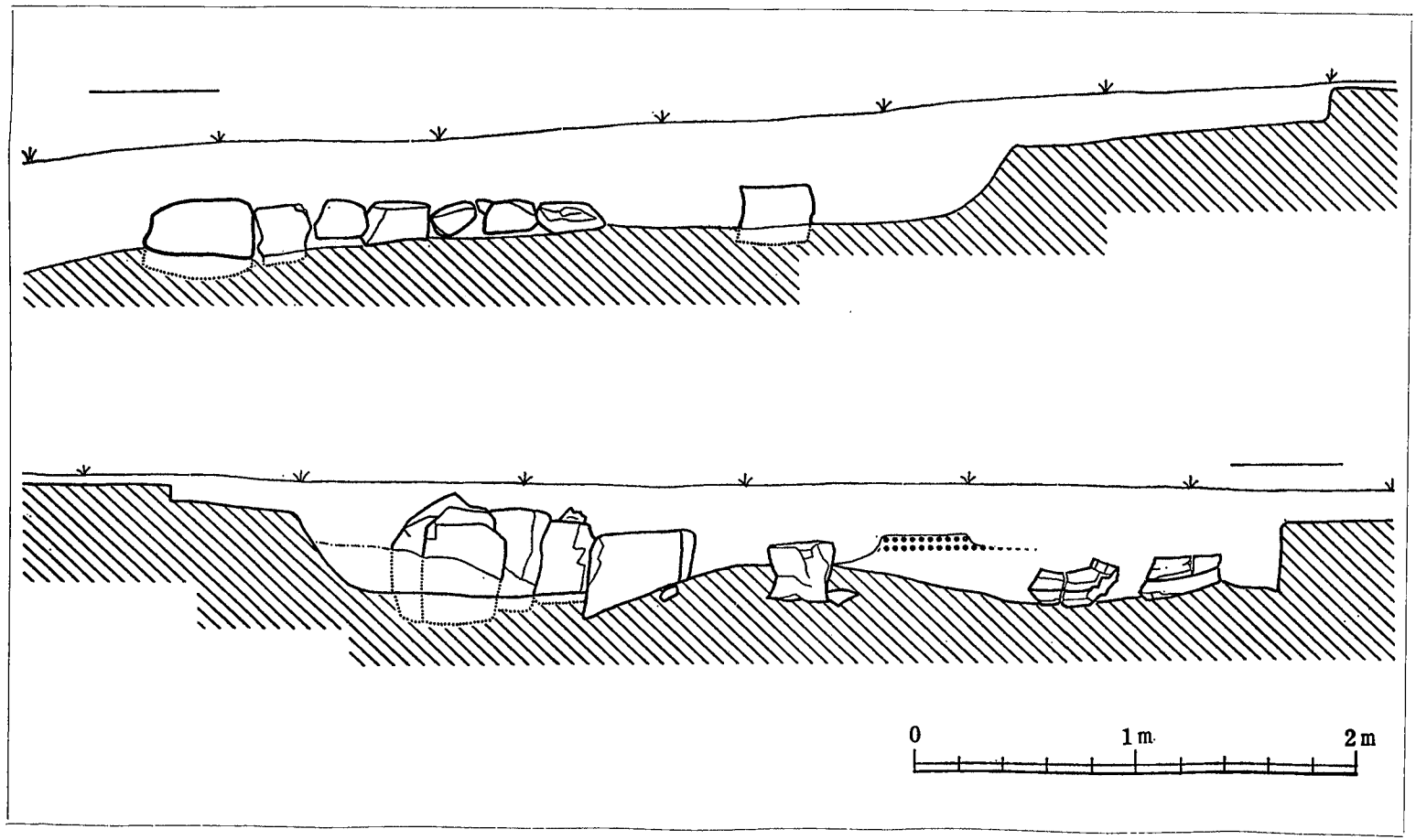

第35図　玉泉寺庭園部残存遺構

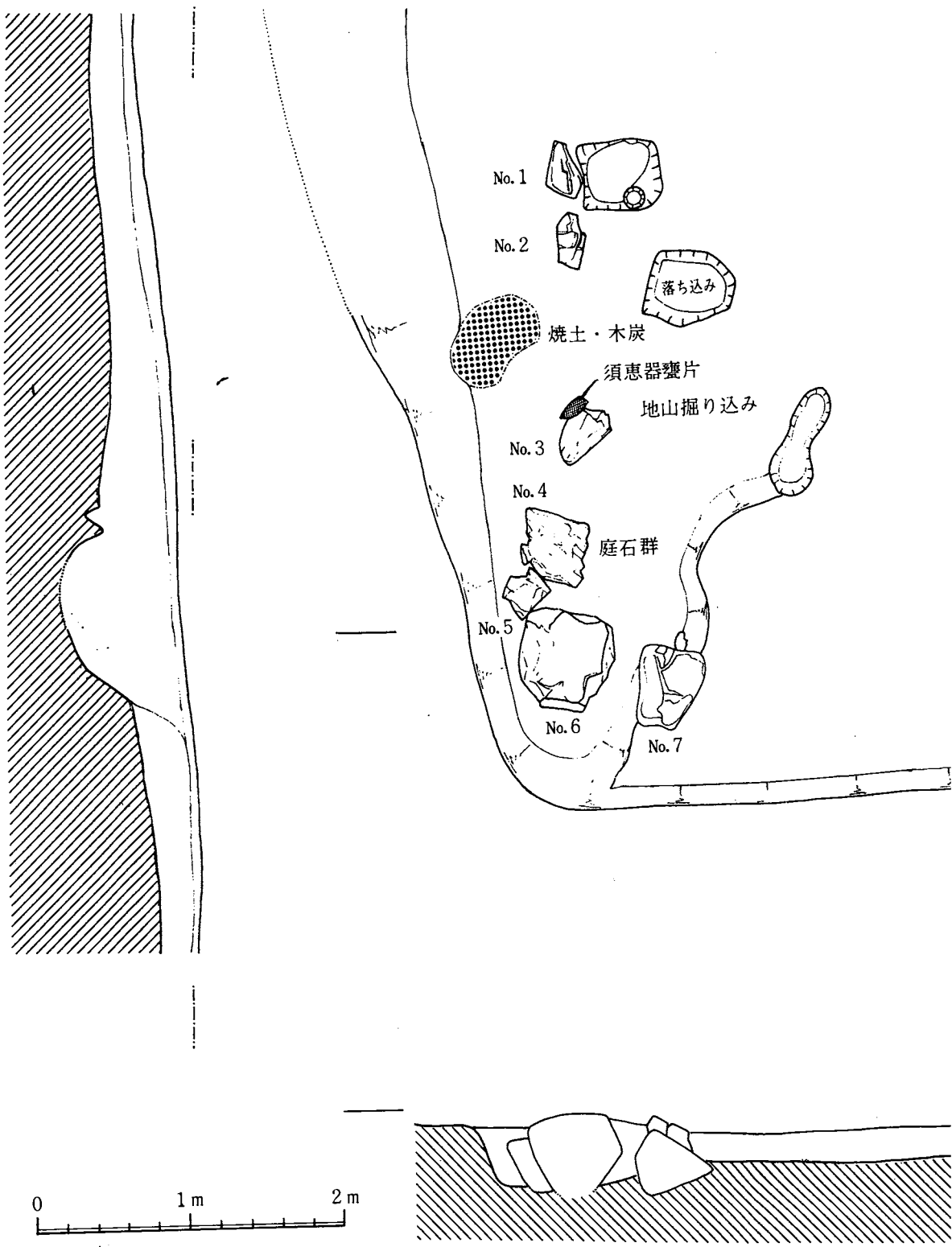

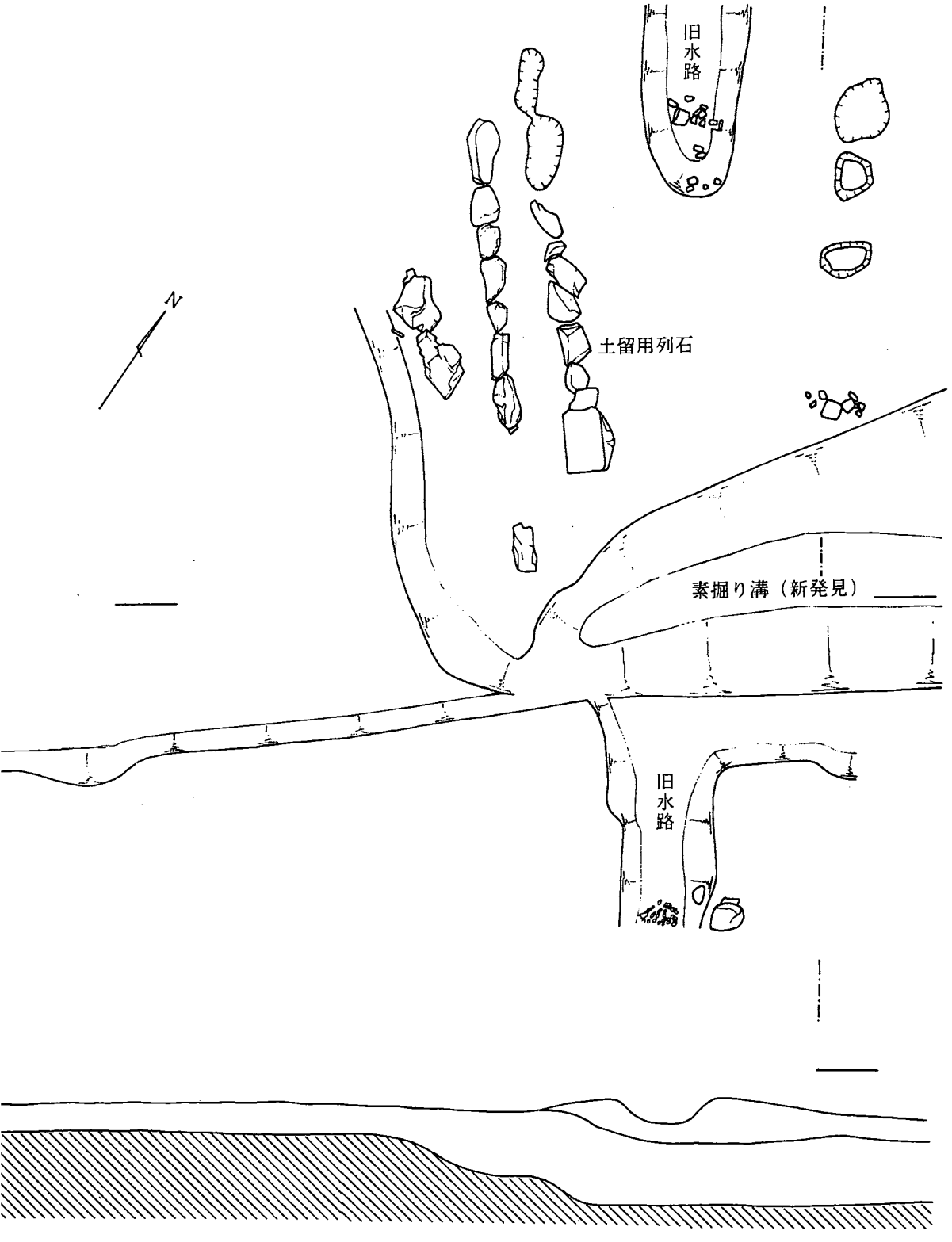
旧水路
土留用列石
N
素掘り溝（新発見）
旧水路

いる点や、東に向うに従って少しづつ傾斜している点などから、ここから分岐して他方に向う水路とも考えられるが明確ではない。また、土手沿いに更に掘削されるので、土手際から染み出す水気を切るための溝とも考えられる。

先端の曲った鉄釘一本以外に遺物が検出されなかったので、この溝の年代は不明であるが、恐らく近世時のものであろう。

この外、三つの浅い柱穴、焼土等の存在が確認されたがその性格は不明である。

## 2. 遺　物

遺物としては、調査区設定時に表土近くから近世陶磁片が数片採集された。

また、No.5の庭石の下に敷かれた状態で須恵甕の胴部破片が出土した。

この外、庭石列の外側落ち込みからは瓦質土器片や、摺鉢片等中世時の遺物が検出された。少量ではあるが、共に遺構に貼り付いた状態で出土しているので、この庭園の所在時期を判定する資料として貴重である。また、ここから40年程前1寸5分若の金銅仏の出土を見たことも注目に値しよう。詳しくは、第五章の「4・境内出土の金銅仏について」を参照されたい。

## 3. 庭園の復元

玉泉寺の境内の一角であるこの地点に、庭園が存在したことは明らかである。ただ、後世この一帯が畑地として開墾された際、庭石等が抜き取られ、その全貌を把握し得ないのは残念であるが、得られた資料を元に庭園を復元すれば以下のとおりとなる。

庭園は、龍峯山北裾部の斜面を利用して構築された、10m×10m程度の面積を持つ小規模のものであったと思われる。現在庭園の南北端は後世の畑地造成時にカットされており、その全貌を握むことは不可能であるが、地形からして小規模の庭園の存在しか考えられない。

庭石の見立ては東側からなされているので、東側から眺める座観式の庭園だったのであろう。庭園は、小型の庭石を配した比較的質素な造りで、庭石を境に地山への掘り込みはあるものの、湛水の跡はないので、禅の色彩の強い枯山水だったことが考えられる。恐らく、この庭に面した東側の現鎮守堂一帯に玉泉寺の一塔柱があり、その家屋に付属する小庭園だったのであろう。

この部分には調査のためのプレハブを設置していたことと、期日の制約により発掘調査の機を逸したが、その一端に柱穴の一部が認められたことや、これらの遺構が現存する仏殿や庫裡が建ち並ぶ中心部の至近距離にあることなどから、ここに建物が存在したことは明らかである。

なお、江戸時代の当寺の絵図等には、当所に建物の所在は認められないので、この庭園の存在時期は、遺構面に密着した中世時の遺物等から、室町時代頃であったことが推定される。

中世末の八代日記には、相良長唯が当玉泉寺に一泊した旨の記録が見られるが、恐らく庭園に付属したこれらの建物を宿泊棟としたのではなかろうか。

# 第3章　玉泉寺境内古墳跡地の発掘調査

## 1.　岡町古墳群について

宮原町の氷川橋を渡り国道3号線を南下すると、左手の山裾に沿って帯状に数多くの古墳が散在する。

国道3号線右手は干拓地が多いので古墳は少いが、左手には宮原町の大王山古墳を始めとする古墳群が存在し、八代市にはいると標高517 m の竜峰山北裾部一帯には、境古墳群をはじめ山口古墳群、行西古墳群、門前古墳群、如見古墳群と小規模古墳群が存在している。これらは、古墳時代の終末期に構築されたいわゆる群集墳と呼ばれるもので、小規模な古墳がこの一帯に集中的に立地する。

この竜峰山北、西裾部に散在する古墳群を広い視野に立って見れば岡町古墳群として把握できよう。岡町古墳群は、現在まで25基ほど確認されているが、海に接した平地の少い当地方では近世に到って海の方向へ干拓を進める一方山地への畑地開墾も進み、その際にも多数の古墳が壊され、更に近年の蜜柑畑への地目転換が、古墳の破壊に拍車をかけた。これらの開墾等によって破壊された古墳は相当数に上るものと思われる。元来、100基を越える古墳が存在したことが推定される。今回の調査で、九州自動車道路線に予定される幅約40 m、長さ100 m の狭い範囲から2基、またその路線に沿って2基の計4基の古墳が新しく発見されたが、この一事を持っても先の数字があながち誇張でないことを証拠立てるものであろう。

これらは殆どが古墳時代後期の小墳丘の内に横穴式石室を持つ単室墳である。この一帯には、横穴を掘る岩盤も殆ど存在しないので、このような古墳群は他地方での横穴群に相当するものと思われる。大局的には岡町古墳群という把握をされながら、その実、行西1.2.3.4号、谷川123号と小グループより成立っている点、古代における郷戸の単位としてこれらを把握することも可能と思われる。

過去これらの古墳については、若干の調査例もあるが、古墳群としての調査はなされておらず不明の点が多い。判明している点としては、岡城古墳（岡町中）が舟型石棺で、岩屋本古墳（同）が小型の横穴式石室、清水古墳（岡谷川・清水）が鬼の岩屋型であること等ぐらいで、出土遺物も行西第1号（岡町中）から馬具残欠が、門前第1号（岡町谷川）から内行花文鏡・変形獣首鏡等が出土したことが知られるだけである。

さて、今回九州自動車道路線敷地に予定された玉泉寺仏殿裏手の歴代住職墓調査に因んで、これら後期古墳の調査を実施したところ先述の如く、路線外に2か所、路線内より2か所の計

第36図　　岡町周辺古墳分布図

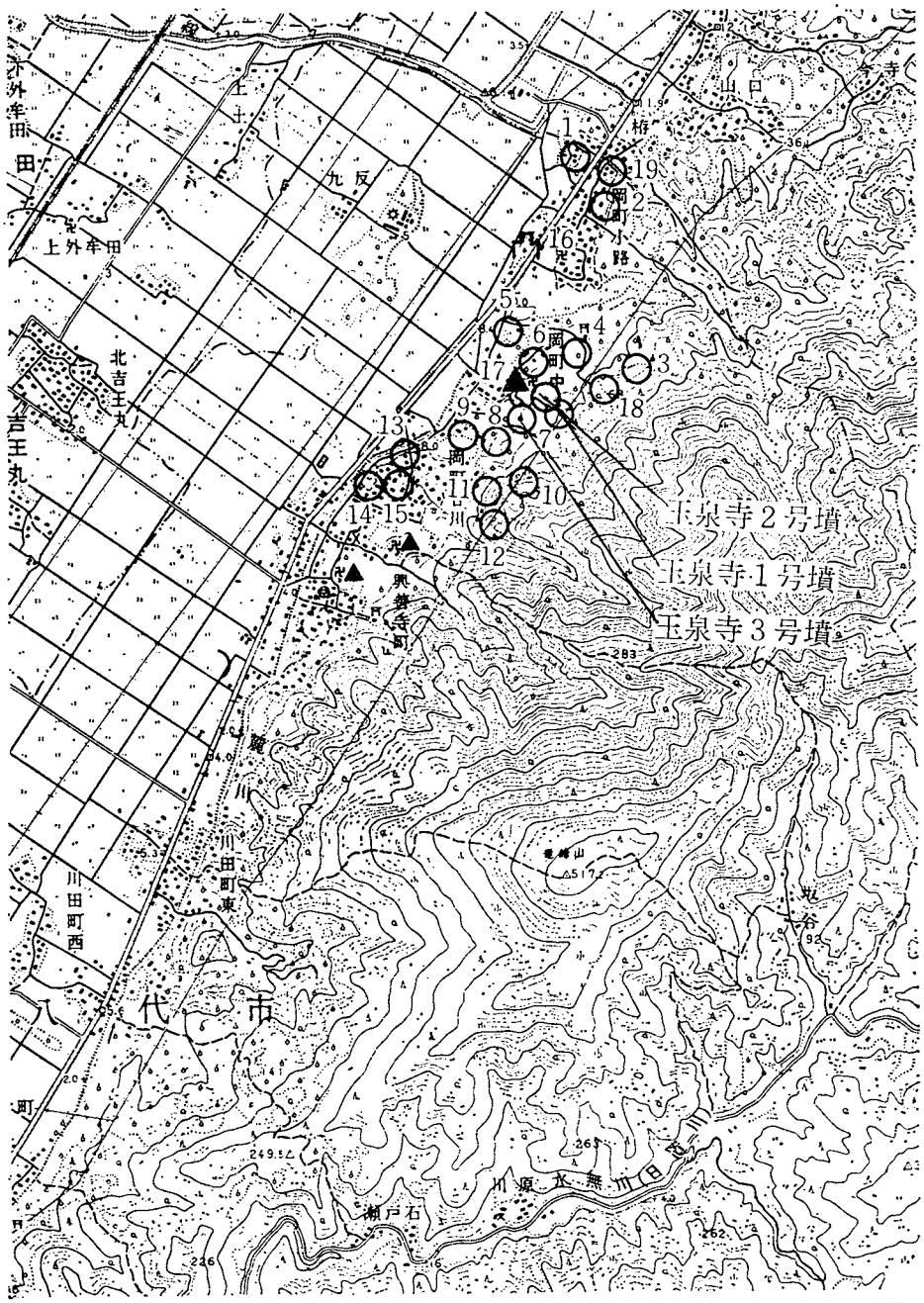


1：25,000

1. 岡城古墳、2. 境古墳（1～4号墳）　3. 岩屋本古墳、4. 平原古墳（1～4号墳）5. 行西古墳（1～4号墳）、6. 山口古墳（1～3号墳）7. 玉泉寺古墳（1～3号墳）8, 門前1号墳、9. 門前2号墳10. 如見2号墳、11. 如見1号墳、12. 清水古墳、13. 谷川1号墳、14. 谷川2号墳、15. 谷川3号墳、16. 岡城跡、17. 玉泉寺古塔碑群、18. 平原野中遺跡、19. 境遺跡

4か所に墳丘を失った古墳跡地が発見された。いずれも元、玉泉寺境内に当たる狭い範囲からの発見で、しかも墳丘が消滅していたため地元や県の遺跡台帳にもリストアップされておらず、このため新たに玉泉寺古墳群として各々に1から4号の名称を冠した。

なお、1号墳は現在墳丘を失ない内部石室の石材が2・3点残るのみである。周辺から若干の須恵器片が採集される。僅かのずれで路線外となっていたので、300分の1縮尺の立地地形図作製の際古墳の位置を記入したのみで調査対象からはずした。

2号墳は、玉泉寺仏殿の裏手の、仏殿所在面より約3m程の高地に位置していた古墳である。完全に墳丘を失っており、現蜜柑畑の表土を20cm程排除して始めて、古墳所在跡地であることが確認できた。なお、この古墳の石材が抜き去られたのは比較的新しい時期で、「不知火町の人が庭石として持ち去った」と地元の人々の記憶に新しい。石材の一部は今も同所道路際土手に残存している。調査により石材が抜き取られた跡地が確認され、単室墳であったことが判った。

3号墳所在地も従来畑地として利用されて来た所で、周辺に須恵器破片の散布が著しいため、表土を20cm程排土して確認された古墳跡地である。発掘により周溝の残存が確認され、内から多量の遺物の出土を見た。なお、石室の天井を構成したと見られる石材も後で周囲より発見された。

4号墳は、3号墳所在地より三段上の畑地内に所在していた古墳で、現在墳丘部は消滅してしまっている。地元民の話によると現在の送電線の鉄塔下に存在したという。この古墳も1号墳と同様路線外であるため調査からはずした。

## 2. 玉泉寺2号墳

### (1) 遺　構

玉泉寺2号墳は同寺仏殿裏手の蜜柑畑に嘗って所在した古墳である。小角礫混りの表土を20cmほど排土したところ、古墳所在推定個所一帯に広がる長さ10cm前後の角礫群が検出された。この礫群上からは近世陶磁片が、また礫群内からは須恵甕破片その他が相当量出土した。

この3m×5mほどの範囲に広がる礫石群を取り除いた下からA・B・Cの三つの落ち込みが発見された。Aが80cm×60cmの円形、Bが90cm×90cmの円形、Cが100cm×70cmで各々から各時代の遺物が出土した。

この礫群の東南に隣接して、古墳石室を構成する石材の抜かれた跡が落ち込みとなって発見された。このため先の角礫群は石室を構成する際に生じた石屑であろうことが推定された。

なお、石室材の抜かれた時期が比較的新しいことや、石材が黄色の地山に掘り込まれていたことが幸いして、この落ち込みから石室のプランを確実に把握することができた。

この古墳の石室は羨道部と玄室からなる単室墳である。主軸方向はN45°Eを計り、南東方向に開口する。石室は、主軸方向での玄室部の長さが320cm、羨道部が170cmで全長490cmを数える。玄室の横幅は330cmあるが、これは石材の厚さをも含めた数値であるので、実際の石室内の空間は255cm×200cm位いの広さとなる。羨道部の横幅は、両脇の石材の厚さを含めて225cm、内部の空間は115cmである。

使用石材は殆ど抜き取られていたが、羨道部の両側壁や玄門の袖石の一部、および玄室各壁基部に根石として使用された長さ20m前後の礫や割石が残存していた。

羨道部左側壁基礎部には、壁石と地山掘り込みの穴との間隙に粘板岩三枚ほどが詰められていた。恐らく、当古墳構築以前、この一帯に所在した箱式石棺の棺材等を転用したものと思われる。同様な板石が石室北側からも4、5点出土した。

石室を構成するため立てられた腰石は、抜き取られた穴等から推定すると玄室・羨道を含めて8個ないし10個の石材が使用されていたことが考えられる。

なお、羨門部の両袖石の抜かれた跡は確認されたが、玄室内部の石障の跡は確認できなかった。また、玄室内にはその一部に敷石が存在したようで、その抜かれた跡が認められた。この地山面は海抜30.3m位いである。

墳丘は先述の如く、すでに消滅していて、その高さ・規模等は不明である。また、周溝の底部と思われる落ち込みが一部見られたが、道路上のため未調査である。しかし、これらの周溝及び石室の位置から、直径15m程度の小墳丘を持つ古墳を復元することは可能であろう。

### (2) 遺　物

石室の所在した位置からの遺物は、玄室奥壁の屍床部分から青い玻璃の玉が出土した以外は見られなかった。過去に石室内の一切の遺物が盗掘されていたことも考えられる。

遺物の散乱が見られたのは、石室横左手の礫群内である。これらの礫に混って須恵器甕片や同壺頸部など古墳に伴うと思われる遺物や、中世の土製羽釜破片・土製合子片・瓦質土器片・青磁皿片・近世の長頸小壺破片一括・灰色釉小壺片、丸瓦片その他現代の遺物が出土している。

土製羽釜は四片出土しているが、破片の各々は、やや離れた地点より出土した。炊飯に供したものであろう。素焼の土製合子片は蓋部と身部の破片二点のみで、胴部の破片は検出できなかった。蓋と思われる部分には蓋がずれないように円側に輪状の突起が付いており筒状の容器の受けとして造られていることが判る。恐らく経筒として使用されたものと思われる。日常雑器類としては瓦質土器片がある。中世遺構より普遍的に出土を見る皿類や摺鉢片・火鉢類のの破片で、とくに火舎は底部の三足部（第39図内の2群）や、雷文が四段ほど重って帯状になって巡る特色のある口縁部破片が見られた。

青磁皿片はA落ち込み内（第38図）より出土した。この落ち込みからは、他に礫等が出土したが、A落ち込みの性格等は不明である。この皿は明代末の竜泉窯の製品と思われる。青磁片は皿以外に碗片等10点ほど出土しているが、同安窯系の一点を除いてはすべて明代末のものである。

近世の遺物としては、約30片ほどの陶磁器片が同所より表採され、また表土下20cm位いからは磁器の長頸小壺及び同小頸が出土している。前者破片は一か所にほぼ固まって、後者はやや散乱した状態で発見された。前者は、現存器高が7.5cm、胴部最大径が8.5cm、頸部を復元すれば器高約16cmの高台付の長頸小壺となろう。後者の現存器高は4.6cm、胴部最大径が7.5cmあり、これも頸部を欠損するが、器高7cm位いの小壺と思われる。前者は花瓶、後者は油壺として使用されたものであろう。外に花瓶と思われる大ぶりの長頸壺の頸が2点ほど出土している。

この外、B落ち込みから丸瓦片、C落ち込みから木炭・たばこの銀紙・昭和26年の五円玉等が出土したが、この落ち込みは蜜柑苗木植樹時の掘り込みと思われ、出土品もその際肥料と共に紛れ込んだものであろう。

第37図　玉泉寺二号墳遺構平面図（その１）

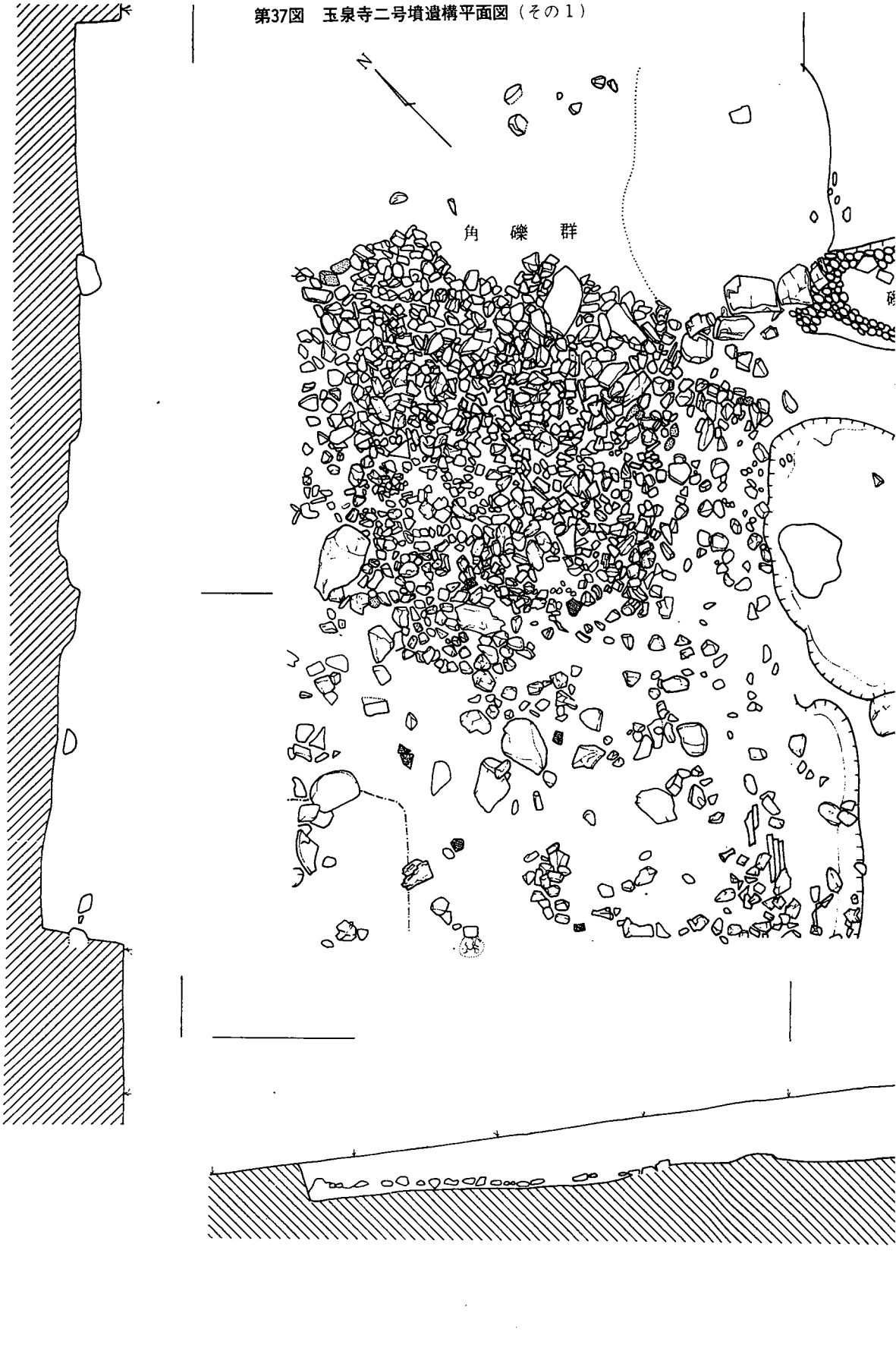

群
室
焼土・木炭
道
0
1m
2m

第38図　玉泉寺二号墳遺構平面図（その２）

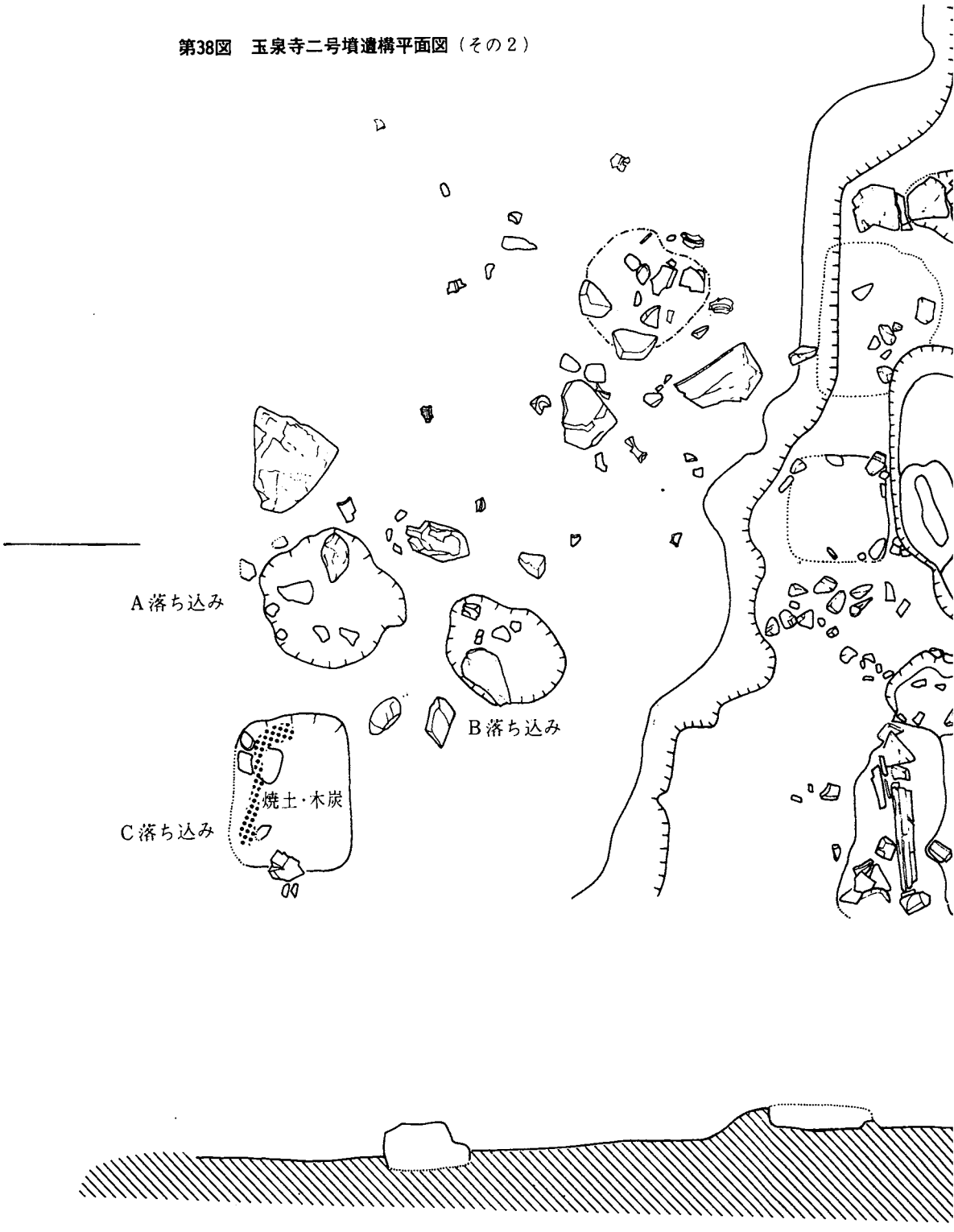

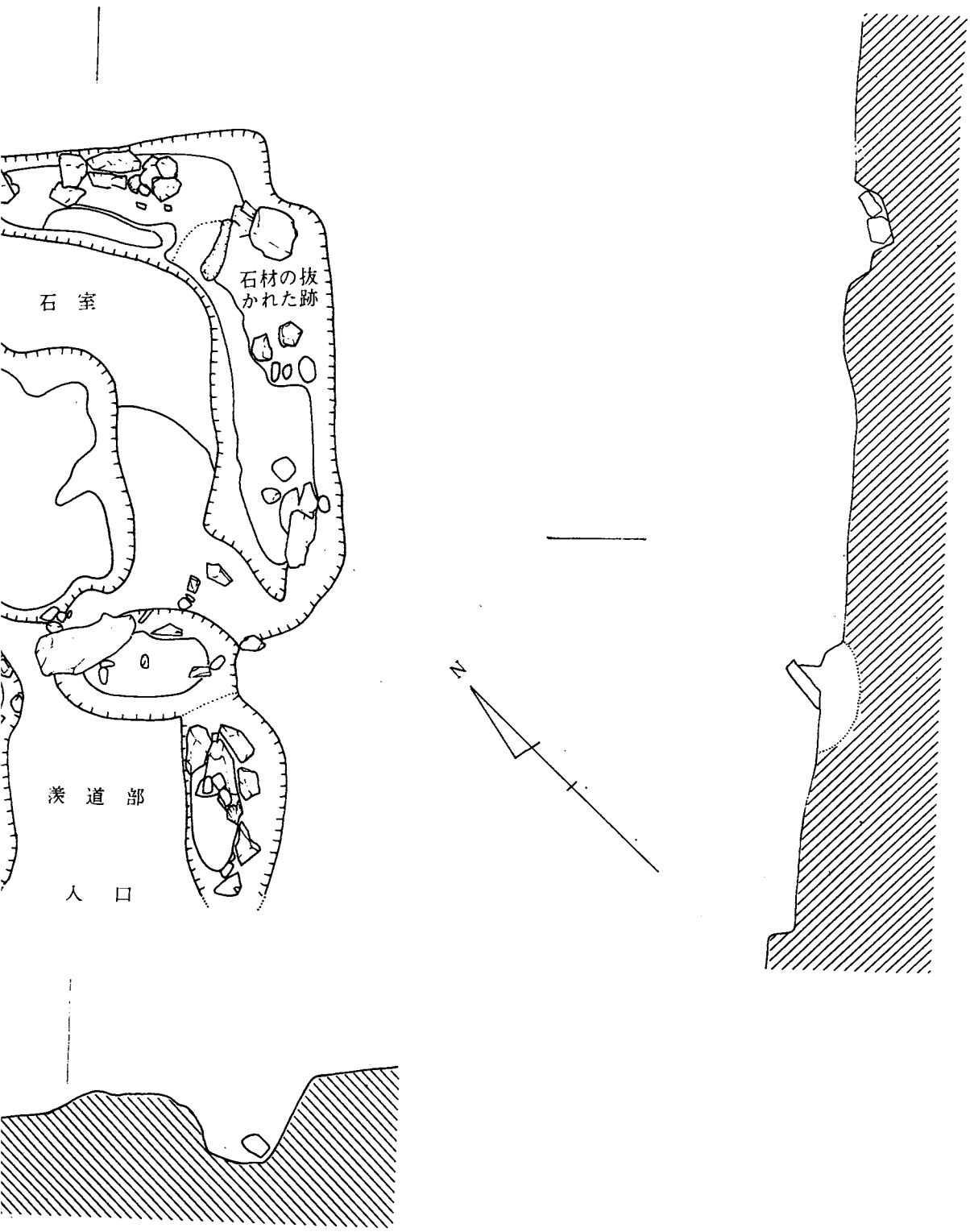
石材の抜かれた跡
石室
羨道部
入口
N

第39図(1)　　2号墳周辺の出土遺物（中・近世遺物）

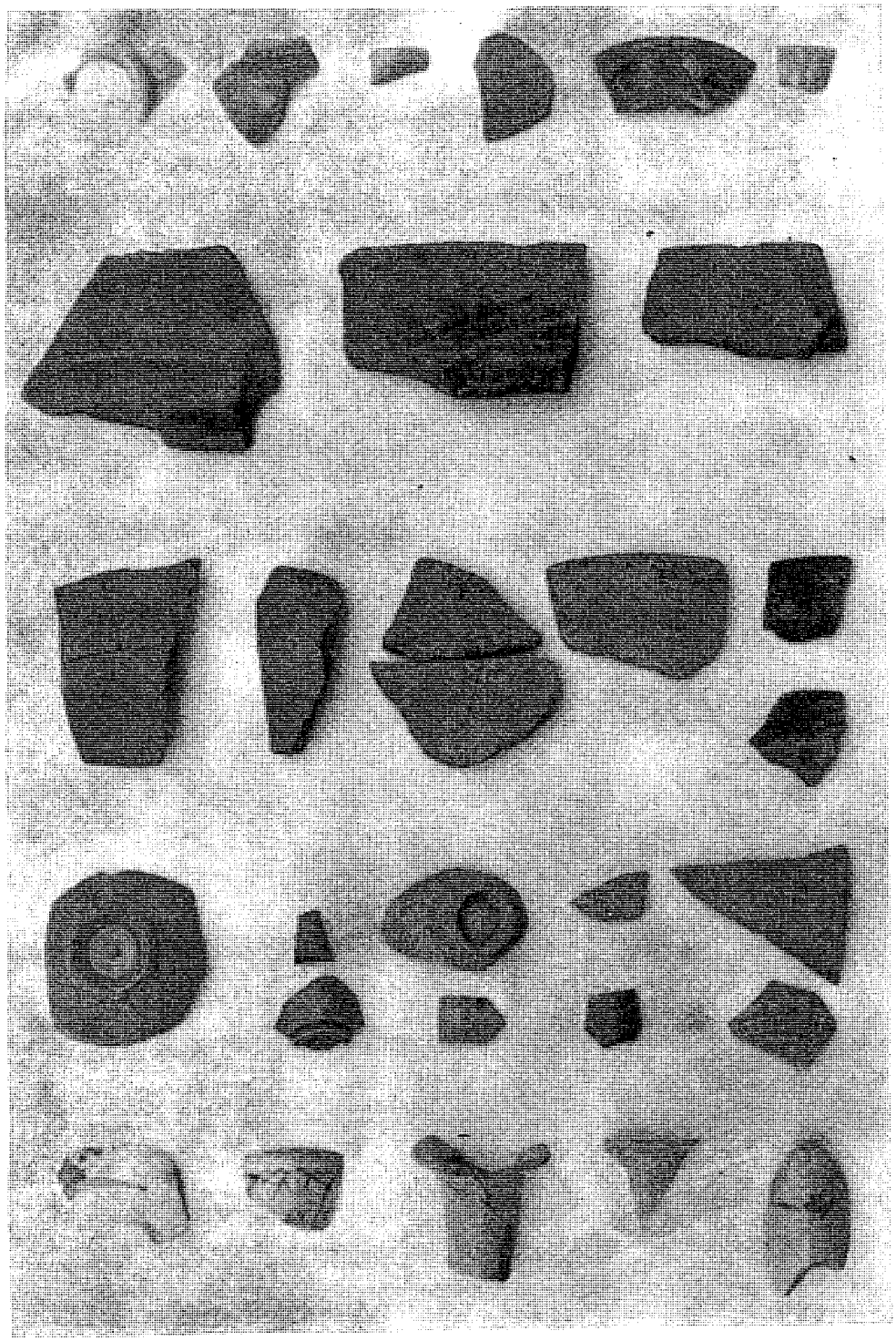

### (3) 考　察

玉泉寺住職佐々木順誓氏の話によると、この蜜柑畑開墾前には、石室の残存石材の一部は斜めになって立っており、また床には水の摩滅を受けた平たい川石が敷き詰められていたという。今回の発掘では石室推定部の床には見られず、石室北側に固って出土したので、開墾の際、土手縁に掻き寄せられたものであろう。

いずれにせよこの場所には、先述の如く羨道と玄室からなる単室墳が存在していたことは明らかである。

墳丘および周溝は一部を残して消滅しており、その規模を正確に把握することは困難であるが、石室の位置と周溝の残存部から、ほぼ直径15mほどの墳丘を持つ古墳であったことが推定される。墳丘の高さは不明である。出土遺物は少なく、ガラス玉一個と須恵の大甕片や坏の蓋片等50片ほどであったが、これら遺物から2号古墳の築造年代は7世紀前半頃と推定される。

当古墳も、この岡町一帯の緩斜面に散在する岡町古墳群と呼ばれる後期群集墳の内の一基であったことは明らかである。

この古墳の所在個所は、玉泉寺仏殿の真裏に当たり、仏殿所在面より3m程の比高差を持ち、禅宗寺院の伽藍配置から考えると法堂所在場所に相当する。しかし、ここに先年まで古墳が所在していたとすれば、大規模な建物の所在は考えられないので、江戸時代玉泉寺のプランに法堂は存在しなかったことになる。ただ、古墳と仏殿との間の狭隘部分に一間四方位いの小堂が存在したらしいことは、出土した土製合子や近世初期の花瓶、油壺などからも推測することができる。

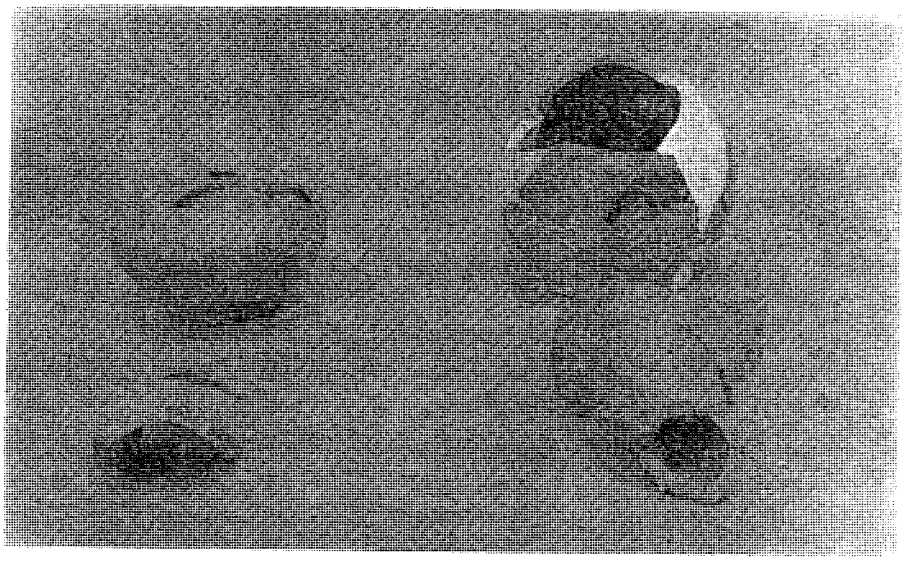

第39図(2)　近世の花瓶

# 3. 玉泉寺3号墳

## (1) 発見の動機

玉泉寺裏手の九州自動車道路線敷地部分は、標高352 mの鞍が峯の西側斜面裾部にあたる。この一帯は、岡町古墳群の真只中にあるため踏査を実施した所、須恵器片が多数散乱する個所を確認した。この部分は、元岡中区の墓所となっていたところで、墓の改葬を実施するためブルで押した際、遺物が表土に現われたものであることが判った。そこで、玉泉寺裏手からその南を画する岡谷川までの路線となる部分について表土を30cmほど排除した。

この結果、斜面に造成された蜜柑畑の土手部分に倒れかかった150cm×140cmのほぼ正方形をなす巨大な板石を発見した。古墳の天井部、もしくは奥壁に使用された石材と推定された。この他、やはり古墳石材と思われる板石・石障として使用されたと推定される粘板岩・多量の人頭大前後の石屑が出土するに及び、この地点に古墳石室が存在したことは確実となった。このため、さらにこれら石材が現位置を保っているかどうかを確認する必要が生じた。

そこで、周囲を巡る周溝の有無を探査すべく排土を行ったところ、多量の須恵器を含む帯状の黒色土層の存在が確認された。この黒色土は、畑地造成時に設けられた土手等により途切れたり消滅したりはしているものの、ほぼ半円状に石材群を包み込むように周囲を巡ることが判明した。

これら石室を構成したと思われる石材は、当地が畑地造成を経て来ているため、元位置を保っているとは言い難いが、古墳周溝部を越える程の移動はなされていないことが確認された。

後は、石室を構成する際の地山への掘り込みが確認できれば石室のプランも把握できるので、同所での落ち込みの確認と、途切れ途切れに残された周溝の精査の二点を目標に、消滅した古墳の復元を計ることにした。

## (2) 遺　構

### (イ) 石室の残存石材

石室石材は、畑地を画する土手部に斜めにずり落ちた恰好で存在するが、この事実は、この古墳を真中でたち切って上下に段々畑地造成が行なわれたことを物語っている。

石室自身は、遺構としては存在しなかったが、それを構成した石材は相当量発見された。150cm×140cm、厚さ42cmの板石や、142cm×74cmの羨道部天井石と思われる板石をはじめ、30cm×48cmの塊石・石障に使用されたと思われる13片ほどの粘板岩破片が元石室所在位置と考えられる個所から出土した。[註1]

第40図　　玉泉寺三号墳遺構平面図（D所）

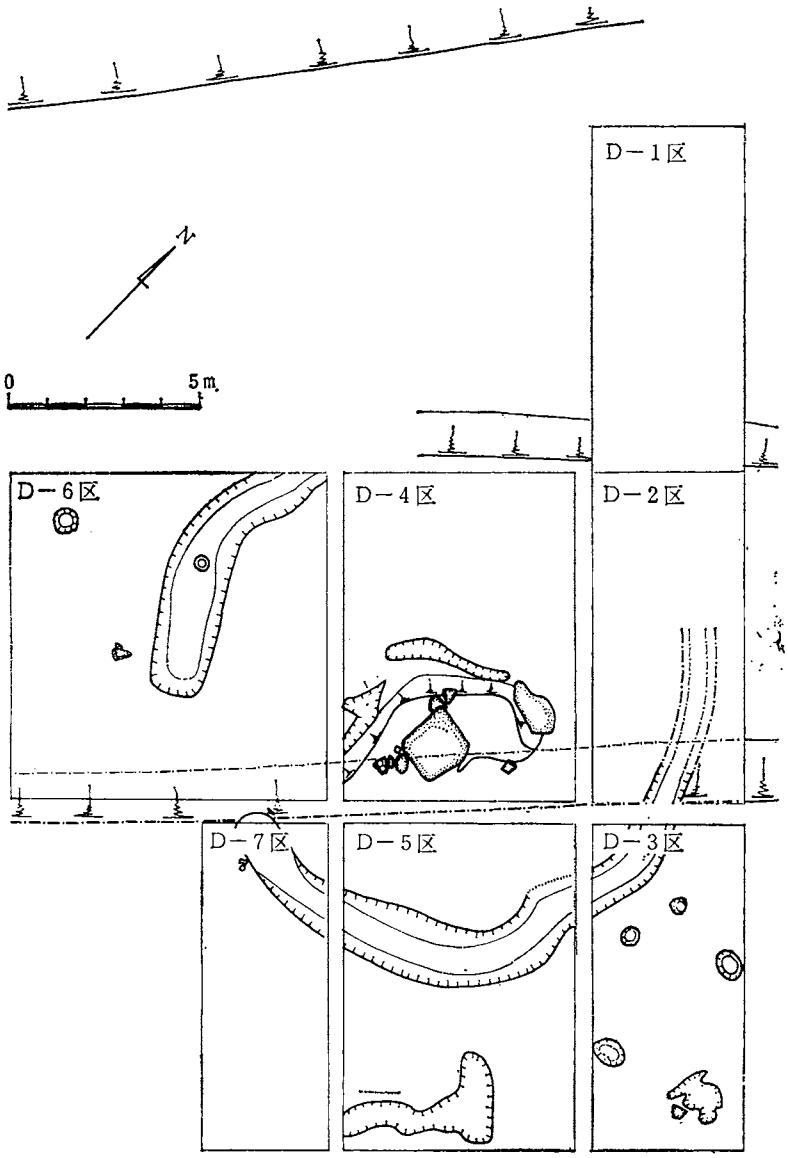

しかし、この程度の石材では到底、石室を構成することはできないので、山地から畑地への開墾の際、処分されたものと思われる。多量の石屑群が出土しているので、これら石材は、少片に砕石されたことも考えられる。あるいは、石橋や墓石等に転用するため運び去られたのかも知れない。

これら浮いた石をクレーンを使用して取り除くと、その下から直径10cm前後の礫群の所在が確認された。これは石室構築時の石屑と思われるが、周囲に散乱していたのを畑地造成の際、土手部分に捨てたものと思われ、後世の陶磁片等も含まれていた。

これらの石屑群を取り除くと、石材を立てたと思われる、長さ4m・幅80cm・深さ80cmの地山に掘り込まれた穴が検出された。その位置が右寄りになっていることから、石室を構成する右側壁を立てるための穴と思われる。穴の底部が北半分で深くなっているので、右側壁を構成する石材は二個の組合わせからなっていたことが判る。

この落ち込みの周囲や底部の一部には、図にも見られる通り人頭大前後の石が、埋られた穴と石材との間隙を埋めるため用いられていた。

**（ロ） 周　溝**

石室を構成していた石材群は築造時の原位置とは考え難いので、遺構として把握できるのは、途切れ途切れに残る周溝のみといえる。

この周溝も当所が畑地として造成され、その段々畑の土手の部分が古墳周溝を横切って走るため、上段部では殆ど築造当時のまま残り、土手真下部分では消滅する。また、その次の土手では、周溝外縁部を完全にカットされているといった具合で、斜面に設けられた古墳および周溝は畑地造成時の土手により寸断される。

しかし、残存石材を中心に北側部分3分の1程を除いて、ほぼ円型を描いて残るので古墳の周溝であることは確実である。

周溝は、上段の畑ではほぼ掘削時の深さを保ち得るが、下段南側では上部が削平され、周溝底部に近い2分の1程の深さしか残存しない。また、下段北側では畑地造成時の削平により周溝は、その痕跡も留めない。従って周溝の3分の1は失なわれていることが判る。

周溝の幅は、各部で異なり一様でないが、上段部で最大幅が170cm、最小幅が110cm、深さが地上面より100cm前後を測る。断面は底が平坦で斜面が外に開く逆台形状を呈し、所謂羽山塚古墳型を示す周溝である。底部平坦面の幅は140cm位で、外縁部における幅ほど数値にばらつきは見られない。

古墳の石室に到るための土橋部分は、古墳の南側に見られ、この部分では周溝が途切れるので、古墳石室入口は南へ開口していたことが判る。土橋の幅は350cmで、右手の周溝末端と左手の周溝末端では、周溝を円として見立てた場合、約100cmほどの喰い違いが見られ、右手端が墳丘内に喰い込んでいる。

第41図　三号墳の石材の残存状態（D—4区）

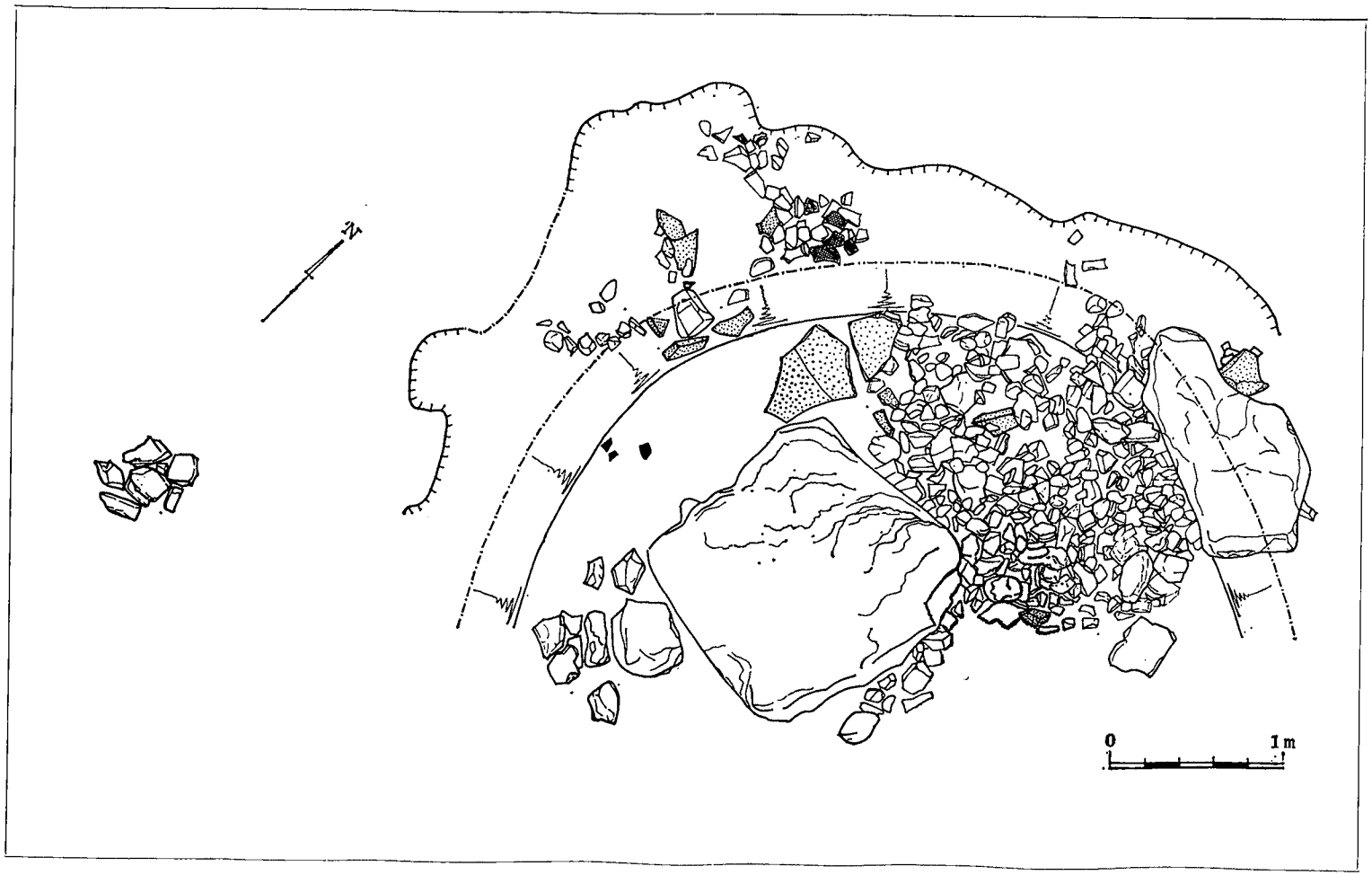

第42図　三号墳の基礎部と石材の抜かれた跡（D—4区）

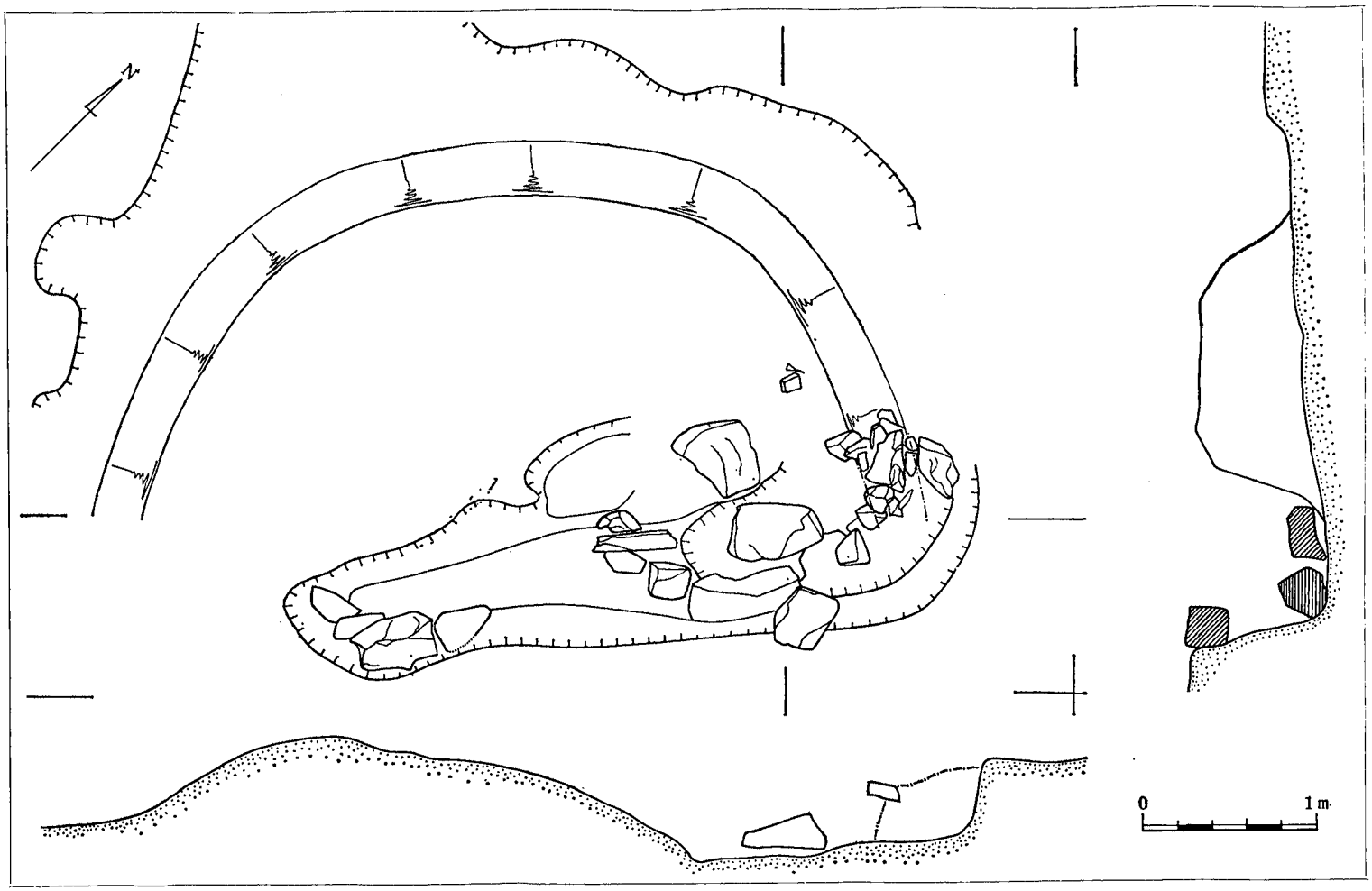

第43図　三号墳残存石材所在位置断面図（D—4区）

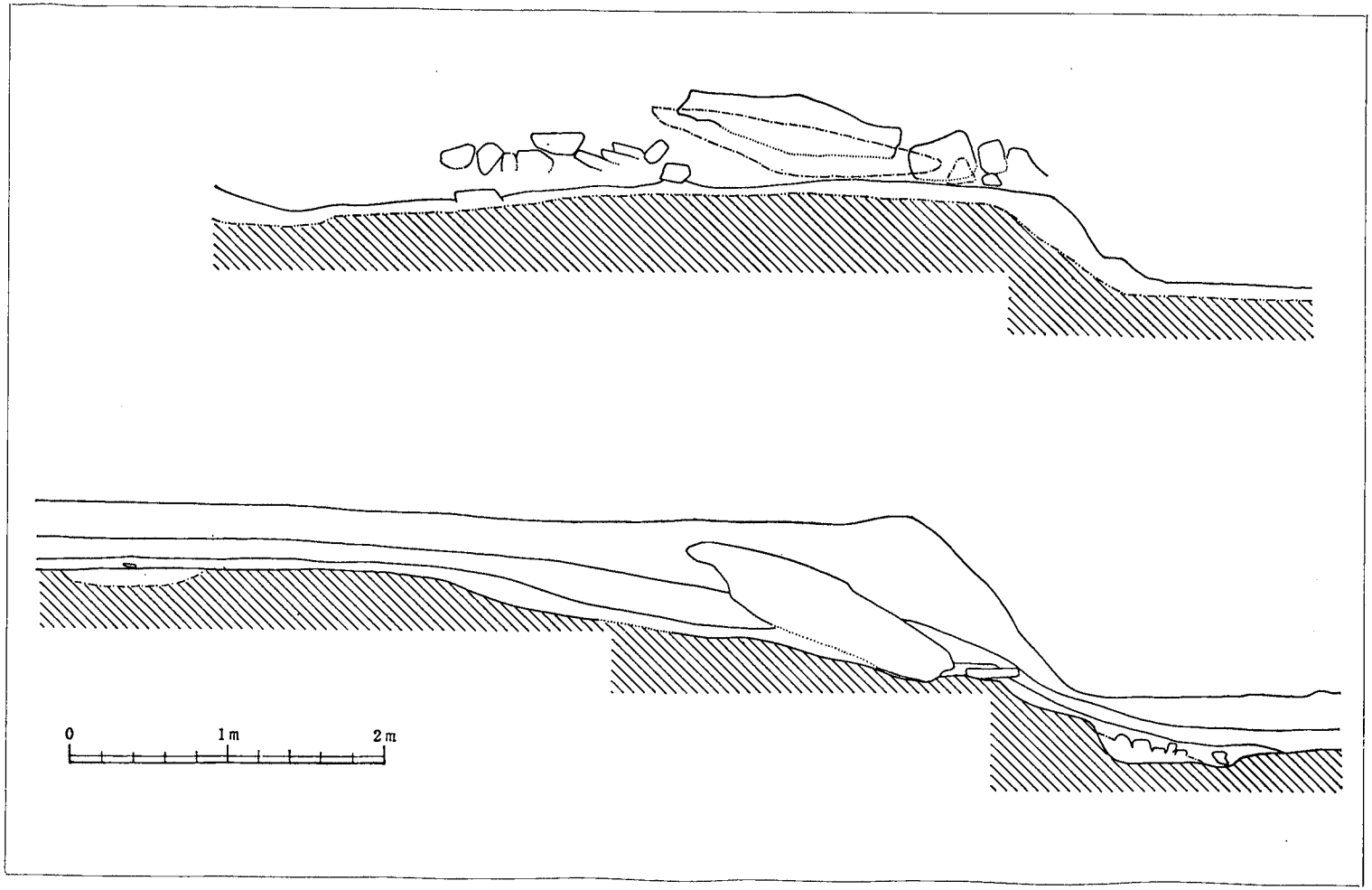

周溝の直径は東西方向で約15.40$m$を測る。周溝内縁間は13.70$m$程であるので、同程度の数値を持つ小古墳だったのであろう。

註1　地元の古老の話によれば、昔この巨石は立っていたという。それが築造時そのままの状況だったのかどうかは判らない。

### (3) 遺　　物

玉泉寺三号墳の周溝内からは各器種の遺物が出土した。それらの遺物に関して、形態的に分類を試行し、技法・胎土・焼成等の観察を行ってみたい。

本墳周溝内出土遺物は大別すれば、Ⅰ：須恵器、Ⅱ：土師器に分類される。この中でⅠ：須恵器はａ・蓋、ｂ・身、ｃ・高、坏ｄ・瑞、ｅ・鉢、ｆ・壺、ｇ・甕に、Ⅱ：土師器はA・壺、B・高坏の各器種に分類される。

なお、他に弥生式土器一片がある。

#### Ⅰ：須　恵　器

Ⅰａ類・蓋（第１図　101～114）

蓋はさらに端部、天井部の状況等に着目すれば、Ⅰａ－１・器高が比較的高く、扁平な宝珠形のつまみを有するもの（101～109）、Ⅰａ－２・Ⅰａ－１に比して器高が低く、端部内面に「かえり」が出現してくるもの（110～113）、Ⅰａ－３・Ⅰａ－２のかえりが退化し消滅してる段階のもの（114）に細分できる。

Ⅰａ－１類（101～109）

101　器の法量は口径13.1、器高4.7、つまみ直径3.2$cm$を測る。体部から天井部にかけての移行部は全体的にまるみをおび不明である。体部から天井部にかけては肉厚な器壁を有するのに対して、口縁部の器壁は丁寧なヨコナデにより薄くなっている。つまみの形状は扁平な宝珠形を呈する。器面調整は、外面は口縁部から体部にかけてはヨコナデ、天井部はヘラ削りが施されている。内面は、口縁部から天井部にかけて丁寧なヨコナデが施されている。

102　器の法量は口径14.4、器高4.6（つまみ高さ0.5）、つまみ直径3.4$cm$を測る。体部と天井部を分ける稜は101同様に存在せず、まるみを帯びる。体部から天井部の器壁も101同様に口縁部の器壁に比して、肉厚である。つまみは全体にナデが施されているため、101のようにつまみ中央部に凸状の起伏（宝珠の先端部の起伏）はみられない。口縁部と体部を意識的に区別しょうとする稜が観察される。器面調整は、外面は口縁部から体部にかけてはヨコナデ、天井部はヘラ削り後ヨコナデが施されている。器の内部は口縁部から天井部にかけてヨコナデが施されている。なお、器の外面には自然釉の付着、重ね焼の痕跡が観察され、全体的に歪みを生じている。

第44図　　三号墳周溝部上面の遺物の出土状況（D—5区）

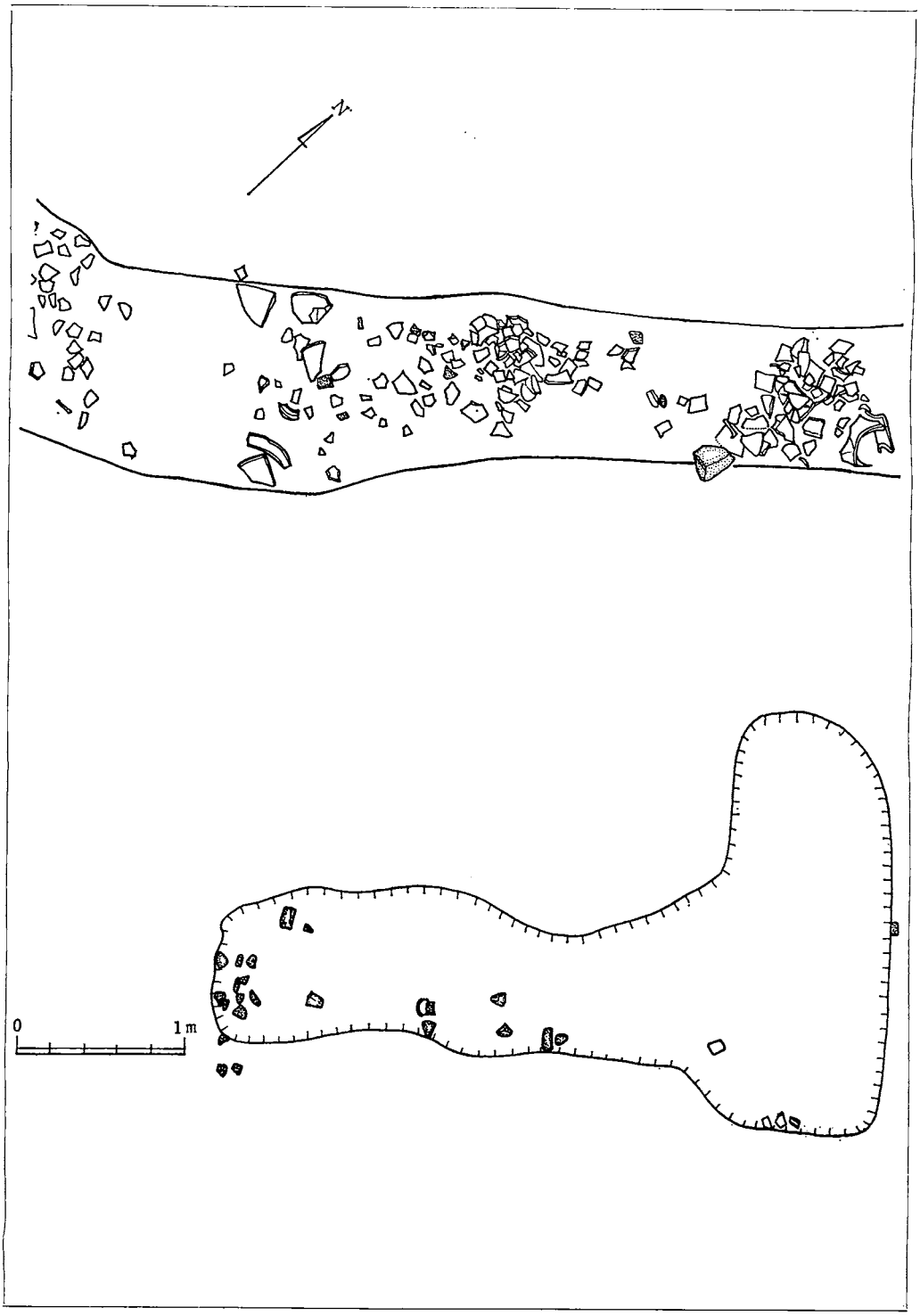

第45図　　三号墳周溝部上面の遺物の出土状況（D―6区）

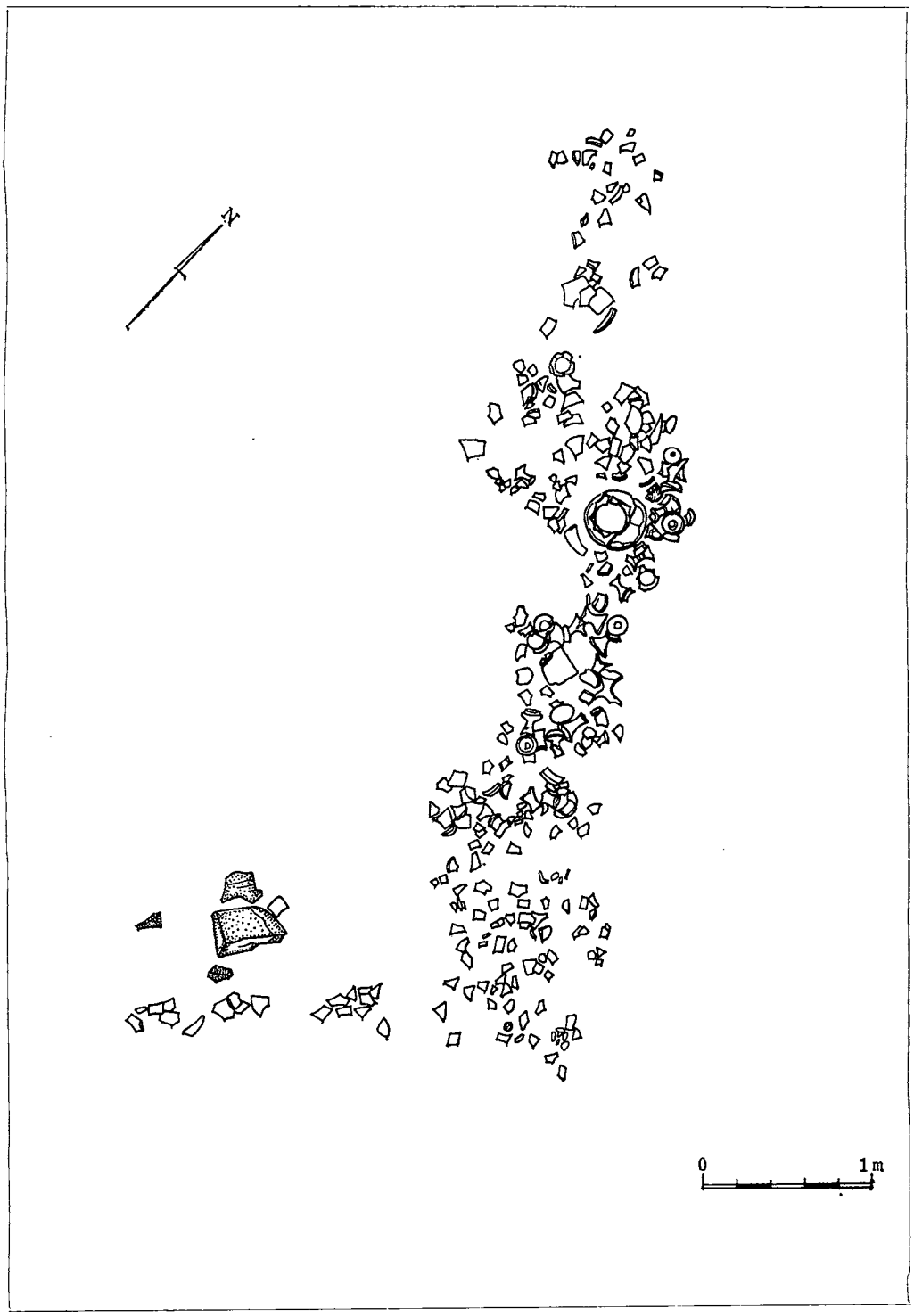

103　器の法量は口径13.0、器高3.5（つまみ高さ0.5）、つまみ直径2.4cmを測る。天井部は扁平であるが、体部と区別するような明瞭な稜は認められない。口縁部と体部は弱い稜により分離されている。中窪みのつまみを有する。器面調整は、外面は口縁部から体部にかけてはヨコナデ、天井部はヘラ削り後ヨコナデが施されている。内面は口縁部から体部にかけてヨコナデ、天井部は不定方向のナデにより調整されている。なお、外面には部分的に自然釉が付着している。

104　器の法量は口径13.6、器高4.3(つまみの高さ0.4)、つまみ直径2.6cmを測る。体部から天井部への移行部は稜もなくまるみを帯びる。また、口縁部と体部を分ける稜も不明である。つまみは両端部を強くナデているため断面は台形状を呈し、雑な作りである。器面調整は口縁部から体部にかけてはヨコナデ、体部から天井部にかけてはヘラ削り後ヨコナデが施されている。内面は、口縁部から天井部にかけてヨコナデが施されている。

105　器の法量は口径12.0、器高4.3（つまみ高さ0.4）、つまみ直径2.4cmを測る。体部から天井部へかけての移行部はまるみを帯び、稜は認められない。口縁部から体部への移行部は意識的にヨコナデを施しているため、弱い稜が認められる。つまみは中央に円形の窪みを有する扁平なものである。器面調整は、外面は口縁部から体部にかけてヨコナデ、体部から天井部にかけてはヘラ削り後ヨコナデが施されている。内面は口縁部から体部にかけてはヨコナデ、天井部はヨコナデ後不定方向のナデが施されている。

106～109　これらの遺物は口縁部が欠損し、体部から天井部にかけて残存する。これらの遺物のつまみの形状を述べると、106は直径2.7、高さ0.5cmを測り中窪みの形状、107は直径3.4、高さ0.4cmを測り扁平な中窪みの形状、108は直径3.4、高さ0.4cmを測りわずかに中窪みの扁平な形状、109は直径2.3、高さ0.4cmの「ボタン」状を呈する。

Ⅰａ－２類（110～113）

110　器の法量は口径15.4、器高3.7（つまみ高さ0.7）、つまみ直径2.4をcm測る。体部から天井部にかけては扁平であり、両者を分ける稜は認められない。器内口縁部には断面三角形状のかえりを有する。つまみは、中央に対してもりあがるボタン状のものである。器面調整は、外面は口縁部から体部にかけてはヨコナデ、天井部付近はヘラ削り後ヨコナデが施されている。内面は全体的にヨコナデが施されている。

111　器の法量は、口径15.0cmを測る。つまみ部を欠損しているため、形状・器高等は不明である。110と同様に体部から天井部にかけては扁平で、両者を区分する明瞭な稜はない。器内、口縁部には断面三角形状の短いかえりをもつ。器面調整は、外面は口縁部内から体部にかけてヨコナデが施され、体部から天井部にかけてはヘラ削りが施されている。器内面は全体的にヨコナデにより調整されている。

112　器の法量は、口径10.6、器高3.3（つまみ高さ0.7）、つまみ直径1.0cmを測る。体部と

第46図　　3 号 墳 出 土 遺 物 実 測 図

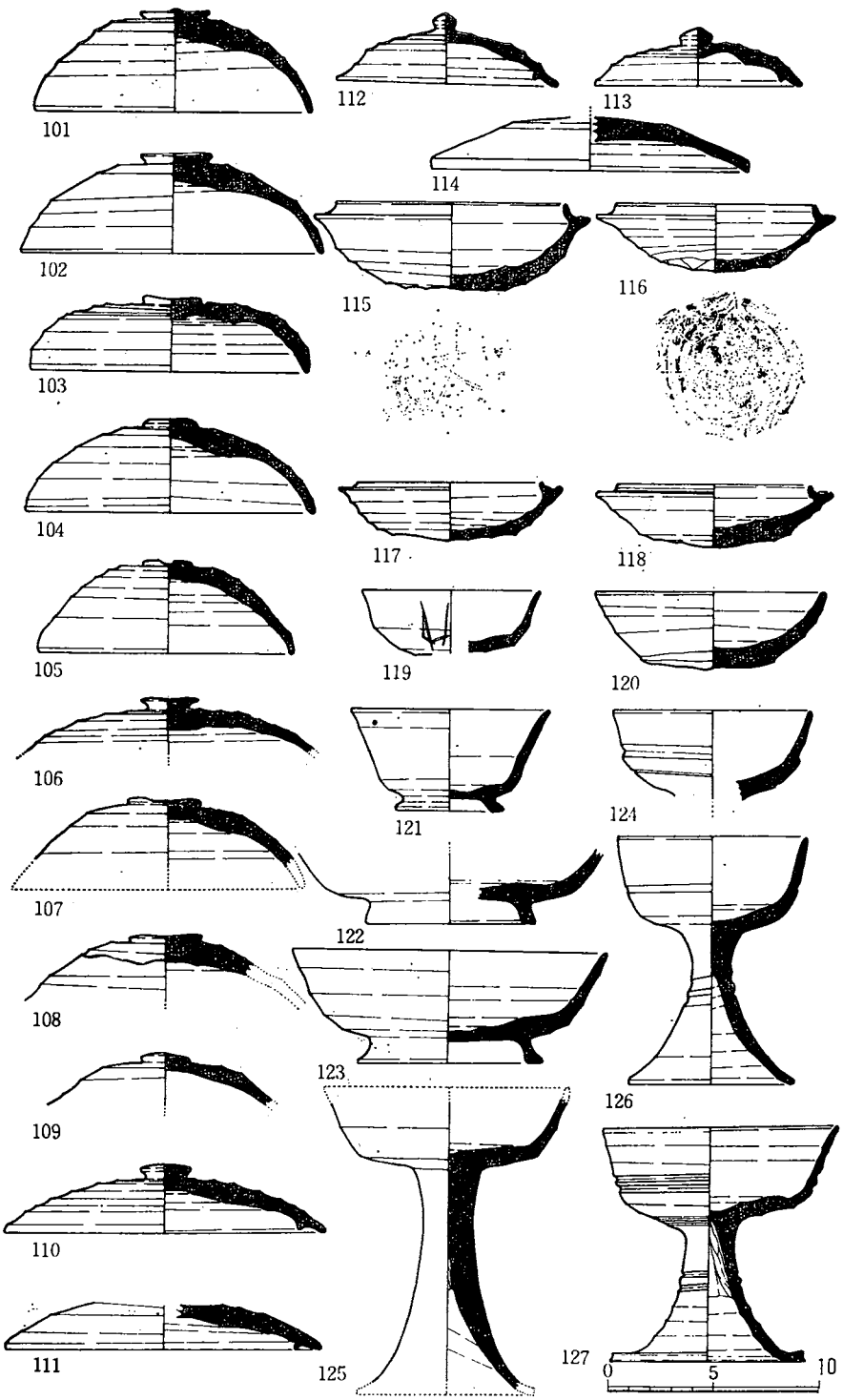

天井部を区別する稜はなく、扁平である。つまみの形状は宝珠形を呈する。器内面口縁部には、断面三角形状のかえりをもつ。器面調整は、外面は口縁部から体部中程にかけてはヨコナデ、天井部はヘラ削り後ヨコナデが施されている。内面は口縁部から体部にかけてヨコナデ、天井部は不定方向のナデが施されている。

113　器の法量は口径9.8、器高2.7（つまみ高さ0.7）、つまみ直径1.5cmを測る。体部から天井部にかけて稜はなく、扁平である。つまみは112に類似した宝珠形を呈する。内面口縁部には、断面三角形状のかえりをもつ。器面調整は112と同じである。

Ⅰａ－3類（114）

114　表採資料である。器の法量は、口径15.0cmを測る。口縁部と体部とは明瞭な稜で区別される。さらに、体部と天井部は弱い稜で分かれ、天井部は扁平である。器面調整は、口縁部から体部にかけてはヨコナデ、天井部はヘラ削り後ヨコナデ、内面は全体的にヨコナデが施されている。

Ⅰｂ類・身（第43図115～123）

身はさらに、Ⅰｂ－1・口径も大きく器高も高く、立ち上がり部も高い器形（115）、Ⅰｂ－2・Ⅰｂ－1類に比べて口径・器高ともひとまわり小さく、立ち上がりも低い器形（116～118）、Ⅰｂ－3・高台を有していないもの（119・120）、Ⅰｂ－4・高台を有するもの（121～123）に細分できる。

Ⅰｂ－1類（115）

115　器の法量は、口径10.9、器高4.0、立ち上がり部0.6をcm測る。体部と底部は技法上の稜で分かれ、底部は扁平である。受け部は外上方にのび、立ち上がり部は内彎ぎみに外上方に立ち上がる。受け部と立ち上がり部は沈線で分かれる。器面調整は、外面は口縁部から体部にかけてはヨコナデ、底部はヘラ削りが施されている。内面は口縁部より底部にかけてヨコナデが施されている。なお、底部にはヘラ状工具によるヘラ描文がみられる。

Ⅰｂ－2類（116～118）

116　器の法量は、口径9.3、器高3.2、立ち上がり部0.5cmを測る。受け部は短かく外上方にのびる。立ち上がり部は短かく内彎している。受け部と立ち上がり部は沈線をもって分かれ、両者の接合部の器壁は肉厚である。底部はややまるみをおび、ヘラ状工具によるヘラ描文がみられる。

117　器の法量は、口径8.9、器高2.7、立ち上がり部0.5cmを測る。体部と底部は技法の差異による稜で分かれる。受け部は短かく外上方にのび、立ち上がり部は内傾気味に立ち上がる。受け部と立ち上がり部は116同様に沈線で分かれる。

118　器の法量は、口径9.0、器高2.9、立ち上がり部0.4cmを測る。底部と体部の境は不明瞭で、底部はややまるみをおびる。受け部は短かく外上方にのびる。立ち上がり部はゆるやかに

第47図　　3 号 墳 出 土 遺 物 実 測 図

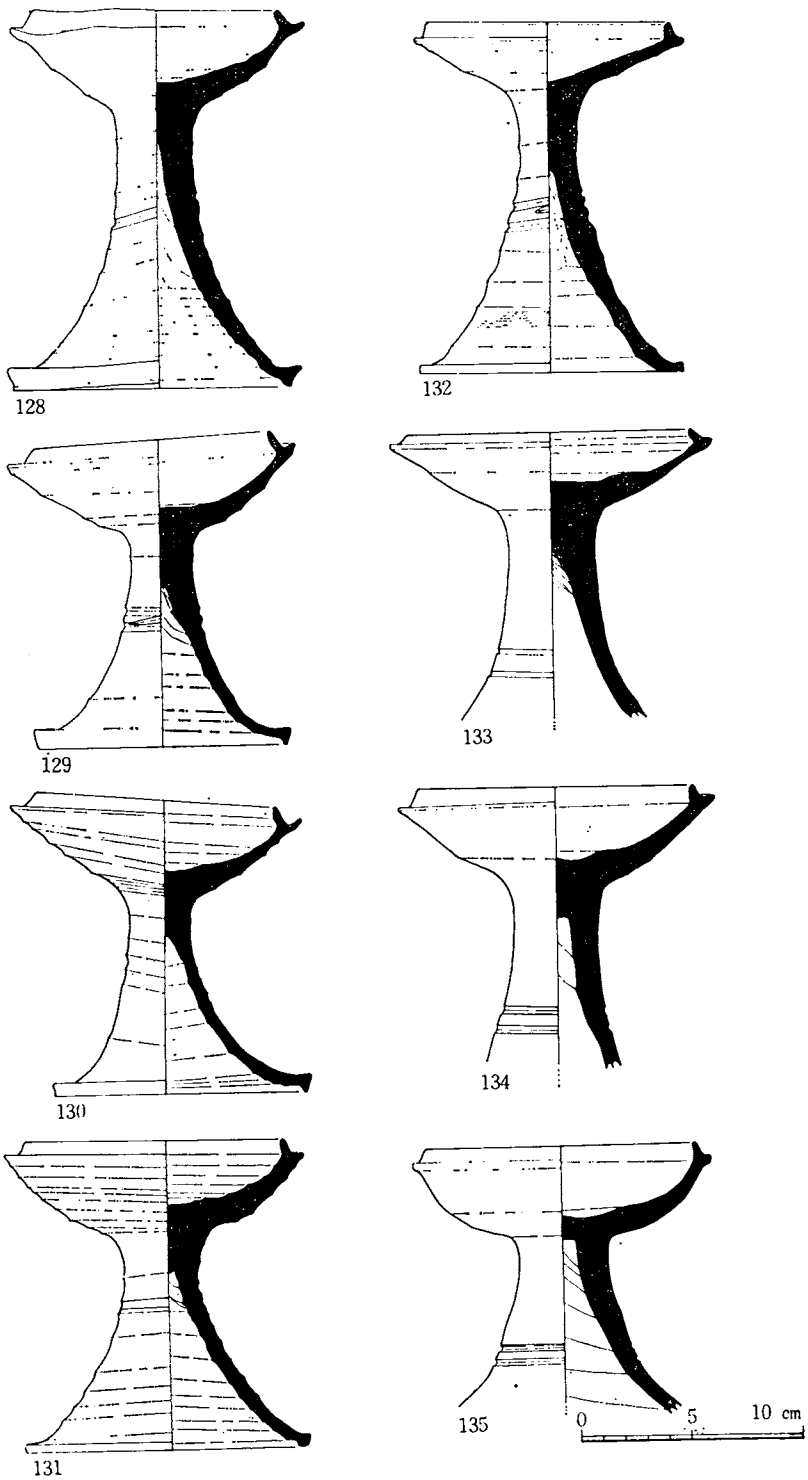

内彎して立ちあがり、一条の擬凹線を有する。

Ⅰb－3類（119・120）

119　器の法量は、口径8.5cmを測る。体部と底部は技法上の差異による稜で分かれる。体部は内彎ぎみに立ち上がり、端部は丸く収まる。器壁は全体的に肉薄で丁寧な作りをしている。器外面にはヘラ状工具によるヘラ描文がみられる。調整は、外面は口縁部から底部にかけてはヨコナデ、底部はヘラ削りが施されている。

120　器の法量は、口径10.8、器高3.6cmを測る。体部と底部は技法上の明瞭な稜で分かれ、底部は扁平である。体部は内彎して外上方に立ち上がり、端部はまるく収まる。

Ⅰb－4類（121～123）

121　器の法量は、口径9.3、底径5.0、器高4.7cmを測る。体部は外上方に直線的に立ち上がる。高台はハリツケで、高さ6mmを測り、外下方に「ハ」字状に広がる。

122　器の法量は、底径8.1cmを測る。口径複原を図れば121より比較的大きな坏である。高台は高さ1.1cmを測り、ハリツケによるものであり外下方に「ハ」字状に著るしく広がる。

123　器の法量は、口径15.0、底径8.7、器高4.3cmを測る。123も122と同様に口径が大きな坏である。体部は内彎して外上方に立ち上がり、口縁端部はまるく収まる。高台は高さ1.0cmを測り、ハリツケによるもので、断面は台形状を呈し、外下方に広がる。121・122・123の調整は、外面は口縁部から体部にかけてはヨコナデ、底部はヘラ切りし、その後ヨコナデを施す。内面は全体的にヨコナデが施されている。

類Ⅰc・高坏（第43～45図124～144）

高坏は坏部の形態により基本的に、Ⅰc－1・無蓋高坏（124～127）、Ⅰc－2・有蓋高坏（128～135・144）に大別できる。さらに、Ⅰc－3・脚部だけの残存でその判別がし難いもの（136～143）とする。

Ⅰc－1類（124～127）

124　無蓋高坏の坏部の残存である。器の法量は、口径9.3cmを測る。坏部の口縁部と体部は明瞭な稜で分かれる。体部には幅2mm程の一条の沈線を有する。

125　坏の口縁部と脚の端部を欠損している。坏部の口縁部と体部は稜で分かれる。坏部に対して脚部の占める割合が大きく、脚部は「ハ」字状に外下方にのびる。中空の脚部には絞り痕が観察される。

126　器の法量は、口径8.9、底部7.7、器高11.6cmを測る。坏部の口縁部と体部は幅4mm程の一条の凹線をもって分かれる。中空の脚部の上段には幅4～5mm程の擬凹線が施され、脚部は「ハ」字状に外下方に開く。脚部内面には若干の絞り痕が観察され、絞り後ナデ消したような調整が観察される。

127　器の法量は、口径11.0、底径9.2、器高11.0cmを測る。体部と口縁部は幅4mm程の二条

第48図　　3 号 墳 出 土 遺 物 実 測 図

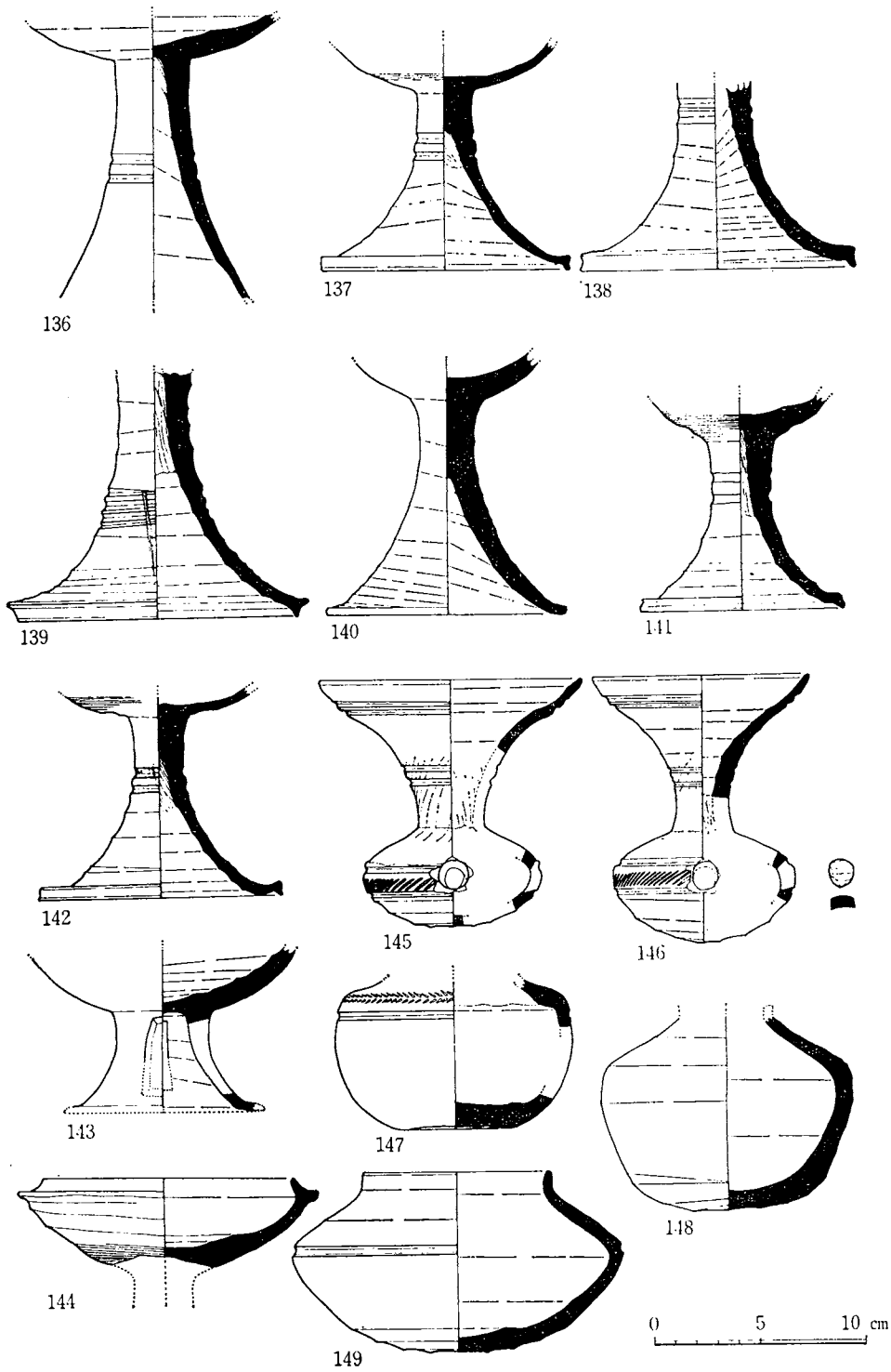

第49図　　3 号 墳 出 土 遺 物 実 測 図

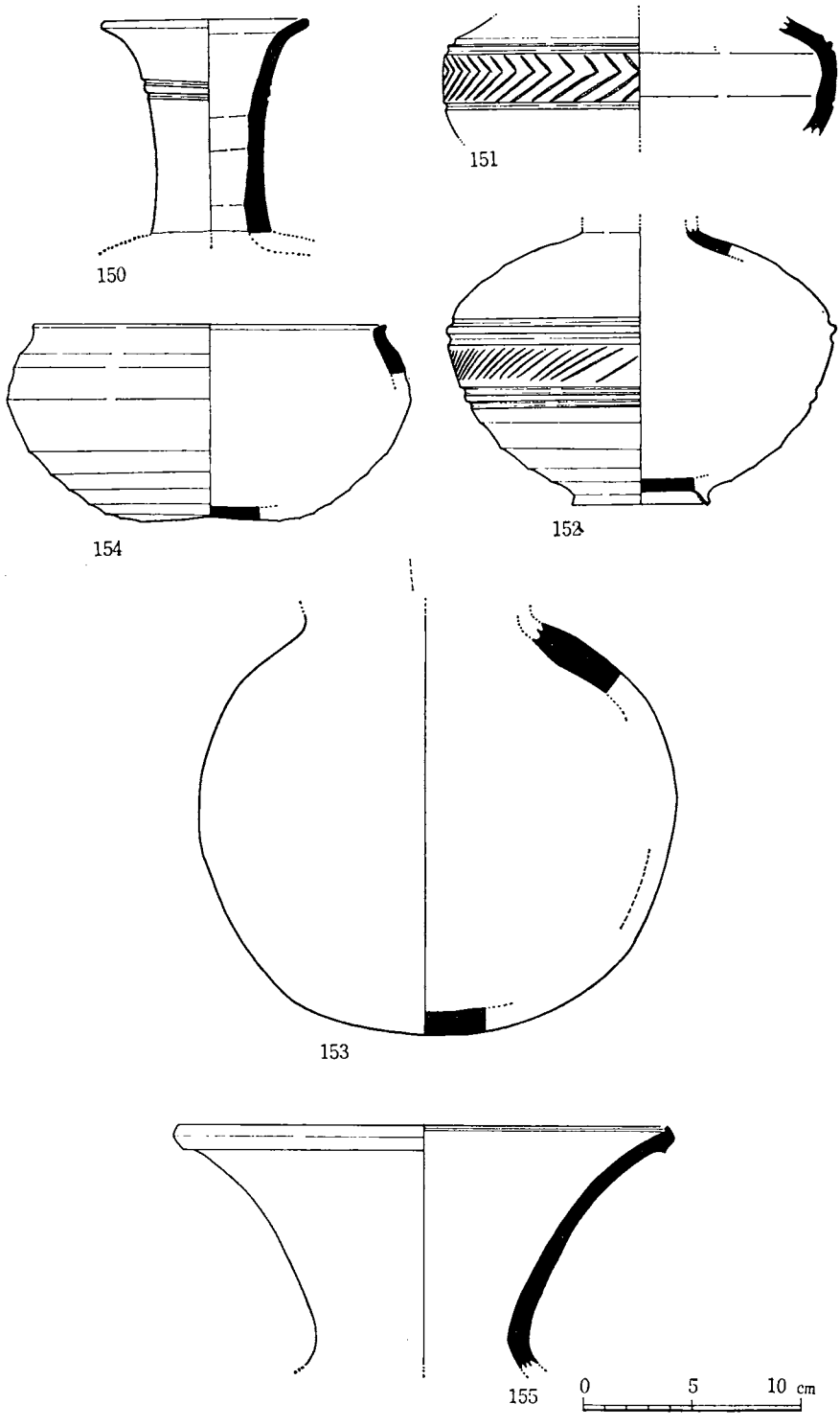

第50図　　3 号 墳 出 土 遺 物 実 測 図

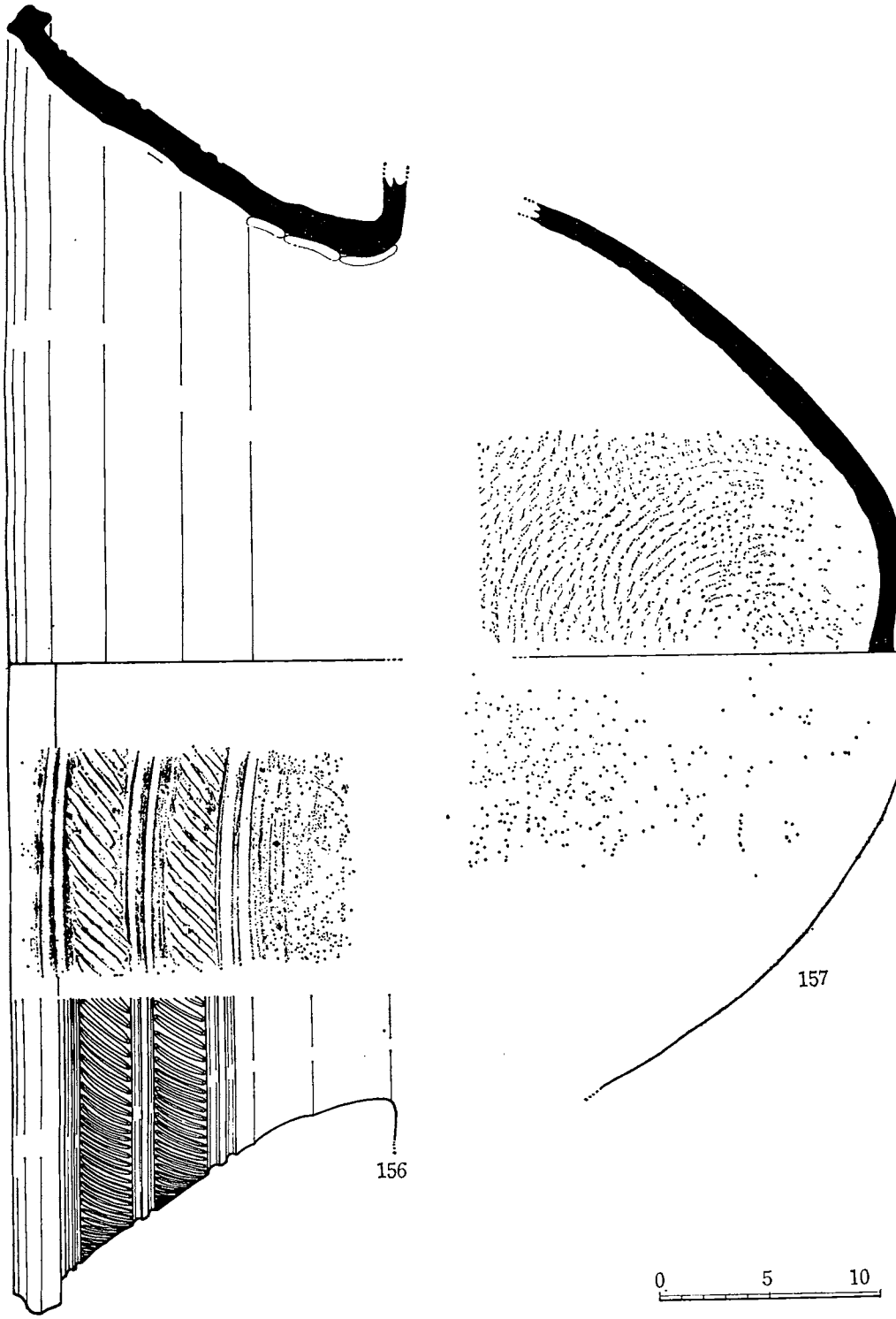

の凹線で分かれる。中空の脚部の上段には幅3㎜程の二条の凹線が施され、「ハ」字状に外下方に開く。脚端部はつまみ出しによるため、端部内外面にわずかな窪みが生じている。器面調整は、坏部から脚部の移行部にかけてカキ目が施されている。脚部内面には絞り痕が観察される。

Ⅰc－2類（128～135・144）

128　器の法量は、口径11.0、底径12.7、器高16.8㎝を測る。坏の受け部は外上方にのびる。立ち上がり部は5㎜を測り、内傾して立ち上がる。丈部な中空の脚部は外下方に「ハ」字状に開く。脚部中程には幅5㎜程の一条の凹線を有し、脚端部は外下方につまみ出されるため器内に稜を有し、断面はやや肥厚している。脚部内面には絞り痕が観察される。全体的に焼成時の歪みが著るしい。

129　器の法量は、口径10.7、底径11.2、器高13.6㎝（中心部）を測る。受け部は短かく外上方にのびる。立ち上がりは6㎜を測り、内傾する。脚部は外下方に「ハ」字状に開き、裾部では屈曲度を増す。脚部中程に三条の凹線を配する。脚端部は外下方につまみ出されているため、断面は肥厚し、三角形状を呈する。

130　器の法量は、口径10.8、底径11.5、器高13.1㎝（中心部）を測る。受け部の器壁は肉薄で、比較的細長く外上方にのびる。立ち上がりは8㎜を測り、内傾する。脚部は外下方に「ハ」字状に開き、裾部でやや屈曲度を増す。脚端部は129に近似した形態を示す。

131　器の法量は、口径11.8、底径13.0、器高14.0㎝を測る。受け部は短かく外方にのびる。立ち上がりは7㎜を測り、内傾する。坏部の器壁は全体的に厚手の作りである。脚部は外下方に「ハ」字状にすんなりのびる。脚部上位には幅4㎜程の一条の凹線を有する。脚端部はフラットな面を有し、断面は方形を呈する。脚内面に絞り痕を残す。

132　器の法量は、口径11.0、底径12.0、器高15.6㎝を測る。全体の器形からみれば、この坏部は、128～131の坏部の器高に比べ浅く、筒長の脚部を有する。受け部の器壁は肉薄で、短かく外方にのびる。立ち上がりは6㎜を測り、内傾する。脚部は外下方に「ハ」字状に開き、裾部付近で屈曲度を増す。脚端部はひねりが加えられ、やや上方にはね上がる。脚部中程には幅3～4㎜程の三条の凹線を配する。脚裾部にはカキ目が施されている。さらに、脚内面には絞り痕が観察される。

133～135・144は有蓋高坏の坏部から脚裾部にかけての残存部で、脚部の全体の形状は把握できない。

133　器の法量は、口径12.8㎝を測る。この坏部の器高も132同様に浅い。受け部は短かく、外方にのびわずかにその痕跡を残す。立ち上がりは4㎜を測り、内傾する。坏の口縁、体部に比べ底部は肉厚な器壁を有する。脚部には幅3㎜程の二条の凹線が配され、内面には絞り痕が観察される。

第51図　　3 号 墳 出 土 遺 物 実 測 図

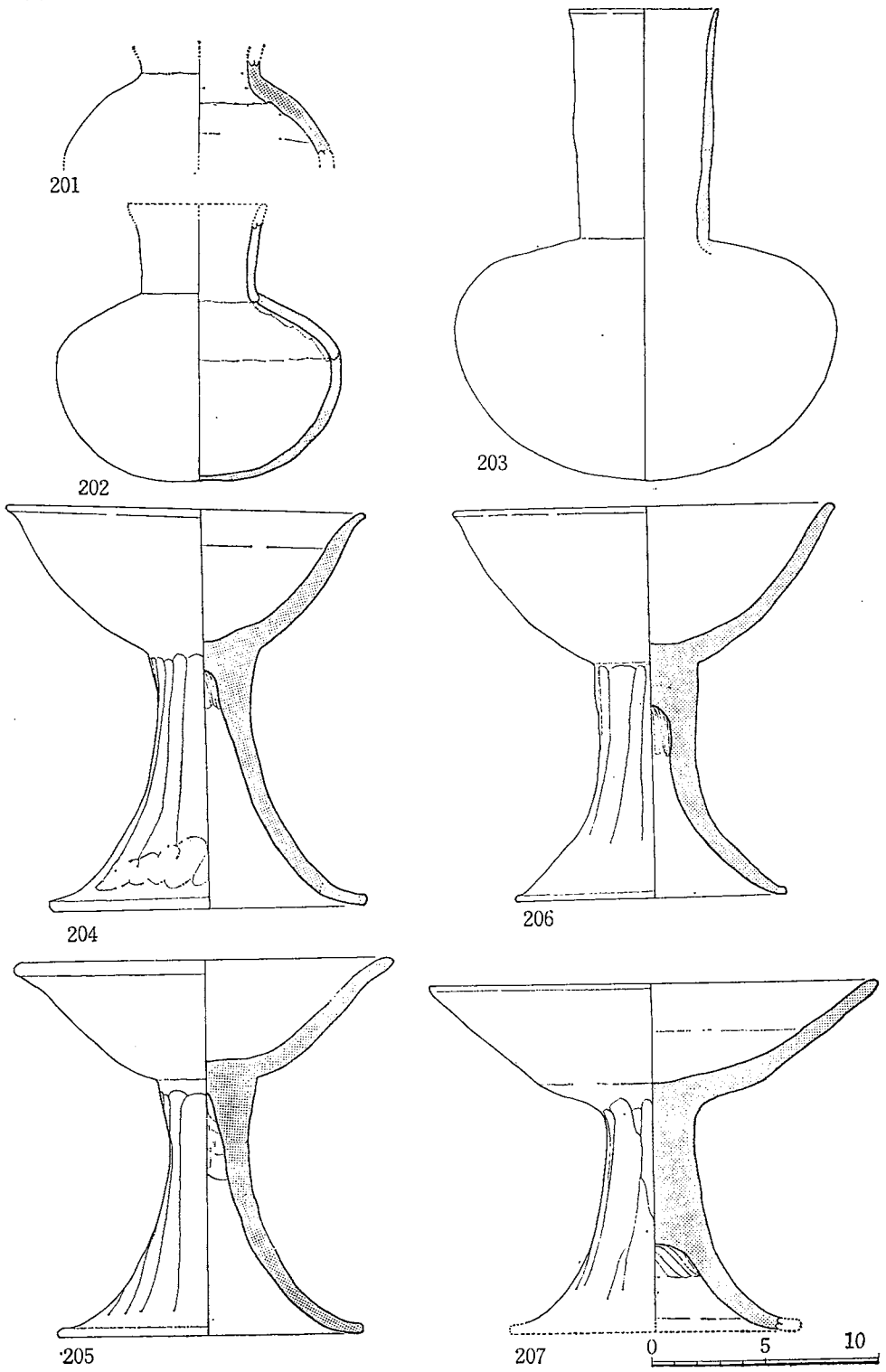

134　器の法量は、口径12.5㎝を測る。受け部は外上方にのびる。立ち上がりは5㎜を測り、内傾する。坏部の器壁は131と同様に肉厚である。脚部には幅3㎜程の二条の凹線が配され、内面には絞り痕が観察される。

135　器の法量は、口径12.2㎝を測る。体部から底部にかけてはまるみを帯びる。受け部は短かく外方にのび、断面は台形状を呈する。立ち上がりは6㎜を測り、内傾する。脚部に幅3㎜程の二条の凹線を配する。

144　有蓋高坏の坏部だけであり、脚部と坏部の接合部で剝離している。受け部は指により短かくつままれているため、断面は台形状を呈する。立ち上がり部と受け部の境は不明瞭である。立ち上がりは5㎜を測り、内傾する。坏、底部にはカキ目を施す。

Ⅰc－3類（136～143）

136　坏部の口縁部と脚部の端部を欠損するため器の法量は不明である。脚部には幅3～4㎜の二条の凹線を配し、内面には絞り痕が観察される。

137　器の法量は、底径12.0㎝を測る。脚部上位には幅4～5㎜程の二条の凹線を配する。脚部は「ハ」字状にすんなりのび、裾部との境は不明瞭である。脚部の端部は下方へのつまみ出しにより、断面は長方形状を呈する。なお、内面には絞り痕が観察される。

138　器の法量は、底径12.8㎝を測る。脚部上位には幅4～5㎜程の凹線を配し、脚の端部は外下方につまみ出され、断面は三角形状を呈する。なお、脚部には自然釉が付着している。

139　器の法量は、底径13.4㎝を測る。脚の上端部は接合面で剝離している。脚部は外下方に「ハ」字状に開き、裾部との境は不明瞭である。脚部の端部は下方につまみ出され、その後ヨコナデが施されているため、三角形状をなす。脚部中程には幅3～4㎜程の三条の凹線を施す。さらに、凹線を施した後裾部に向ってヘラ状工具によるヘラ描文が認められる。脚部には絞り痕が観察される。

140　器の法量は、底径11.6㎝を測る。脚部は外下方に「ハ」字状にすんなり開き、端部の変化もない。焼成不良で、全体的に摩滅が著るしい。

141　器の法量は、底径9.7㎝を測る。脚部は上位に幅4㎜前後の二条の凹線を配し、「ハ」字状に開き裾部でやや屈曲する。脚端部はひねりを施し、外面に2㎜の一条の擬凹線を有する。坏の体部から底部にかけてはカキ目が施されている。脚部内面には絞り痕が観察される。

142　器の法量は、底径11.6㎝を測る。脚部は上位に幅3～4㎜程の二条の凹線を配し、外下方に「ハ」字状に開き、裾部で屈曲度を強める。坏部は体部から底部にかけての残部であり、肉薄な器壁を有する。坏部にはカキ目が施され、脚部には絞り痕が観察される。

143　この高坏は表採資料であり短脚の一段透孔を有する。脚部は外下方に「ハ」字状に開

第52図　　3 号 墳 出 土 遺 物 実 測 図

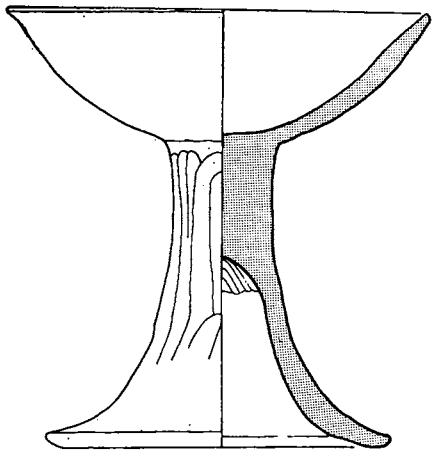

208

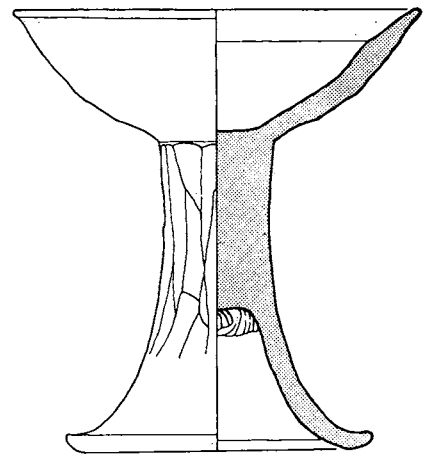

209

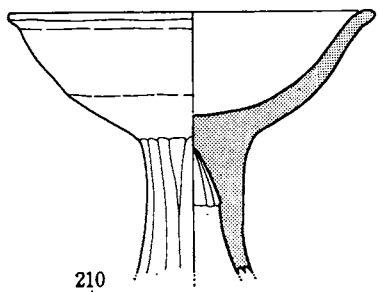

210

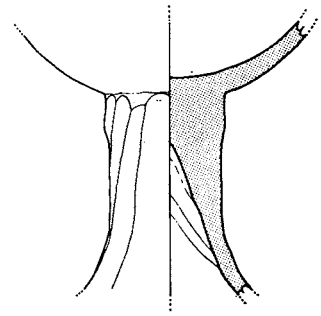

211

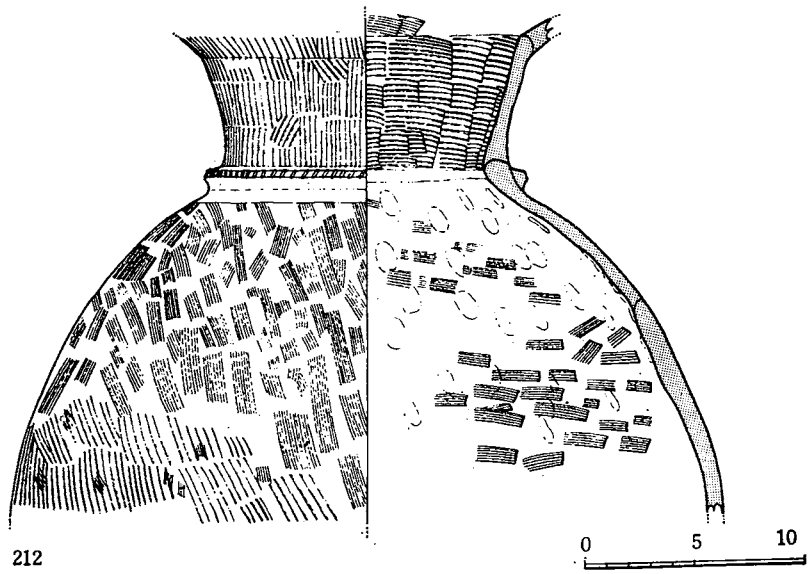

212

0　5　10

212：表採

ぎ、裾部で屈折する。坏部は体部から底部にかけてまるみを帯び、器壁は脚部に比べて肉厚である。脚部の透孔は幅1.1×？（欠損のため不明）の長方形状を呈する。

Ⅰe類・瑕（第45図145・146）

145　器の法量は、口径12.6、器高11.5cmを測る。頸部で「く」字状に屈曲し、口縁部は内彎して外上方に立ち上がり、端部付近でやや内傾する。体部から底部にかけては扁球形状を呈する。体部のほぼ中央には直径1.4cmの円孔を穿つ。口縁部には幅2mm程の二条の凹線を有する。また、頸部の上方には幅3mm程の二条の凹線を有する。さらに体部中央の円孔部の上下には幅3mm前後の二条の凹線があり、その凹線内にはヘラ状工具による刺突文が施されている。頸部には内外面に絞り痕を残し、底部はヘラ削りにより調整されている。

146　器の法量は、口径10.4、器高12.4cmを測る。頸部は「く」字状に屈曲し、口径部は長く内彎ぎみに外上方にラッパ状に広がる。体部から底部にかけては扁球形状を呈する。体部のほぼ中央には1.3×1.2cmの円孔を穿つ。口縁部には幅3mmの二条の凹線を有する。また、頸部の上方にも幅3mmの二条の凹線を有する。さらに体部の円孔の上下にも幅3mm前後の凹線を、その間にはヘラ状工具による刺突文を施す。頸部は整形時に比較的強く絞ったらしく器の内外面に絞り痕を残す。底部の調整はヘラ削りである。なお、円孔を穿った際の器壁がその状況で器内に残っていた。

Ⅰe類・鉢（第46図154）

154　器の法量は、口径16.4、器高8.6cmを測る。体部の上方で最大径部を有し、内傾し口縁部に立ち上がる。口縁端部上面は平坦でやや内傾する。底部は上げ底状の平底を呈する。体部から底部にかけてはヘラ削りが施されている。

Ⅰf類・壺（第45図147～153）

壺は、Ⅰf－1・短頸壺（147～149）、Ⅰf－2・長頸壺（150～152）、Ⅰf－3・広口壺（153）に細分できる。

Ⅰf－1類（147～149）

147　短頸壺で口縁部を欠損する。体部から底部にかけては扁球形を呈する。底部はやや上げ底状を呈し、扁平である。体部上位にはヘラ状工具による綾杉文と、その下方に幅3mm程の一条の凹線を有する。

148　頸部から底部にかけての残部で基本的には147と類似する。体部から底部にかけてはヘラ削りが施されている。

149　器の法量は、口径8.9、器高8.5cmを測る。頸部の屈曲はあまい。口縁部は短かく直に立ち上がる。体部の最大径部には幅4mm程の一条の凹線を有する。体部と底部の境は不明瞭であり、全体の器形はソロバン玉状を呈する。底部はヘラ削りが施されている。

Ⅰf－2類（150～152）

第53図　　3 号 墳 出 土 遺 物 実 測 図

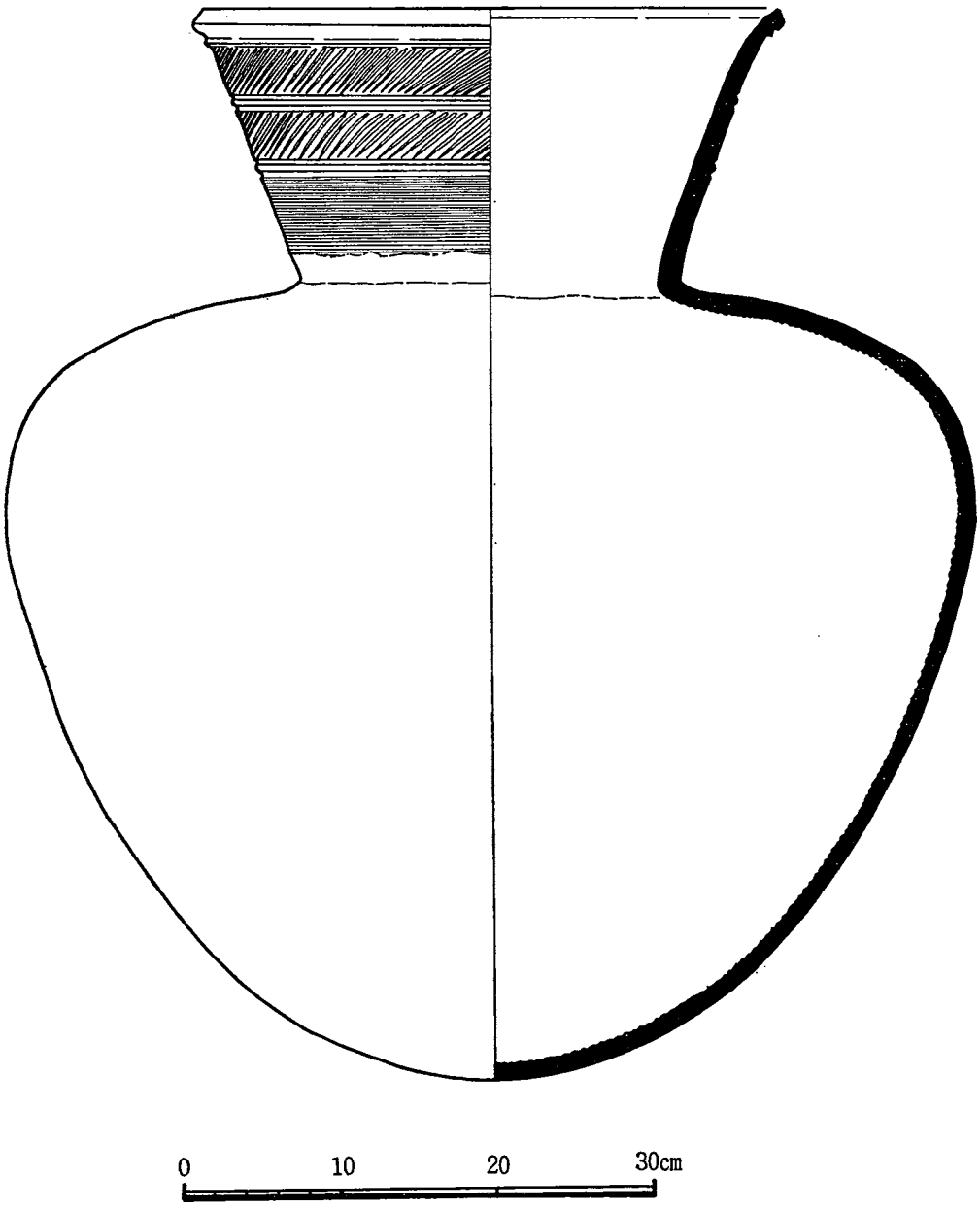

150　口縁部から頸部にかけての残部で、接合面で剝離している。頸部はやや外反して上方に立ち上がり、口縁部でやや外反度を強める。頸部上位には幅3㎜程の二条の凹線を有する。

151　体部のみの残部である。体部には幅4㎜前後の上二条、下一条の凹線が配され、その間には櫛状工具による綾杉文が施されている。

152　頸部から底部にかけての残部である。体部は扁球形を呈し、体部から底部にかけての移行部は不明瞭である。高台は部分的に残り高さ6㎜を測り、外下方に「ハ」字状に開く。さらに高台には三方に4×7㎜の長方形の透孔をもつ。体部中央には幅4㎜程の四条の凹線を有する。その凹線間には櫛状工具による斜文をめぐらす。体部から底部にかけてヘラ削りが施されている。

Ⅰg－3類（153）

153　頸部から底部にかけての残部である。体部から底部にかけては球形状を呈する。全体的に肉厚な器壁を有し、やや粗い作り方である。体部上方はタタキの後横方向のカキ目が、下方は格子タタキが施されている。内面は指圧により器壁を整形した後青海波状文を施す。部分的に青海波状文がすり消されている。

Ⅰa類・甕（155～157）

155　器の法量は、口径22.8㎝を測る。頸部でまるく屈曲し、外上方に内彎ぎみに立ち上がる。口縁部は内上方につまみ上げられているため、内傾する。

156　器の法量は、口径56.8㎝を測り、大型の甕である。頸部でまるく屈曲し、内彎して外上方に立ち上がり、幅3～5㎜程の二条の凹線を一組とする凹線が三組施されている。これらの凹線の間にはヘラ状工具による斜方向の2段の刺突文が施されている。口縁部の器壁は肉厚化し、わずかにふくらみをもち、端部上面はつまみ上げられている。器内口縁部は、器壁を指圧により調整した後ヨコナデを施す。頸部から体部への移行部には青海波状文が施されている。

157　体部から底部にかけての残部であるが、器面調整、色調、胎土等からみれば156と同一器形と推測される。底部は上げ底であり、平底ぎみの丸底を呈する。器面調整は、外面は斜方向の格子タタキの後、部分的に横方向のカキ目を施している。内面は底部まで全面的に青海波状文が観察され、丁寧に作られている。

Ⅱ：土　師　器

ⅡA類・壺（第48図201～203）

壺は形態的に頸部の状況により、ⅡA－1・小型壺（201・202）、ⅡA－2・長頸壺(203)に細分できる。

ⅡA－1類（201・202）

201　頸部から体部にかけての残部である。頸部で屈曲し、体部は扁球形状を呈するものと思われる。器内には、頸部と体部との接合の粘土帯が観察される。器外面に赤色顔料が部分的

第54図　　3 号 墳 出 土 遺 物 実 測 図

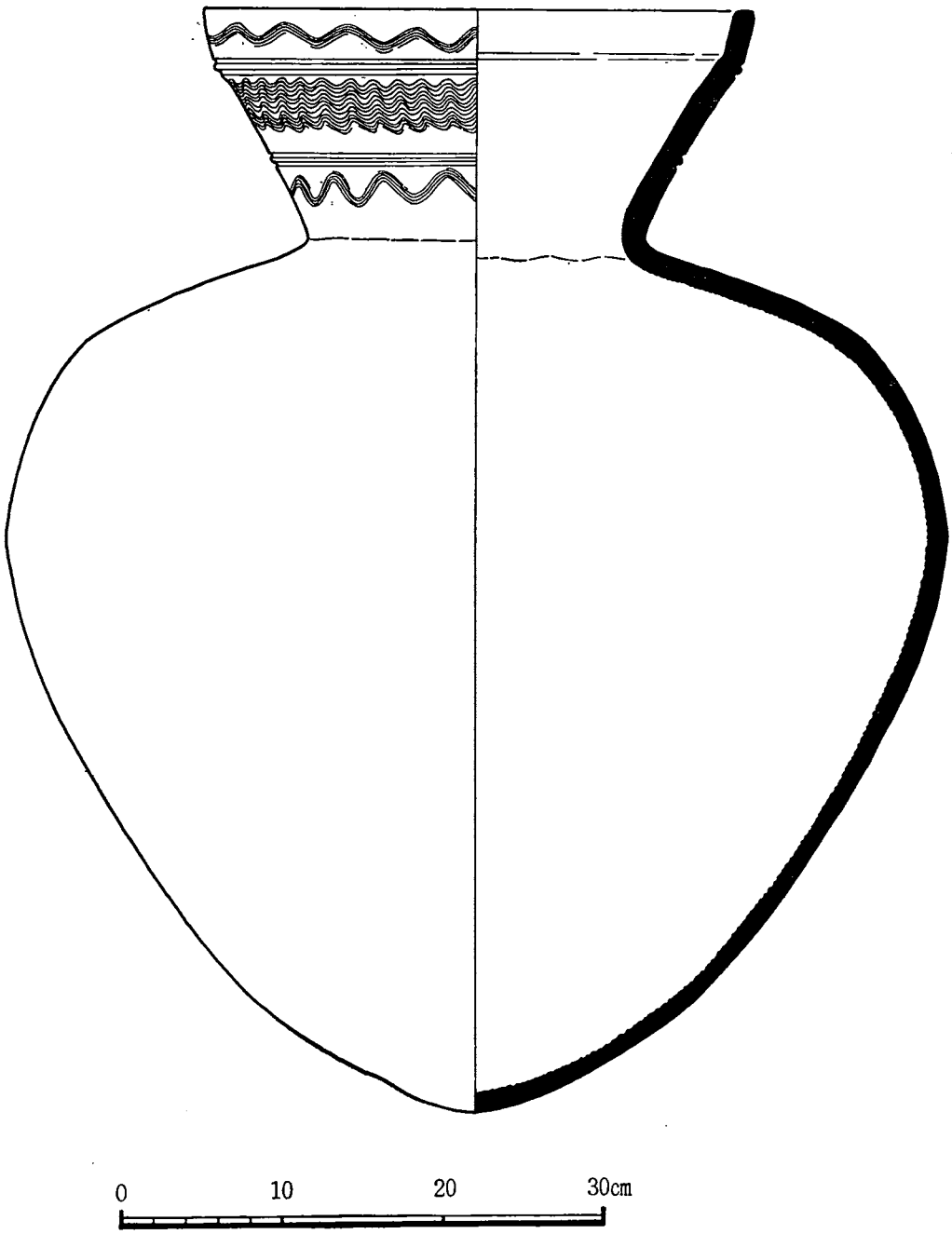

に付着する。

202　口縁部を欠損している。頸部で屈折して、垂直に上方に立ち上がり口縁部へ至る。体部の最大径部は中程より上方にあり、器形は扁球形を呈する。

ⅡA－2類（203）

203　器の法量は、口径6.6、器高20.5、体部最大径17.1cmを測る。頸部で屈折し、肉薄な器壁が細長く垂直に立ち上がり口縁部へ至る。体部最大径部は中程より上方にあり、器形は扁球形を呈する。器壁は風化がひどいが、内外面ともヨコナデにより調整されているものと考えられる。なお、器外面には部分的に赤色顔料が付着している。

ⅡB類・高坏（第48図204～211）

高坏の全体の器形は概して同一形式といえる。しかし、脚部の状況から器形を細分すれば、ⅡB－1・坏部から脚部への移行部の器壁（中実部）が薄いもの（204～206・210・211）、ⅡB－2・肉厚な中実部を有するもの（207～209）に区別できる。

ⅡB－1類（204～206・210・211）

204　器の法量は、口径16.1、器高17.4（中心部）cmを測る。坏部は内彎して外上方に立ち上がり、口縁部はわずかに外反する。脚部は外下方に「ハ」字状に開き、やや屈曲度を強める。脚部外面には粗いヘラ削り、裾部には指圧痕が認められる。さらに、脚部内面には絞り痕が観察される。

205　器の法量は、口径16.4、器高16.5cmを測る。坏部の器高は204よりも低い。坏部は内ぎみに立ち上がり、口縁部はわずかに外反する。脚部の状況は204に類似する。脚部の整形技法は204と同様である。

206　器の法量は、口径16.6、器高17.1cmを測る。坏部の器高は204に比べて深く、坏部はまるみを帯び立ち上がる。脚部は204・205と比べ若干異なり、一旦直下した後屈曲度を強める。脚部の整形技法は204・205と同様である。

210　脚部・裾部を欠損する。坏部の口径は16.6cmを測り、内彎して立ち上がり口縁部を屈折する。脚部外面はヘラ削り、内面には絞りが施されている。

211　坏部の口縁部と脚部の裾部を欠損する。器面調整は210と同様である。

ⅡB－2類（207～209）

207　器の法量は、口径20.0cmを測り、脚端部を欠損する。坏部は体部と底部との境の稜が明瞭であり、体部は外上方に直線的に立ち上がる。脚部は外下方に「ハ」字状に開くが、坏部の底部と脚部との間に7.1cmの中実部を有する。この中実部は脚部の外反度が強まる部分から始まる。脚部の整形技法は、ⅡB－1類と同様である。

208　器の法量は、口径19.4、器高19.6、底径13.8cmを測る。坏部は内彎して外上方に立ち上がる。脚部の中実部は5.5cmを測る。脚部は中実部下方より屈曲度を強める。脚部の整形技

法は207と同様である。

209　器の法量は、口径18.6、器高19.7、底径12.0㎝を測る。坏部はナデにより若干凹凸を有しながら、外上方に内彎ぎみに立ち上がる。脚部は外下方に「ハ」字状にすんなり開き、脚端部で屈曲度を強めはね上がる。中実部は8.1㎝を測る。脚部の整形技法は207と同様である。

**Ⅲ：弥生式土器**（212）

212　この遺物は表採資料である。頸部で屈曲し外上方に直線的に立ち上がった後、内外面に明瞭な稜を残し屈折して外上方に立ち上がる。さらに、頸部には断面台形状の貼り付凸帯を有し、凸帯上端面にはヘラ状工具による刻目が施されている。体部は下半を欠損するが、倒卵形を呈するものと思われる。器面調整は、外面は口縁部から頸部にかけては粗いハケ、体部は縦方向の腰の弱いハケと頸部と同様な粗いハケが施されている。一方、内面の頸部は外面の頸部と同様な工具による粗いハケ目が施されている。頸部から体部にかけては指圧により器壁を整形した後、横方向のハケ目により調整されている。

## 4. ま と め

周溝内出土遺物の個々の特徴は前述した。ここでは遺物を総合的に判断し、遺物間の共伴関係、時期差を検討したい。

各器種の分類を概略すれば、Ⅰ：須恵器はⅠａ類・蓋、Ⅰｂ類・身、Ⅰｃ類・高坏、Ⅰｄ類・瑕、Ⅰｅ類・壺、Ⅰｆ類・鉢、Ⅰｇ類・甕に分類した。さらにこれらの須恵器に共伴してⅡ：土師器が出土し、土師器はⅡＡ類・壺、ⅡＢ類・高坏の二類に大別した。

蓋は形態分類においてⅠａ－１類、Ⅰａ－２類、Ⅰａ－３類に区分したが、蓋では明確に時期的な差異が認められる。すなわち、Ⅰａ－１類（101～109）、Ⅰａ－２類（110～113）、Ⅰｂ－３類（114）の順に編年出来る。次に、身はⅠｂ－１類、Ⅰｂ－２類、Ⅰｂ－３類Ⅰｂ－４類に細分した。これらの身に関して、Ⅰｂ－１類（115）はⅠｂ－２類（116～118）に比べ口径・器高・立ち上がり等も大きく、Ⅰｂ－２類よりわずかに先行する要素をもつ。さらに、Ⅰｂ－３類（119・120）、Ⅰｂ－４類（121～123）は高台の有無で分類したが、両者が並存することは畿内・九州において指摘されている。また、前述したⅠｂ－２類とⅠｂ－３類・Ⅰｂ－４類を比較すれば、Ⅰｂ－４類の高台は著るしく広がるもので、高台の退化現象は見受けられずⅠｂ－２類と近似する時期に位置づけることができよう。

高坏は蓋の有無により、Ⅰｃ－１類・無蓋高坏（125・126）、Ⅰｃ－２類・有蓋高坏（128～135）に形態的に分類した。これらの有蓋・無蓋の高坏の形態の差異が時期差を示すものではないことは、すでに先学において指摘されている。県内においても本古墳と地理的に近接する岩立古墳、境２号墳において、その共伴例がある。さらに、Ⅰａ－２類の有蓋高坏は前述の

蓋のⅠｃ－１類とセット関係をなす可能性が濃厚である。また、本古墳から多数の長脚有蓋高坏が出土している。しかし、脚部の観察ではいわゆる長脚の二段透孔を有する高坏は一例もない。この現象は二段透孔に後出するものと推察され、この地域の地方色の反映を示すかどうかは現段階では判断し難い。143の短脚一段穿孔の高坏は形態的にも異なり表採資料であるが、Ⅰｃ－１類・Ⅰｃ－２類の高坏に共伴する報告例があり同時期の可能性がある。

Ⅰｄ類の瑞は二例の出土である。しかし、145・146とも頸部がラッパ状に広がる同一形態を呈する。この瑞の形態は、瑞の終末期的な要素を含むものであろう。上述した蓋・身類と比較すれば、蓋はⅠａ－１類、身はⅠｂ－１類～Ⅰｂ－３類に並行するものと推察される。

Ⅰｅ類の壺は、Ⅰｅ－１類・短頸壺、Ⅰｅ－２類・長頸壺Ⅰｅ－３・広口壺に細分している。Ⅰｅ－１類とⅠｅ－２類は部分的に並行する。Ⅰｅ－３類の口縁部を欠損する広口壺はⅠｅ－１類・Ⅰｅ－２類より後出するものと推察される。さらに数は少ないが、Ⅰｇ類・甕はⅠａ－１類・蓋と同時期のものと思われる。

土師器は壺・高坏が出土し、その中でとくに高坏の占める割合が大きい。壺は、ⅡＡ－１類・短頸壺とⅡＡ－２類・長頸壺である。ⅡＡ－２類は形態的には岩立古墳群出土の壺に類似す

**表　2　　玉泉寺三号墳出土遺物の位置づけ**

| 器種 | | | 6世紀末 | 7世紀初 | 7世紀中 | 7世紀後 | 8世紀 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 須恵器 | 蓋 | Ⅰａ－１類 | ---- | ——→ | | | |
| | | Ⅰａ－２類 | | | ——— | ----- | |
| | | Ⅰａ－３類 | | | | | （表採資料） |
| | 身 | Ⅰｂ－１類 | ——→ | | | | |
| | | Ⅰｂ－２類 | | ——→ | | | |
| | | Ⅰｂ－３類 | | ——→ | | | |
| | 高坏 | Ⅰｃ－１類 | ---- | ——— | ------ | | |
| | | Ⅰｃ－２類 | ---- | ——— | ------ | | |
| | 瑞 | Ⅰｄ類 | ——— | ——→ | | | |
| | 壺 | Ⅰｆ－１類 | ——— | ——→ | | | |
| | | Ⅰｆ－２類 | ——— | ——→ | | | |
| | | Ⅰｆ－３類 | | （該当なし） | | | |
| | 甕 | Ⅰｇ類 | ------ | ——→ | | | |
| 土師器 | 壺 | ⅡＡ－１類 | ------ | ——— | ------ | | |
| | | ⅡＡ－２類 | ------ | ——— | ------ | | |
| | 高坏 | ⅡＢ類 | ---- | ——— | ----- | | |

る。ⅡB類の高坏は比較的多量に出土しているが、古式土師器の高坏に比べて技法・形態上も若干異なる。すなわち、脚部には粗いヘラ削りを施し、坏部はヨコナデにより調整されているが、器壁も肉厚で全体的に粗い作り方である。

これら上述した事項をまとめると、次のようになる。

以上のことより玉泉寺3号墳周溝内の出土遺物の時期は、7世紀初頭前後に位置づけることが可能であろう。さらに、7世紀初頭を前後に若干の時期差が認められるが、これは追葬に起因するものと考えられる。本古墳が墓制として利用された推定期間は6世紀末期より7世紀中葉におよぶものと考えられる。

**参考文献**


横山　浩一　「手工業生産の発展」世界考古学大系3　1959

田辺　昭三　「陶邑古窯址群1」平安高校考古学クラブ編　1766

「陶邑、Ⅱ Ⅲ Ⅳ」大阪府文化財報告書第29～31輯、大阪府教育委員会　1977～1980

楢崎彰一編　「世界陶磁全集2・日本古代」小学館

村井真輝他　「五ッ穴横穴群」熊本県文化財調査報告第34集　熊本県教育委員会1979

# 第4章　玉泉寺の什物調査

## 1. 仏具類、その他

### イ　玉泉寺所蔵軸物

玉泉寺所蔵の軸物に禅瑞を描いたと伝えられる一幅がある。

禅瑞は江戸前期、廃寺となっていた玉泉寺を再興した祖で、釈迦院の元住職である。玉泉寺を再興した後、延宝6年釈迦院を退き暫らく玉泉寺に居住した禅瑞は、鐵雲にその後を譲って筑後に去るがその間の事情は肥後国誌に詳しい。

この禅瑞によって掛軸上部にしるされた讃は以下のとおりである。

| | |
|---|---|
| 鐵雲嵓上人写老僧之夢影而請 | 別々 |
| 讃辞終不得已而応其需矣 | 此相即是非相来相即是真相 |
| 色不異空老僧何似 | 若了諸相非相處即親見是山僧相 |
| 空不異色真相厳然 | 咄 |
| 色即是空瓦解氷消 | 元禄十三庚辰年仏生日 |
| 空即是色青山万霊 | 妙心末葉禅瑞老衲操毫於操之牛頭山 |

讃によれば、玉泉寺の現住職鐵雲嵓上人が夢に見た老僧の面影を絵師に描かせたが、ついに讃を得ることが出来なかった。そこで私（禅瑞）がその求めに応じて、仏生日の佳き日大阪の牛頭山において讃を操豪したものである、といった意味が書かれその成立事情を知ることが出来る。しかし描かれた老僧が、当寺開山を伝えられる、月山禅誉なのか、伝えられるように再興の祖禅瑞自身を描いたものかは明確でない。

絵は、江戸期に普通一般に見られる禅僧の肖像画（頂相）であるが、その筆致から見ると上の部に属するものである。絵の左下方隅に小さく御絵所謹書とあり落款が押され絵師名が知られる。

肥後藩では御絵所とは言わないので、描いたのは地元の絵師ではない。恐らく幕府か宮中の御抱え絵師であったことが考えられる。鐵雲嵓が、摂州の牛頭山の寺に寓居していた禅瑞を考え、絵を京都あたりの絵師に描かせ、その絵に讃を入れさせた可能性が最も強いように思われる。絵に見られる手慣れた筆致が鄙のものでないこともそれを傍証するであろう。絹表装であるが、右手の破損が激しい。

**第55図　　鐵雲嵓上人写老僧之面影**　　（玉泉寺所蔵）

第56図　　五社宮棟札

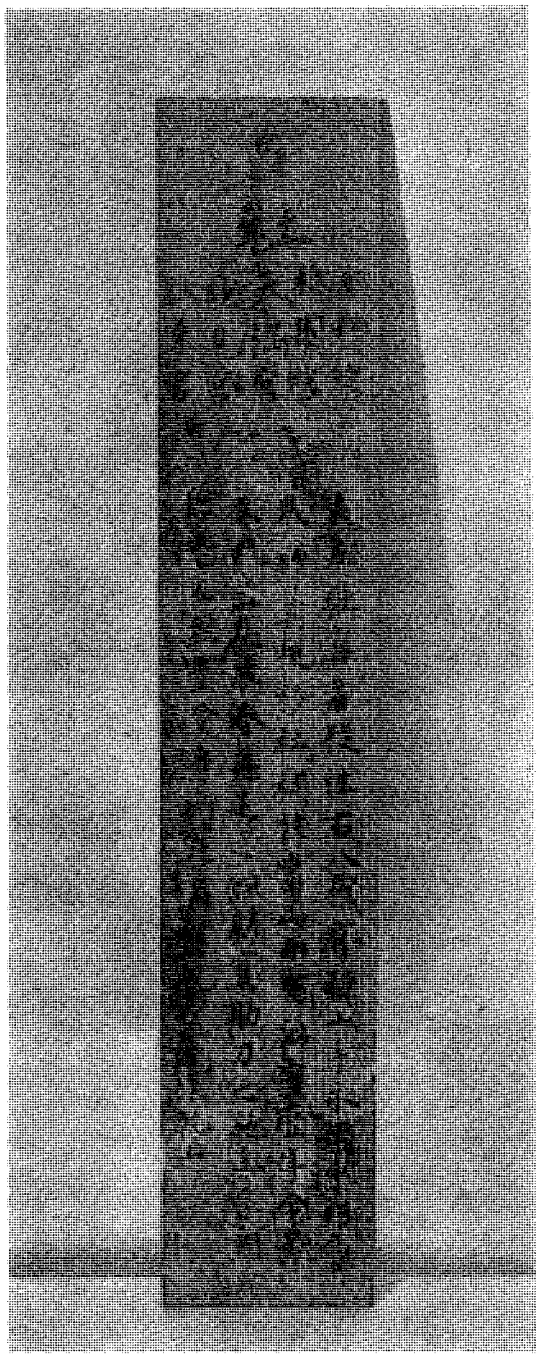

第57図　　釈迦院の山号金海山の刻まれる華瓶と燭台

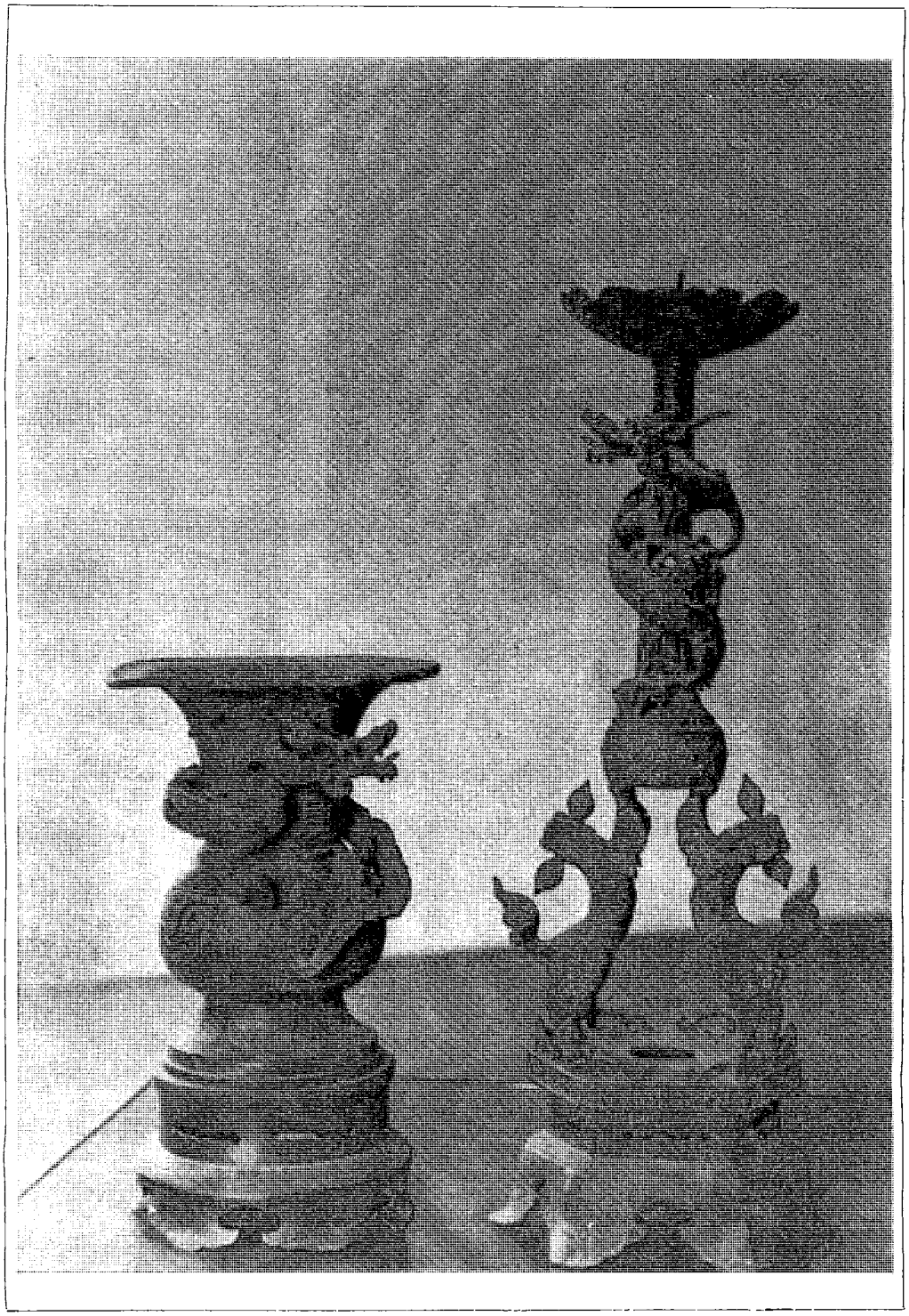

第58図　　釈迦涅槃図入箱裏書

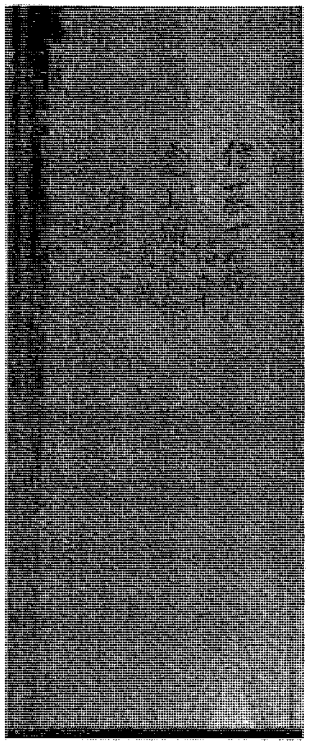

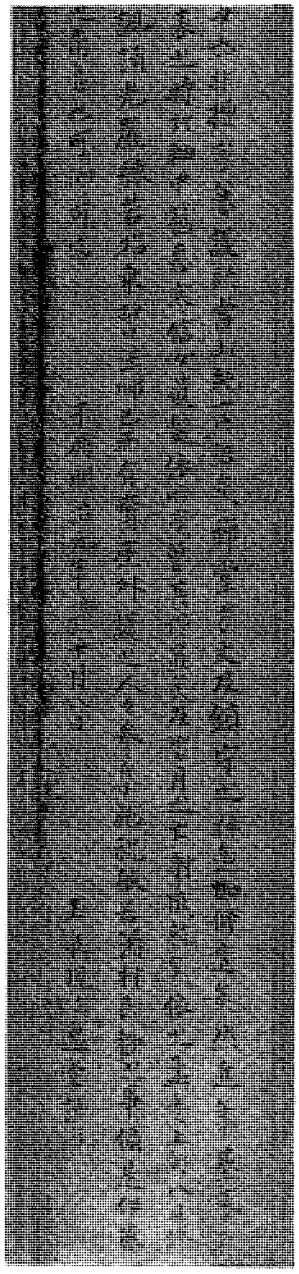

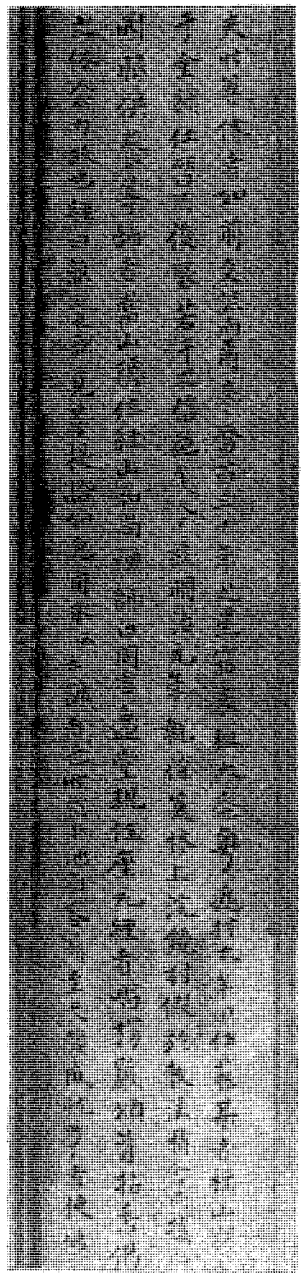

# 釈迦涅槃図入り箱裏書

夫比尊像者如前文誌而爾来暦百三十年之皇霜表粧大発粤近村大牟田伊藤某者種山縣之尹也非檀家兼護於當山絶言語矣禅堂方丈及鎮守之社迄加修造矣然近年基表粧于金欄仕替而後褒若于之信施矣今茲明治元年執徐寅林上浣鏡村假於教法精舎而檣行表之時於軸中籠恵寒信女遺髪依此度曾其儘置矣及四ヶ日之亡射成就矣依之孟冬上旬八日修開眼供養導師當山隠住経山和尚禅師口同者逸堂現住座元経者唱楞厳頌者拈香偈諷誦光厳練若招乗誓法師已而有座外護之人々参集施祝般若湯村民歓之事偏是伊藤之依念力故也経曰離愛欲覓菩提恰如免角求云云誠哉也無於小地而容易至大願成就事者使佛之爾處也可御可信

于時明治元年戊辰十月八日　玉泉現住逸堂謹句

伊藤十右衛門
信章
遠山彌次兵衛
褒教
外護人中
□□□□□□印

# 第5章　玉泉寺の関連調査

## 1.　中世時における玉泉寺の伽藍配置

### (1)　遺構と地名

中世時における玉泉寺がいかなる伽藍配置をとっていたのかは、資料が皆無で不明である。しかし、現在残された地形からその境内の規模を想定すること位いは可能と思われる。現在の玉泉寺は仏殿とその裏手に続く旧庫理を残すのみであるが、標高352 mの鞍が峰西側山裾の斜面に深く切り込んでかなりの平坦面を形成しており、この平坦面は現仏殿の北側の吉田時生氏屋敷までのび、相当の面積を持っているので、当時の玉泉寺の境内が吉田氏の屋敷地を含めたものであったことは明らかである。(註1)

ただ、現仏殿裏手や現庫裡の建つ裏手の土手の線は後世採土して、境内敷地を拡張したものであるので、これを除外すれば、当時の境内は等高線に沿って南北にのびる奥行の狭い範囲であったことが推定される。

中世玉泉寺の面影を残すものとしては、これらの境内平坦地以外に旧薩摩街道から取り付けられたと思われる約150 mの玉泉寺に到る詣道や、玉泉寺山門右手に広がる中世時の墓地がある。

また、当時の遺構としては今回の調査によって新しく発見された庭園遺構や、それに付属する土留列石などから庭園に付属する一塔柱の存在が推定される。

この外、玉泉寺裏山の歴代住職墓所に残る伝・開山塔（五輪の塔）の周囲より建物の基礎と思われる列石が確認されているので、中世時には塔を覆う開山堂が存在したのであろう。これら小堂宇は、主塔柱の位置する平坦面にはないので、裏山の地形の高低に応じて適宜設置されていたものと思われる。

なお、現仏殿の所在する平坦地およびそれに続く吉田氏宅一帯には中世時玉泉寺の主要建物が存在したと思われるが、未調査のため確認できない。江戸時代に仏殿の建替が2回に亘って行なわれているため、遺構の存在は望むべきもないと思われるが、吉田氏屋敷地には、遺構の存在の可能性が残る。

旧境内推定地については、くまなく踏査したが、旧伽藍の礎石類は見当らず、また現家屋礎石への転用も見られないので、あるいは堀立家屋からなる伽藍だったのかも知れない。

なお、玉泉寺裏手より、江戸初期頃の井戸を伴った大規模の柱穴を持つ堀立家屋が発見されているが、（昭和52年発掘調査・平原野中遺跡）当寺の堂宇もこれに類以するようなものであ

第59図　　境内建物を記録した「覚」

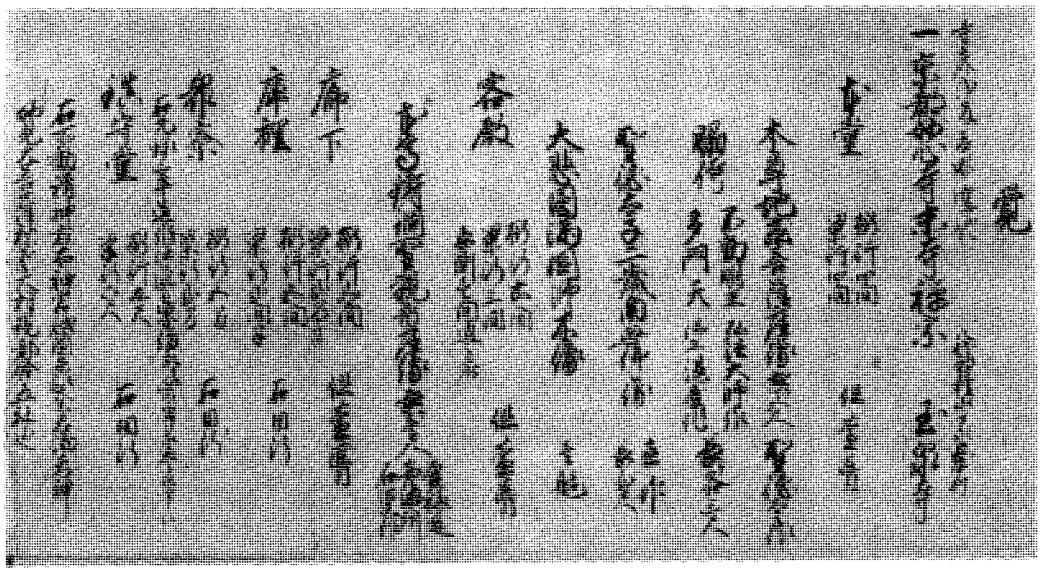

ったことは十分考えられる。

この外、中世の地名を残すものに玉泉寺の南方に御手洗、吉田氏宅北側に「みせんじょさん」の名称を持つ中世末と思われる板碑が所在する。近くから運ばれており、原位置は保っていないが、現在は小川のほとりにブロックよりなる祠に安置される。地元では性の神様として信仰を集めているが、元来玉泉寺に関連する「御洗所」、もしくは身洗浄の場所であった可能性が強い。当小川の岸に面して、それに類する何らかの施設が存在していたのかも知れない。以上が周辺に見られる中世玉泉寺の面影を僅かに留めていると思われる遺構及び地名等である。

### (2)　中世玉泉寺の墓域

中世時における玉泉寺付属の墓所は、山門（四脚門）に向って右手の山の斜面一帯にあったことが踏査によって確認された。中世時の五輪残欠は、現境内では歴代住職墓所より出土した2・3点と、仏殿裏の旧庫裡解体時に発見された飛び土台石として使用された若干の残欠のみで、中世時院に付属する五輪の量としては少なく、疑義をいだいていたのであるが、今回の発見によってその謎が解けた訳である。

この墓所であった一帯は現在、吉田時生氏の所有地となっており1反3畝位いであるが、終戦後同氏によって畑地として開墾されたため殆んど旧地形を留めていない。ただ中世時の墓所としての残欠は、現庫裡の石垣下に残る「くすのきさん」と呼ばれる五輪や、山門右手の路傍の法華塔所在個所などに見られるが、これらが当時の墓所の境界だったのであろう。

「くすのきさん」と呼ばれる五輪も、地輪と空風輪は対であるが、他は外の五輪のもので

表3　　今回の調査で確認された玉泉寺境内散乱の五輪塔の各部

| 発見場所＼発見部分 | 地輪 | 水輪 | 火輪 | 風空輪 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| くすのきさん | 2 | 1 | 2 | 2 | 寄せ集めて一基としたもの、水輪が大型、地・空風輪は対か？ |
| 法華塔周辺 | 7(16) | 2(1) | | 1 | 地輪(16)は推定数、水輪(1)は大型の水輪 |
| 歴代住職墓周辺と庫裡解体跡地 | 5 | 8 | 4 | 3 | 昭和52月11月新設の「玉泉寺」歴代和尚之墓所に移転。 |
| 畑地の土留用土手内 | 2 | 3 | 2 | | 同所横山林内に2基復元 |
| 溜池落ちこみ | | | | 2(1) | 風空輪の(1)は大型の風・空輪 |
| 現在の墓所内 | | 1 | | 1 | 小型のもの。 |
| 合計 | 16 | 15 | 8 | 9 | |

ある。また、外に地・火・空風輪が見られるが、付近に散在していたものを集めたものであろう。付近に瓦質の甕片が散乱するが、これら五輪に関連した遺物と思われる。

先の法華塔は文化元子七月の銘を持ち江戸後期の建立であるが、塔の基礎部に10数個の地輪が使用されており、内7個ははっきりとそれを確認することができる。外空風輪が1個・水輪2個が寄せ集められている。この横の地蔵尊を保護する覆いの石は、古墳の石材の転用と思われる。

この外、旧墓所推定地内に造成された畑の土手に土留め用として水輪8個、地輪2個、火輪2個などが使用されている。また大型の空風輪他1個が溜池の中に流れ込み埋まっているのも発見された。先の畑地造成の際も相当量の五輪の各部が埋め込まれたらしく、豪雨でえぐられた崖崩れ面にこれらの一部が露出している。玉泉寺詣道右手一帯は現在も墓地として使用されているが、ここも中世時の墓地の一角と思われ、水輪、空風輪部が各一個づつ散乱しているのが見られた。

このように、ここ一帯に散乱する五輪の各部の確認された数は別表のとおりである。しかしこの数はあくまで踏査等によって現在目に触れた分についての集計であり、その一部にすぎない。恐らく、吉田氏による開墾時の埋め込みや溜池への転落分、雑草に覆われた未発見の分を含めると、その実在数は、この数倍となるのではなかろうか、これら散在する五輪塔各輪から当所が玉泉寺の中世時の墓所であったことは明白である。また、これら五輪のなかに一部巨大な五輪各部が認められるのは注目に値する。古い時期の玉泉寺の存在を裏付ける資料となるものであろう。当所の外五輪の散乱が若干見られるのは吉田氏宅北側の竹林内で、空風輪や火輪が二、三点が散在する。ここは玉泉寺二世住職真在院が自殺した所と伝え、現吉田氏墓所にある天正十五年銘の真在院の板碑も、元はここに立っていたものである。

## 2. 江戸期における玉泉寺の伽藍配置

### (1) 文献より見た改築の歴史

肥後国誌によれば「慶長6年後草堂ヲ立テ本尊ヲ安置ス、延宝五年夏釈迦院禅瑞和尚此ニ来廼間医吉田宗庵寺地二寓居ス、共ニ語リテ古刹ノ廃壊ヲ歎キ云々」とあり、江戸初期頃には中世玉泉寺の堂宇はことごとく消滅しており一草堂を残すのみであったことが判る。

国誌は続いて、禅瑞と吉田宗庵が四方の信力を勧誘して延宝6年に仏殿を、元禄3年には僧舎を造営したことをしるしている。

つまり、庇護者を失った中世玉泉寺は一時完全に廃絶し(註1)、江戸時代の元禄期に到ってやっと周囲の村々の助力を得て復興したのである。これらの仏殿も、江戸中期頃になると老朽化が激しく、風雨を凌ぐのにことかく始末であったことが寛政4年（1792）、当時の住職禅享によって書かれた「当寺再興化縁簿」が物語っている。

降って天保5年（1834）に到ると、当寺仏殿の建替えが行なわれたことを同寺に残る天保銘棟札の趣意によって知ることができる。つまり天保3年（1832）恵正比丘が再建を発願し、多くの人々の援助を得て天保5年の春に竣工したことが判る。

この時の改築は仏殿のみであるので、約42年前の禅享の時の改築は庫裡だけだったのかも知れない。

江戸期の玉泉寺の伽藍配置を知る資料として一枚の絵図が所蔵文書のなかに残っている。絵図の隅に「文政六未年御改ニ而上達之控」とあり、この絵図が1823年頃の伽藍を写したものであることが判る。裏面に異筆により「仏檀ヨリ出ル　経山」とあり、後で発見されたことを物語っている。

文政6年であるので天保5年仏殿建替之以前の伽藍であり、かつ同絵図隈の小屋の説明にある「此小屋之儀前前より有建候所寛政三御改之節迄書上不申……云々」とあり、この伽藍配置が寛政年間頃もほぼ同様であったことが明らかとなった。

近世に到り、禅瑞によって再興された玉泉寺は、元禄11年（1698）に泰勝寺支配から京都妙心寺末寺となり、禅宗に宗旨が変る。当初、山門・仏殿・法堂と一直線に並ぶ禅宗迦藍配置を想定したが、境内(註2)敷地の奥への狭隘さや、地形の起伏が多いこと、仏殿裏の法堂所在推定地は境内より数mも高所になり、今だ古墳後期の古墳の残丘がつい先頃まで残存していたことなどから、当玉泉寺は再興当初から正式の禅宗伽藍配置をとっていなかったことが明確となった。

この禅瑞・宗庵によって復興された玉泉寺仏殿および庫裡の状況を示すものとして、玉泉寺所蔵文書のなかに「覚」がある。この文書は、玉泉寺の伽藍および什物を書き出したものであ

第60図　　玉泉寺の伽藍配置絵図（江戸時代）

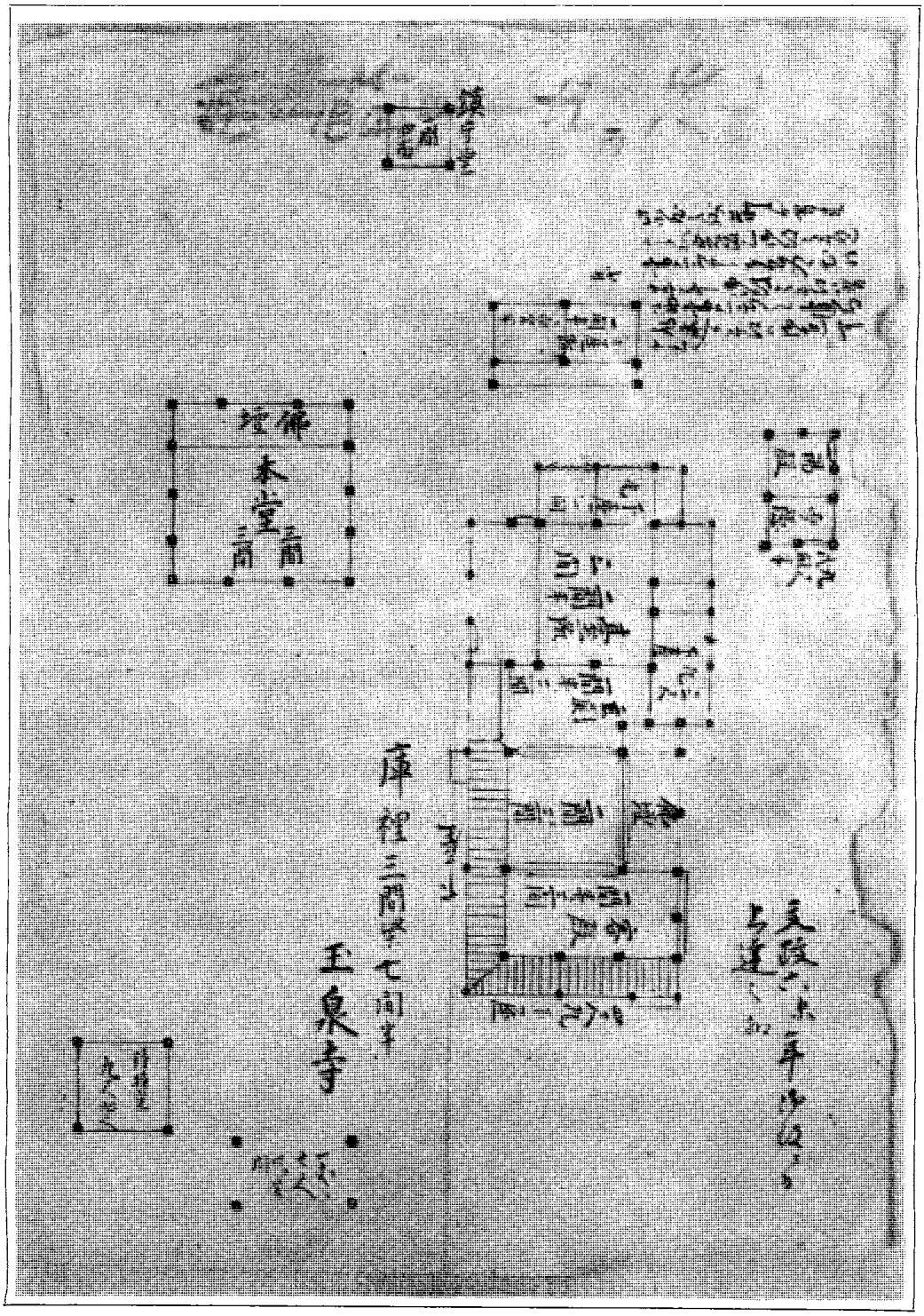

るが、紙の継ぎ目から後半が欠落しており年代等も不明である。しかし、この覚に記載される玉泉寺の堂宇の寸法が「文政六年末年御改ニ而上達之控」[註3]の絵図に記載される堂宇の寸法と異っている点や、建物ごとに記載されている点、近世に復興された当初の堂宇の記録と思われる。同文書より各々の建物の規模を採って見ると以下のとおりである。

仏殿（本堂）は桁行四間、梁行四間で、現存の仏殿より一間も大きかったことが判る。また客殿は桁行六間、梁行三間、表側壱間通之庇で萱葺とある。

また、廊下も桁行五間、梁桁弐間で屋根は萱葺とある。庫裡は桁行五間、梁行弐間半で屋根は右同断とあるので萱葺だったのであろう。以下は欠落しているがこのように客殿、廊下、庫裡が別々にその桁行、梁行の記載がなされていることなどから、当時各々の建物は別棟として存在したのであろう。とくに廊下が別に書き出され、桁行五間、梁桁弐間とあり、相当の規模を持つところから、別棟として存在していた事は明らかである。恐らく客殿と庫裡、もしくは庫裡と仏殿を繋ぐ役目を持つ廊下だったのであろう。

これらの各家屋は、次の「文政六年末年御改ニ而上達之控」の絵図では、桁行三間梁行七間半の庫裡として一括され姿を現わす。

同絵図によれば当時の仏殿・庫裡は以下のとおりである。

### (2) 仏殿（本堂）と庫裡の間取り（文政6年頃）

まず仏殿は、三間×三間の方形をなす建物で、一番奥に幅は4尺5寸ほどの壇が設けられ仏壇となっている。規模その他は殆ど現存する仏殿と変らない。しかし、屋根は萱葺であった。仏殿の斜め裏手には一間四方の鎮守堂があり、また、仏殿前方には一間×一間（九尺×九尺）の鐘撞堂、そして仏殿正面よりややずれて一丈に七尺の山門（四ツ足門）[註4]が存在した。現在は失われているが、この四脚門の礎石と推定される飾りを持つ整形された石一個が詣道右手の藪の中に存在する。

庫裡は、仏殿南側に二間ほど離れ、仏殿と平行して建立されていることが判る。桁行七間半、梁行三間の庫裡を北側から眺めると、左から台所（二間半×三間半）次に間口一間半奥行三間の玄間をはさんで、二間に三間の仏間があり奥の二間×一間が仏壇となっている。その隣りは間口が一間半奥行三間の客殿が設けられる。これらの各部屋を母屋として西側から北側にかけ客殿、仏間を取り囲くように四尺の瓦葺の下屋からなる縁、台所の南に三尺の瓦葺の下屋、台所東側にも一間の瓦葺の下屋が設けられている。この他、庫裡には二つの小建物が付属する。

ひとつは南側に一間半×二間半の湯殿と雪隠が一緒になった小屋が[註5]、また、東側には一間半×二間半の小屋が庫裡に平行して建てられている。

「文政六年未年御改ニ而上達之控」に見られるこの庫裡が寛政前後までさかのぼれるもので

あろうことは先にも述べたが、いずれにせよ江戸後期の家屋であることは間違いない。

当時の一般の民家に比較するとその規模の点では大差ないが、やはり禅寺の庫裡という特殊性をその間取りから窺うことができる。

つまり、玄関が家屋中央部に設けられている点や、客僧部屋である客殿、二間×三間の板張りと土間を持つ広い台所、広い仏壇が造り付けられた御内仏の間と、客殿を鉤状に巡る四尺の縁など、寺院の庫裡としての性格が見られる。

庫裡の規模はやや小さく感じるが、地方の小禅宗寺院であってみれば、この程度のものだったのかも知れない。

この庫裡がいつ頃解体され、昭和52年まで仏殿裏に残っていた庫裡と変ったのか明らかでないが、恐らく明治初年頃ではなかったろうか。そしてこの庫裡も解かれ、現住職によって仏殿の南側に新しい庫裡が建立されたことは周知のとおりである。

**註1** 常楽院略歴によれば、寛永2年（1625）玉泉寺25代慶運の時玉泉寺は豊野村中間へ移転したという。その理由等については明らかでないが、この時点で中世玉泉寺の法灯はこの地では途えたことになる。

**註2** 玉泉寺所蔵文書「泰勝寺支配ニ而」による。

**註3** この「覚」のなかに、延享辰1年（1744）とあるので、それ以後に書かれたものであることは間違いない。しかし、元禄3年に建立された衆寮のことが記載されるので、江戸時代になって再興なった玉泉寺の当初の伽藍の状況が述べられていることは明らかである。

**註4** 玉泉寺所蔵文書の「覚」によれば、この門については「右門之儀延享年中大風吹倒候故当分置ミ置申候」とある。延享年間（1744～1747）に大風で吹き倒された後は再建されなかったらしく、文政6年の絵図にも礎石のみしか記されていない。

**註5** 湯殿や雪隠（便所）が母屋内につくられず、外に設けられている家屋は一般的に古い時期の家屋である。

## 3. 玉泉寺の行事

玉泉寺の松の大木は素晴しいものであった。旧国道からもこの大木は眺められ道を通っていても、玉泉寺であることが一目で判った。松の大木が見えてくると自分の家に着いたような気がしほっとしたものであった。これらの松は石段を登った左右に二本あった。戦時中松根油をとるとかで伐採した。このような大木は境内に多く、歴代住職の墓所には大きな槇の木が天高く聳え雑木等がおい繁り昼でも薄暗い程で子供の頃、ここに近寄るのが恐しい位いであった。

玉泉寺に関する祭としては、とくに4月の灌仏会と10月の鎮守堂の祭りが賑合った。詣道入口から仏殿前の石段までの約150 mを馬場と呼び、現在の道幅より当時の方が広かったが、祭りの時にはこの詣道の両側に菓子・果物を売る店が立並び店どうしの場所争いも起きる程であった。

この詣道を縫ってお詣りに行く訳であるが、後から村の若い衆が押すので、若い娘達は一人では通れなかった。詣道の両側には上が1尺、下が5寸高さが2尺ほどの燈篭が青年達によって奉納されたが、この燈篭にはそれぞれ思い思いの絵が描かれており、祭気分をいやが上にも盛り上げた。

朝早くこの参道に行ってみると銅銭等がたくさん落ちており、それを拾うのも楽しみのひとつであった。これらの祭りも、大正時代頃が最高潮で昭和にはいるとすたれてしまった。

いずれにしても遠くから眺められる松の大木は、玉泉寺の象徴であったし、また打ち出す鐘声は、鏡町まで届き、その存在を知らせていた。そして、馬場を持つ玉泉寺は格式があるということで地元民の誇りでさえあった。

以上は、地元古老（玉泉寺、寺総代、明治34年生）の談話を纏めたものである。

## 4. 境内出土の金銅仏について

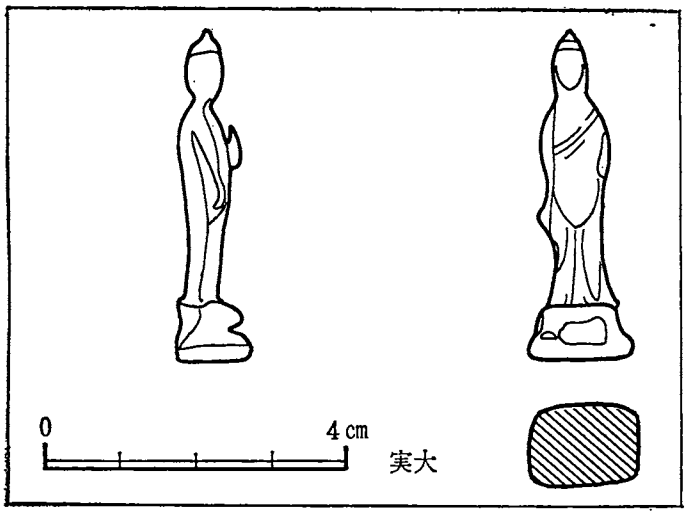


第61図　　金銅仏実測図

八代市岡町中在住の岡崎リツ氏（68才）の記憶によれば、金銅仏の発見当時の状況は以下のとおりである。

「昭和7年4月頃のことだったと思う。当時玉泉寺裏の4段ある畑を借りて唐芋、粟、麦等を作っていた。私は、下から二段目の畑で家族3人と麦刈りをしていたが一憩して腰をおろした時、ふと目前の麦のうねの小石に混って転がる小指ほどの土の色をした小仏像が目に這入った。石で台座のところをこすってみたところ金属製であることが判った。持ち帰って水洗いした結果1寸4分ほどの金銅製の仏像であることがはっきりした。話はすぐ村中に広まり、夜になると近所の人達が拝ませてくれと言って集って来られた。それから40年間、大切に自宅の仏壇に安置して供養を続けて来た。」

岡崎氏の話は以上のとおりであるが、小仏像が発見された下から二段の畑地が、今度庭園跡が発見された個所であることは疑いない。同氏の「石の多い畑地だった」という記憶もこれを裏付けている。

この小仏像は高さ4.3㎝の阿弥陀如来立像で、台座と立像部分からなる。台座の高さは7㎜、立像部が3.6㎜で胸の厚さが6㎜を数える。全身黒びかりがしているが、地金は赤銅と思われる。4.3㎝の小像であるので、鋳型の細部に亘って手が届かなかったためであろうか、御顔に目、鼻等の凹凸がないし、また、その衣文等にも鋭さが見られない。

ただ、この小仏像はその造りや、出土地点等から考えて、中世時のものであることはほぼ確実であろう。

この金銅仏がいかなる性格を有するものかははっきりしない。玉泉寺塔柱の鎮壇具として他の遺物と共に当所に埋納されたものか、もしくは、その大きさから見て、武士の合戦時の念持仏として兜の頂辺内部に納められた兜仏なのか、俄かには判定できない。

しかし、全体に見られる手づれの跡は念持仏として永年の尊崇の跡を窺わせ、更に大きさ等から考えて兜仏であった可能性は強い。響野原合戦時の戦死者名にも玉井院の名称が冒頭に掲げられており、寺院住職が相良軍の核となって諸戦に参戦していたことは明白な事実だったからである。

また、当玉泉寺と同様中世時において、西大寺末寺であった玉名市の浄光寺蓮華院境内からも、やや大き目ではあるが同様の金銅製の小仏像2躰が出土している点、注目に値しよう。

## 5. 常楽院の略歴

### (1) 豊野村中間移転前

第62図　　常楽院全景

本寺の正式の名称は、龍峯山玉泉寺常楽院という。

豊野村中間移建前は、寺号を通称とし、移建後は院号を通称とした。現在は真言宗醍醐派(古義)に属し、京都の醍醐寺を本山とする。宗祖は弘法大師（空海）で、派祖は大師の孫弟子聖宝導師（理源大師）で日本古来の修験道が真言密教に相通ずる処を悟り、再興して一派をなした醐醍派に属する。

当院の本尊は不動明王で、建久元庚戌年8月（1190）に安置と伝える。一説に弘法大師作というが真偽不明である。

嘉応2年（1170）小松内大臣、平重盛肥後の国司として領国の時、同じ平家の一族である従五位上行肥後守平貞能に命じ祈願所として国内に七堂伽藍を建立した時の一寺で、直後郷岡中村（現在の八代市岡町中）に建立したと伝えられる。

なお、「当山創建椥那小松内府性空浄蓮大禅定門　治承三己亥年八月朔日)1179)」という。平重盛の位牌が享保20年（1735）頃から玉泉寺にあったのを見たというが現在はない。玉泉寺初代は平重盛の随臣、上総三郎左衛門尉忠義で、大和国内山永久寺で得度し聖慶といった。

表4　　竜峰山玉泉寺常楽院歴代住職名表

| 代 | 住職名 | 代 | 住職名 | 代 | 住職名 | 代 | 住職名 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 初代 | 聖慶 | 10代 | 慶珠 | 19代 | 快覚 | 28代 | 慶永 |
| 2代 | 慶与 | 11代 | 道昌 | 20代 | 昌慶 | 29代 | 最城 |
| 3代 | 光慶 | 12代 | 益運 | 21代 | 秀慶 | 30代 | 慶成 |
| 4代 | 慶道 | 13代 | 昌明 | 22代 | 慶翁 | 31代 | 慶壽 |
| 5代 | 慶明 | 14代 | 法弘 | 23代 | 慶秀 | 32代 | 慶照 |
| 6代 | 法□ | 15代 | 宗弘 | 24代 | 慶隆 | 33代 | 慶秀 |
| 7代 | 正明 | 16代 | 正道 | 25代 | 慶運 | 34代 | 慶雅 |
| 8代 | 精慶 | 17代 | 快道 | 26代 | 慶宅 | 35代 | 法磐 |
| 9代 | 慶教 | 18代 | 慶覚 | 27代 | 慶昌 | 36代 | 慶範（現住） |

（常楽院資料による）

当山も初めは真言宗律宗南都（奈良）西大寺の末寺であった。二代以後二十代迄の事蹟は不明である。

平氏滅亡後鎌倉、室町時代と続き、肥後も戦国時代を迎える。人吉の相良長続、同為続は、八代、球磨、芦北、天草の四郡を領す。文明16年（1484）迄16年間八代を領したが、文明17年（1485）菊池能運に天草、芦北を掠奪される。

次に相良長毎が八代を攻略したのは、文亀元年（1501）この間、寺としても色々あったに違いないが史料がなく不明である。相良氏は八代古麓城にあって5代77年間、響野原合戦（天正9年12月2日(1581)で敗退する迄南肥後の一大勢力として、戦国群雄の中にあって活躍する。

当山21代秀慶の妻は、相良家の娘である。22代は相良家18代城主義陽公の息子相良兵衛佐義正で、剃髪して慶翁といい、21代秀慶の養子となった。玉井院と号し、武勇抜群、湯の浦、計石での島津軍との戦いも、1人だけ特記されている。また、響野原合戦の前には密使として、甲斐軍に使いしている。合戦時には、他の3人の僧形の武者と共に槍を持って奮戦、敵方にも虜えられたらしいが、父義陽公と共に討死する。

この頃迄、玉泉寺は相良家の祈願所として有佐、大坪、高田の三百石を荘田として寄進を受けていた。この慶翁の墓は、古麓の義陽公の墓とともにあるという。

この敗戦後、当地方は島津の領となっていたが、豊臣氏の時代となり、肥後も城北を加藤清正、城南をキリシタン大名小西行長が領することとなる。伝承によれば、これ以後行長の仏教弾圧が始まり、23代慶秀は本尊其の他の仏像を附近の小池に沈めて、岡中村平原の樹林の中で切腹、（慶秀の妻は吉田家の女である。）其後10日目、即ち天正16年正月7日（1588）に小西

の為に寺は焼亡したという。

犬童頼安

父は本上の城代、犬童美作守重安、この父が切腹の時は、熊徳丸といって11才、ひそかに岡の玉泉寺にかくれ出家、後に犬童美作守頼安と改めて、入道して休矣という。この人が響野原の墓所に参拝の時の一首がある。

おもひきやともに消ゆべき露の身の
世にあり顔に見えむものとは

玉泉寺が焼かれた年に、豊臣秀吉が九州を平定して耶蘇教を禁じた。関ケ原合戦で、小西氏滅亡後城南も加藤清正が領する様になる。

### (2) 豊野村中間移転後

清正はかねて相良義陽の智勇に畏敬の念を持っており益城一帯の御祈禱所として玉泉寺を中間に移したのは清正の命令というが、実際に中間に移ったのは、清正の子の忠広の時である。清正は日蓮信者で同宗の振興に寄与した。

吉田家は21代秀慶の弟が、寺傍に分家したもので、代々医者で清正の御殿医でもあった。最後の人は日露戦争に軍医として出征、同家は現在も農業をして、今尚残る。

その後24代慶隆は慶長6年（1606）草堂を建て、本尊その他を安置し、翌年慶長7年に歿する。この24代の慶隆が本尊其他を小池から引きあげて祭ったと思われる。

寛永2年（1625）25代慶運の時中間に移転する。この年は肥後一円に大地震が起き大旱魃だったという。慶運の歿年は不明であるが、墓は香国の五輪石塔である。

吉田家の過去帳及び位牌と我家の位牌研究に依ると、吉田家墓地に自然石その他不明の石碑があるのは、20代、21代、23代その他と思われる。

鎮守祇園牛頭天王は、慶隆の信仰厚く勧請したものという。

26代慶宅は寛文2年（1662）歿したが、真言密教における即身成仏の体現のため、鈴を持ち生身のまま入穴したと伝えられる。鈴の音が止った時が極楽浄土に参じた時と知れと遺言され、その音が10日間続いたという。心眼妙法信女、延宝6年（1678）歿の墓があるが、26代の妻であり、27代の母の墓と思われる。

27代慶昌は宝永6年（1709）歿、住職担当47年間となる。前記境内の東に在る信女速証菩提の為の一字一石経塚とその碑は、同女の死後8年目の祥月命日に完成されている。以来、塚は薮の繁るにまかせてあったためこれを切り開き、地蔵尊を安置したのは現住慶範である。また、この代に建立された祇園堂内の神殿造りには、大工橋太兵衛作、天和二年酉初秋吉日（1682）の記銘がある。

28代慶永の元禄12年に、岡中村にある玉泉寺から、寺を建てるから境内の木を切ってもいい

という問合わせがあり、これに対して許可を与えた当山28代の花押の入った達筆の手紙を玉泉寺で発見、借用筆写したが、不注意で焼失した。この頃迄、当山が竜峰の境内の権利を持っていたらしい。元禄15年に現在の喚鐘を鋳造。これに刻書してある鐘銘は、玉泉寺の僧鐵雲の作で、当代慶永の依頼によるものである。

また、この年大火にあう。古寺であるにもかかわらず、残存する宝物等がないのも2度の火災と貧乏によるものと思われる。

当院には細川家6代目の細川宜紀の位牌がある。この人の母は高正院といい、築山氏の女である。当山に家来の高官らしい者からの正月の賀状が残るところから見ると、長逗留の事もあったらしい。小川町の築山家は今も残るが、当山33代慶秀法印は、時の築山家当主と従兄弟の間柄で、盛んに往来があった。また当山から御殿女中に行った人もあったと伝え聞く。宜紀は名君として聞え高く、七代細川重賢の父でもある。如何なる因縁か。

29代最城

この人は36年間住職をつとめたが、最期は貧の中に一人淋しく逝ったらしい。

30代慶成

当代は寺小屋師匠をしていたらしく、墓石に弟子達の名がある。その中に道善寺と宮崎氏の名が見られる。

31代慶寿

32代慶照

修験者として徹していたと思う。

33代慶秀（幼名かなえ）

慶照の末子、長男は早逝、次男は熊本佐々木家に養子、明治10年の戦役には僧形に帯刀し官軍に協力、甲佐より御船の戦争迄参加、時の県令より感謝状と金子を貰う。下郷絹脇氏と探偵行のエピソードもある。一時官軍の本営になり、薩軍来襲の時、坊守ヨノは、多くの官軍書類を持ち3人の子供を連れ、山本の山中に隠れたという。

明治10年　戦闘

八代・日奈久辺官軍上陸

宮の原―娑婆神峠―花山―堅志田―宇土

第一次　御船付近の戦闘

縁川上下流より

甲佐―堅志田―

第二次　御船付近戦闘

この代迄旧6月14日の祇園祭は盛大で境内に屋台店が出た。また、この日迄胡瓜は食べなかった。また、祖父の雨乞い御祈禱は、一週間本堂脇にクドを作り、家族と食を別にした。この

際の炊事は角右衛門爺さんの仕事であった。雨はかならず降った。

また、33代は明治末年迄、本堂にランプ1個をつけ、論語その他を講議していた様である。

墓碑は弟子達の名が刻書されており、生前の弟子達の寄贈に依る。

明治3年頃、国学者平田篤胤等の神仏判然令、廃仏棄釈等で時の政治を動かし、我修験道が第一番に解散させられた。これが引いては国家神道一本に落ちいり第二次大戦の敗戦の遠因になったといっても差支えない。現在ある十一面観音と勢至菩薩は、小熊野神社にあったものである。俗に十七夜といって7月17日の夜は参拝者が多かったという。

イチ樫の大木の西側に小宇あって観音堂としたが、本堂建立の時に解いた。現在の本堂は、明治30年の建立（1897）である。

鎮守堂は寛文2年建立（1662）であるが明治20年5月に再建した。

慶秀法印は書けばきりがないが、大正8年8月4日の最期は人間の模範たる死であった。

34代慶雅（俗名正真、雅号は跨牛、禿山、その他あり）

京都本山醍醐寺恵心校で修業得度、修業中に墨書された修業本、その他は完全に残る。この全部を完全にマスターすれば、真言密教の僧並修験者として完全である。また、小さい手帳式の日記は根気よく書かれ永年に渡り保存されている。慶雅法印を知るには是に依るべし。また、同期の人の話では恵心校の同窓生のなかでは最優秀で、京都にあれば管長は間違いなかったという。これを祖父が無理に呼び寄せ、常楽院の後継としたので大いに不服であったという。一時は球磨の高寺院の住職も務めたが、その後は豊野南、北小学校、白石野、堅志田等の小学校教員、退職の時は、南部小学校で大謝恩会が催された。その後役場の書記を一寸勤め引退後間もなく逝く。明治時代の小学校は先生である父より年長の生徒が多かった。その人達からも父のエピソードを聞いたが、これも書けばきりがない。

35代法磐（俗名慶隆）

学業を終え小学校の代用教員をつとめ、後朝鮮鉄道に就職、父の死後後継ぎをする。年一度の節分に星祭り等を盛大に行った。毎月28日不動命日に月詣りを指導した。

36代慶範（俗名四生人）

学業後小倉駅勤務、徴兵にて海軍入団、昭和7年、上海事変以後の戦闘に参加、在役12年半で満期、その後運送船の船長として支那揚子江を上下、第二次大戦には掃海艇に改造、そのまま軍人を乗せ、比島の戦闘に参加、後舞鶴海軍運輸部所属船で内地勤務終戦、その後阿蘇尾ケ石開拓団長1年半失敗下山、大牟田煉炭会社勤務、35代死後36代を継ぎ、小倉宮本義範大僧正の弟子として修業得度。現在に至り丁度10年目となる。　　（相良慶範・記）

# 6. 西大寺末寺の調査

## 浄光寺蓮華院

—熊本県玉名市築地2289の1番地—

### (1) 浄光寺蓮華院由来

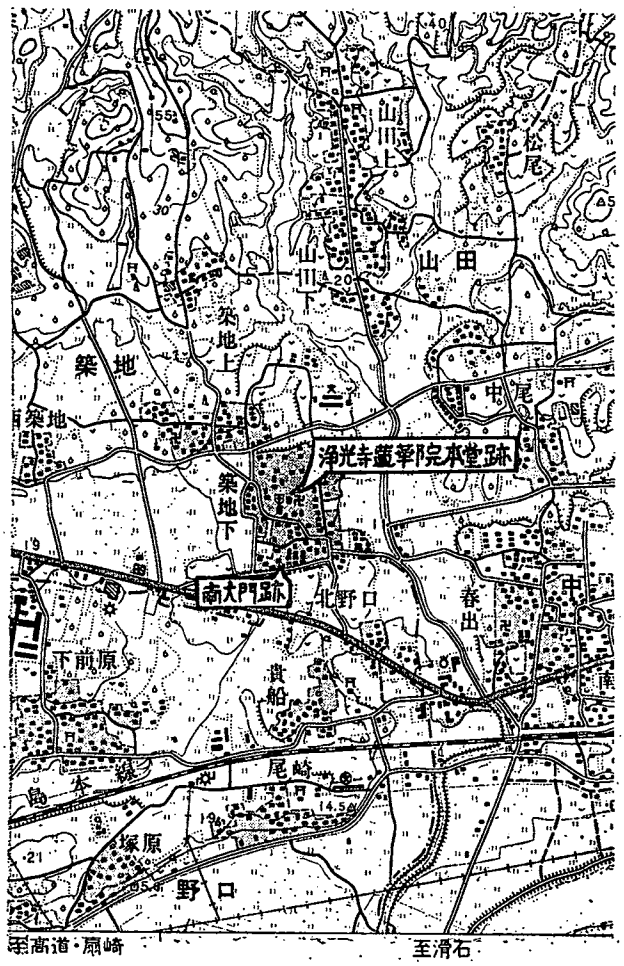


第63図　浄光寺蓮華院の位置

当寺院の由来については、肥後最古の史書とされる「肥後国誌」上巻、坂下手永、関白屋敷の項以下に次の通りの記事が出されている。

関白屋敷

土民ノ宅地並ニ広キ屋敷迹アリ、今ハ畠地トナレリ、里俗関白ヤシキト云其辺ニ南大門ト云所モアリ、亦林中ニ五輪塔石二基アリ、里俗ノ説ニ曽テ関白屋敷トハ称セス、旧昔小松内府平重盛公當国ヲ知行シ父清盛入道浄海天子ヲ奉悩驕奢日々ニ長シ、無道甚タシク家運此ニ谷リ終ニ一族滅亡メ後世菩提ヲ弔フ人モ有ヘカラストテ唐土育王山ニ黄金ヲ送リ猶モ此所ニ浄光寺蓮華院ヲ建立シ築地ヲ四方ニ築キ南ニ大門ヲ開キ父母滅罪ノタメニ五輪石塔婆ヲ建テ衆僧ヲ集メテ常住念仏三昧味ノ道場タラシム、此所ハ即チ其ノ浄光寺蓮華院ノ廃跡也、田地ノ地名ニ町舞台ナリト云ル其遺名也ト云、一説ニ此所ハ景行帝巡狩ノ時於干此腹赤ノ真名焼タル鯛ヲ葛ノ葉ニ盛リ毎朝献ス、行宮方ニ築地ヲ築キ南大門ノ扉ヲ朝夕開閉スル音吉地山（山本玉名ノ境距二里余）ニ響キシト云伝フ、

第64図　　浄光寺蓮華院出土遺物（鶴亀燭台）

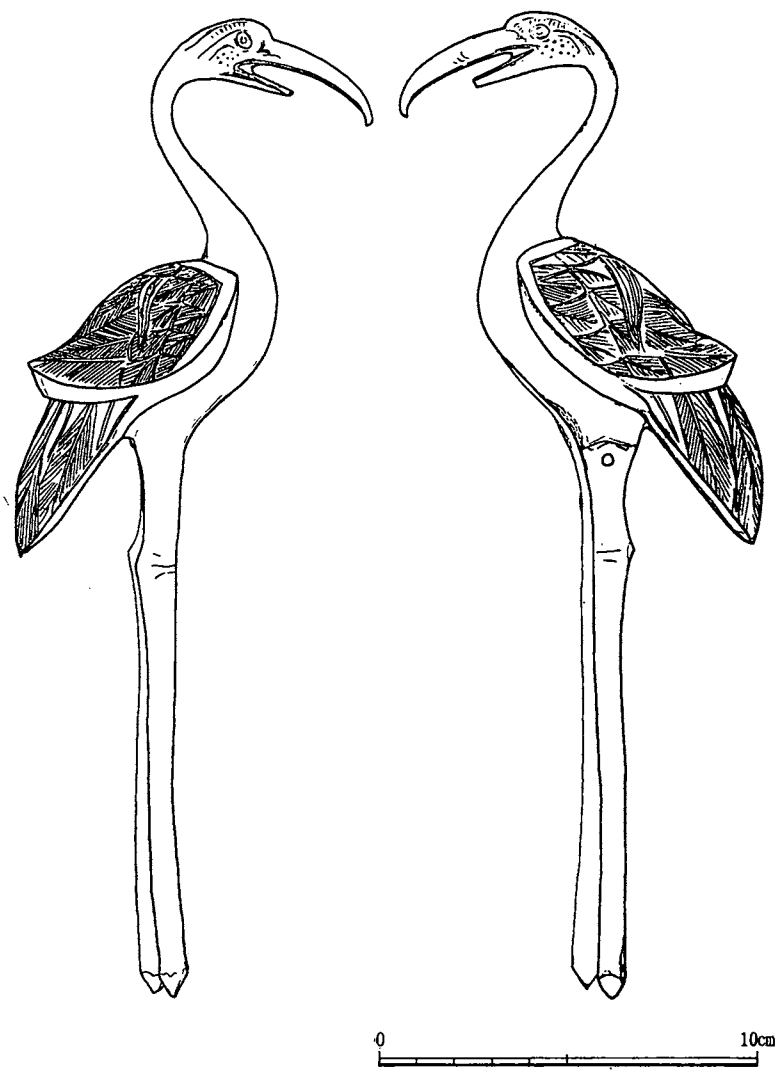

浄光寺蓮華院跡

法相又浄土又禅ノ古跡トモ云ヒ不分明年代モ未詳、里俗ノ説関白屋敷ノ条ニアリ、重盛此寺ヲ建立シ父母生前ニ二基ノ五輪塔婆ヲ建テ衆僧ヲシテ常住念仏ノ道場トシ寺産ノ地八町ヲ寄附シ又尼院妙性寺ヲ興立セリト云伝フ、当寺何レノ頃廃セシヤ、今九尺三間ノ艸堂ニ釈迦ヲ安シ又鎮守堂アリ

妙性寺跡

南大門浄光寺蓮華院ノ東隣ノ地也、台宗或浄土又法相トモ云里俗ノ説ニ小松内府重盛公現当所願ノ為尼寺ヲ建立ス開基ノ尼ヲ妙性尼ト云ヒ勤行高徳ナリシガ干今時トシテ墳塋ノ中地底ニ読経ノ声アリト云、前ニ云ル鎮守ハ此寺ノ門番某ト云者性質直剛毅也、死シテ後里人ノ願望ヲ祈テ験アリ、賽ニ米ノ団子ヲ以テス廃跡ニ九尺四面ノ釈迦堂一宇アリ、又里老ノ説ニ云上古景行帝ノ行宮ニ築地アリテ其後退転セシ所ニ重盛浄光妙性ノ二個寺ヲ建立アリシトモ云

これらの記事によれば、平安後期頃、平重盛が当国を知行して、父清盛の驕奢は日々にその度を増し、皇室を悩まし無道の振舞が多く、ついには一族滅亡のあとを弔う人もなかったので、ここに浄光、妙性の二箇寺を建立し、父母の悪行滅罪のため大五輪二基を建て衆僧を集めて常住念仏三昧の道場としたことがあげられている。またこの地がかつての景行帝行在所跡で、その昔四方に築地を築き、南に大門を設けたが朝夕にきしる音が二里余りも距てた吉地山までもひびいたとみえ、一説には島原まで聞えたとも伝えられている。これらがどの程度に信じてよいか大きな疑問のようであるが、巨大な規模の門であったことを意味するものと思う。南大門の名は推定される所在地付近の地名となって現在に及んでいる。

五輪塔二基は、再興された蓮華院誕生寺境内にそのままのすがたで現存するが、肥後国誌には次のように掲げられている。

五輪塔　二基

何ニ由テカ世上ニハ関白塔ト云トモ里俗ノ口碑ニ存スル処ハ関白塔トハ云ハス説前ニ詳カナリ、此塔無銘高一丈一基ハ見ヘス浄光寺跡ノ林中ニアリ

南大門についても次の通りに出ているので、これも記して参考としたい。

南大門

関白屋敷ト云ヘル畠地ノ東端ヲ隔テ東ヲ南大門村ト称ス、里俗ノ説ニ内府重盛此辺ニ築地ヲ築キ南大門ヲ設ケ西ニ蓮華院東ニハ尼寺ヲ建テ妙性寺ト号ス事ハ前ニ詳カナリ、此ノ時南大門ノ衛士某気禀潔白剛毅ナリ、死後其霊奇異アル故今ニ祀テ有験願望成就スレハ賽ニ米団子ヲ供ス、里俗農之レヲ鎮守ト称ス、此堂前ニテ下馬セザレハ必ス落テ頓ニ死スル者多シト云、一説腹赤村農夫ノ伝フル処ハ　景行帝当国巡狩ノ時此所ニ行宮ヲ建テ築地南大門等ヲ設ケタル跡ナル故南大門ノ前ヲ馬ニ乗通レハ必ス祟リ有テ今モ不慮ノ落馬シテ多クハ卒死スト

第65図　　浄光寺蓮華院出土遺物（鶴亀燭台）

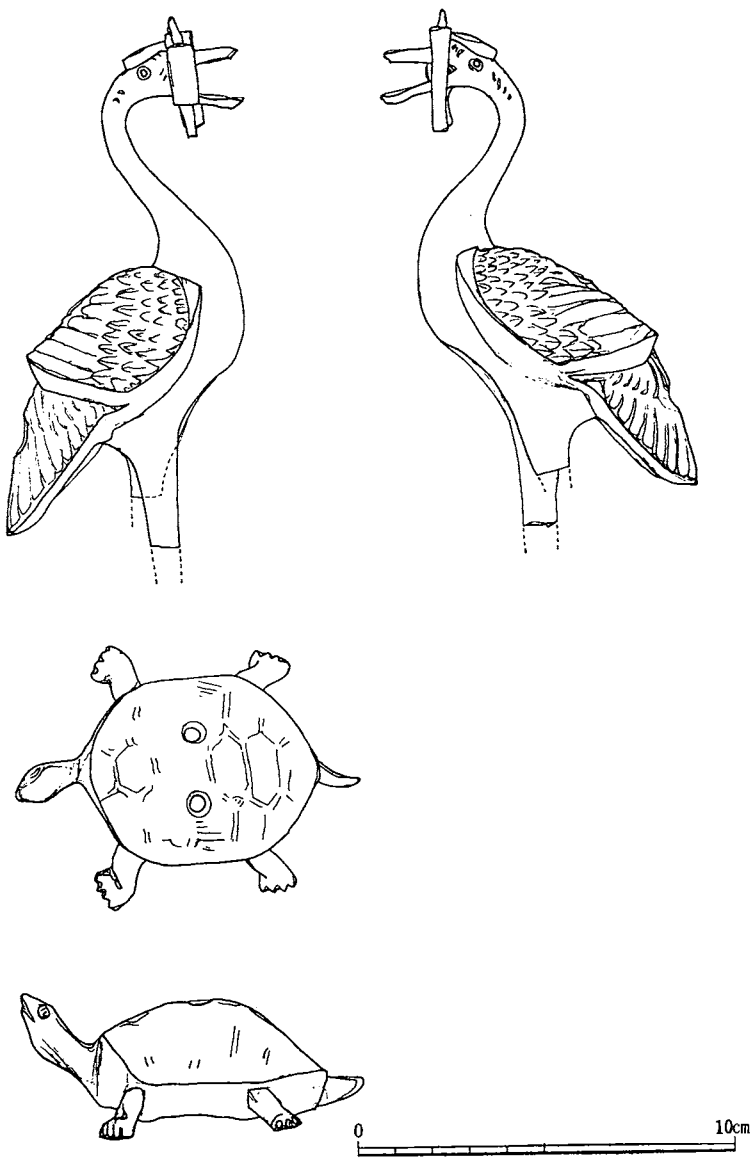

何レカ是否ヲ知ラス

浄光寺蓮華院は、以来天正年中までおよそ500年のあいだ八町八段の境内と七堂伽藍の規模をもって隣りの妙性尼寺と並んで大いに発展したが、その後天正争乱の戦火にかかって堂宇残らず焼失ともに寺も廃絶した。

昭和4年12月、河原是信大僧正はこの寺跡に高原山蓮華院誕生寺を興し、真言律宗を唱えて現在に及んでいる。

なお、廃跡に残っていた釈迦堂、鎮守堂の二堂宇は、昭和4年の再興工事に際して取り除かれ、釈迦堂本尊釈迦如来立像は大願堂へ移され、鎮守堂と見えるのは、土地の人は「おちすさん」の呼称で言いならされたかやぶきのお堂をいったものと思うが、本尊体は年々に取り代えられる御弊であったようである。

## (2) 調査の対象として取扱ったもの

ア、昭和4年の出土品

A．鶴亀燭台　3点　B．小仏像　2躰　C．金銅香炉　1点

イ、昭和34年3月の出土品

布目瓦　多数ある中の施文のあるもの　5点

ウ、昭和38年12月の出土品

A．金銅仏頭　1躰　　B．滑石勾玉　1点　　C．瓦器、盤　1点

## (3) 出土品の説明

### イ、鶴亀燭台鶴部分 その1

真鋳製で、高さ25.5cm、胴体の長さ10cmの大きさになり、下くちばしの先端がわずか欠げている。頭をもたげるように上にあげ、長い首をちぢめて直立するすがたで、15mほどある長い足、長い首とくちばしというように鶴の特徴を巧みに作ってある。左足の根元に継目とかしめ釘があるが、何を意味するものかわからない。足の先端は指を作らず、棒のようにして短かく尖らして、組み合わせる相手の亀の甲の二つの孔に装着する仕組みになっている。頭部と胴の上面に細かい羽毛の表現が美しく行きとどいて、鶴の写実を強めた中に半抽象の感じも見逃せず、仏前の壮厳具にふさわしい形を整えあげている。

### ロ、鶴亀燭台鶴部 その2

全面銅で作られているがもとは金箔で被われた見事なものであったろう。現在はげ落ちて緑錆がふき出ている。両脚とも根元近くで欠損し、高さ13.5cm、胴の長さ9cmで前のよりやや小さくなる。大きく開いたくちばしの奥のほうに金具をくわえ、金具の右端に短い鉄釘をたてに取付けてローソクを立てるようにした形跡が認められる。頭と胴に羽毛の刻みが施されてい

第66図　浄光寺蓮華院出土遺物（小仏像と金銅香炉）

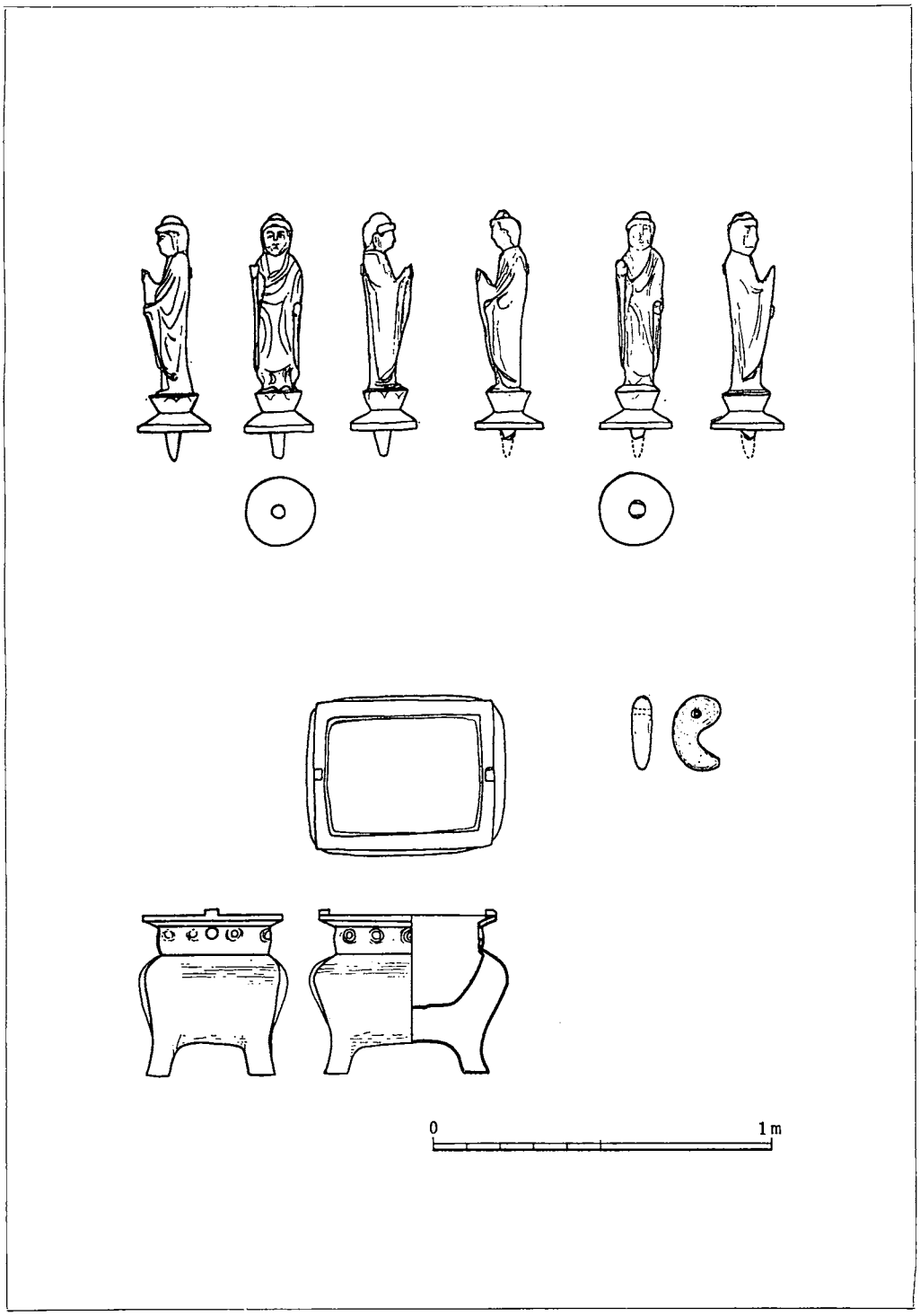

る。全体の容姿はほとんど同じになっているが、羽毛の彫法はまったく異なる。仏具として、また金工々芸として見事なものである。

**ハ、鶴亀燭台亀部分**

かどの丸くなった六角形の甲の四方に四本の指を刻んだ手足をつけ、甲には亀甲型の模様を彫りつけ、上にもたげ突き出た頭と、わずか左にふれた小さな尾によって動きをふくめた亀の姿を写実で捉え、巧みに表現した逸品である。長さ9.5㎝、横6㎝、甲の中央の二つの孔に鶴の両足先を着装して燭台とする。青銅で作られ、鍍金があったであろうがはげ落ちて認められない。

**ニ、香炉（身）部分**

金銅製の、蓋を失った香炉の身で、首の一部分に鍍金の名残りがかすかに認められる。中ふくらみになった縦6㎝、横4.5㎝の長四角形を呈し、すみを丸くした胴と、縦5㎝・横4㎝角をとった上縁との間の首のまわりに18個の渦文を等間隔に浮き彫りにして飾る。丸くふくれて外に張り出す胴は下になって内に向かい、四本に分れて脚となる。縁の両側に小さな突起があるが、蓋をつけた際のとめ金である。小さく、均斉のよくとれた優美な仏教美術の工芸品である。

**ホ、金銅阿弥陀如来小立像　2躰**

長い間地中に埋れていたにもかかわらず、ほとんど腐蝕もなく完全に残っている。湿気に堪える青銅であるからで、鍍金は剝落し緑錆に被われている。像高7㎝の小さな鋳像で、二段からなる頭部、顔面各部に至るまで細かに刻まれ、右手を上にあげて手のひらを前に向け、左手を前にさし出し、手のひらを上に向けた施無畏、与願印の如来形をとり、胸を露わに出し、肩から両手、足首までからみつく法衣に簡略された衣文の刻みがついている。蓮弁を刻んだ円台上にS字形に直立する端麗な容姿が小像ながら美しく感じとられる。

このような小像は鋳型によって大量に鋳造する場合が多く、信者の大願をかける献納仏・胎内仏・千体仏などいろいろあり、第2号仏とともにそうしたなかの一部である。

2躰共に同形同大であり、異なる点がなく、また同一地点より出土している。台座下に短い心棒があるので、もと木台にさしこんでとりつけたのであろう。

**ヘ、布目瓦（軒丸瓦・軒平瓦）**

A．軒丸瓦　3点

出土した瓦群の中に文様のある軒丸瓦3点があり、何れも破片となっている。瓦の文様意匠、大きさは3点とも同じであり、複元した丸瓦の直径13㎝の中点に頭の部分を集合させ、先端の鋭く尖った長い尾を左廻しに流し、先端は互いに触れ合うようにして径8㎝の三つ巴を構成する。この外回りには、24個の珠文を連ねて三つ巴をとりかこみ、さらに幅1.2㎝、高さおよそ1㎝の凸帯をめぐらして全体をかこむ意匠となる。

第67図　　浄光寺蓮華院出土遺物（文様瓦1）

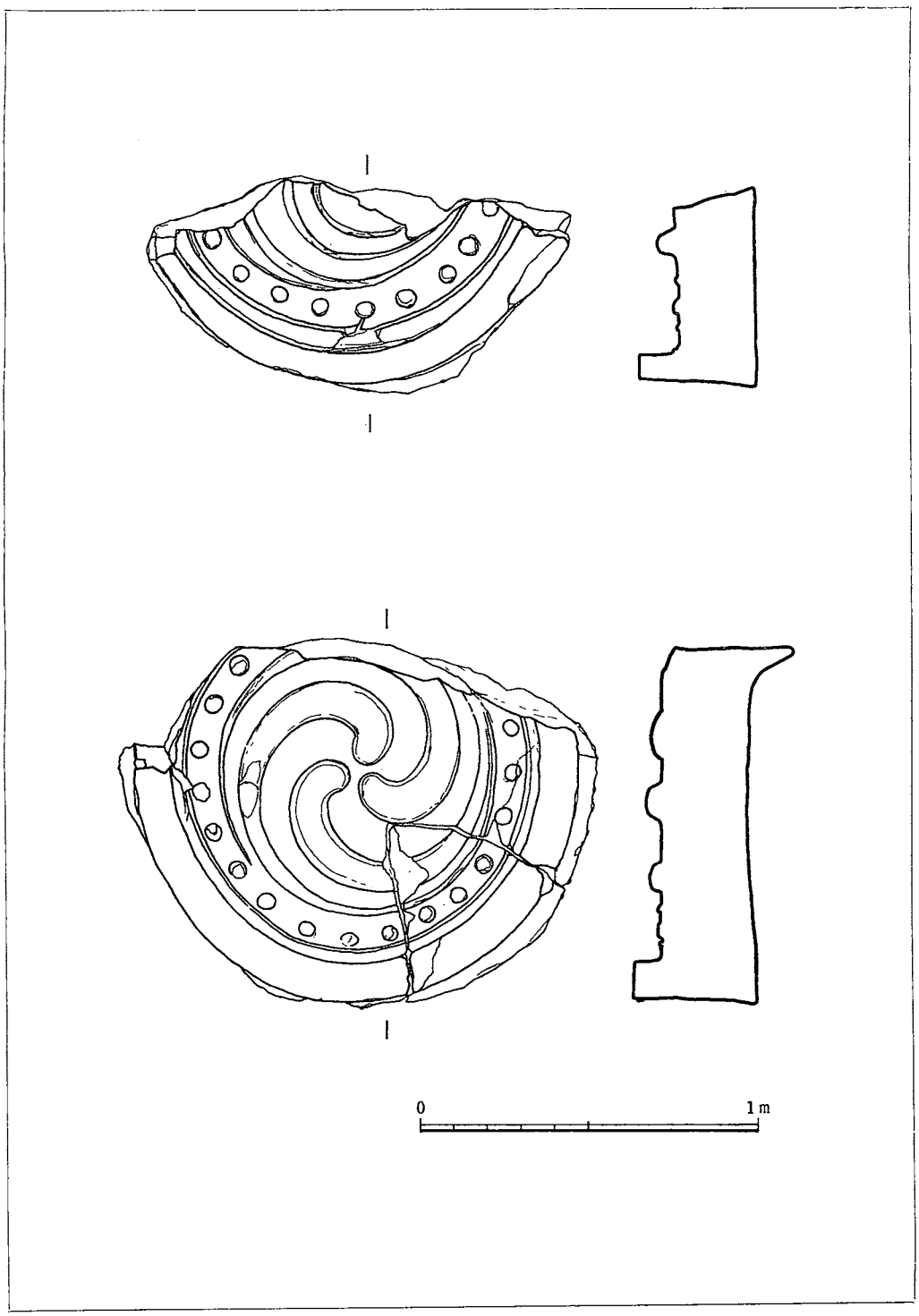

B．軒平瓦　2点

2点とも破片となっているが、左から右へ走る唐草が浮き彫りされている。唐草の大きくゆるやかに浮き出た曲線の中点より分かれた枝が、先端を外がわにわらび手状に浅く巻き、交互左右に大きさを美しく変化させ、左より右へゆらぐようにくりかえす簡素な唐草文である。何れも瓦の右がわにかかる断面であるため、左右対称か一方連続か、全体の文様構成は分らない。

C．瓦についての考案

玉名市築地西南大門宅地造成に際して、予定敷地の雑木林を伐採し開墾の土木工事にかかって箱式石棺・石廓墳・鍛鉄跡などが発見された。昭和38年3月一週間の期日をもって発掘調査を行った結果、新たに西南部の一廓から夥しい布目瓦の堆積群が発見された。この地点は浄光寺蓮華院の真南約150 mの地点にあたっている。方角、距離、瓦の出土およびその年代や、付近の地形、地名などを綜合して考えてみると、浄光寺蓮華院の南大門跡であるということ以外に何物も思いあたるものがない。

ここから出土した夥しい瓦片の中から、年代判定のきめ手となる文様の入った瓦5点を抽出して調査の対象とした。

飛鳥時代に、仏教に次いで伝来した本瓦葺木造建築は最初は寺院に採用されたが、奈良時代になると宮殿、役所、貴族の邸宅等に及び、屋根に葺く瓦に単蓮弁、複蓮弁、忍冬唐草文など逞ましく荘麗たものが用いられた。これが、平安時代になり地方の寺院建築が多くなるにつれ地方的に変形退化し、寺自体の趣向におもいって迫力の弱々しいものになり、ついにはなくなってしまい鎌倉時代頃にこれに代って巴文が現れた。主として軒丸瓦にこの文様をつけたためこれを巴瓦というようになった。江戸時代になると商家・民家に波及して大正時代に及んだ。

浄光寺蓮華院南大門跡出土の巴文唐草入瓦は鎌倉時代創始期のものと推定されるが、このことは寺院、寺門の建立時代と共通する。

**ト、金銅仏頭**

首と胴体とのつけ根の箇所から欠げた如来形の頭部である。昭和48年12月、現在の本堂を建立するため敷地造成工事に際して発見され、昭和4年の出土品と一連の鎮壇具である。像高9 cm、横張りの最大部分で6 cmという小さい仏像である。青銅鋳造で一ばいの緑錆に被われているが、もと金箔さん然と光っていたであろう。大きく開いた眉の弧線、二股に分れた螺髪の美しい並びと深い彫り、童顔の豊かな頬、半分開いて下を見つめている慈愛のまなざし、W字型に結んだ口元に微笑を浮べたまことに優れた彫刻作品で、平安後期の特徴をそのままに伝えている。

頭と頭の中ほどと後頭部に一つずつ、大きさの割に誇張的に設けられた孔がある。白豪の水晶と肉髻としての瑪瑙玉のとれたあとであり、後頭部の孔は、光背の外れたあとの孔であろ

第68図　　浄光寺蓮華院出土遺物（文様瓦2）

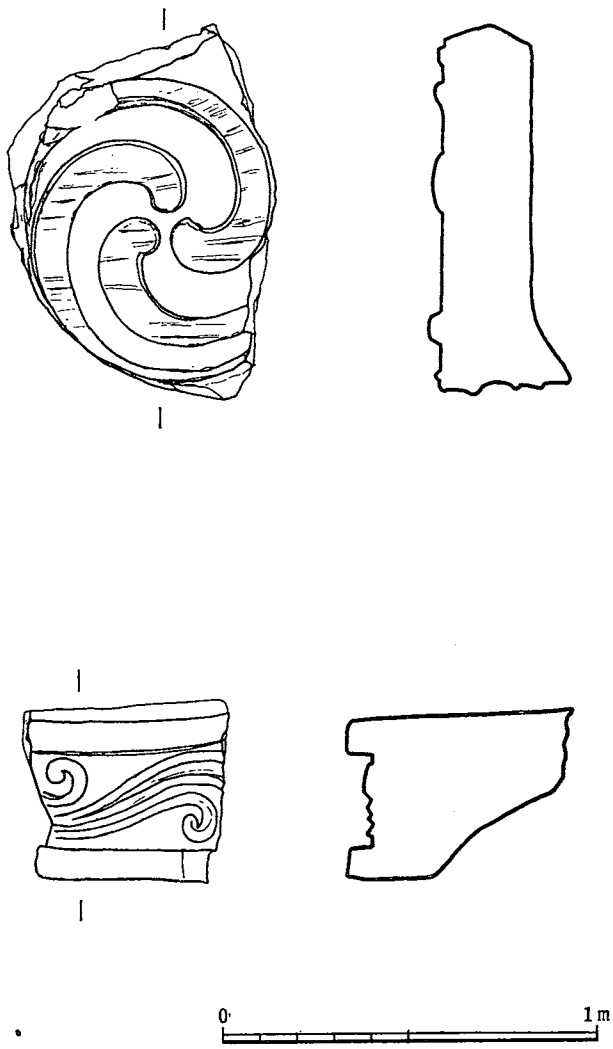

う。

**チ、勾　玉**

滑石で整形し、軽く磨いた普通の形の勾玉である。頭の中心にひもを通す孔一つがある。さ2.2㎝、厚さ最大部で0.7㎝、美しく整った形をしている。

日本の勾玉は繩文時代に始まり、弥生時代を経て古墳後期に最盛期に達するのであるが、多くは硬玉、翡翠、碧玉、琥珀、瑪瑙、水晶等の高級石で造られているが、中には粗悪な土製品が代用された例も少くないようである。勾玉は胸や首を飾る装身具最高のものとしてたつとばれたが、仏教伝来後もなおおとろえず、仏像の装身具として宝冠・瓔珞や、仏殿の荘厳具に飾りつけられた。

浄光寺跡出土の勾玉もその一つで、はじめ仏像に飾られたが、後に鎮壇具の中に加えて、土中に埋められたものと考えられる。鎮壇具とは、仏殿の建立にあたり本尊下の地中に収めて、工事の無事とその後の繁栄を祈るための宝物類をいう。

**リ、瓦　器　盤**

断片が一群となって出土した。接合、復元した結果、全体の半分程度にまとまった。破損した廃棄物で、半分と口縁全部が失われている。現状のままの高さ15㎝、最大部の直径31.6㎝、深さ10.2㎝の大きさである。丸型の平たい底の上段に上に開かせ、三角棒を縦に並べフリーティングの効果をねらい、底と体と接合する外がわに同様の三角凸帯を一本めぐらして変化をつくり、底の平板は一と際外側に突出させ、大きな波状文を浮き出して飾る。丸く下に突出した脚が一つついている。他に欠げた痕跡もなく、もと3本あったのか、また四本あったのか分らない。直線を主にし、浅い曲線を加味して構成された器形がまことにあざやかである。

鎌倉時代になって瓦器と呼ばれる新しい質の土器が出現し盛んに使われるようになった。食器・生活火器・水容器など種類は多く、主として上流階級の人々の間に使用されたようである。この盤もその一つで、中国北宋時代頃より金属器・石製品・陶器等に造られ、王侯・僧侶の間に使用されたようであるが、それがわが国へも伝わり、造られるようになった。浄光寺出土の盤は、鎮壇具の出土地点から20m西の深い溝にかかる下層より幾つかの石塊とともに発見されているため別個のものであることは明らかで、当寺住僧が平素使った手水容器であると考えられる。

無駄な装飾を省き、極めて簡素に造られている点、瓦器としての形体にふさわしく、また時代をそのまま反映したものでもあると思われる。

第69図　　浄光寺蓮華院出土遺物（文様瓦と瓦器）

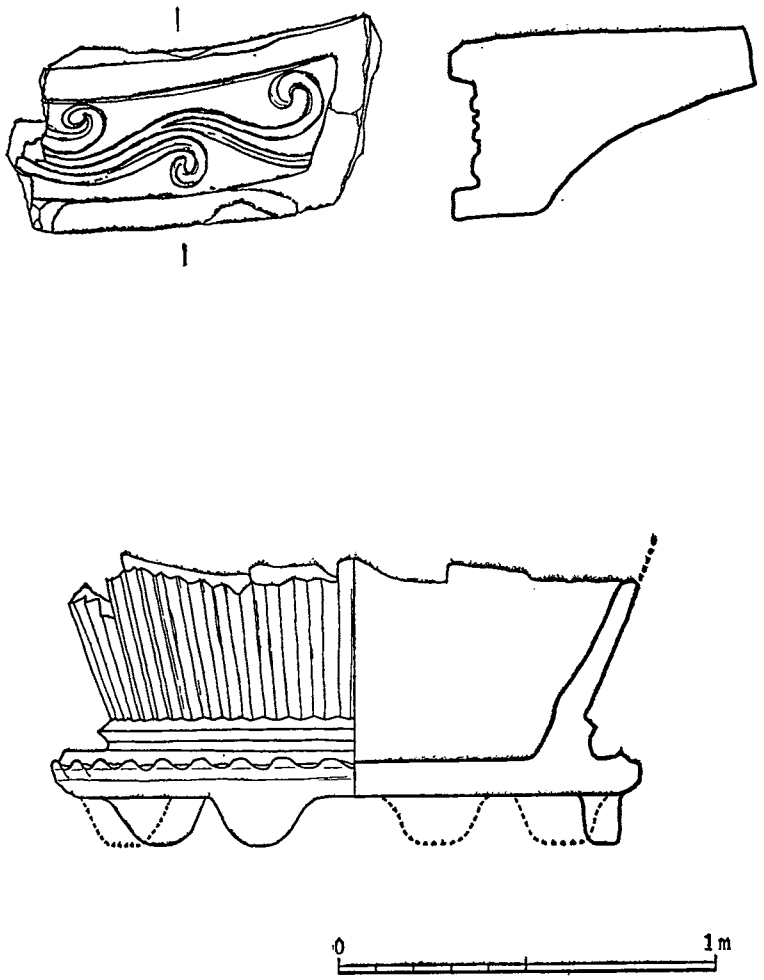

第70図　　浄光寺蓮華院出土遺物（金銅仏頭1躰）

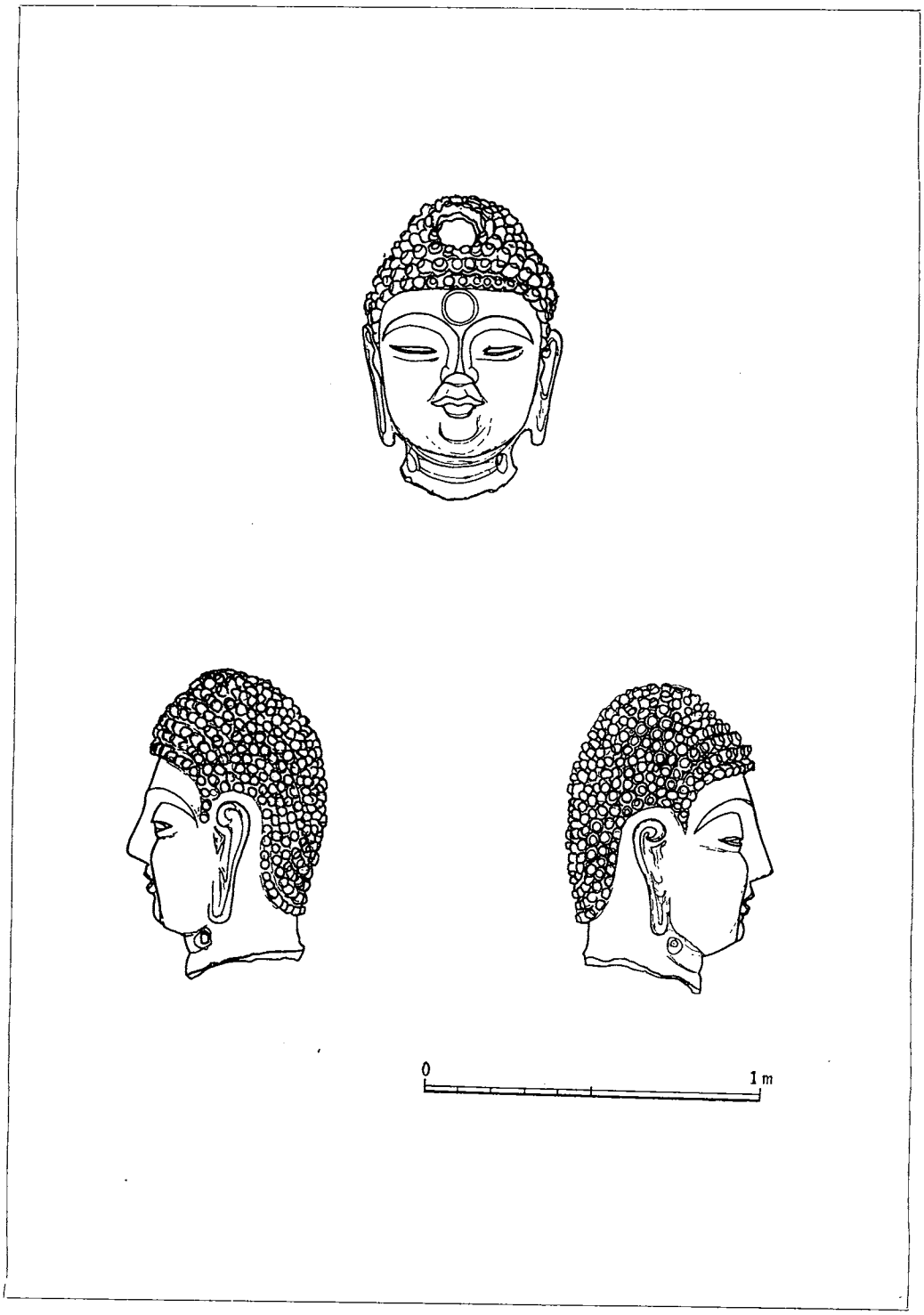

## (4) 調査を終って

浄光寺蓮華院の存在については土地の人々には早く知られていた。天正戦乱にかかり焼失後は誰もその跡をかえりみる者もなく荒れ果てて竹・雑木の茂るにまかせ、俗に「おちつさん」と呼ばれる草堂と、「お釈迦さん」と呼ばれる瓦葺きの堂宇と、子供たちは「はんばくさん」おとなたちは「かんばくさん」と呼んでいる大五輪塔婆二基が密林の中にさびしく残っていた。この塔の苔をいただいて服用すれば、熱病に大効ありというので、親たちが苔をけづってきて飲ませてくれた幼少の頃のことを思いだす。どの程度のききめがあったか分らないが、多くの人たちにけづられ、ついに苔も生えずただ刀痕だけが全面を被うていた。

大正6・7年頃築山小学校長をしておられた井前初次郎氏は、郷土史研究に情熱を燃やし、築山地方の古い歴史を調べられた折に、幾度かこの寺跡を踏査された。どの程度の調査であったか知る由もないが、釈迦堂本尊は後醍醐天皇御作だと言っておられたということを聞いている。事実は間違っているにしても、早くから研究家のあいだの関心の的となっていたようである。

昭和3年頃から現当主川原是信大僧正を中心に寺跡再興の問題が盛り上り、ついにはそれが一村挙げての協力態勢のもとに事業は着々進められ、昭和4年度には一応新寺院としての体裁を整え、およそ350年間に及んだ寂莫たる廃虚はここによみがえった。関白塔といわれる大五輪塔は昔のままこの境内に偉容を誇っている。

おちつさんと呼ばれた草堂の位置が旧本堂のあったところと伝えられていた。開墾当時本尊は付近の民家に遷座されたが、九尺四面の小堂で出土の鎮壇具のすべてがこの堂の地下に埋められていた。

この頃から村道改善の声が高まり、遺跡の中心に新道が開通、続いて新寺院の次々拡張工事、民家の新築等の工事が進み、寺跡一帯は見るかげもなく変貌して、遺跡としての価値は「無」に等しくなってしまった。

戦後、県下の各地で寺院跡発掘調査が行なわれてきたが、出土品の多くは瓦・礎石とわずかばかりの土器類で、金属荘厳具の出土をみたのは浄光寺蓮華院だけである。それだけにここの出土品は貴重とするものである。平安後期以降の仏教美術と工芸文化の様相、あわせて当寺院の歴史を研究する上の大きな手がかりとなるものであろう。今後保存に十分の意を払い学術資料に役立てたい。

（田添夏喜）

# 第6章　ま　と　め

## 1. 玉泉寺の歴史

玉泉寺の創建時期は明らかでない。しかし、寺院、その他の記録では、承応・承仁（1171～1174）頃、平重盛が建立した寺院で、開山は月山禅誉と伝える。創建当時宗派は真言宗で南都内田の末院であったという。

また、玉泉寺常楽院の資料によると、平重盛の家臣上総三郎左衛門忠義が出家し聖慶と号し、初代として、現八代市岡中に始めて真言宗の一宇を建立したとある。

開山の月山禅誉は、いかなる人物か明らかでないが、月山から推定すると修験の霊場出羽三山のひとつ月山に関連する人だったように思われる。当寺が、本来真言律宗であり、その末流常楽院は、現在も真言宗醍醐派（古義）に属し、密教的色彩を濃く残している点などから、修験の霊場である月山と過去に何らかの関連があったことも考えられる。しかし、鎌倉初期に、出羽三山が修現の霊地として、すでに定着していたかどうか疑問も残るので断言できないが、真言密教と修験は相通じるところがあるので、後世それに関連を求めたのかも知れない。

玉泉寺の寺名の起源については明らかでないが、この一帯が龍峰山裾にあたり、崖下を少し掘削すれば清冽な泉が湧くため、これらの湧水に因んで付けられた寺名[註1]である可能性は強い。

当初、寺院の創建があまりに古く伝えられるためその年代に疑義を持ったが、西大寺末寺帳[註2]である諸国末寺帳西大寺二徳院（明徳二年九月廿八日書改之了）に掲載される肥後の西大寺末寺9か寺のなかに八代玉泉寺の寺名が見られるので、明徳二年（1392）には当寺がすでに存在していたことは明白である。その後、永享八年（1436）の西大寺末寺帳には、肥後の西大寺末寺8か寺のなかに玉泉寺の名を拾うことができる。寛永拾年の西大寺末寺帳になると肥後の西大寺末寺はすべて見られず、肥後における同宗派の勢力の衰退を示している。（表5）

このように西大寺末寺帳からも、南北朝時にはすでに玉泉寺の存在が確かめられるし、平安末期創建説もあながち否定できない一面を持つものであることも確かである。

仏殿に安置される玉泉寺の本尊の地蔵菩薩坐像が南北朝から室町期の作[註3]であることも、玉泉寺の存在を傍証するものであろう。

また、歴代住職墓所中央に所在する伝・開山五輪塔なども、寺運が隆盛を極めたこの時期の[註4]

表5　　西大寺末寺帳に見られる肥後の寺院名

| | 西大寺末寺帳 | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 表紙 | 諸国末寺帳西大寺　二聖院 | 西大寺<br>坊々寄宿諸末寺帳　二聖院 | 西大寺諸国末寺帳 | （表注1）<br>「西大寺末寺帳」五種のうち |
| 奥書 | 明徳二年九月廿八日<br>書改之了<br>惣合二百十八箇寺<br>文亀三年壬戌五月　日<br>交合了 | 永享八年□始而注之<br>西大寺二聖院常住物也 | 寛永拾年三月七日<br>右之末寺之内無違乱御座候<br>一室高喜明観（花押）<br>東室四覚綱圓順（花押）<br>三室頼盛圓蓮（花押） | その2（上段）<br>その1（中段）<br>その3（下段）を使用した。 |
| 肥後国 | **筑地　浄光寺** | **護国院分<br>肥後国築地　浄光寺** | | |
| | 順西房(2)　日意房(8)　浄泉房(12)覚意房(19)文地房(28) | | | |
| | 圓法房(4)　行證房(12)　圓忍房(18)律圓房(25)文地房(31) | | | |
| | 長原　宿坊西室　天福寺 | | | |
| | 寶密房(15)良一房(19)慈一房(25) | | | |
| | 菊池　大琳寺 | 二室分<br>九州筑後国　大琳寺 | | 中段の筑後は肥後の誤りと思われる。菊地は菊池のこと。 |
| | 忍覚房(15)忍照房(17)行泉房(18)楽智房(25)光乗房(29) | | | |
| | 春日寺 | 一室分<br>肥　後　春日寺 | | |
| | 道法房(9) | | | |
| | 八代　正法寺 | 三室分<br>肥後八代　正法寺 | | 正法寺は石見国にもあり、石州と記すもの以外を上に記す。 |
| | 寂乗房(6)良順房(19)光音房(19)浄義房(27)真教房(29)<br>定意房(16)理源房(19)忍光房(24)良文房(27) | | | |
| | **八代　玉泉寺** | **一室分<br>肥後　玉泉寺** | | |
| | 慈空房(15)雙圓房(15)即賢房(22)正意房(23)賢琳房(25)慈乗房(27) | | | |
| | 山鹿　金剛光明寺 | 一室分<br>肥後　金剛光明寺 | | |
| | 則聖房(20)慈光房(29) | | | |
| | 河尻　観音寺 | 一室分<br>肥後河尻　観音寺 | | 観音寺については豊前国参照肥後と区別のもののみに記す。 |
| | 浄日房(23)忍仙房(25)祖祐房(27) | | | 忍仙房は肥前とあり祖祐房は肥州とあるも当寺と思われる。 |
| | 霊山寺 | 西室分<br>肥後国　霊山寺 | | |
| | 此寺為直末寺事古帳無之<br>然而住椽職事望申間加入之<br>了宿坊為西室□被申也　永享八年卯月十六日 | | | |
| | 宗賢房(3)真證房(6)乗如房(17) | | | |

（九州歴史資料館紀要2号・八尋和泉氏論考付表より部分転載）

遺物と思われる。

次に、玉泉寺が文献上に現われるのは、八代日記(東大史料編纂所蔵)の天文拾年(1541)四月二日の頃で、相良長唯が玉泉寺に一泊したことが記録され、[註5]その存在と相良氏との関係が窺える。

その後、天正九年十二月響原の合戦には、当玉泉寺の住僧（玉井院）が、近隣に所在した光明寺住僧と共に相良義陽に従い参戦し、戦死したことが、響原合戦記や、[註6]響原所在の相良塚石碑によって知られる。

またこの時期に到ると、境内周辺に残る石造遺物の碑銘等から、玉泉寺の住僧の実在が確かめられるようになる。吉田家墓地の天正十五年（1587）銘の二世真在院慶秀和尚の碑等がそれである。慶秀は国誌等では、先の響原の合戦時の天正九年に戦死した玉泉寺の僧として記載される人である。これを事実とすれば刻銘の年号はその歿年でなく、この碑を建立した期日とも考えられる。

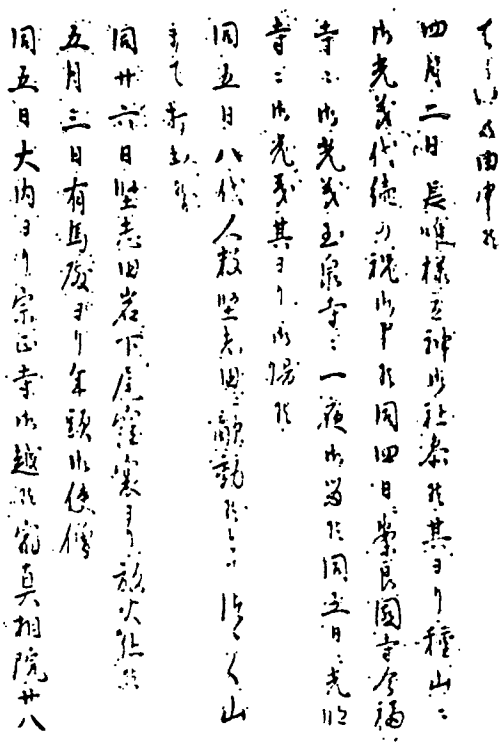

**第71図　玉泉寺の寺名が見える八代日記**
（天文10年4月2日の項）

いずれにせよ、この時期と前後して中世寺院は終末を告げることになるが、これは慶秀の戦死という個人的事件に起因するものではなく、いわゆるこれら中世寺院の庇護者であった相良氏の八代古麓城より相良人吉城への撤退という現象に起因するものと思われる。

寺記その他の地元伝承によれば、天正十五年小西行長の軍勢により焼打ちに遭い灰燼に帰し、[註7]廃寺の道を辿ったというが、これは小西氏がキリシタン大名であったが故の後世の付会の説というべきであろう。

恐らく、庇護者の人吉への撤去、それに伴なう財政的窮乏に起因すると思われる。その後玉泉寺は寛永二年（1625）現豊野村仲間へ移転し常楽院と号した。玉泉寺25代慶運の時である。[註8]

この新しく移転した場所は、大行寺山山頂にある釈迦院へ到る西北からの登山口にあたる。つまり、現豊野村仲間から中央町を経て津留川沿いにさかのぼり払川・石場を得て釈迦院に到るルート入口部分に位置する。この道の両脇には、それを裏付けるような地名・小堂宇・石造物が残存しており、当寺が釈迦院との関連を求めてこの地を選んだ可能性は大である。

このようにして、玉泉寺が豊野村に移転した後、現玉泉寺は一草堂に本尊の地蔵菩薩を残すのみの廃寺となってしまうが、それから53年後の延寶六年（1678）、釈迦院の禅瑞や同寺境内

の一隅に寓していた医者吉田宗庵の力によって再興され釈迦院の末寺となり[註9]、その後、関山派の禅刹として再出発したことは肥後国誌の記述の通りである。この玉泉寺の仏殿竣工の6年前の寛文13年（1673）には高塚安左衛門等によって同寺へ什物等5点[註10]が寄進されている。

その後、禅瑞が筑後に退去後は釈迦院の影響があったのか、天台宗に復し暫らく立田泰勝寺の支配に属し、元禄10年妙心寺の末寺となった。

禅瑞の後を受け玉泉寺の住僧となった鐵雲は、その充実に力を注ぎ、寺運は興隆におもむく。後世、鐵雲が再中興の祖として仰がれ、数々の神秘な伝承を残すのはこのためであろう。

その後、元文年間銘の寺号の扁額[註11]や棟札の存在により、再興された玉泉寺が江戸中期以降安定期にはいったことを知ることができる。また、「文政6年御改ニ而上達之扣」と書かれた境内の堂舎配置図も残っており、幕末期には寺院としての体裁を保ち得ていることが判る。明治になり同5年の学制頒布に伴ない同8年（1875）、村では既成の竜北小学校の本校を岡中村の玉泉寺に移し、分校を西川田に設置することになり、玉泉寺が学校として使用されたこともあった。自動車道新設に伴ない昭和52年に取り壊された仏殿裏手の庫裡が当時の校舎であったと伝えられる。

以後、明治・大正を経て現在に到っているのは周知の通りで、現住職は佐々木順晉氏である。

## 2. 玉泉寺を通して見た中世寺院の一性格

玉泉寺の創建については平安末期の嘉応承安の頃、平重盛が建立し、月山禅誉が開山したとする江戸期の寺記・棟札・肥後国誌の記録以外にこれを証拠立てる史料はない。

ただ、南北朝期、肥後における西大寺末寺9か寺のひとつである玉名郡岱明町築地所在の浄光寺蓮華院も当玉泉寺と同様、平重盛の創建という伝承を持ち、かつ、境内に玉泉寺のものと酷似する巨大な五輪塔の存在が見られる。この点、同じ西大寺末寺で真言律宗という紐帯で結ばれた浄光寺蓮華院に、玉泉寺の創建時期を解明する鍵が秘められているように思われる。

南北朝頃になると玉泉寺の存在は確実となって来る。西大寺末寺帳によれば、南北朝期の1379年頃には玉泉寺が存在していることが知られるし、この時期には一帯が名和氏の勢力下にあるので、その庇護下に存在した寺院であったことは明らかで、名和氏の祈願所としての性格を持つ寺院であったことが考えられる。

その後、当玉泉寺より南へ5.5㎞の地点に位置する古麓城（現八代市古麓町）に居城した名和氏は相良氏に追われ宇土に去り、代って相良氏が居城することになる。

古麓城から熊本へ向う薩摩街道に沿って右手の龍峰山裾に驚くほどの寺社が存在する。廃寺となった中世寺院跡も多く、岡町付近では南から光明寺跡（岡町谷川）[註12]・洪福寺跡（岡町谷川）・玉泉寺（岡町中）と約数100ｍごとに存在する。

これらの寺院は室町期には真言宗もしくは禅宗で、いずれも相良氏代々の祈願所として同氏より寺領の寄進が行なわれていることは注目に値する。光明寺の場合、相良義陽200石の寺領寄進があるし、玉泉寺の場合も同じく義陽の荘田数町の寄進が知られる。寄進状は見られないが、国誌には「有佐村ノ内大坪、高田ノ内久夫喜村ヲ與フ、延寶ノ比有佐村徳兵衛ト云者アリ、玉泉寺領ノ時比家代々税納等ノ事ヲ司ル」とあり、中世時における義陽の寺領寄進の名残りを留めるものと思われる。

洪福寺の場合、相良氏の寺領寄進を示す証はないが、今回の調査によって、開山は珠理本房という尼僧であることが判明した。尼僧が独力で寺院の開山ができる訳もなく、恐らくその背後に名和氏もしくは相良氏の庇護が存在したであろうことは明らかである。

「何故、これらの寺院に対して庇護がなされねばならなかったか」、その回答として表向きには、これらの中世寺院が相良氏の祈願所であったという事実をあげることができる。

肥後国誌その他、江戸時代の文献上には中世時の小寺院で相良氏の祈願所であった例を多く拾うことができる。しかし、単なる祈願所というだけで多くの寺領の寄進がなされるものであろうか。そして何故これらの小寺院を祈願所としなければならなかったのか。答えは簡単である。これらの寺院が、実は相良氏一族の庶子の〝封じ込め寺〟だったからである。

そのことは、当玉泉寺を例にとってみても明らかである。戦国末の21代の秀慶の妻は相良氏の娘であり、22代の慶翁は相良氏18代義陽の子で21代秀慶の養子として入山している。義陽が玉泉寺に寺領を寄進するのは当然のことである。寺院であるため寄進という形をとるが、実はこれらの寺領200石 といった類は、相良氏庶子が一生を過すための宛行扶持だった訳である。

八代日記の天文10年４月２日の条に見られる「御光義玉泉寺ニ一夜御留候同五日ニ光明寺ニ御光義其ヨリ御帰候」の記事は、将にこれら祈願所をたづねる宗家相良氏の姿を見ることができるし、かつ同家とこれら祈願所との深い紐帯を知ることができる。

しかし、これら中世寺院は決して相良氏の祈願所としての一面だけを持合わせただけではない。祈願所という名目のもとに寺を有事の際の相良氏の戦力の拠点とすべく準備するという主目的が隠されていた。つまり、これらの寺院は同氏の軍事体系のなかに組まれていたのである。このことは、天正９年12月２日の響野原の戦いからも知ることができる。響野原合戦の戦死者名の冒頭には、江林寺、玉井院、成願寺、光明寺、教阿院と寺院名が並んでいる。玉井院（ぎょくせいいん）は当玉泉寺（ぎょくせいじ）であり、光明寺は西隣りの岡町谷川所在の寺であることは疑いない。寺院名で記載されるが、実際は各寺の住職が参戦したのであろう。この玉井院以下には主要な相良家臣戦死者名が連ねられるが、これら相良氏祈願所が、軍事組織の重要な拠点として使用されると共に各寺院住職は、有事の際調整役をも務める間者としての役目をも荷っていたであろうことが、響野原合戦覚書等からも推察できる。[註13]

なお、中世時には薩摩街道沿いに相良氏の居城する八代の古麓城と名和氏の割拠とする宇土古城の間にはさまれて、多くの城が存在した。古麓城の相良氏を例にとれば、古麓城を起点に関城→岡城→草場城→宮原城→大野城→笹尾城→高塚城→竹崎城→豊福城→宇土古城と多くの城が旧薩摩街道沿いに並んで立地するが、西暦1500年頃の名和氏と相良氏の衝突地点は、竹崎城や豊福城付近であったことが沙弥洞然長状からも知られる。[註14]

この諸戦の直接の原因は、相良氏と名和氏の豊福城争奪戦であるが、この際も名和氏側の同様の性格を持つ竹崎の向上寺が戦の拠点となっている点興味深い。

なお、ここで重要視したいのは、この薩摩街道沿いに数多く立地する城と同様に、これら相良氏の祈願所と称する中世寺院も街道沿いに立地しているという点である。これは決して偶然な現象ではない。

数年前県文化課では県下中世城跡調査の一環として、街道沿いの城跡調査を実施した。その結果、これら中世城の麓集落と考えられる村落は認められたが、城跡に付属する常時の居館跡の確認はできなかった。

今後、居館の発見される可能性も残るが、これらの事実から薩摩街道沿いに帯状に並ぶ城の常時の居館は、相良氏祈願所の役目をになう中世寺院が肩がわりしていたであろうことが推定できることをここでは指摘して置きたい。

先にも述べたように、これら中世寺院は「庶子達の封じ込めの寺」であり、かつ「有事の際の軍事力の拠点」となるべき2つの性格を帯びていたと思われるので、この点からも可能性は充分考えられるところであろう。

ただ、今回の調査が発掘を主眼としていたため、史料探索のための充分な時間を得ることができず、傍証を欠く憾みもあるが、今後その裏付けを急ぎたいと思う。

さて、中世寺院が戦国末期、相良氏の八代・古麓城の退去を直接の原因として廃寺化したことは明白である。これは相良氏と当地の中世寺院の強い紐帯を裏付けるものであろうし、庇護者としての相良氏と、軍事力提供者としての中世寺院との関係を証拠立てる事実と思われる。

当地域の中世寺院は、このように戦国土豪の庇護なしには生きのび得なかったのである。

そしてまた、これら中世寺院の終焉時期とキリシタン大名である小西行長の肥後入国が、時を前後して行なわれたため、中世寺院の廃絶が小西の弾圧によるものといった理由にすりかえられたものと思われる。その結果、後世小西焼打説が、[註15]当地域所在の殆どすべての寺院の縁起に記載されるに到ったものであろうことを付記して置きたい。

註1　下益城郡豊野村に所在する平安時代の郡領寺と推定される浄水寺が、寺域の真下にある清冽な湧水で知られる大きな泉に因んで名付けられたものであろうことは想像に難くない。このような自然の湧水池を求めて集落が発生したり寺社が建立される例は多い。

註2　「西大寺関係史料—諸縁起・衆首交名・末寺帳—」所収のものによる。
奈良国立文化財研究所　昭和43年

註3　九州歴史資料館論集2号　「筑前飯盛神社神宮寺文珠堂菩薩騎獅像および豊前大興善寺如意輪観音像について」の論考のなかで八尋和泉氏は、玉泉寺の地蔵菩薩坐像について次のような見解を示しておられる。

「八代・玉泉寺の地蔵菩薩坐像も南北朝期から室町にかけてのものと思われ、体軀の大づくりと木寄せや強い深い彫出の個性には、幾分か都ぶりから離れた仏師の手が窺えるようである」

註4　玉泉寺所蔵文書　鐵雲撰寺記（断簡）

註5　八代日記（東大史料編纂所蔵）の天文10年4月2日の項に以下の記述がある。

「長唯様立神御社参拝其ヨリ種山ニ御光義代読ノ祝御申候同四日案良國寺今福寺ニ御光義玉泉寺ニ一夜御留候同五日ニ光明寺ニ御光義其ヨリ御帰候」

註6　古記集覧巻23　熊本県立図書館蔵

註7　肥後では小西領となった宇土・益城一帯の有力寺院および廃寺となった寺院の殆んどが、小西行長の焼打に遭い衰微したという伝承を持つ。

24万石の行長に抗する程の武力を持つ有力寺院ならともかく、現在伝えられるようにすべての中小寺院が焼打ちに遭ったとは考え難い。天正16年、肥後南半分の領主となった行長は、天草五人衆の鎮圧、2回にわたる文禄慶長の役と席のあたたまるひまもなく、伝えられるように領内すべての寺院を焼打ちすることは政策上も不可能であろう。また、才子であった行長が国内宣無の政策上からもそのような蛮行を敢えて成したとは、到底考えられない。恐らく行長がキリシタン大名であったが故の後世の人の付会の説というべきであろう。阿蘇地方では大友氏による焼打ちという伝承を持つ寺が多い。

註8　相良慶範　常楽院略歴（第5章の5参照）

註9　玉泉寺の什物、特に三具足には金海山の山号の刻銘が見られ、これら仏具類が本来、釈迦院の什物であったことが判る。釈迦院先住の禅端によってもたらされたものであろう。

註10　龍峰村史年表によれば、玉泉寺本尊の地蔵菩薩坐像外5点とあるが、同箱書に高塚安左衛門の名前が見られるので涅槃像図幅外5点の誤りかと思われる。

註11　現在、仏殿入口に挙げられているが、元、山門に掲げられていたものという。

註12　同寺の元本尊である、木造阿弥陀三尊立像（三軀）は県指定文化財である。両脇侍の背に「大勧進丹治氏大仏師　長実」の銘が残る。

註13　八代日記の天文20年の2月15日の条には「豊州使僧御遣し候、玉泉寺老僧三月十二日帰国」などとあり、他にも「豊州よりの使僧山伏也」などと数多く見られ、当時、武将の間の使い等に僧侶が活躍していたことが知られる。

註14　沙弥洞然長状

この記述は、明応8年（1499）に菊池氏が相良氏を追い落し名和氏を豊福に入城せしめた時の記録である。

沙弥洞然長状写

「能運様有御成人、御威勢之時分、豊後筑後当國衆以御一味、至豊福如雲霞被寄懸候之處、被遂合戦、守護之衆過分二討取、初者雖競候、以多勢被付対陣、無透被相勤候、殊為向、竹崎陣向上寺之尾被構候之處、終被結壊候之条、求麻芦北八代衆多人数討死候、」（沙弥洞然長状写より一部抜粋）

註15　もし小西氏焼打以外に玉泉寺が中世時に火災に遭ったとすれば、永録2年（1559）頃、名和氏と相良氏との小ぜりあいが岡町等を舞台になされているので、この頃焼失した可能性は強い。宇土に拠する名和氏の焼打ちが、約30年後に宇土城主となった小西行長の行為に置かえられたことも考えられる。

表6　玉泉寺関連年表

| | 年号 | 西暦 | 事項 | 備考（金石文その他） |
|---|---|---|---|---|
| 1100 | | | | |
| 12C | 嘉応 | 1169 | 平重盛玉泉寺建立・月山禅誉開山と伝える真言宗南都内田の末院で玉井院と称し三十六坊の大伽藍という（肥後国誌・寺伝） | |
| | 承安 | | | |
| | 建久1年 | 1190 | 月山禅誉入滅（8月14日） | |
| 1200 | | | | |
| 13C | | | | |
| 1300 | | | | |
| 14C | | | | |
| | 元中2年 | 1385 | 洪福寺開山五輪塔造立（?） | 伝・開山塔もこの前後に造立か |
| | 明徳2年 | 1391 | 玉泉寺の存在が知られる（諸国末寺帳西大寺） | 本尊地蔵菩薩の製作この頃か。 |
| 1400 | | | | |
| 15C | 永享8年 | 1436 | 玉泉寺の存在が知られる（西大寺坊々寄宿諸末寺帳） | |
| 1500 | | | | |
| | 文亀2年 | 1504 | 相良長毎八代を領し古麓城主となる（八代日記） | 玉泉寺境内出土青磁・皿片（明代・竜泉窯） |
| | 天文10年 | 1541 | 相良長唯玉泉寺、宿泊し、光明寺をたづねる。 | |
| 16C | 天正9年 | 1581 | 興善寺城代蓑田筑前・玉井院・光明寺戦死する | 天正4年（1576）當庵二世雲山寺有庵主禅師碑（洪福寺） |
| | 天正年間 | | 相良義陽祈願寺とし荘田数町を寄進(国誌) | 天正15年二世慶秀寂す二世真在院慶秀和尚の碑 |
| | 天正16年 | 1588 | 小西行長の時堂宇を焚蕩す（国誌） | |
| 1600 | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 寛文13年 | 1673 | 2月玉泉寺本尊地蔵菩薩？外五点を高塚安左衛門が寄進（竜峰村史） | 寛永18年(1642)本岳一源信士霊位碑 |
| | 17C | 延宝6年 | 1678 | 釈迦院先住禅瑞が玉泉寺を再興し、釈迦院の末寺となる。(国誌)元禄三年僧舎をつくる天台に復し立田泰勝寺支配となる（玉泉寺所蔵文書） | 寛文11年（1671）正翁宗奄居士 |
| | | 元禄11年 | 1679 | 妙心寺派に属する（鐵雲撰寺記） | 元禄13年（1700）鐵雲崙上人写老僧之夢影（軸物）できる。 |
| 1700 | | | | | |
| | | | | | 宝永7年（1710）鐵雲崙和尚禅師詣り墓の建立 |
| | | | | | 享保六年（1721）乾外押和尚禅師 |
| | 18C | | | | 元文5年（1740）龍峰山号扁額年号 |
| | | | | | 天明7年（1787）潮音海和尚禅師 |
| 1800 | | | | | |
| | | 文政六年 | 1823 | 「文政六未年御改ニ而上達之控」の玉泉寺絵図できる。（寛政3年頃の状況） | 文政9年（1826）乾山禅享 |
| | 19C | 明治八年 | 1875 | 玉泉寺に竜峰小学校を移し、分校を西川田に設置する。（龍峰村史） | 安政5年（1858）祖秀 |
| | | | | | 明治12年（1879）逸堂俊 |
| | | | | | 明治16年（1883）経山元正長老禅師寂す。 |
| 1900 | | | | | |
| | | | | | 明治36年（1903）珊座元禅師寂す。 |
| | 20C | | | | 昭和52年（1977）歴代住職墓所改葬 |

# おわりに

本報告書は、先の熊本県文化財調査報告書・第36集「おさき墓地古塔碑群」に続く中・近世墓の調査記録である。

県教委で、各種産業開発に伴なう埋蔵文化財の発掘調査に着手した昭和40年当初、専らその調査対象となったのは、縄文・弥生遺跡や古墳といった原史・古代の遺跡に限られていた。ところがその後中世時の遺跡もその対象に、さらには近世時の墓所までも調査対象に含まれるに到ったことを考える時、将に隔世の感を禁じ得ない。

さて今回の調査は玉泉寺自体の調査ではなく、それに付属する江戸期の歴代住職墓所の調査を目的とするものであった。しかしこれを理解するためには玉泉寺を抜きにしては考えられないため、古文書や金石文什物の関連調査をも同時に実施した。とくに本尊地蔵菩薩座像は、明治時代当寺を訪れた岡倉天心も拝観し、その素晴しさを賞讃したと同全集にもあり、関係者の間では、以前から知られていたことがわかる。このため、調査期間中でき得る限り、これらの関連調査にも手を拡げた。

今、私の過去における中世寺院跡の調査に関する取り組み方をふり返って見る時、以下のパターンを辿ったように思う。

調査にあたり、近世時に書かれた文献、もしくは寺の縁起・寺伝等を鵜呑みにしていた時期一、次に、それ等に対して境内に残る金石文や出土遺物から、縁起等に見られるあまりにも古い創建年代を、まゆつばものとして新しく引き下げ、否定的立場をとった時期一、そしてその後、中央の史料（例えば本山の古い末寺帳）等からこれら創建開山の時期が一方的に引き下げられるべきではないということが判った時期一の三期である。

現在の私は最後の時点にあるが、今回の玉泉寺の調査によってさらに日本の寺社の持つ伝統と、永い歴史の重みをしみじみと感じる次第である。

玉泉寺は地方の一小寺院に過ぎないが、この寺院の永い推移のなかに、私は、八代地方の歴史の縮図と、その普遍性を垣間見ることができたのである。

（桑原憲彰）

（その3）

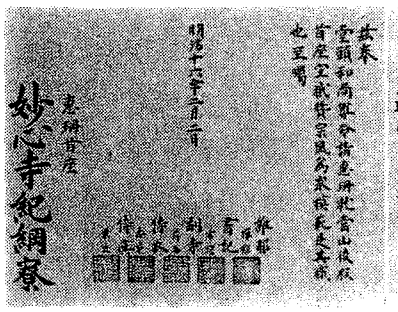


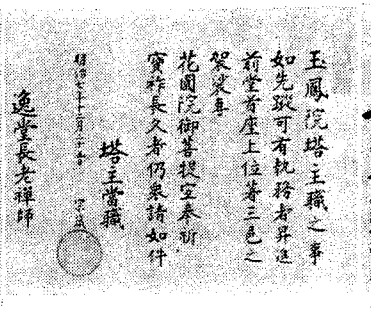


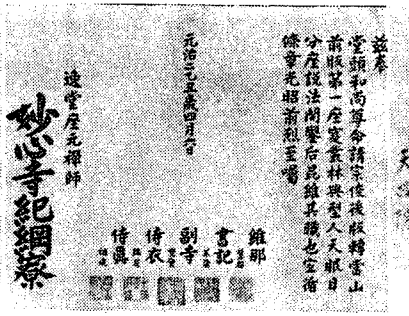


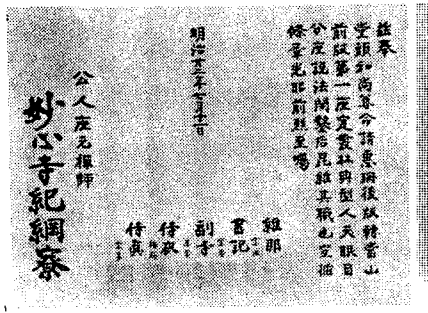

（その２）

## (6) そ の 他（その1）

徳一切神祇行災主病十方明霊修造方隅禁忌
神将所冀峡門鎮静中外威安大檀那願
望皆足現前一衆進道無魔十方三世一切佛　云々

喬昭居士　四月二五日
真照院秋尼仁香信女　五月二二日
永離院受楽居士　二月二七日　遠山氏
真嬈院釈即生
道秀信士
文久二成年
妙法院休味日誠居士
　正月初二日
嘉永六年
一法名禅啓運信士　行年
　丑年九月三日　四十八才

大悲咒

泰嶽智　大徳
賢室妙昌信女
松岩寿溪大徳　随溪智緑大徳
梅岩寿昌禅尼　交山元泰大徳
青山　雲信女　温溪智潤大徳
策　真方居士　岩元碩大徳

栄日慈昌禅尼　建溪元立大徳
仁那真周居士　功甫元信大徳
俗名恵美信女　無因智縁大徳
　大機智廣大徳

大悲咒

故法橋雪岑元立大徳
貞陰妙行信女
花屋妙栄禅定尼　徹源道栄信
香誉栄春禅定尼　永岳元久大徳
覚窓妙暁禅定尼　妙相童女
圓室宗方禅定尼　自現水子
梅溪妙玉信女　賀茂良子
春室妙青信女　自性　子
春日智英童女　俗名卯七信士
芳林妙秀信女　　みよ信女
　友信女

霜屋妙庭信女　安政三辰十月二十日

釈　乙道信士　天保三年辰六月二八日

同　妙瑛信女　嘉永六年丑六月二四日

釈　浄心信士　安政四年三月十日

信　信士　文久二年三月二七日

妙澤信女　同　正月二七日

万治二年己亥八月八日

再住妙心敕諡大悲圓満國師大和尚

三月十九日

再住妙心敕諡本源自性禅師　蟠桃開山

九月

特賜大興心宗禅師

天正九年辛己十二月二日

前住當寺和尚　玉井院於

響原討死

永正元年甲子二月十五日

前肥筑太守光福寺殿義天明綱大禅定門　菊池能運公

寶樹院業嶽善証居士　明治三庚午二月念四日　伊藤十右衛門

後温泰院殿蘭山大居士

泰雲院殿　五月十一日

源立院殿　二月二三日

泰立院殿　六月十九日

泰寿院殿　正月七日

泰岳院殿　十月五日

幽巌寺殿　七月五日

泰崇院殿　六月八日　文政元年寅

英昌院殿　正月二五日

長照院殿　正月十二日

文政　六年未九月十四日

前住建長春光十二世大道雲和尚大禅師

文政十二年丑十一月七日

前住禅興春光十三世古道聯西堂和尚大禅師

安政四巳五月七日

前住建長春光十四世荊叟西堂和尚大禅師

文久三年

前住建長春光十五世雲山大座元禅師　六月七日

正月十一日

前住大徳真峰和尚大禅師　高桐世代

佛尊頂陀羅尼消災神咒

神功　浩聖徳昭昭　凡有禱祈必蒙感応

仰冀聖聡　俯垂昭鑒

山門毎遇斯辰晩謹集合山清衆粛詣霊祠

諷誦佛頂尊勝陀羅尼消災　吉祥神咒

祈鳩善利祝献當山鎮守伊勢大日大神宮

北辰　妙見大菩薩天満大自在天神宮秋葉

山大現権金毘羅大権見祇園牛頭天王大小福

大悲咒

前住泰雲九世寛嶺座元禪師　霜月二九日　天保三辰年

前住泰雲徳堂誠座元禪師　七月五日　嘉永元年

前住泰雲保山完座元禪師　七月二三日　安政元寅年

前住泰雲十世寛道仁和尚禪師　霜月二一日　文久二年

大悲咒

當山創建檀那小松前内府性空浄蓮大禪定門　八月朔日

柳江院殿越江蓮芳大居士　十二月二日

泰勝院殿幽斎玄旨大居士　八月二十日

松向寺殿參議三　宗立大居士　十二月二日

妙解院殿台雲宗伍大居士　三月十七日

真源院殿回巖宗夢大居士　十二月二六日

妙応院殿雲岳宗龍大居士　十一月十二日

靈雲院殿桃谷義蟠大居士　六月二六日

隆徳院殿廓然義周大居士　八月十六日

靈感院殿徹巖宗印大居士　十月二六日

大詢院殿禪月宗関大居士　九月十六日

諦観院殿春谷宗湛大居士　二月二日

諦了院殿覚海義康大居士　十月二三日

春光院殿　正月廿三日各々尊靈莊嚴報地

泰巖院殿羽林中郎兼越州太守仁岳宗寛大居士　四月十七日

大悲咒

當山大小檀那尽祠堂内有縁無縁三界萬靈十方至聖同登覚路

大悲咒

繹　誓念信士　正月念三日

釈　証向信士　文政拾一歳戊子正月二七日

釈尼　妙奈信女　嘉永元年申十一月十八日

釈　誓念信士　弘化三年午九月二二日

同尼　妙乗信士　文政十三年寅二月十九日

釈　妙喜童女　二月十三日

同　妙順信尼　九月十三日

宗祐信士　四月二一日

遊林妙眼信女　文政十二年丑二月二八日

智誉祐善信女　嘉永三年戌六月十三日

菊庭紹侑居士　安政四年　九月十日

釈　寂照信士　安政五六月十六日

釈　峯泉信士　安政二六月二一日

同　現妻信女　嘉永五九月十七日

第81図　玉泉寺所蔵文書

佛冀真慈　　付番昭釜

上来諷誦大悲圓満無礙神咒所集殊勲　奉為

十月五日　　正月十廿日

初祖菩提達磨圓覚大師　百丈大智禅師

正月十日　　十二月二二日

臨済慧照禅師　　大徳開山大智性海国師大和尚

十二月十二日　国師

妙心開山放無量光大和尚　南禅開山大明国師大和尚

三國傳燈歴代祖師各々上酬慈蔭

大悲咒

八月十二日　　二月二六日

開山月山禅誉禅師大和尚　前住当山二世禅瑞和尚禅師

九月十七日

前住当山三世鉄雲和尚禅師各々上酬慈蔭

大悲咒

七月十四日　　正月五日

前住瑞泉要川和尚禅師　前住瑞泉法林和尚禅師

七月二九日　　十月十四日

妙心第一座鍾山和尚禅師　妙心第一座粋巌和尚禅師

五月十日　　九月二九日

妙心第一座雲仙和尚禅師　妙心第一座乾外座元禅師

二月十三日

前住當山天心智龍首座禅師各々真慈増崇品位

大悲咒

前住當山潮音和尚禅師　五月二九日

前住當山乾山和尚禅師　八月十日

## (4) 当寺再興化縁簿　玉泉寺

化縁簿序

当寺者嘉応承安年間小一松ノ内府重盛公ノ草創也至レ今ニ殆六百余年ナリ建武兵革ノ後興廃屢換大一永一年一間相良氏領二球一摩葦一北八代三一郡一天一正ノ初義陽城二居一邑ヲ郡ノ古一麓ニ一以二当寺ヲ一為二祈一願一所一寄一附ス二有佐村ノ大一坪高一田一村込三百石ノ田ヲ一天正九年辛己十二月二日於二響原一戦一死爾一後天下一統ノ領主交代小一西摂州治レ郡ヲ日以ス邪一宗ヲ一領内破一却二神社仏閣一没ニ取ス住一僧村一民馳集潜二寺地一仏像於小池ノ中一仏一閣僧一坊一一時ニ焚一湯ス寺一領舊一記此時断一絶ス星一霜推移唯寺一号已有昔年先師来二当国一建一立ス釈一迦一院ヲ偶遊二此地一当寺者古一梵一刹僅存二一宇一吉一田一宗一庵者世々主タリ寺一地一雖レ嘆ス二敗一褒一無レ力ニ興一復一幸獲テ二先一師ヲ一随喜無レ量以レ地ヲ属レ師ニ願二鼎新一焉憐ニ老一師其ノ志ノ深切一而勧二誘ノ四方信力ノ者一已而建一立ス今哉近二百年一堂宇虫一飡テ柱空朽軒自廃難レ凌二風一雨一坐臥置ニ身ヲ無レ処予雖レ凝二再興ノ志一無一縁ノ貧一寺ニノ不ニ力足一依褒二衲衣一遍走十方一求二他ノ信一施ヲ一欲レ令レ成二就我多一年ノ願心一者也

干時　玉泉寺現住

寛政四年子八月　禅享

## (5) 朝課回向　安政弐乙卯歳九月吉祥日

龍峰山玉泉寺

佛唯三寶　咸賜證知

上来　誦観音普門品大悲圓満無碍神消災妙吉祥神咒所集功徳回向

南無本師釈迦如来東方薬師如来中央大日如来西方無量寿如来

大聖文珠師利菩薩

大行普賢菩薩　大悲観世音菩薩　地蔵願王菩薩　不動明王　多聞天王十六和　神　真如實際常住三宝　景海無量聖賢　祝献　護法列位

諸天仙守護　伽藍合堂真宰

日本国内大小福徳一切神祇　先願

皇風永扇帝道遐昌佛日増輝法輪常転専祈保祐大小檀那信力彌堅善根増長一切願望皆悉圓成　更冀　山門鎮静海衆咸安修行有慶進道無魔

般若智以現前菩提心而不退四思総報三有偏資法界含情同圓種智　十方三世一切諸佛諸尊菩薩魔訶薩魔訶般若波羅密

元）

改元

慶応丁卯三

明治三午

明治四辛未

明治五甲

明治六癸酉

明治七甲戌

明治八亥年

明治十二年卯

明治十六未年

シス　当山十世父　一年ニナル

心月自照信女　改元□ニ

西山　五月四日　左右ェ門

子

玉露童女　八月六日卒

春光院　八月二十三日　引

上　作平娘

月峯妙照信女　七月十五日

引上村　只八

山田フミ子　八月八日　大正十四年度五十五

年ニナル

八月初九日

一乗玄道信士　引上　銀七

七十二歳

心鏡祖月信士　七月十日

引上　俗名　浅七

年六十九歳

田中真三郎事　二月五日　大正十四年度五十二

年ニナル

旧九月三日　長迫　只八長

男　秋雲童子

当山九世逸堂俊　長老和尚　大正十四年度四十七

禅師　円寂旧二月八日　年

春光寺徒恵山首座旧四月入

寺

当山八世経山　長老禅師　旧　大正十四年度操引

七月廿二日　八代新町水月　右四十三年忌ニアタ

明治辛七年

明治二十□丑年

明治二十三年寅

明治二十五年辰

明治三十九年

明治四五年

山室周吾

玉露子　十月十七日　中野　大正十四年度操引三

次作子　十九年

旧二月五日上京　五月十七

日寺入

梅月院仁岩宗寿居士　藪田　大正十四年度操引

正月十三日　右三十四年ニアタル

当山十二世　高澤循平　つ　大正十四年度操引

まミヤ　五月八日　二十五　二十年ニアタル

左死

明治四五年二月中十　高澤　大正十四年度十五年

循平　本堂山がい　ニナル

甲乙。丙丁。戊己。庚辛。壬癸。

子丑寅卯辰巳午未甲酉戌亥

門徒名前付控

引上村　兵右ェ門　長廻　清　八

〃　浅　七　西山村　茂　助

〃　良　七　〃　貞　助

〃　喜　助　〃　長右ェ門

〃　銀　七

上清八子
妙寿童女　六月一日　西山
丈八□
心月宗光信士　六月念二日
西山　太右衛門
実窓院秋山智芳信女　七月
十四日　大洞宇兵衛母
弘化五戊甲（嘉永
元）
嘉永年号　四月二十七日ニ
御触之事
嘉永二己酉
七月朔日
西林自方信士　海士ヱ村ノ
産
次平行年八十一歳
嘉永三庚戌
此寺ニ八年住居候
瑞応祥元信士　正月十三日
長廻清八兄
嘉永四辛亥
明道元唯信士　十一月五日
引上唯七事
十月十四日　引上　甚八祖父
本来常無信士
十月二十六日　甚八娘
唯空童女　六月六日住職□
事
経山神足俊首座
江戸品川清光院
加住徳栄之弟子
秋月妙相信女
安政元

（寅ノ年則安政元年也）
安政二卯
安政三丙辰
安政四丁巳
安政五午戌年
安政七年庚甲（万延元）
万延二年酉（文久元則年也）
文久二戌年
文久三癸亥年
文久四子年（元治

安政元年七月十六日
天草住人依頼証
引上村治七支
秋山道喜信士　安政二卯□
七月十七日□
円心智空信女慶応四辰年八
月
如約童子　西山太□清ヱ門
子　二月十一日
宝永七年庚寅九月
前住当山鉄雲崙和尚
正月二十三日
暁雲清西信士　引上　清八
乗西信士　九月朔日
引上須八事
七月十三日
夏月妙照信女　引上　銀七母
八月二十四日
秋養宗久信士　西山　祐作弟
賢室妙昌信女　八月八日
当山十世恵山首座之母也
園寂松林妙節信女　十月八
日　引上□□
南禅第一座春光雲山座元
当山三十代師也　六月七日
茶嶽智教大徳　二月二十日

当年百五十年ニ当ル
大正十四年六十四年
大正十四年度六十三
年ニナル
大正十四年度六十二

天保十一庚子

九月二十日　夜盗賊ニ相候
法衣類衣類者一切盗□候事
盗難ニ付□　四合ニ貰候品
物之扣当村茂平殿より鼠染
木綿一反
法室妙栄信女　五月九日
引上村　一氏亡妻
広鑑院殿天真□明大居士
十一月八日　八代山城殿
当村下　行年八十五歳ニ而
寂　茂平事　十二月六日
他人寺ニ付巧[者]人ナリ

天保十三壬寅

正月五日薩州御隠居溪山様
送蔭御下当寺ニ御小休ニ付
先例之通り[従]御上門外共ニ
御作事可被成[下][候]事　其
節御惣庄屋小田平之[允]殿
庄屋上村杢左ヱ門殿　住持
経山正厘元代　雪岸智白信
女十二月二十七日　西山茂
助妻元享宗利知蔵　八月八
日　経山厘元
熊本泰勝寺陽宗和尚才□
八代ニノ田丁判屋喜三次三
男於在所ニシス　ハカ八代
町福寿寺ニ有祠堂金□□仕

天保十四癸卯

八月廿九日大風田八代郡川
田より中村迄カコ多クア
リ
九月五日又大風粟ヲヲクス
レイタミ　新地ドテキレ候
植柳・杉山新地高凴□松橋
両新地共ニ所々損所多シ
当寺組合元七ケ寺□□□九
月釈迦□組合ニ付作候事

大正十四年度
八十六年

天保十五甲辰（弘化元）

蓮光妙清信女　四月十七日
引上村之内　長[達]清八母
釈迦御開帳三月一日ヨリ四
月八日迄
十二月十三日弘化ト改弘化
元

弘化二年乙巳

妙照童女　六月[念]六日　大
洞宇兵衛末女
妙喜童女　九月十八日　引
上村　浅七未女
寒室妙霜信女　十一月二十
五日　光明院母

弘化三丙午歳

芝居株願　二月十四日[於]□
候事
利岳妙貞信女　八月十五日
西山　大左ヱ門母
秋光童子　八月二十一日□
□清八子

弘化四丁未

玉露童女　三月十七日　引

天保元庚寅

幼花童子　正月十一日　引
上村　唯七子

天保二辛卯

正首座　五月七日ニ入寺住
職願　十月二十□□□

天保三壬辰

実□妙相信女　十二月二十
一日　正首座母

天保四癸巳

月山妙意信女　二月二十五
日　引上村　良七妻

天保五甲午

春峯宗栄信士　三月十一日
西山村　茂八事

隻月自照信士　七月十三日
引上村　丈七叉

白厳智圭信女　八月二十一
日　引上村　良七母

三月二十七日　薩州御隠居
栄翁様御送葬御下リニ付当
寺江成御小休其節御上より
内外御作事成下候叉其節之
御惣庄屋遠山直左衛門当村
庄屋上村杢左衛門住持恵正
首厘代

秋香祖雪信士　十月九日西
山村　貞助叉

順教　童女　十月二十九日
西山村　茂八姉

本堂再建　現住恵正首厘代
大正十四年度九十二
年ニナル

天保六乙未

茂林定繁信士　九月十六日
西山村　茂助子

天保七丙申

威重院寿量坊　四月七日
正首座元

諦了院殿覚海義広大居士十
月二十三日

経山厘元転板上京三月二十
七日出立六月二十五日帰寺
転板之入目者法中転板講出
来但シ十五ケ寺講会者年々
正月二十日定ル掛銭八百弐
□之外ニ種山会所ヨリ銭壱
貫五百目借用年府払余ハ以
他力転板出来候事

天保八

実相貞印信女　八月二十一
日　西山村　貞助妻　雪窓

天保十巳亥

宗白信士　十一月十五日
引上村　当右衛門事

桃林貞節信女　三月三日
吉田桂寿養母

大仙院溪雲自圭居士　九月
二十九日　八木田氏

桂巌宗寿信士　三月十三日
吉田桂寿

自性貞信禅尼　六月十一日
引上村　西左衛門

霜林童女　吉田文都

文化四丁卯　日　西山村　源右ヱ門妻
文化七庚午　梅岳清香信士　正月二十二日　引上村　清右衛門
大信院殿譲道良温大居士六月二十四日　八代松井主水　大正十四年度操出シ百十六年ニナル
文化八辛未　一心院喜楽居士　七月二十九日　八木田氏
文化九壬申　一□覚了信士　五月二十二日　引上村　平兵□事
文化十癸酉　本心自性信士　三月十日　引上村　甚八事
文化十一甲戌　自芳妙貞信女　十一月二十五日　引上村　兵右衛門妻
文化十四丁丑　秋露童子　九月六日　引上村　兵右衛門子
文政四辛巳　春山浄雪信士　二月九日　引上村　利左衛門事
文政五壬午　青林妙香信女　四月二十六日　舟津陸次姉
文政六癸未　露光童女　五月七日　引上村　丈七娘
文政七甲申　蓮室恵性信女　四月十七日　引上村　兵右衛門母
文政八乙酉　秋山月清信士　八月十二日　引上村　七左右門事
文政九丙戌　養林院眞山良恵居士　四月六日　八木田氏（儀か）
文政十一戌子　三月庫裡再建
文政十二己丑　禅林祖因上座　五月十三日　東川田　松嶋茂次左門悴
斎樹公諦観院殿春谷宗湛大居士　二月十二日　大正十四年度操出シ百年忌
常山七世乾山禅亨和尚　八月十日
蓮室妙貞信女　四月二十七日　引上村　和平妻
了念信士　十月二十二日
谷川村貞次　道正院忠山宗恕居士　四月六日　大洞五左衛門
春光十二世　大道東堂大和尚　九月十四日
権大僧都威重院良盛坊　四月十三日　正首座父
正元禅入信士　六月五日　引上村　浅左衛門事
自徳院仁山義勇居士　十二月四日　八木田氏
雪山梅林信女　正月十二日　引上村　唯七妻
春光十三世古道西堂和尚　十一月七日　正首座受業春達院妙光信女　正月十日　天野氏正首座母之母　大正十四年度操出シ九十七年忌

| | | |
|---|---|---|
| 享保七壬寅 | 寂追贈 | |
| | 雲峰涼奇信士　七月二日 | |
| 享保十九甲寅 | 引上村　忠兵衛事 | |
| | 前住延命鐘山英和尚　樟瑞和尚徒 | 大正十四年度操出シ百九十一年ニナル |
| 元文四己未 | 円心智空信士　八月朔日 | |
| | 引上村　惣助事 | |
| 元文五庚申 | 一閑法心信士　正月五日 | |
| | 引上村　加右ヱ門事 | |
| 寛保元辛酉 | 直心浄入信士　十一月三日 | |
| | 引上村　源之元事 | |
| 延享二乙丑 | 覚峯宗園信士　十二月四日 | |
| | 引上村　理左ヱ門事 | |
| 寛延三庚午 | 当山五世天心智竜首座　二月十八日　従来川尻大慈寺徒之 | 大正十四年度操出シ二百八年ニナル |
| 宝暦十庚辰 | 翠山嶽恵芳信女　三月朔日 | 大正十四年度操出シ百六十六年ニナル |
| | 吉田氏母 | |
| 明和二乙酉 | 離幻童子　七月二日　西山村　孫八孫 | |
| 明和七庚寅 | 爐峯守霊信士　十二月六日 | |
| | 引上村　善四郎事 | 大正十四年度操出シ百三十九年ニナル |
| 天明七丁未 | 堂山六世潮音海和尚　五月二十九日 | |
| | 隻雲瑞栄信士　六月二十日 | |
| 天明八戊申 | 引上村　利平次事 | |
| | 本然了心信士　二月二十九 | 大正十四年度操出シ |

| | | |
|---|---|---|
| 寛政六甲寅 | 日　引上村　弥四郎事 | |
| | 海月自圓信女　二月十五日 | |
| | 吉田三伯妹 | |
| 寛政七乙卯 | 覚翁円智信士　十一月三日 | |
| | 引上村　文四郎事 | |
| 寛政九 | 夢幼童女　八月十二日　光明院娘 | |
| | 妙雲信女　十月四日　川白 | |
| 寛政十二庚申 | 善右ヱ門妻　輪燈之施主也 | |
| | 青松院雲外了秀居士　三月二十二日　大□平兵ヱ | |
| | 色雲是空信士　十月十七日 | |
| 享和元辛酉 | 引上村　仁右ヱ門事春室智栄信女　正月八日　引上村和平母 | |
| | 松林妙香信女　五月朔日 | |
| | 引上村　西右衛門母 | |
| 享和二壬戌 | 露光童子　五月二十三日 | |
| | 引上村　西右ヱ門子 | |
| | 心月妙照信女　三月十八日 | |
| | 引上村　七左ヱ門母　一空 | |
| 文化三丙寅 | 智元信士　十一月十八日 | |
| | 引上村　和平事 | |
| | 智香童女　三月二十五日 | |
| | 積次右ヱ門娘　輪燈之施主也 | |
| | 霜室妙樹信女　十月二十一 | 百三十三年ニナル |

## (3) 年忌考　年代畧記　自寛文元丑年　玉泉禅寺

| | | |
|---|---|---|
| 治兼三年八月一日 | 小松重守子 | 大正十四年度操出シ二百四十六年ニナル |
| 元禄七甲戌 | 智心妙鏡禅尼　十一月三日<br>西山村　弥左ヱ門母 | |
| 元禄十四辛巳 | 露心童子　三月三日　引上 | |
| 宝永七庚寅 | 村　忠兵子<br>前住当山二世鐵雲崙和尚　九月十七日　従来在所八塩涌屋より恭岩寺従 | 大正十四年度操出シ二百十六年也 |
| 享保元丙申 | 当山中興禅瑞和尚　二月二十六日　於丹波ノ西方寺迁化寿　八十四歳 | 大正十四年度操出シ二百十年也 |
| 享保六辛丑 | 当山四世乾外座元禅師　九月二十九日　於小川幻住庵 | 大正十四年度操出シ二百十五年ニナル |

第80図　年忌孝(考)年代略記

第79図　玉泉寺所蔵文書「泰勝寺支配ニ而」

## (2)　泰勝寺支配ニ而

泰勝寺支配ニ而御座候処元禄十一年六月
京都妙心寺末寺ニ罷成今以其通ニ而御座候事
岡中村之内ニ弐間四面之観音堂御座候本尊
如意輪観音ニ而住古増長山光福寺登申
旧地ニ而菊池弐二代之肥後守武重建立之由
武重卒去之後比所江葬堂之側ニ墓石
有之候則堂内之牌銘ニ茂前肥筑大守光福寺殿
義夫明網大禅定門登誌有之候　前廉者
堂之側ニ弐間ニ三間之屋(庵)を作り道可と申僧
居住仕候処元禄十三年道可病死仕候以後
辻堂之様ニ罷成乞食共泊り火用心寺堂
心許候ニ付宝永四年城藤九郎殿須崎平助殿
御郡奉行之節村方御百姓中より三通之数之
含焼所を取立当寺第子道達と申僧を
堂寺ニ召置申度願ニ而諸事当寺より之
支配ニ仕候様ニとの儀ニ付則御百姓中より之願書
又者当寺より之證文等差上候所同十二月
廿二日御奉行所より願之通被仰付候
従夫以来於尓今当寺支配ニ而御座候以上

寶暦六年閏十一月　　玉泉寺　寺印

津田七左衛門　殿
野田伊兵衛　殿

---

これより前文糊付がはがれて欠落

前廉～以前・前方

寶暦六年
一七五六年丙子

第78図の2

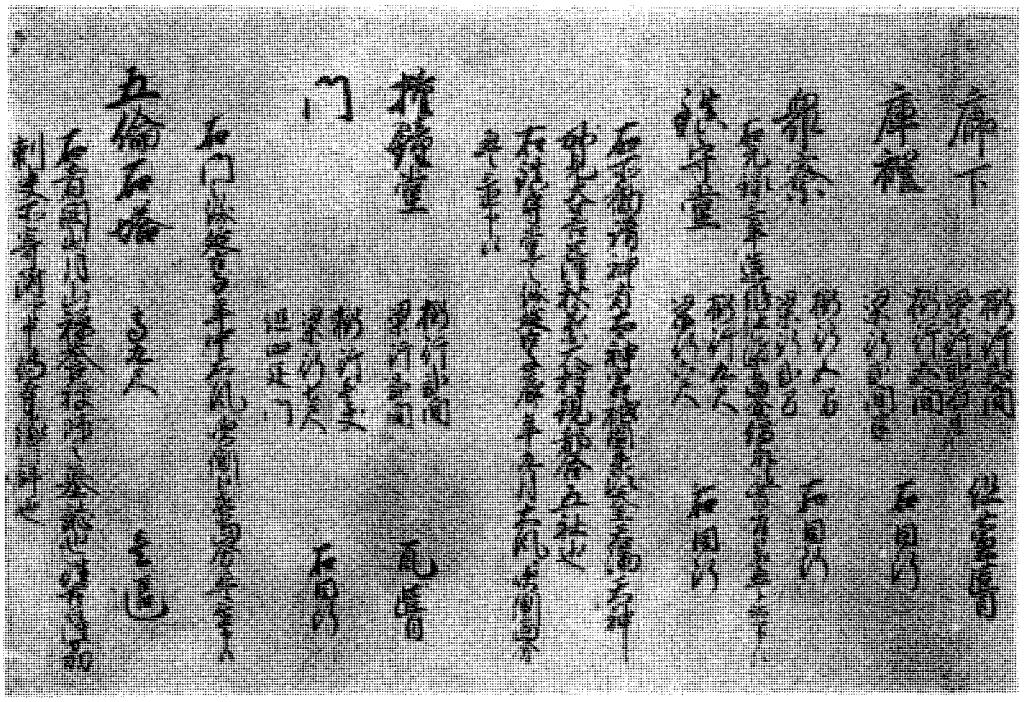

衆寮　桁行五間　梁行弐間　右同断

右元禄三年造作仕候得共当分僧衆も無御座候故畳ミ置可申候

鎮守堂　桁行九尺　梁行六尺　右同断

右所勧請神者大神宮祇園牛頭天王天満天神

妙見大菩薩秋葉大権現都合五社也

右鎮守堂之儀延享辰ノ年九日大風ニ吹倒当分畳置申候

撞鐘堂　桁行弐間　梁行弐間　瓦葺

門　桁行壱丈　梁行七尺　右同断　但四足門

右門之儀延享年中大風吹倒候故当分畳ミ置申候

五輪石塔　高九尺　壱軀

右者開山月山禅誉禅師之墓誌也往古薩刕刺史所寄附登申伝寺縁ニ詳也

第78図の1　　玉泉寺所蔵文書「覚」

# 二、玉泉寺所蔵文書釈文

## (1)　覚

覚

寺床弐反壱畝空地　　八代郡種山手永岡中村

一、京都妙心寺末寺禅宗　　玉泉寺

本堂　桁行四間　梁行四間　　但萱葺

本尊地蔵菩薩座像長サ五尺　　聖徳太子作

脇侍不動明王　弘法大師作

多門天　佛工湛慶作　　長さ各三尺

聖徳太子二歳南無佛之像　　直作　長さ弐尺

大悲園満國師木像　　壱軀

客殿　桁行六間　梁行三間　表側壱間通之庇　　但萱葺

本尊鋳銅聖観音座像長サ壱尺　　唐福建安海所石叟作

廊下　桁行五間　梁行弐間　　但萱葺

庫裡　桁行五間　梁行弐間半　　右同断

第77図　洪福寺開山塔墓誌銘

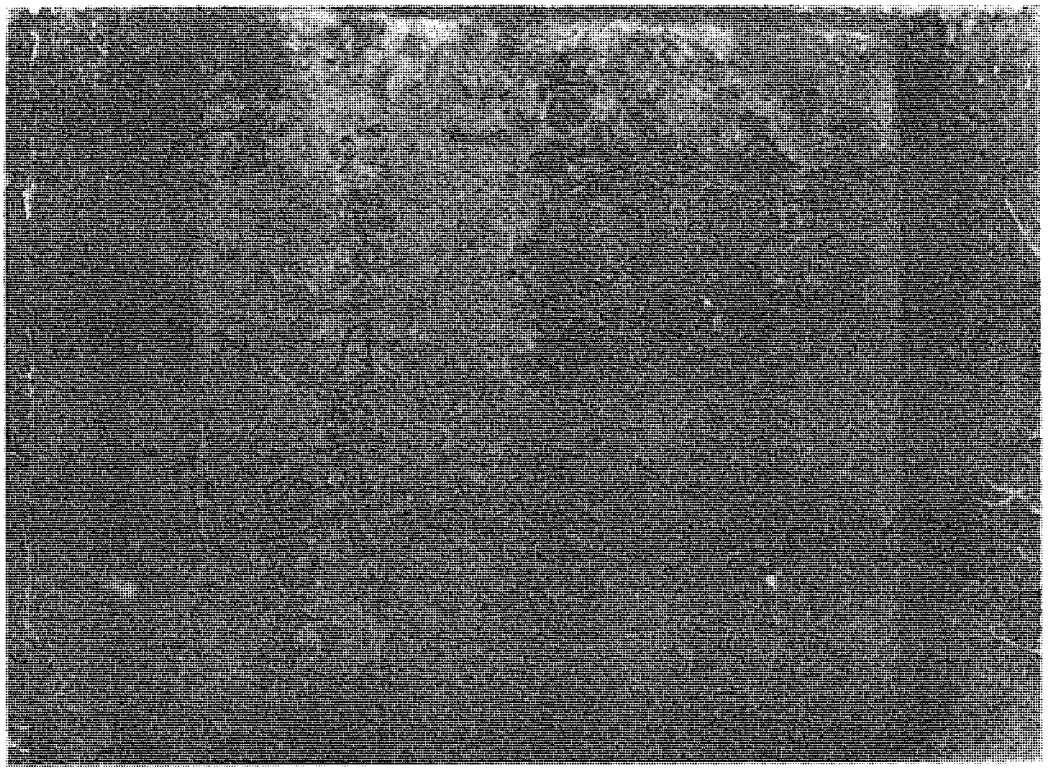

(6)　供福寺開山塔墓誌銘

戊剋
今過□元カ□中カ乙丑七月廿一日
死去
當寺開山大姉尼海珠理本房
小比丘則須房
同年十一月廿六日
比丘尼勝善房

第76図　五社宮厨子に残された墨書

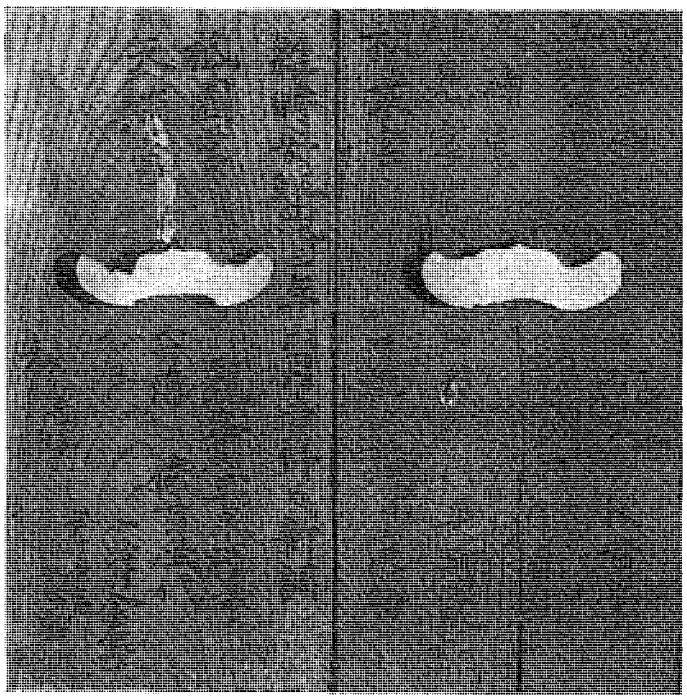

## (5) 玉泉寺境内五社大神宮・厨子扉裏の墨書

當寺鎮社　一拾匁　俊首座
五社大神宮　一弐匁五分　都首座
大神宮　同　平野氏
妙見宮
秋葉宮　一参匁五分當村 当村 長助

維時安政四乙己年六月吉祥日新調
祇園宮　龍峯山玉泉禅寺
天満宮　寄附　俊首座代
工作　小路村金右衛門
板　壱坪　今村中宿
惣助

第75図　　玉泉寺所蔵頂相

この頂相は、玉泉寺仏殿の仏壇右側に安置される等身大の木像である。開山の月山禅誉を写したものとも伝えられるが、はっきりしない。

また、製作者・製作年代等も未調査のため不明である。

## (3) 龍峰山玉泉寺常楽院安置位牌

常楽院が下益城郡豊野村中間に移転したのは、寛永二年（一六二五）二十五代の慶運の時であった。宗派は真言宗醍醐寺派に属した。この年は大飢饉で、常楽院は祈禱寺としての性格が強かったという。各歴代住職の位牌以外に細川六代宜紀の位牌等が残る。

| | 歴代住職名 | 位牌の有無 | 没年 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 24 | 慶隆 | 無 | | |
| 25 | 慶運 | 有 | | この人の代に現豊野村中間へ移転し、伽峰山玉泉寺常楽院と号した。上寺基地五輪の塔 |
| 26 | 慶宅 | 有 | 寛文二年八月十八日 | |
| 27 | 慶昌 | 有 | 宝永六年六月十四日 | |
| 28 | 慶永 | 有 | 享保十年一月二十四日 | 玉泉寺の僧鐵雲祖崙と知り合いで元禄頃の人 |
| 29 | 最城 | 無 | 宝暦十一年十二月二十四日 | |
| 30 | 慶成 | 有 | 寛政十年四月十四日 | |
| 31 | 慶壽 | 有 | 寛政元年六月二十八日 | |
| 32 | 慶照 | 有 | 文久三年七月二十日 | |
| 33 | 慶秀 | 有 | 大正八年八月四日 | 歴代住職名を写した人 |
| 34 | 慶雅 | 有 | 大正十四年二月十三日 | |
| 35 | 法盤 | 有 | 昭和三十五年五月二日 | |
| 36 | 慶範（現代） | | | |

第74図　玉泉寺所蔵位牌の一部

## (4) 位牌の一部と頂相（玉泉寺蔵）

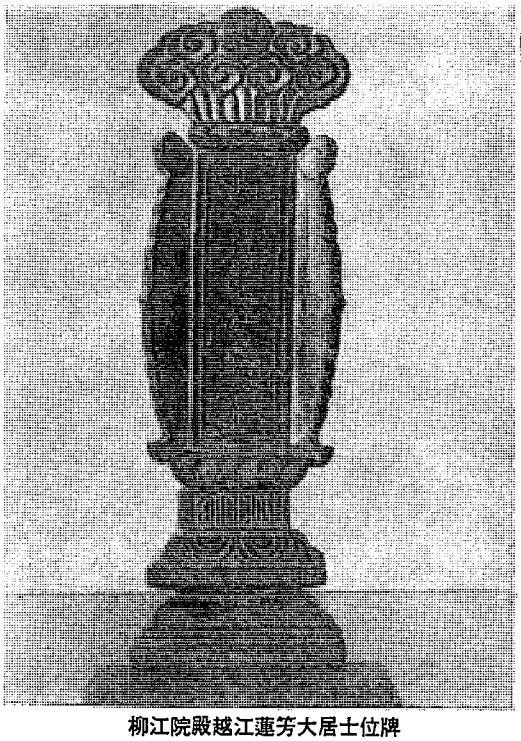

柳江院殿越江蓮芳大居士位牌

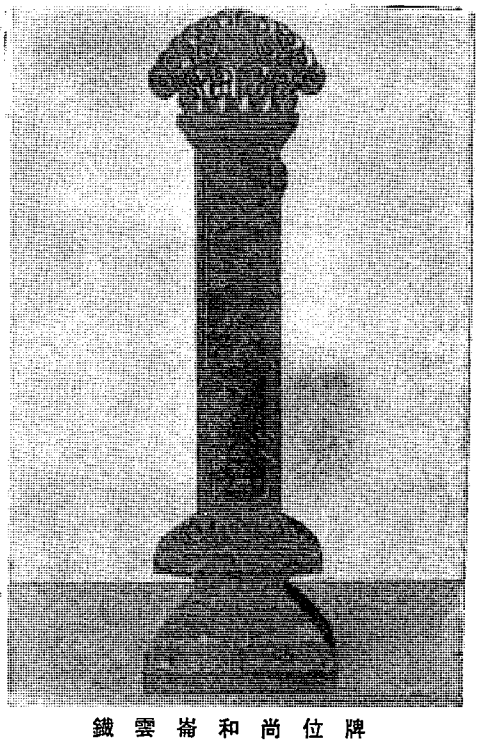

鐵雲嵩和尚位牌

摂津守依邪宗而焚焼領内之寺神仏閣当寺亦羅卅灾而舊記八寺断
絶幸地蔵山寺之木像潜小池而得避灾其
後禅瑞和尚掛錫於当寺延宝六戊午春再建本堂然星霜歴百有余年
而棟落柱朽而
佛像亦無由防雨露卅年天保三壬辰冬貧道恵正発再建之志願遍求
他方萬家信施
請郷里荘官清信士之助資而漸同五年春遂土木之功畢余如別記八
寺

## (2) 龍峰山玉泉寺常楽院喚鐘銘

現在、常楽院本堂脇に吊される喚鐘には、玉泉寺再中興の祖鐵雲祖崙の撰銘が見られる。

元禄十五年（一七〇二）三月の記銘の喚鐘で、その周円には中世時の瓦質土器（火鉢）等に見られる巴文や雷文等が巡っており、中世の面影を残している。

なお、肥後見聞雑記に掲載されたこの鐘銘が、肥後国誌下巻の常楽院迹の項にも引用されている。

益城郡小熊野中間村常楽院慶永公興同村治右衛門善兵衛等戮力鋳鐘請山僧銘

鳧鐘今古　不論緇供　晨昏撞撃　逸響並通　驚回就夢　啓発困蒙
遐邇群品　常楽無窮

元禄十五載三月吉辰　龍峯山鐵雲祖崙謹誌

第73図　常楽院の喚鐘

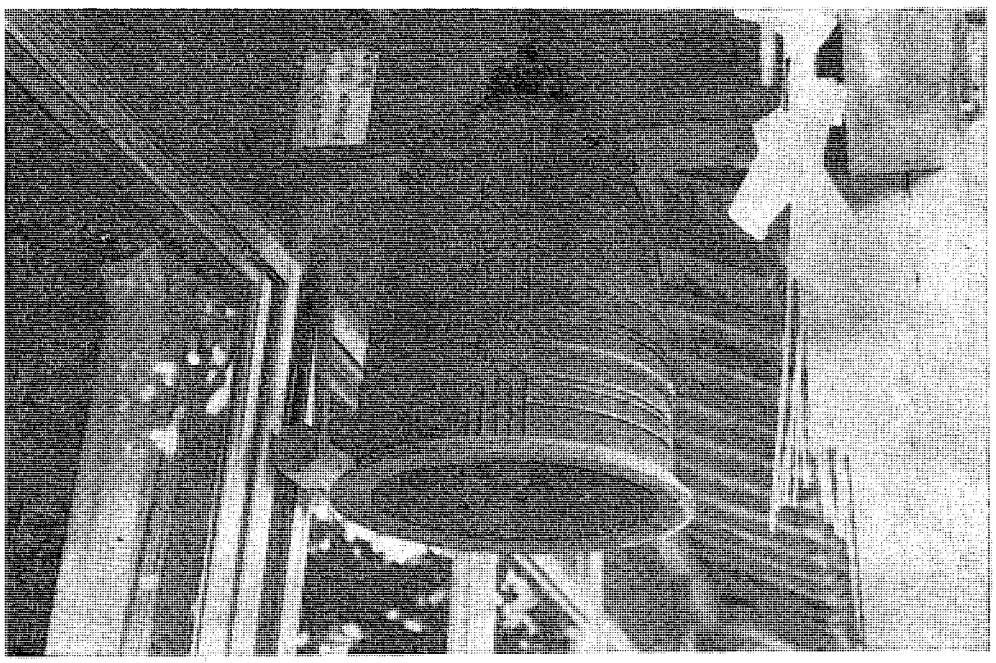

# 一、玉泉寺関係金石文

## (1) 天保銘の棟札（玉泉寺蔵）

住職の話によると、どの堂舎に付けられていたものか不明とのことであるが、銘文から仏殿の棟に付けられていたものであろう。この棟札は、長さ九七㎝、天の幅一九・三㎝、地の幅一七・五㎝、厚さ一・六㎝の板で裏表に墨書銘文がしるされている。

表には一般的建築儀礼に見られる地鎮の銘文が、裏面には当玉泉寺の略縁起と本堂再建の趣意が記録されている。

また、裏面下段には建築に携った関係者一同の氏名が見られる。

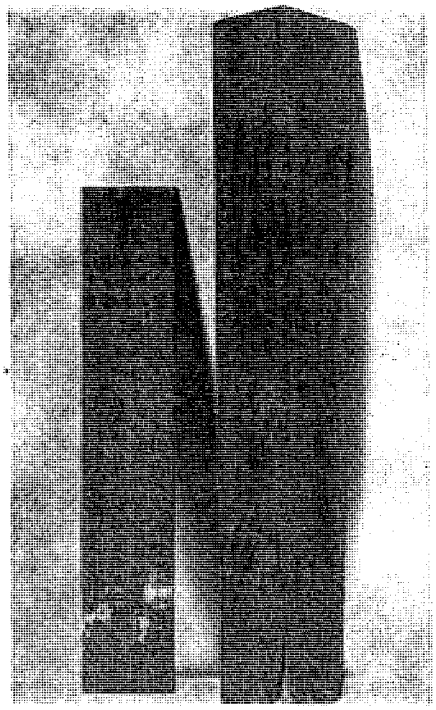

第72図　天保五年銘仏殿棟札（右側）

天地開闢地神五代天君雖知此国未有宮殿而無露之防矣於爰天君請
降天四柱神而定四座之祭経始宮殿而以得神安座也
天四柱尊　奉祭祀神代永盛上棟祈本
　　工匠　正規敬白
人皇三十二代用明天皇御子聖徳太子専
信仏道而創欲建伽藍矣此時
神道盛而日本之工匠不知建堂塔因茲使
来百済工匠傳之世也
現住恵正比丘　　貞平　惣吉
常村庄屋上村杢左ヱ門　久平　彦兵衛
興善寺村　　理衛門　宇八
大工加来忠吉正観　平助　□助
　　長蔵　恵七　若者頭
上北大野村山師　庄助　長蔵
　　茂八　夫兵衛　茂作
　　清八　儀平
八代郡岡中村玉泉禅寺月山禅誉禅師之開闢嘉応弐安年中小松内
府重盛公之艸創
而六百六十有余年之禅窟也　建武年中兵乱後興廃屢経云　其後
大永年中相良城
主領求摩葦北八代天正初義陽公居城干古麗而以当寺為祈願所寄
附有佐高田之内三
百石天正九年辛己義陽公戦死響原当寺玉井院亦倶戦死其後小西

# 図　　版

## 図版1　玉泉寺全景

（上）仏殿と旧庫理（南側より）

（下）参道と山門所在跡

## 図版2　玉泉寺歴代住職墓所

（上）歴代住職墓所遠景

（下）同近景（北側より）

## 図版３　玉泉寺住職墓所

伝・開山塔

## 図版4　玉泉寺歴代住職墓所

（上）伝・開山塔火輪裏面の枘

（下）同　地輪の枘穴

## 図版5　玉泉寺歴代住職墓所

(上) 同水輪上部枘穴と報謝物収納穴

(下) 同水輪下部枘

## 図版６　玉泉寺歴代住職墓所

玉泉寺再中興の祖、鉄雲崙和尚詣り墓

## 図版7　玉泉寺歴代住職墓所

（上）伝　開山塔下部遺構（囲い石と納骨器石蓋）

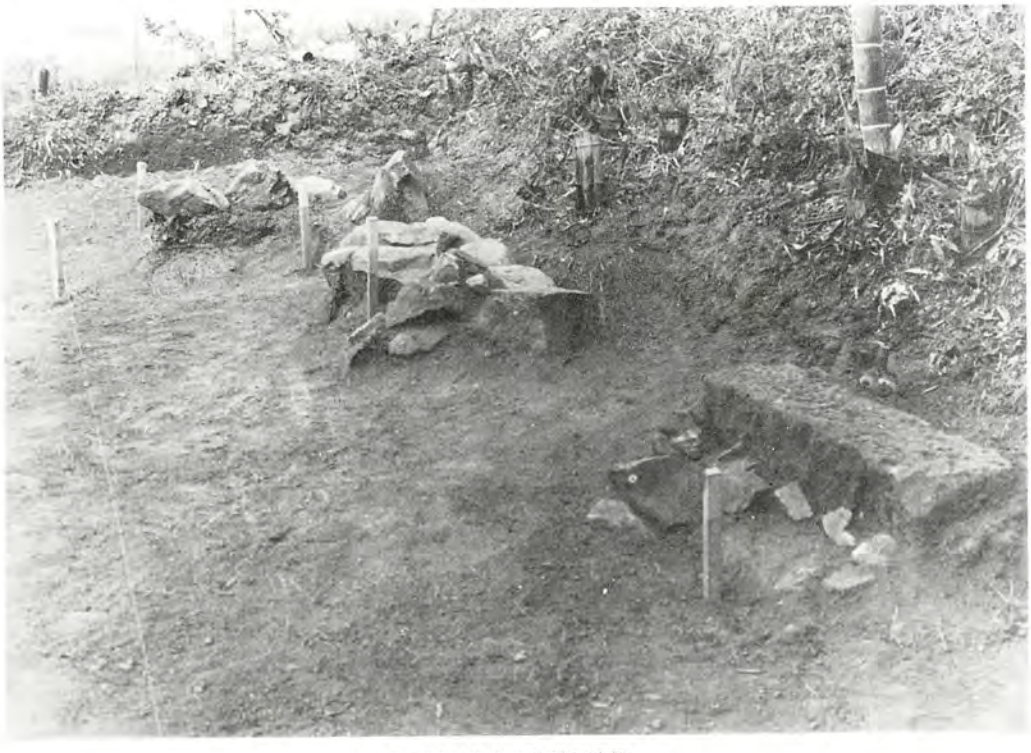

（下）歴代住職墓基礎部遺構

## 図版8　玉泉寺歴代住職墓所

(上) 墓　坑　全　景

(下) 同（西側より）

## 図版9　玉泉寺歴代住職墓所

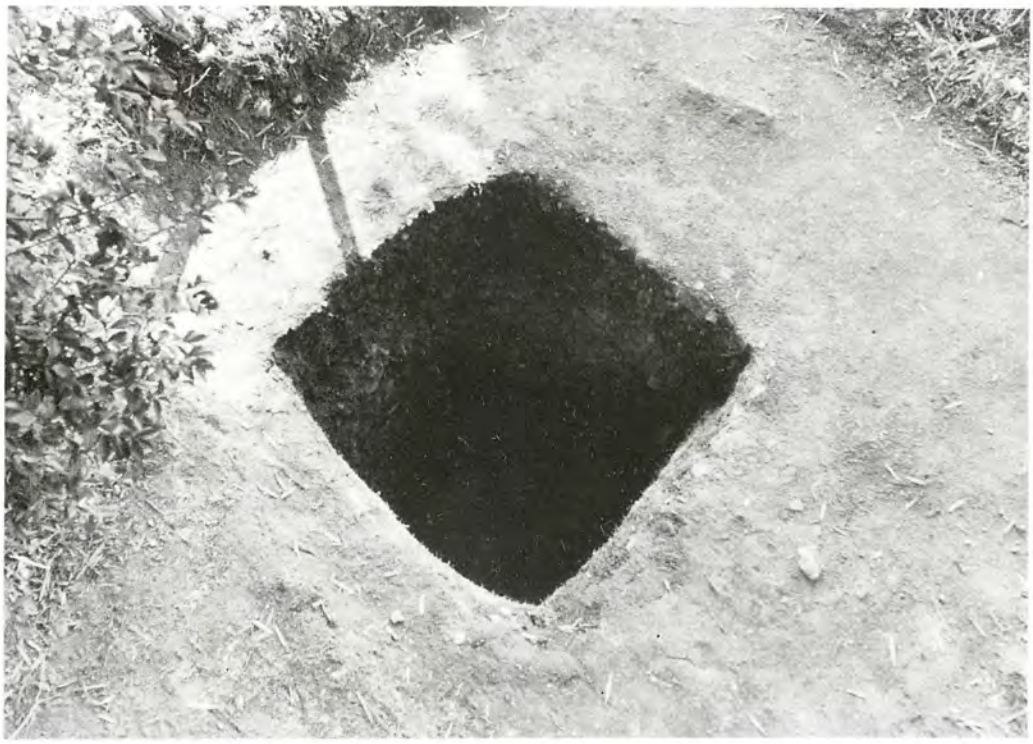

（上）No.1 逸堂俊墓の方形墓坑

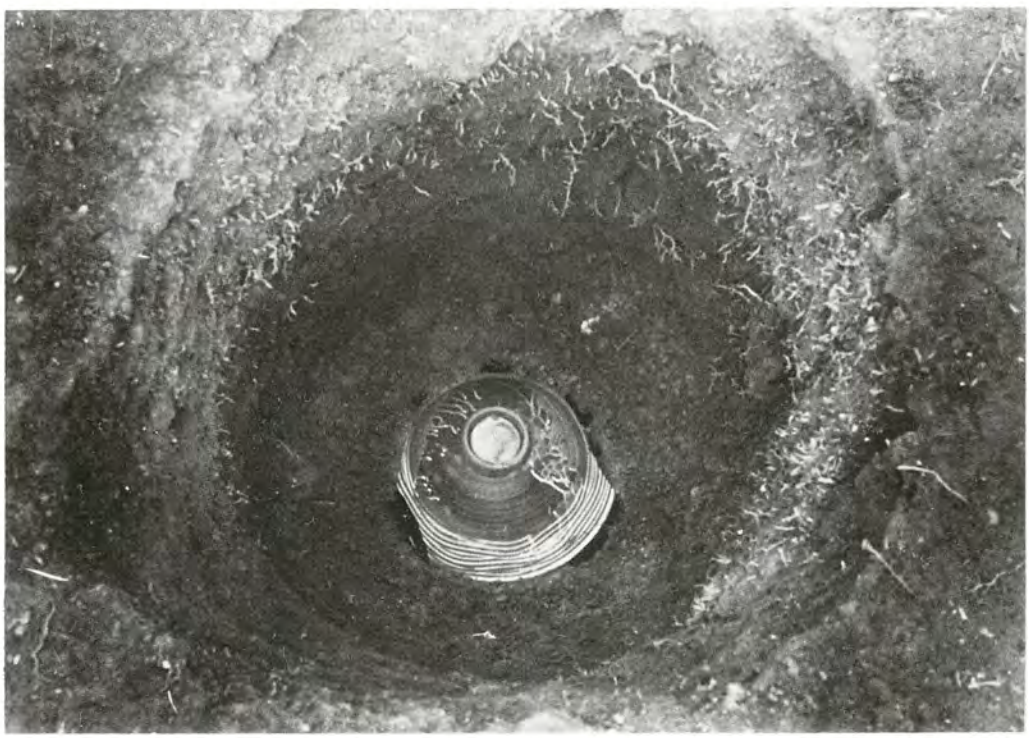

（下）No.10径山允正墓の甕葬

## 図版10　玉泉寺歴代住職墓所

(上) No.8の墓坑とその埋葬状態

(下) 同墓坑内人骨

## 図版11　玉泉寺関連古塔碑群

（上）玉泉寺境内西側所在五輪塔（クスノキさん）

（下）玉泉寺参道右手路傍古塔群

## 図版12　玉泉寺関連古塔碑群

（上）吉田家墓所内古墓碑群

（下）玉泉寺境内出土の五輪の各部

## 図版13　玉泉寺関連古塔碑群

（上）上村氏屋敷跡地全景

（下）同所五輪残欠

## 図版14　玉泉寺庭園

（上）玉泉寺庭園庭石残次

（下）同庭園部土留め用列石

**図版15**　玉泉寺所蔵什物

（上）玉泉寺山号扁額

（下）同寺号扁額

**図版16**　玉泉寺仏殿の本尊

地蔵菩薩像（南北朝～室町時代）

## 図版17　玉泉寺所蔵秘仏と禅瑞手箱

（上）聖観音座像（唐福建安海所・石叟作）

（中）裏面の禅瑞の著名

（下）禅瑞銘入り手箱

**図版18**　玉泉寺開祖の頂相

開山月山禅誉(?)木像

**図版19**　玉泉寺所蔵什物

（上）金海山山号入りの三具足

（下）同寺仏殿安置位牌

## 図版20　玉泉寺二号墳遺構

（上）二号墳北側一帯の礫群

（下）同円礫群（もと石室内に敷かれていたもの）

## 図版21　玉泉寺二号古墳遺構

（上）二号墳跡地周辺の礫群

（下）同礫群を取り除いたところ

## 図版22　玉泉寺二号墳遺構

（上）同二号墳旧石室所在場所

（下）同所・石材が抜き取られた跡

## 図版23　玉泉寺二号墳遺構

（上）玄室部分の石材抜き取り跡と根堅めの状態

（下）玄室右側壁の根石の状態

## 図版24　玉泉寺二号墳遺構

（上）羨道部右側壁石材の下部残欠

（下）同 左側壁基礎部石組状態

## 図版25　玉泉寺三号墳遺構

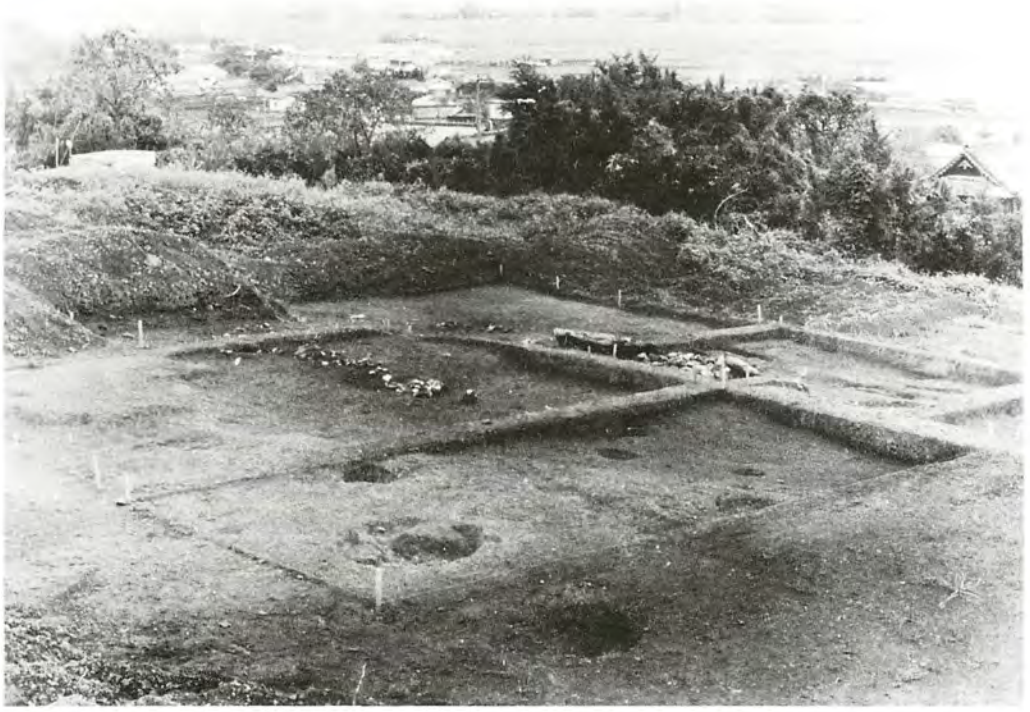

（上）三号墳周辺の発掘区設定状況

（下）同 境周溝部上面の遺物の出土状況

## 図版26　玉泉寺三号墳関係遺構

（上）石室残欠石材と周溝（西側より）

（下）石室残欠石材と周溝（東側より）

## 図版27　玉泉寺三号墳遺構

（上）周溝を断ち切る土橋部分、前方の建物は、玉泉寺仏殿と新築の庫理

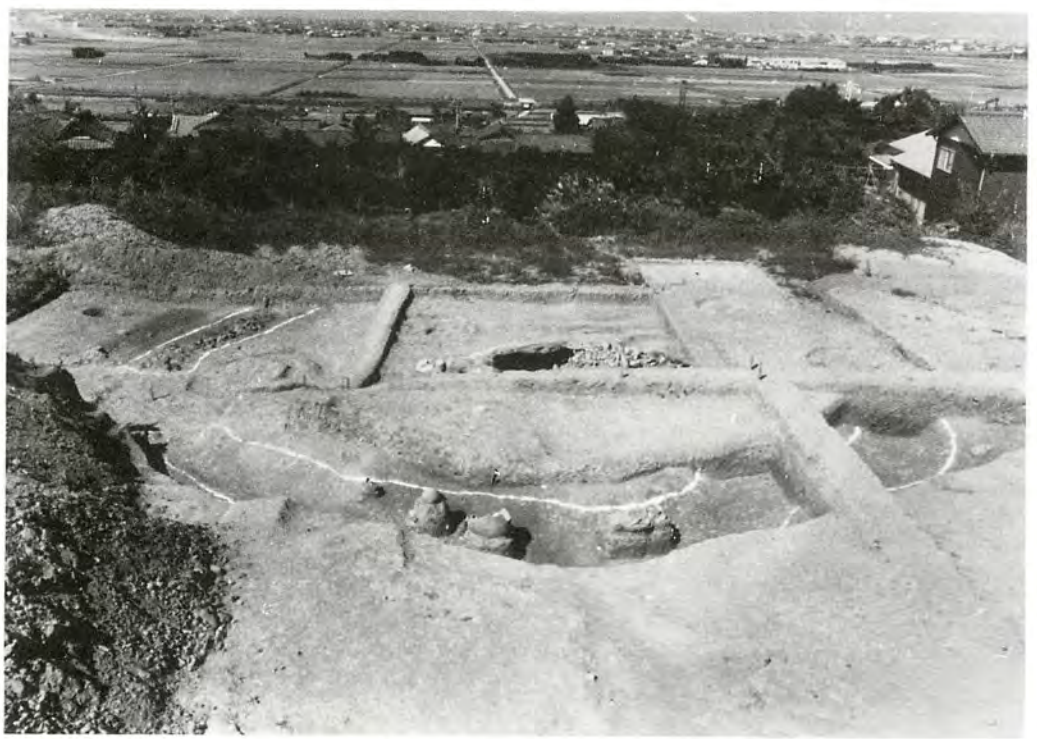

（下）同墳周溝部と遺物の出土状況（東側より）

## 図版28　玉泉寺三号墳遺構

（上）浮き上った石材と礫群

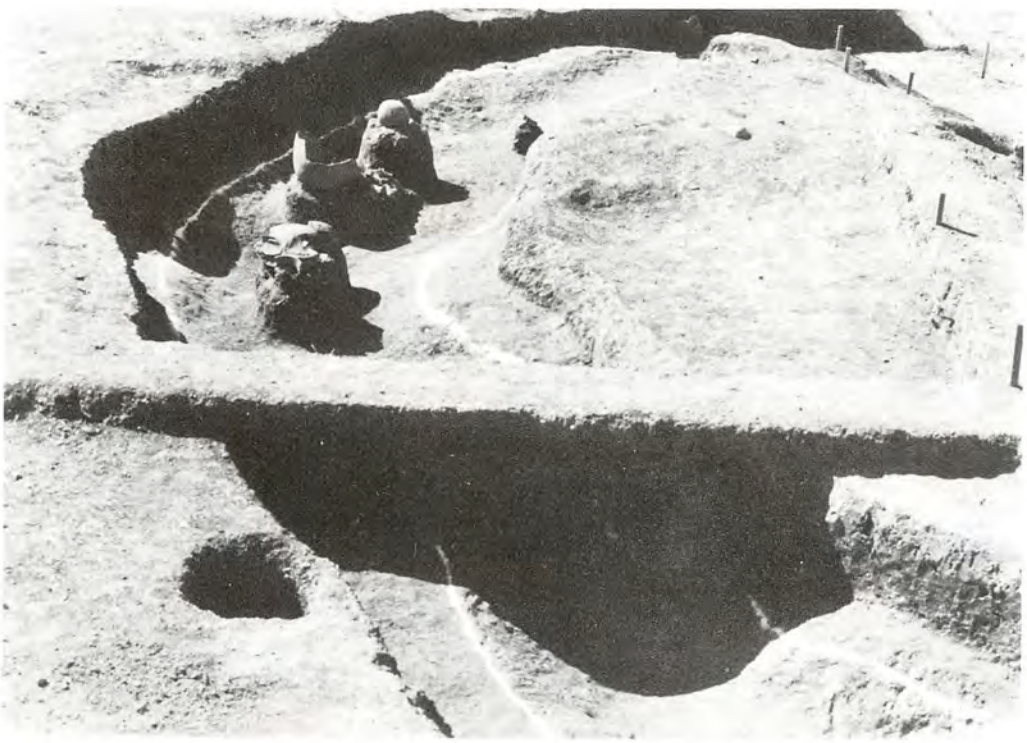

（下）南側周溝部における遺物出土状況

## 図版29　玉泉寺三号墳遺構

（上）地元民の話にもとづき、石材を旧状に復した状態

（下）同状況を裏面から見たところ

## 図版30　玉泉寺三号墳遺構

(上) 旧状に復したところ (南側より)

(下) 石材基礎部の堀込みの状況

## 図版31　玉泉寺三号墳遺構

（上）石材抜去跡と根堅めの状況（西北方向より）

（下）同部拡大写真

## 図版32　玉泉寺三号墳遺構

（上）周溝部上面における大甕の破損状況

（下）周溝部上面の遺物の出土状況

## 図版33　玉泉寺三号墳遺構

(上) 周溝部における遺物の出土状況

(下) 同所拡大写真

## 図版34　玉泉寺三号墳遺構

（上）周溝部の遺物の出土状況

（下）同　全　景　写　真

## 図版35　玉泉寺三号墳遺構

（上）周溝部における遺物の出土状況

（下）　同

## 図版36　洪福寺関係遺構

（上）洪福寺跡ケンポン堂

（下）同廃寺所在の中世墓所、

## 図版37　洪福寺関係遺構

開　山　塔　全　景

## 図版38　洪福寺関係遺構

（上）同開山塔火輪枘

（下）同開山塔水輪枘穴

## 図版39　洪福寺関係遺構

（上）開山塔地輪下墓誌板石

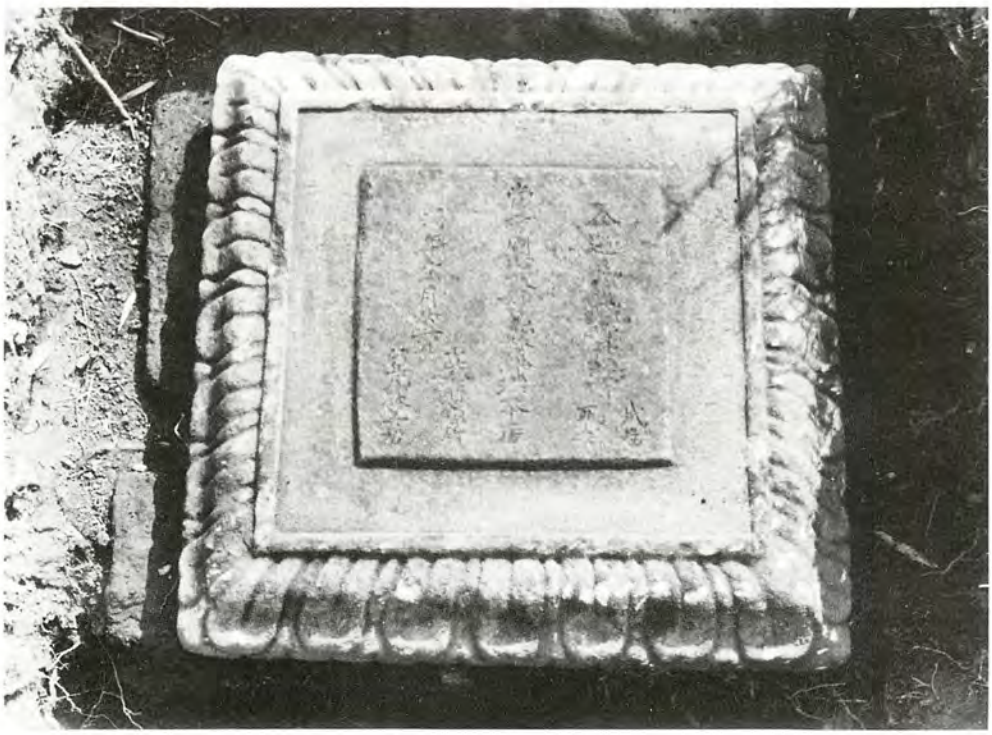

（下）同　墓　誌　銘

## 図版40　洪福寺関係遺構

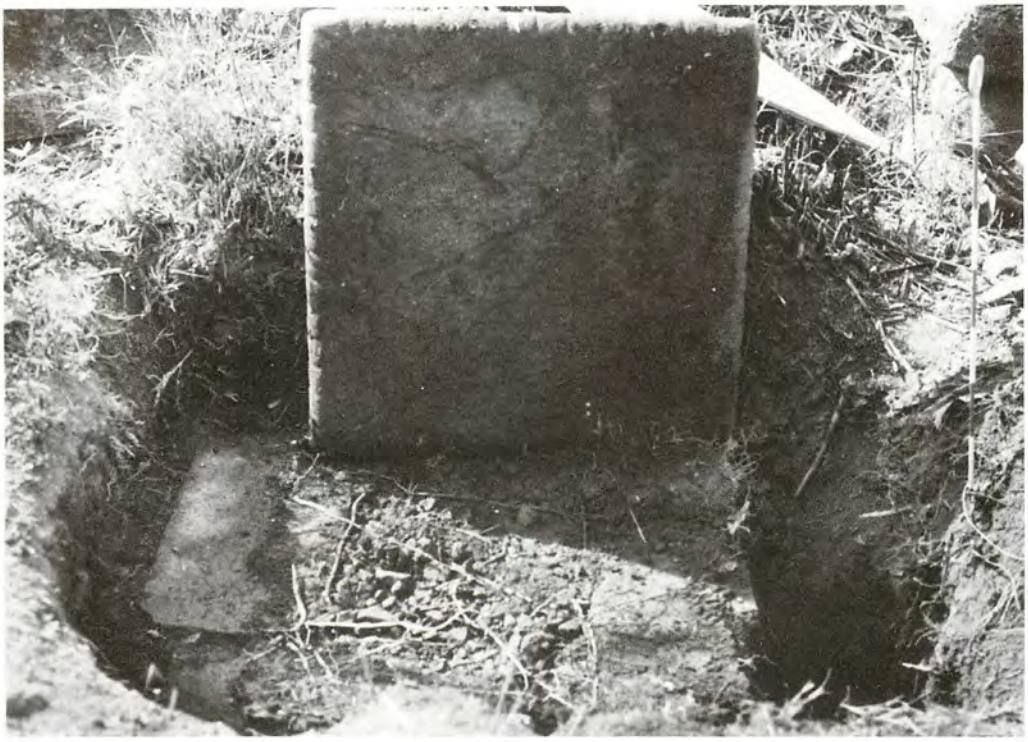

（上）墓誌板石下の基礎部の状況

（下）基礎部内の小石室

## 図版41　浄光寺蓮華院遺跡

（上）現在の蓮華院誕生寺本堂

（下）浄光寺蓮華院五輪塔（関白塔）

**図版42**　浄光寺蓮華院境内出土遺物

出土した仏具類

**図版43**　浄光寺蓮華院境内出土遺物

金銅仏頭1身体

## 図版44　浄光寺蓮華院境内出土遺物

(上) 小 仏 像 2 躰

(下) 滑 石 製 勾 玉 1 点

## 図版45　浄光寺蓮華院境内出土遺物

（上）軒丸瓦と軒平丸瓦

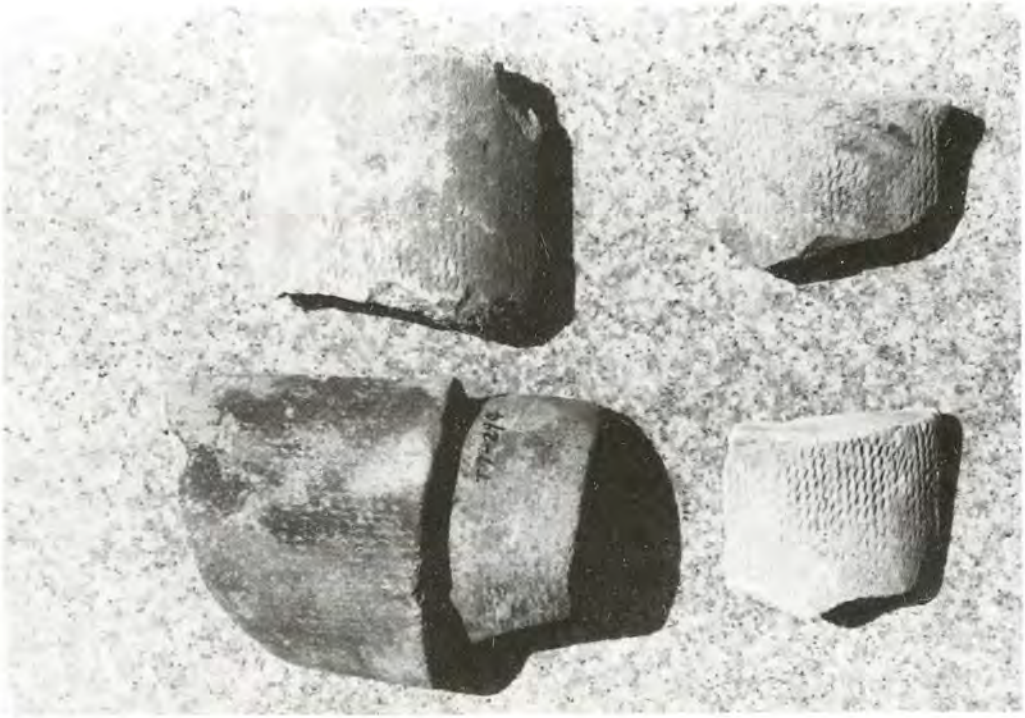

（下）丸瓦と平瓦片

## 図版46　浄光寺蓮華院境内出土遺物

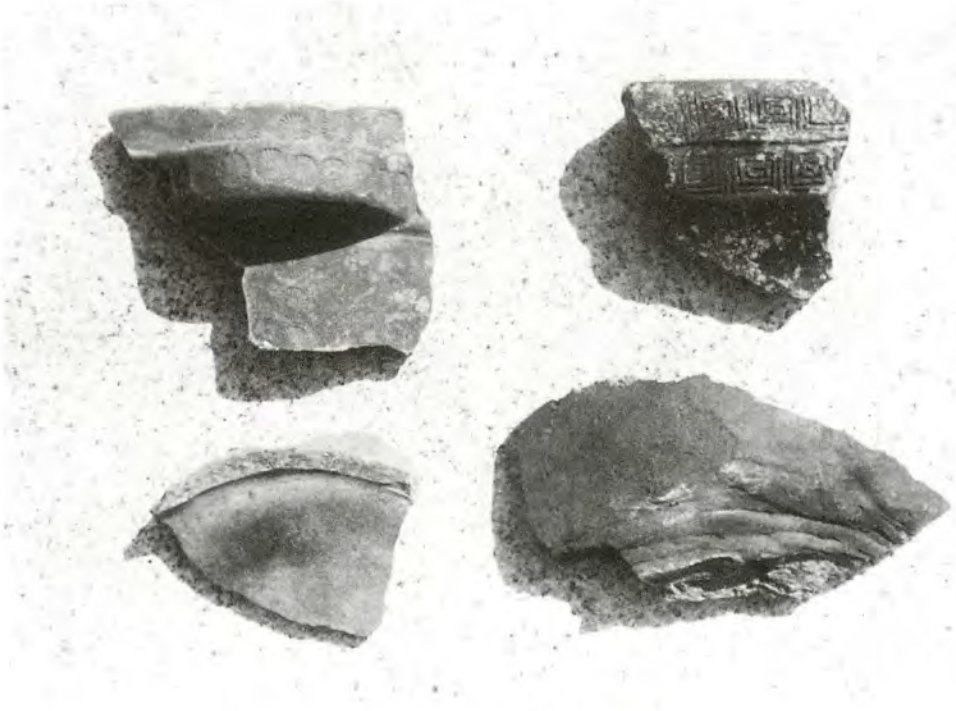

(上) 瓦質火鉢の口縁部と同底部

(下) 瓦　質　の　盤

## 図版47　浄光寺蓮華院境内出土遺物

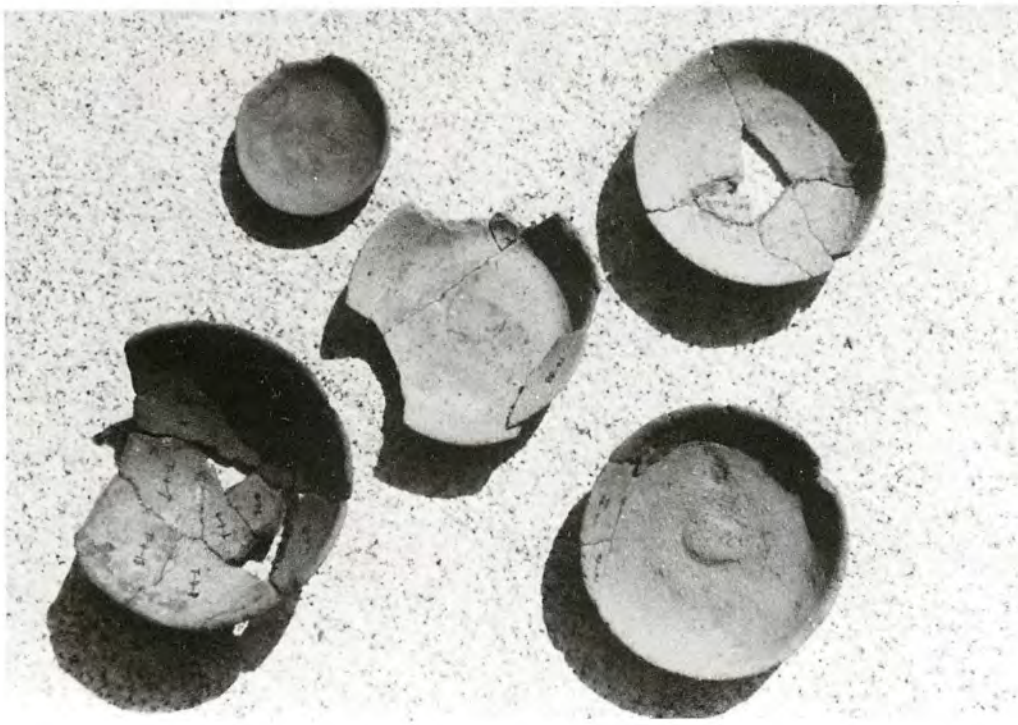

（上）土師質土器（燈明皿）

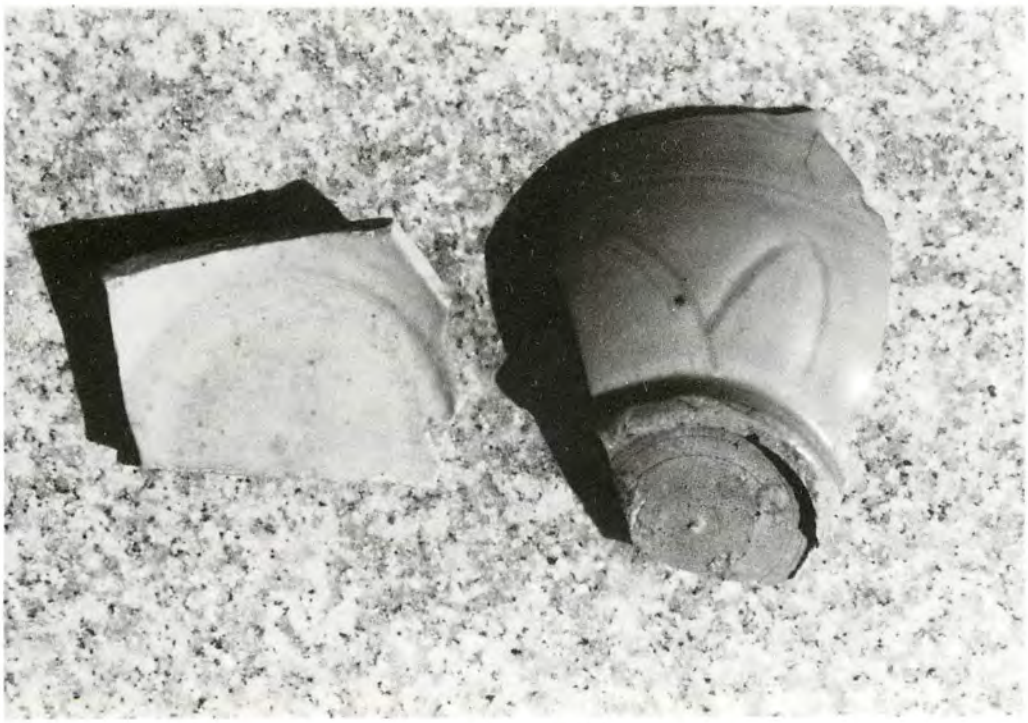

（下）青磁の白磁碗片

**図版48**　玉泉寺三号墳出土遺物

**図版49**　玉泉寺三号墳出土遺物

**図版50**　玉泉寺三号墳出土遺物

**図版51**　玉泉寺三号墳出土遺物

**図版52**　玉泉寺三号墳出土遺物

**図版53**　玉泉寺三号墳出土遺物

**図版54**　玉泉寺三号墳出土遺物

熊本県文化財調査報告　第44集

# 玉　泉　寺

昭和55年３月31日

編集
発行　熊本県教育委員会
〒862 熊本市水前寺６丁目18番１号

印刷　株式会社　秀　巧　社
熊本市国府４丁目10―18
TEL　６６―１２２１

この電子書籍は、熊本県文化財調査報告第 44 集を底本として作成しました。閲覧を目的としていますので、精確な図版などが必要な場合には底本から引用してください。

底本は、熊本県内の市町村教育委員会と図書館、都道府県の教育委員会と図書館、考古学を教える大学、国立国会図書館などにあります。所蔵状況や利用方法は、直接、各施設にお問い合わせください。

書名：玉泉寺
発行：熊本県教育委員会
〒862-8609　熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号
電話：　096-383-1111
URL：http://www.pref.kumamoto.jp/
電子書籍制作日：2016 年 3 月 31 日

なお、熊本県文化財保護協会が底本を頒布している場合があります。詳しくは熊本県文化財保護協会にお問い合わせください。
熊本県文化財保護協会
URL：http://www.kumamoto-bunho.jp/